

令和2年第3回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 9月4日（金）

・開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・諸般の報告	9
・行政報告	9
・議案等の上程（第74号～第95号）（諮問第3号）	9
・議案等に対する質疑	18
・発議の上程（第1号）	20
・意見書案の上程（第1号）	21
・意見書案に対する質疑	22
・請願の報告（第1号）	22
・請願に対する質疑	25
・議案等の委員会付託	28
・委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	29
議案第88号 財産の取得及び無償譲渡について	29
発議第1号 粕屋町総合計画策定特別委員会設置に関する決議（案）	31

第2号 9月8日（火）

・一般質問	36
田川正治議員	37
1. 新型コロナウイルス感染症対策について、国や県の支援と合わせ、粕屋町民の切実な要望を取り入れた、これからの支援策と、今後、新型コロナウイルスと共存する新しい生活様式的具体化と、町民の声を受けとめ、安心・安全な暮らしを確立していくための、町としての施策について	37
2. 新型コロナウイルス感染の危険な生活環境の下で、子どもの命を守っていくために、保育所や幼稚園、小中学校や学童保育所などでの感染防止対策のために、それぞれの施設内や教室内での、安心・安全な環境整備についての、町としての施策について	50
3. 新型コロナウイルス感染の危険な職場環境のもとで、医療、保健衛生、社会保険、社会福祉、介護など、崩壊の瀬戸際に追い込まれる事態が生まれているが、施設や職員などへの町としての支援策について	54

八尋源治議員	57
1. 再度未来に繋ぐまちづくりについて	57
2. 市制に向けての委員会の現状は	59
3. 都市計画区域内計画道路について	61
案浦兼敏議員	63
1. コロナ対策について	63
2. ボタ山の開発について	71
井上正宏議員	76
1. 都市計画マスタープラン（案）について	76
2. コロナ禍における児童・生徒の授業の遅れ、行事の見直し、感染症対策 及び学童保育について	84
中野敏郎議員	89
1. 本年度から開始された業者委託による広報紙等配布事業について	89
2. 自然災害対策について	95
3. 新型コロナウイルス感染症の対応について	102

第3号 9月9日（水）

・一般質問	113
太田健策議員	113
1. コロナ対策について	113
2. 旧焼却場撤去について	119
3. 粕屋町営住宅長寿命化計画について	126
安藤和寿議員	131
1. コロナ禍による感染対策について	131
2. 児童・生徒の登下校交通安全対策について	138
福永善之議員	142
1. 随意契約について（可燃ごみ回収業者選定において）	142
2. ハラスメントについて	156
川口 晃議員	169
1. コロナ禍のもとでの対策をどうすすめるのか	169
2. 洪水時被害を最小限におさえるための具体的な措置について	178
木村優子議員	183
1. 医療的ケア児に対する援助について	184
2. 図書館の充実に向けて	195

第4号 9月10日(木)

・一般質問	204
山脇秀隆議員	204
1. 粕屋町芸術文化推進基本計画に関連して	204
久我純治議員	214
1. 新型コロナウイルス感染症対策は、1市7町での対応を	214
末若憲治議員	226
1. “Withコロナ” “Afterコロナ”の町の取組みについて	227
2. サウンディング型市場調査について	235
3. 迅速かつ正確な情報発信及び分かりやすい情報発信について	237
小池弘基議員	240
1. 九州大学農学部附属農場跡地の利活用について	240
本田芳枝議員	250
1. 暮らし続けたいなるまち構想と歩道整備・ふれあいバスについて	251
2. 教育環境の整備について	261

第5号 9月28日(月)

・(追加) 議案等の上程(議案第96号)	274
・(追加) 議案等に対する質疑	275
・(追加) 議案等の委員会付託	275
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	276
議案第74号 粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	276
議案第75号 粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	276
議案第76号 粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	277
議案第77号 粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	279
議案第78号 粕屋町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	279
議案第79号 粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について	279
議案第80号 粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	279
議案第81号 粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の	

	一部を改正する条例について……………	279
議案第82号	令和2年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	286
議案第83号	令和2年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について……	288
議案第84号	令和2年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について…	288
議案第85号	令和2年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	288
議案第86号	令和2年度 粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 について……………	288
議案第87号	備品購入契約の締結について……………	292
議案第89号	令和元年度 粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について……………	295
議案第90号	令和元年度 粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	299
議案第91号	令和元年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について……………	299
議案第92号	令和元年度 粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ いて……………	299
議案第93号	令和元年度 粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	299
議案第94号	令和元年度 粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決 算の認定について……………	305
議案第95号	令和元年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分 及び収入支出決算の認定について……………	305
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	307
意見書案第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な 悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）……………	308
請願第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはか るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について…	309
	（追加）議案第96号 粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関す る条例の制定について……………	316
・	（追加）国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会の廃止について……………	317
・	委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査……………	319
・	閉 会……………	320

令和2年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和2年9月4日（金）

令和2年第3回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和2年9月4日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 行政報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 発議の上程
- 第8. 意見書案の上程
- 第9. 意見書案に対する質疑
- 第10. 請願の報告
- 第11. 請願に対する質疑
- 第12. 議案等の委員会付託
- 第13. 委員長報告
- 第14. 委員長報告に対する質疑
- 第15. 討論
- 第16. 採決

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 福 永 善 之
2番 井 上 正 宏	10番 久 我 純 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 本 田 芳 枝
4番 安 藤 和 寿	12番 八 尋 源 治
5番 中 野 敏 郎	13番 木 村 優 子
6番 太 田 健 策	14番 山 脇 秀 隆
7番 川 口 晃	15番 小 池 弘 基
8番 田 川 正 治	16番 鞭 馬 直 澄

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 議会事務局主幹 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（13名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	山野勝寛
都市政策部長	山本浩	住民福祉部長	中小原浩臣
総務課長	堺哲弘	経営政策課長	今泉真次
協働のまちづくり課長	豊福健司	学校教育課長	早川良一
社会教育課長	新宅信久	総合窓口課長	渋田香奈子
子ども未来課長	神近秀敏		

(開会 午前9時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

皆さま、改めまして、おはようございます。

全国的に、新型コロナウイルス感染症の感染防止に取り組んでおりますが、まだまだ各所において、クラスター発生などにより感染が続いております。町内におきましてもある病院でクラスターが発生し、終息に向けて、大変なご尽力をされているようにお聞きしております。感染された方々の1日も早い回復と、病院が早く通常業務に戻れることを願うばかりでございます。感染防止に向けましては、一人一人が慎重な行動をとることが重要な危機が続いていると思っております。

また、気象庁の台風10号の進路予想では、来週の月曜日に、非常に強い勢力を維持したまま、北部九州を通過する予報となっております。被害が出ないことを切に願うばかりでございます。

今定例会では、15名の議員の方が一般質問されます。活気ある前向きな質問と答弁をご期待申し上げます。本日の町執行部の出席は、特別職であります町三役、及び議案を提出されました関係部課長の出席要請とさせていただきます。この件をご了承いただきたいと思っております。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、令和2年第3回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、太田健策議員及び8番、田川正治議員を指名いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の皆さまには、あらかじめ議事日程表をお配りいたしておりましたが、とても勢力の強い台風10号が、9月7日、月曜日に福岡県に最接近するとの予報が出ていることから、当初予定をしておりました、7日、月曜日の本会議を開催せず、以降、日程を1日ずつずらし、会期日程は当初の予定どおりの28日、月曜日とする会期日程及び議事日程を作成し直し、本日皆さまにお配りいたしております。

そのことも踏まえまして、今期定例会の会期は、本日から9月28日までの25日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月28日までの25日間と決定いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

日程第3、「諸般の報告」を行います。

国鉄志免炭鉱ぼた山開発推進協議会の新組織が4月1日にスタートしたことに伴い、新たな議会選出の委員が決まりましたので、ご報告を申し上げます。協議会の規約によりまして、協議会の構成は、粕屋町、志免町、須恵町の各町からそれぞれ、議長、副議長、議員2名の計4名の選出となっており、先日、8月12日に開催いたしました議員全員協議会におきまして、小池弘基副議長、久我純治議員、案浦兼敏議員、そして私、議長である鞭馬直澄の4名が委員として選出されましたことをご報告を申し上げます。

なお、昭和55年12月に設置され、その後、改選の度に設置されておりました、「国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会」は、今定例会中に廃止となる予定でありますことを申し添えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、日程第4、「行政報告」及び日程第5、「議案等の上程」を求めます。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案等は23件であります。

行政報告、及び提案理由の説明を一括して求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

本日、令和2年第3回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、残暑厳しい折、また何かとご多忙の中全員のご出席を賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、今議長が申されましたように、台風10号が九州に接近しつつあります。先日の、台風9号も非常に災害が危惧されておりましたけれども、幸い、若干の被害でございました。しかし、今回台風10号については、それをはるかに超えるような、特別警報が発令されるような、被害が想定されております。最大級の災害対策を、行わなければならないと思っております。台風9号に引き続きまして、台風10号の

災害警戒本部を連日のように招集し、開催しております。

来週の月曜日に、九州に最接近するということでございますので、来週の月曜日は、小・中学校の休校並びに幼稚園の休園。そして、公共施設の休館等の措置を行うと同時に、日曜日、9月6日の日曜日からかすやドームに新型コロナウイルスの避難所と共に、併せて一般の避難所の開設を行う準備を、今しているところでございます。その辺の周知につきましては、ホームページ、また、町内の行政無線放送で緊急の連絡をして参りたいと思っております。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「行政報告」をいたします。

まず、法定報告をいたします。お配りしております、別冊報告書をご覧ください。

1 ページの報告第3号は、「令和元年度粕屋町健全化判断比率について」でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。続いて、5ページの報告第4号は、「令和元年度粕屋町公営企業の経営の健全化について」でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

以上で、法令に基づく報告を終わります。

次に、その他の報告をいたします。別紙でお配りしております、資料をごらんください。「一部事務組合の令和元年度決算について」でございます。①番、須恵町外二ヶ町清掃施設組合、②番、粕屋南部消防組合、③番、福岡県後期高齢者医療広域連合、④番、糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合、⑤番、北筑昇華苑組合について記載をしております。決算額につきましては、資料のとおりでございますので、どうかご覧いただきたいと存じます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症についての報告でございます。御存じのように、7月中旬以降、福岡県では、新規感染者及び感染経路不明者が増加し、病床の稼働率が上昇したことから、8月5日に福岡コロナ警報が発令され、県内の医療提供体制整備の要請と共に、住民や事業者に対して新たな生活様式のもと、社会経済活動への制約をできる限り小さくし、一人一人が感染防止を図ることが、これからのコロナと共存する上で、社会全体に求められております。

さて、そのような中、粕屋町における現在までの新型コロナ対策事業については、今お配りしております、別添資料の一覧表にまとめております。その中には、がんばるかすやの応援金事業や町内公共施設の空調換気設備の改修など、事業進行中のものがございますが、概ね予定どおり進捗をしております。また、この表には掲載しておりませんが、国の10万円の特別定額給付金事業につきましては、粕屋町にお

いて、申請が去る8月17日に完了し、給付金決定総額は、47億9,320万円となり、達成率は99.76%となっております。

次に、クリーンパークわかすぎの次期、ごみ処理施設関連の進捗状況についてご説明申し上げます。議会の皆さまの同意を得まして、令和元年12月17日に、須恵町長と私との連名で、篠栗町長宛てに提出した、現有処理施設の敷地内に引き続いて、次期ごみ処理施設を令和8年度までに建設に関する要望書。これにつきまして、篠栗町の地元の皆さまのご理解を求めするため、昨年12月の5日から開催してまいりました、地元の次期ごみ処理施設整備検討協議会、これもつい先日8月27日まで、都合6回の開催を行ってまいったところでございます。

令和9年度までの稼働延長の期限までには、効率的で環境に適合した、新ごみ処理施設の稼働を図るべく、誠意をもって3町歩調を合わせ、問題の解決に当たってまいりたいと思っております。

次に、今年度の重点施策の1つでありました、ふれあいバスの充実についてでございます。かねてより住民の皆さんの要望が多かった、イオンモール福岡との連結シャトルバスの運行を、去る9月1日より開始しております。内容は、1時間に1本、1日7往復を行うダイヤで、福祉センターから発着をし、既存4コースのふれあいバスの運行ダイヤも見直し、併せて町内2か所のバス停の新設も行いました。そのうちの1つに、JR長者原駅の駅前ロータリーへの乗り入れも実現をしております。

最後になりますが、粕屋町内を運行しております、西鉄バス路線の一部廃止についてお知らせいたします。去る7月29日付けで、西鉄バス筑豊株式会社から、田川市から糸田町、飯塚市を經由し、国道201号線を通り、町内の粕屋警察署前、長者原、原町のバス停を経て、福岡空港、博多駅に至る、路線延長42.14kmの筑豊急行福岡線。これは、運行回数1日9本でございます。これを、2021年、来年の令和3年9月30日をもって、廃止することを申し入れる旨の文書連絡がございました。

1日でのサンプル調査では、町内3つのバス停での利用者合計は、1日で37名となっておりますが、路線全体では、これは飯塚地区に大きな影響があると思われるしております。西鉄としましても、路線維持への努力をこれまで行ってきたものの、ここ数年続いている慢性的な乗員不足や利用実態、収支状況を踏まえ、路線廃止という結論に至ったとの説明でございます。

なお、今の時点では、関係市町への申し出と情報の提供であり、今年度末に国に対して、廃止の届け出を行う予定のようでございます。今後、代替案などの検討などを行う動きがあると思われれます。

以上で、行政報告を終わります。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、続いて「議案の上程」を行います。

令和2年第3回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、固定資産評価審査委員の選任同意が2件、条例の改正が6件、令和2年度補正予算が5件、備品購入契約の締結が1件、財産の取得及び無償譲渡についてが1件、令和元年度決算認定が7件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問が1件、以上23件でございます。それでは、議案第74号から順にご説明申し上げますが、議案第89号から議案第95号までの決算認定議案につきましては、副町長よりご説明を申し上げます。

議案第74号は、「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」でございます。

平成23年10月から、粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております友野和憲氏の任期が、本年9月30日をもって満了となります。よって、同氏を再度選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては、経歴書を添付いたしておりますが、同氏は、長年、不動産鑑定士として土地、家屋の評価に携わってこられた専門家であり、本委員に最適な方で、人格、識見とも優れた方でございます。選任同意につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

続いて、議案第75号も、「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」でございます。

平成25年2月から、粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております、満行貞夫氏の任期が、本年10月31日をもって満了となります。よって、同氏を再度選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては、経歴書を添付いたしておりますけれども、同氏は、元粕屋町の職員で役場在職中は、会計財政部門、更に税務部門にも、長年携わられており、本委員に最適な方で、人格識見共に優れた方でございます。選任同意につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第76号は、「粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

本議会に提案しております、粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を令和3年4月1日に施行予定としており、また粕屋町私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則を廃止することになりましたので、当該条例及び規則を引用しております本条例について、所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第77号は、「粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を

改正する条例について」でございます。

福岡県重度障害者医療費支給制度について、令和3年4月1日から制度改正が予定されており、県の条例準則等の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

続いて、議案第78号は、「粕屋町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

福岡県子ども医療費支給制度について、令和3年4月1日から助成対象年齢を中学校3年生までに引き上げる制度改正が予定されており、県の条例準則等の一部が改正されました。これに伴い、当町においても、通院に係る医療費の助成対象年齢を中学校3年生までに拡大するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第79号は、「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について」でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、総務省の印鑑登録証明事務処理要領が改正されました。これに伴い、成年被後見人であっても所定の要件を満たした場合には、印鑑登録を行うことができるようにするため、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第80号は、「粕屋町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

令和元年10月1日から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。今回の改正は、この幼児教育・保育の無償化により、子ども子育て支援法に基づく、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、これに関連する所要の規定の整備を行うものでございます。

続いて、議案第81号は、「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

児童福祉法に基づく、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、これに関連する所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第82号は、「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億4,726万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を217億3,511万9千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、地方交付税を1億1,533万3千円、県支出金を2,900万5千円、繰越金を5,284万7千円、町債を4億149万1千円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、子育て支援事業費を

1,369万8千円、清掃センターの解体工事に着手するため、清掃センター保安管理事業費を3億4,936万円、農業振興事業費を2,609万8千円、小学校運営事業費を1,611万9千円、財政調整基金積立金を2億1,445万2千円増額し、小学校施設整備事業費を2,228万3千円減額するものでございます。

続いて、議案第83号は、「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,589万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、37億2,838万2千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税171万円を増額し、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を2,760万1千円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、諸支出金を5,780万3千円増額し、前年度繰上充用金を7,866万4千円、国民健康保険事業費納付金を504万9千円減額するものでございます。

続いて、議案第84号は、「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,488万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5,521万2千円とするものでございます。歳入といたしましては、後期高齢者医療保険料700万円、繰越金を2,788万円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を3,488万円増額するものでございます。

続いて、議案第85号は、「令和2年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、保険事業勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,190万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億9,055万7千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を105万4千円、支払基金交付金を393万円、前年度繰越金を1億2,517万6千円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、諸支出金を1億2,775万6千円、地域支援事業費を412万6千円増額するものでございます。

次に、介護サービス勘定におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ115万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,585万6千円とするものでございます。歳入といたしましては、サービス収入を400万円減額し、繰入金を258万円、前年度繰越金を27万円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、サービス事業費を115万円減額するものでございます。

議案第86号は、「令和2年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算に

ついて」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を150万2千円とするものでございます。歳入といたしましては、前年度繰越金を32万6千円増額し、歳出といたしましては、一般会計繰出金を32万6千円増額するものでございます。

議案第87号は、「備品購入契約の締結について」でございます。

役場本部分団を初め、消防団全14分団に消防自動車を配備しておりますけれども、粕屋町乙仲原東区、乙仲原西区、阿恵区が受け持ちでございます第10分団の消防ポンプ自動車は、購入から19年が経過しているため、老朽化によるポンプ性能が低下し、火災時に十分な消火活動ができない恐れがありますので、買い替えを行うものでございます。納期は、令和3年2月26日まででございます。

この購入を実施するに当たり、指名業者7社による指名競争入札に付したところ、株式会社九州防災センター、代表取締役永江昭浩が、消費税込み1,969万円で落札いたしましたので、この者と消防自動車購入契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第88号は、「財産の取得及び無償譲渡について」でございます。

第5回補正予算に計上し、議決をいただいております、町の新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、大学生等応援事業、これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、大学等に在籍する者への経済的支援として、対象予定者2,300人に対し一人当たり1万円のクオカードの給付を行うものでございます。今回、この事業に用いるクオカードを購入し、無償譲渡を行うため、地方自治法及び条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次の議案第89号から議案第95号までの決算認定議案につきましては、副町長よりご説明を申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

(副町長 吉武 信一君 登壇)

◎副町長（吉武信一君）

令和元年度決算について、ご説明を申し上げます。

議案第89号は、「令和元年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

一般会計の決算額は、歳入総額149億3,262万7,665円、歳出総額144億8,902万4,725円で歳入歳出差引額は、4億4,360万2,940円となります。この額には、次年度への繰越明許費繰越財源9,075万5千円が含まれており、それを差し引いた実質収支額は、3億5,284万7,940円で次年度への繰越しとなりました。また、一般会計

の町債残高は、前年度より2億6,170万7千円減少し、99億8,399万6千円となり、基金残高は、前年度より1億3,565万6千円減少し、35億4,155万5千円となります。

議案第90号は、「令和元年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和元年度歳入歳出決算は、歳入総額35億9,545万9,551円、歳出総額35億9,679万4,778円で、歳入歳出差引額133万5,227円の歳入不足となり、赤字決算となりました。まず、歳入につきましては、前年度に比べ、県支出金が6,323万2,223円、国民健康保険税が377万8,276円の増額、繰入金が7,109万668円、繰越金が1,407万4,058円の減額となっており、歳入総額では、前年度と比べ792万6,040円の減額となっております。一方、歳出につきましては、前年度と比較して、前年度繰上充用金が7,057万1,171円、総務費が182万2,729円の増額、諸支出金が8,216万6,782円、国民健康保険事業費納付金が5,216万8,367円の減額となっており、歳出総額では、前年度と比べ7,716万1,984円の減額となっております。

令和元年度の決算状況としましては、133万5千円の赤字となりましたが、これには、歳出に平成30年度決算の赤字分への繰上充用金7,057万1千円が含まれているため、単年度の収支では、県支出金が超過交付であった影響もあり、6,923万6千円の黒字となっております。

続きまして、議案第91号は、「令和元年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和元年度歳入歳出決算は、歳入総額5億3,459万1,020円、歳出総額5億670万9,536円で歳入歳出差引額2,788万1,484円が、次年度への繰越しとなりました。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象とした医療保険であり、福岡県後期高齢者医療広域連合が実施主体となって運営しております。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の4億245万7,430円で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の4億9,124万3,917円でございます。

議案第92号は、「令和元年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和元年度の決算は、保険事業勘定におきまして、歳入総額24億4,301万7,106円、歳出総額23億1,784万1,006円で歳入歳出差引額1億2,517万6,100円が次年度への繰越しとなりました。歳入の主なものといたしましては、第1号被保険者保険料が5億6,277万8,654円、国・県・支払基金からの負担金及び交付金が13億6,430万8,849円、一般会計からの繰入金が3億9,878万903円、繰越金が1億1,582万3,498円でございます。一方、歳出の主なものといたしましては、全体の87%を占める保険給付費が20億1,825万2,577円、総務費が7,299万8,544円、地域支援事業費

が1億975万7,281円でございます。

次に、介護サービス勘定におきまして、歳入総額1,332万1,361円、歳出総額1,305万1,303円で、歳入歳出差引額27万58円が次年度への繰越しとなりました。歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入が1,220万7,375円、繰越金が111万3,986円でございます。一方、歳出は、総務費が1,193万9,430円、サービス事業費が111万1,873円でございます。

議案第93号は、「令和元年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

令和元年度の決算は、歳入総額221万3,734円、歳出総額187万7,519円で、歳入歳出差引額33万6,215円が次年度への繰越しとなりました。歳入の主なものは、貸付金の償還と繰越金でございます。貸付金の償還につきましては、現年度分の償還率が100%、過年度分の償還率が1.9%となっております。一方、歳出の主なものは、一般会計繰出金でございます。

議案第94号は、「令和元年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」でございます。

地方公営企業法第32条第2号の規定に基づき、令和元年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ2億6千万円、建設改良積立金へ1億8千万円処分するものでございます。併せて、令和元年度粕屋町水道事業会計決算は、配水管改良工事等を5か所行ったほか、粕屋浄水場中央監視操作盤ほか更新工事などを行いました。収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益9億8,309万2,396円、事業費用8億574万9,005円で差引き1億7,734万3,391円の純利益を計上いたしました。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額74万8千円、支出総額4億308万3,724円で、差引不足額4億233万5,724円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をしております。

議案第95号は、「令和元年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和元年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書の案のとおり、自己資本金へ1億5千万円、減債積立金へ1億円処分するものでございます。併せて、令和元年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算についてですが、収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益12億9,468万8,211円、事業費を12億1,358万3,137円で、差引き8,110万5,074円の純利益を計上しています。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額7億9,120万

5,030円、支出総額9億9,524万3,673円で、差引不足額2億403万8,643円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填をしております。

令和元年度決算については、以上でございます。

(副町長 吉武 信一君 降壇)

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

続きまして、諮問第3号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

人権擁護委員森紘氏の任期が、令和2年12月31日をもって満了することに伴いまして、同氏を再度人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。森氏は、経歴書にありますように、社会教育委員や教育問題審議会委員を歴任され、現在は、福岡人権擁護委員協議会の会長や粕屋町社会福祉協議会の会長されており、人格識見共に優れた方でございます。何とぞ、よろしく推薦につきましてはお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

日程第6、「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いをいたします。

質疑はありませんか。

太田議員。

◎6番（太田健策君）

議案74号、75号の委員の選任についての推薦がっておりますが、この方たち平成23年からずっともう続けてありますけど、もう3期で9年ですかね、続けてありますね。こうやって推薦される理由というのは、何か特別に仕事をされたということで推薦をされてるんですか。ただ、この経歴書だけ見ると立派な人でしょうけど、経歴書だけでは、我々議員が判断することがちょっと難しいっちゃんないかなと思っております。

お二方がどういうお仕事を今までされてきたのかということ、ちょっと説明していただきたい。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議案第74号、それと75号につきましてのご質問でございますが、この二方の経歴は、ここに書いておりますように、友野氏につきましては、今現在、日本不動産鑑定の鑑定士として現役で判定をしていただいております。しかるに、極めて専門的な分野に精通してあるということでございます。

もう一方の満行氏につきましては、同じく経歴書にありますように、長年、町の職員として、勤務をしながらその中でも特に固定資産税の関する経歴がございます。また、定年退職後も、この固定資産評価審査委員会の委員として3期、長年にわたり、全く問題なく、この審査をしていただいているという、今までの経歴に基づいて推薦、選任の同意をお願いするものでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

今の町長の説明では、判断材料として、どういう仕事をされてあるのかと、いうことが分かれば我々は判断しやすいと思うんですけど、ただ、ただ長く立派な人から、長くさせればいいという問題じゃないかなと。我々議員でも4年で、町民の裁定を受けるわけですから、その辺は、やはりいい仕事をされておるから、やっていくってことの判断をされて推薦していただかないと。

ただここに載つとる経歴書だけで、ちょっとなかなか判断するのが難しいかなと思っておりますが、今の町長の説明によると、今、そういう役職で活躍されとうということだけで、粕屋町にとってこの人たちを選んだときにどういうメリットって言いますか、町民に対して、結果が出たのかっていうのは、分かりませんが、何か説明できませんか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

個別でどういう仕事をされたかっていうのは、なかなかその個人の、例えば不動産鑑定に係る秘匿事項もあると思います。紹介できる範囲では、今度この委員会で付託されて審査されると思いますけれども、そのときには説明できる範囲で、ご説明を申し上げたいと思います。

この場合はそういう詳細は把握しておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

委員会付託しておりますので、そこでしっかりとそこ辺のことが説明を受けたいということでもありますので、はい、ほかにはございませんか。

本田議員。

◎ 11 番（本田芳枝君）

諮問3号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてということで、私はこの常任委員会に出席していないので、所属していないのでちょっと説明をお願いしたいんですが、結局今回、もう6期されているということで、何回か任期が長過ぎるのではないかとということと、それから現在、社会福祉協議会の会長を務めておられるということで、どういう本当にこれでいいのかという疑問を提出したことございます。そのときに、年齢についてもいろんな説明があったんですけど、再度このような形で提案をされているので、ご本人はよく私も存じ上げてますし、本当に識見優れた方だと思います。ただ長期でなさるとということについて疑問を持っておりますが、その件についてご説明があれば、よろしくお願いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

何で推薦するのかっていう理由につきましては、委員会のほうで詳しくは申し上げますが、本人の経歴、これまでの実績につきましては、添付しております経歴書のとおりでございます。詳細につきましては、委員会でまたご説明を申し上げたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

はい、ほかにございますか。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今から10分ほど、場内換気のために暫時休憩といたします。再開を10時30分といたします。

（休憩 午前10時20分）

（再開 午前10時30分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

日程第7、「発議の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本定例会に委員会から提出された発議は、1件であります。

趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、福永善之委員長。

(議会運営委員会委員長 福永善之君 登壇)

◎9番(福永善之君)

お手元に配付の別冊の議案書をご覧ください。

まず、今回は、議員全員に関係してきますので、議会運営委員会委員長名で発議案を提案させていただきます。

発議案、「粕屋町総合計画策定特別委員会設置に関する決議(案)」ということで、粕屋町総合計画策定特別委員会を設置することに関して、名称は、粕屋町総合計画策定特別委員会とします。設置の根拠は、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条によるものです。目的は、第5次粕屋町総合計画として、10年間の計画のうち、前期5年間で令和3年3月末で終了します。後期5年間の基本計画については、審査するため特別委員会を設置するものです。なお、後期基本計画は、令和3年4月1日より適用する予定です。委員の定数は16名、議員全員です。設置の期間は、令和2年9月4日から調査終了までとします。

以上で、発議案の提案をさせていただきます。

(議会運営委員会委員長 福永善之君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

この件につきましては、委員長報告のとおり、既に議員全員協議会で説明及び質疑を終えているため、質疑を省略いたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に日程第8、「意見書案の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出された意見書案は1件であります。

事務局長が意見書案を読み上げます。

古賀事務局長。

◎議会事務局長(古賀博文君)

それでは、お手元の議事日程表の5ページ以降、1件でございます。

意見書案第1号、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)」。上記意見書案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。令和2年8月24日、提出者、粕屋町議会議員、安藤和寿議員、中野敏郎議員、久我純治議員。

以上でございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

意見書案第1号、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者を代表いたしまして、安藤和寿議員。

(4番 安藤和寿君 登壇)

◎4番(安藤和寿君)

意見書の趣旨説明。令和2年8月24日、提出者、粕屋町議会議員、安藤和寿、中野敏郎、久我純治。「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)」。上記意見書案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出する。意見書案は、議事日程表の8ページに掲載されておりますので、ご参照ください。

これは、全国町村議会議長会から県の町村議会議長会を通じ依頼があったもので、全国の町村議会において取り組まれるものであります。

以上で説明を終わります。

(4番 安藤和寿君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

説明が終わりましたので、日程第9、「意見書案に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、意見書案第1号の質疑を終結いたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、日程第10、「請願の報告」を行います。

今期定例会で受理した請願は、1件であります。

事務局長が報告いたします。

古賀事務局長。

◎議会事務局長(古賀博文君)

それでは、お手元の議事日程表の9ページ以降、1件でございます。

請願文書表、受理番号1番、受理年月日、令和2年8月19日、件名、「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について」。請願の要旨、請願書写し添付につき省略。10ページ及び11ページに請願書の写しを添付しております。

請願者の住所及び氏名、粕屋町原町四丁目13番27号、江藤文彦さん。

紹介議員氏名、本田芳枝議員、田川正治議員、川口晃議員、中野敏郎議員。

以上でございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

請願受理番号1番、「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今回提出されております請願受理番号1番は、粕屋町議会会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

従いまして、請願受理番号1番につきましては、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

次に、請願の取り扱いにつきましては、先日開かれました議会運営委員会におきまして、請願者に本会議場に趣旨説明及び質疑のため、参考人として招致することにいたしております。会議において、参考人の出席を求めようとするときは、粕屋町議会会議規則第123条第1項の規定により、議会の議決でこれを決定することになっております。

よって、請願受理番号1番、「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について」の請願者である江藤文彦氏を参考人として招致し、意見を聴くことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって、参考人として江藤文彦氏を招致することに決定をいたしました。

参考人には、あらかじめ待機していただいておりますので、これより、参考人江藤文彦氏の入場を求めます。どうぞ。

(請願者 江藤 文彦氏 入場)

◎議長（鞭馬直澄君）

江藤様におかれましては、本日はご多忙の中にも関わりませず、ご出席をいただきましてありがとうございます。

江藤様におかれましては、簡略（概ね5分以内）に請願書の趣旨説明を行ってください。その後、議員から質疑があればそれにお答えいただくような形で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

江藤さん、どうぞ。

(請願者 江藤 文彦氏 登壇)

◎請願者(江藤文彦氏)

失礼します。「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について」、お願いに上がりました。よろしく願いいたします。

請願理由としましては、そちらに書いてありますように、今、学校現場における困難というものは、非常に多岐にわたっております。その中で、義務教育費国庫負担制度につきましては、3分の1に引き下げられたことがございまして、そういう中でも、厳しい現状の中で、独自財源によって人を確保している自治体もあるというふうに伺っております。その地方自治体の財政を圧迫しているところもあるというふうに伺っておりますので、そのことによって教育の格差が生じることというのは、非常に問題だと考えております。

そこで、子どもの豊かな学びを保障するための条件整備、例えば30人以下学級の実施などを行うために、計画的な教職員定数の改善を推進すること。それから、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるために、義務教育費の国庫負担制度の負担割合を、2分の1に復元することを求めていると考えております。現状といたしましては、義務教育費の国庫負担をほかの国と比較してみますと、OECDの中では、非常にいつも低い位置にございます。多くの国が、国の負担であったり州の負担であったりするところのほうが財源としては多いのですが、日本の場合は、地方のほうが非常に多くなっております。そして、更に教職員の定数を増やすために、教職員の賃金の水準を下げて、その下げた分で、何とか今、人を増やしている状況にございます。そして、40人以下学級を求める声というのは、平成13年から社会において非常にニーズが高まっております。

この粕屋町におきましては、小学校における特別支援学級の数が非常に多くなっております。そして、その子たちが中学校に進学するときにおきましては、支援学級から普通学級のほうに戻ってくるということが非常に多く見受けられます。そうしますと、今まで少ない人数の中で勉強していた子たちが、大人数の中でまた再び勉強するようになるということになりますと、やはり不具合といたしますか、プレッシャーであったりとか、今まで手厚く学習できていたものが、その手厚さが薄れていくということもありますので、教職員の人数定数改善というのは、これからの粕屋町にとって、非常に大切なものと考えております。そして、すみません、緊張しております。その中で、教職員の定数改善につきましては、福岡県のほうも非常に危惧してあるところがありまして、正規採用の職員の割合というのは、福岡県は非

常に低い状況でございます。福岡県のほうとしても、なるべく正規採用の職員を増やすという方向で進めていくに当たっても、この国庫負担制度の2分の1の復元というのは、非常に大事なことになっていきますので、お願いをしたいと考えております。

35人以下学級の良さというところにつきましては、先ほども述べましたように、一人一人の子どもたちに向き合っていくことができる。それから、教職員の負担の軽減にもなりますし、やはり、小学校1年生に上がったときの小1プロブレム、それから中学校1年生に上がったときの中1ギャップへの対応。それから、先ほど申し上げました特別支援学級と普通学級の行き来の問題なども含めて、やはり、少人数学級での指導の良さというのは、多くのところで報告されてあると思います。

例えば、パソコン教室とか一般のところで行きますと、大体一教室の人数は、10人から15人程度だと思われまして、ただ、これを学校で行いますと、40人の生徒を一斉に授業を行うこととなります。単純に考えて、2倍近い人数が教室の中に入ると。なので、40人の学級であっても、教える教員が2人いれば、せめて20人ずつ見ることができるので、手厚く教えることができるというふうに考えておりますので、是非、少人数学級を行うための教職員の定数改善と、それを補うために、国庫負担制度の2分の1復元をお願いしたいと思っております。

すみません。まとまりのない説明で申し訳ありませんが、よろしくお願いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今、説明が終わりましたので、日程第11、「請願に対する質疑」に入ります。参考人である請願者に対する質疑はございませんか。

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

請願者である江藤さん、大変にご苦労さまです。

同じ四丁目に住んでおります、山脇でございます。ちょっと単純に聞きたいことがありますので、2点ばかりお聞きします。最初、趣旨説明がありましたが、地方自治体の財政を圧迫しているとお言葉でもありました。教職員給与を国が3分の1、地方自治体が3分の2を負担しているということでもあります。福岡県が、市町村の自治体が負担しなきゃいけない部分も含めて、県が全額負担をしているというふうには聞いております。それで間違いはないと思いますが、今回、福岡県議会には、ちょっと問うてみたんですけど、意見書とか請願っていうのが今のところ提出されていないということなので。

1つ目の質問は、県に対してどういう対応とられているのかをまず1点、聞きた

いというのが1つですね。次に、義務教育国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元するということではありますが、現在の教職員の給与格差が大変だっているのはもう聞き及びしてますので、相当な格差が、20代で200万だったのが、50代だともう700万位貰えてると。その格差が大きいということも聞いてますし、私はその辺の、あと正規職と非正規職の格差も大きいということも聞いておりますんで、私としては、現在教職員の給与格差を是正するのが最重要課題ではないかなというふうに思っております。当然、今言われたように、人材の確保であるとか、適正な教職員の確保であるとか、仕事環境の改善というのは言うまでもないことは分かっております。負担割合が変わるだけで、総額が変わるっていう話ではないと思うんですね。だから、この辺がちょっと2分の1に復元っていう意味がですね、ちょっと理解し難い。

それよりも、義務教育費の拡充とか、そういう言い方のほうが、我々としてはピンと来るんですけど。この2分の1復元っていうのは、どういう意味で言われているのかなあっていうのがあって。今と、この2分の1復元した場合、今どのように変わっていくのか、もし分かれば、それもお答えして聞きたいなというふうに思ってますが。2点、よろしくお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

江藤さん、ご回答できますか。

◎請願者（江藤文彦氏）

2点といたしますのは、まず1つが教職員の給与の格差について、正規雇用と非正規雇用の分のことでよろしいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

江藤さん、1番目は県議会に提出されていないということなんで、県に対してはどんな対応をされているんですかというご質問です。

◎請願者（江藤文彦氏）

県議会のほうに対しては、私のほうからは県議会のほうに要請、請願をしてはおりません。ただ私たちは、地方のまず自分たちのいる自治体のほうから意見を上げていただきたいと思ひまして、今日この場で請願をお願いしたところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

2点目。

◎請願者（江藤文彦氏）

2分の1に復元の意味ですかね。これはもう私の想像の範囲でしかないんですけども、国の負担割合が増えていくことによって、今まで地方に負担していただいた分を、またほかの教育行政に回していただけるのではないかと考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

よろしゅうございますか。

◎14番（山脇秀隆君）

はい。

◎議長（鞭馬直澄君）

ほかにご質問ございますか。

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

すみません、末若と申します。よろしくお願ひいたします。

ちょっと私、気になっているのは、やっぱり少子高齢化が進んでる中で、国の負担割合はそうですけども、どうしてもそのいろいろと児童が少なくなっている地域もあれば、粕屋町みたいに多くなっているところもあると思うんですけど。そういうふうには、県のほうでは、例えば人員のほうに関して、少子高齢化が進んでるところからその分当然、人員に余剰ができるはずなので、そういうところを増員はしていただけてないのかというのは、ちょっと現状を教えてくださいたいのと、もう1点が、やっぱりその30人学級にするには、やっぱりそのハード面の整備というのが必要になってくると思うんですよ。確かにこの書いてあるとおり、30人学級で少人数でやっぱり教えられるほうが、それは望ましいと思うんですけど。

そこら辺にそのハード面のことに関しては、一切記載がないのでそこら辺は、どう考えていらっしゃるかをちょっとお伺ひしたいんですけども。私も2点お願ひいたします。

◎請願者（江藤文彦氏）

まず、過疎になったところからの人、人員が回せないのかということにつきましても、これちょっと私のほうでは把握しきれてないんですけども。少人数学級につきましても、日本の国の中で見ると、比較的成立しているところもあるんです。

ただ、先程おっしゃられたように過疎の地域でありますとか、例えば、新1年生が60人しかいないというところであれば、もうそれは今の制度にあわせていくと、30人30人の2学級になります。なので、粕屋町でも、もし、そうですね、40の倍数よりちょっと多い人数が、入学ということになると、35人以下学級に自然になると思います。そうすると、教職員定数は増えますので、自然に増えていくという可能性もございますけども、うまく、そればかりはいくとは限りません。そして、今、多分現実的には、もう40人で6学級、7学級、もうぎりぎりのところでされてると思います。

多分、教室の数が足りなくなるんじゃないかというふうにお考えかと思ひますけ

ども、例えば、40人30人以下学級が理想ではありますが、例えば30人以下学級と同じ教員の数を配置してもらえると、例えば40人学級でも、その中にチームティーチングという形で、教員が2人配置されることとなりますので、先ほど申し上げましたように、少人数学級と同じような効果が得られるのではないかと思います。また余剰の教室が1つでもあれば、例えば、毎時間とはいきませんが、ある時間は20人20人に分けて行うことも可能になるかと思っておりますので、教室などハード面の問題はあってもいいかもしれませんが、まずは人を増やしてもらって、子どもに当たれる人数が増えると。

また、そのことによって、子どもたちも相談できる教員が増えるというふうになるのが、まずは第一歩かなと考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

ほかにございませんか。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

この請願につきましては、最終日において討論、採決となります。江藤様におかれましては、本日はご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。

どうぞご退席ください。

（請願者 江藤 文彦氏 降壇・退場）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、日程第12、「議案等の委員会付託」についてをお諮りいたします。

本日上程されました、74号議案から81号議案、87号議案及び88号議案、諮問第3号につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。また、82号議案から86号議案の令和2年度補正予算関係につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を、89号議案から95号議案の令和元年度決算の認定関係につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を、また、地方自治法第109条及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により設置し、それぞれの特別委員会に付託して、これを審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、委員長に久我純治議員、副委員長に安藤和寿議員。決算特別委員会の正副委員長は、委員長に安藤和寿議員、副委員長に中野敏郎議員であります。

開会日に上程されました議案につきましては、付託された委員会審査を経て、議会最終日に採決を行うのが常でございますが、本日上程されました、議案第88号につきましては、急ぎの案件であるため、ただ今から委員会審査を行いますので、ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前11時40分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開します。

議案第88号「財産の取得及び無償譲渡について」を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番（安藤和寿君）

教育委員会学校教育課所管の議案第88号、「財産の取得及び無償譲渡について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして報告を行います。

本議案は、今回、町の新型コロナウイルス感染症対策事業として実施されます

「大学生等応援事業」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている大学生等に在籍をする者への経済的支援として、1人当たり1万円のクオカードの給付を行うものです。この事業に用いるクオカードを購入し、無償譲渡を行うにあたり、地方自治法第96条第1項第6号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、また処分に關する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものです。

委員会審査におきましては、対象の確認、購入の目的の再確認などの質問が上がりましたが、慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

太田議員。

◎6番（太田健策君）

住民基本台帳に親が登録されておって、子どもがですね、海外に留学中の子ども

にも権利はあるんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

委員長。

◎4番（安藤和寿君）

そのような説明がございました。基本的には海外におかれて、年齢18歳以上の30歳までの大学等々の部分で海外入学されてる方につきましても、対応ということで聞いて伺っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

ほかにございますか。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第88号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎9番（福永善之君）

議案88号に反対をします。

経済的理由により就学援助、例えば修学旅行費、給食費とかを受けている小・中学校に子どもさんを持つ世帯が、粕屋町の場合、約14%から16%で、推移していると思われま。親の収入状況により子どもが受ける学力に格差が見られ、大学卒業の有無により経済格差が生じている。つまり、親の収入が少なければ子どもの収入も少なくなる、という負のスパイラルに陥っているのが、現代社会のようです。

今回の提案は親の収入、経済状況により、大学に行きたくてもいけなかった子に対する考慮がなされておらず、大学の入学の有無に関係なく支給をするべきという理由で反対します。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

小池議員。

◎15番（小池弘基君）

今、大学生だけ、こういったふうなクオカードを配布するといったような意見と
いうか、そう聞こえるような発言ございましたけれども、本来はそれ以前、0歳児
からずっと高校生までに、同じようなクオカードを配布するといったような形の対
応がとられていたと思います。それにあわせて、今回は更に大学生もということ
ですので、その辺はちょっと違うかなと思います。

私は、だから今回の町のやはり少しでも多くの人にそういったふうな援助したい
といったことに対しては、やはり大事なことではないのかなと思いますので、賛成
の討論としたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり
決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決するこ
とに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、発議第1号「粕屋町総合計画策定特別委員会設置に関する決議（案）」を
議題といたします。

福永善之議会運営委員会委員長から提出されました「粕屋町総合計画策定特別委
員会設置に関する決議（案）」のとおり決することに、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は、可決をされました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則

第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に一任していただくことに決定をいたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前11時47分)

令和2年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和2年9月8日（火）

令和2年第3回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和2年9月8日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 8番 | 田川正治 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 12番 | 八尋源治 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 3番 | 案浦兼敏 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 2番 | 井上正宏 | 議員 |
| 5番 | 議席番号 | 5番 | 中野敏郎 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 末若憲治 | 9番 | 福永善之 |
| 2番 | 井上正宏 | 10番 | 久我純治 |
| 3番 | 案浦兼敏 | 11番 | 本田芳枝 |
| 4番 | 安藤和寿 | 12番 | 八尋源治 |
| 5番 | 中野敏郎 | 13番 | 木村優子 |
| 6番 | 太田健策 | 14番 | 山脇秀隆 |
| 7番 | 川口晃 | 15番 | 小池弘基 |
| 8番 | 田川正治 | 16番 | 鞭馬直澄 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 議会事務局主幹 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（20名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	山野勝寛
都市政策部長	山本浩	住民福祉部長	中小原浩臣
総務課長	堺哲弘	経営政策課長	今泉真次

協働のまちづくり課長	豊 福 健 司	学校教育課長	早 川 良 一
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター所長	中 原 一 雄
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	八 尋 哲 男
道路環境整備課長	安 松 茂 久	上下水道課長	松 本 義 隆
総合窓口課長	渋 田 香 奈 子	子ども未来課長	神 近 秀 敏
介護福祉課長	石 川 弘 一	健康づくり課長	古 賀 み づ ほ

(開議 午前9時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

皆さま、改めましておはようございます。

昨日、早朝福岡県に最接近いたしました台風10号は、町内では予想していたよりも大きな被害が出なかったようで安心をいたしております。気象庁発表では、特別警報級で過去甚大な被害をもたらした伊勢湾台風並みの過去最大級の台風という発表でした。また報道でも、「命を守る行動を」と繰り返し呼びかけをしておりましたので、町内どれだけの被害が出るのか心配しておりましたが、軽微なことで、何よりでございました。ただ、何らかの被害に遭われました皆さまにおかれましては、お見舞いを申し上げます。

また、災害対策のために、避難所開設と運営に徹夜でご尽力をいただきました職員の皆さまにおかれましては、大変にお疲れさまでございました。かすやドーム、サンレイクかすや、こども館が避難者でいっぱいになったとお聞きをいたしましたし、中央小学校体育館も急きょ解放されたようでございます。避難者数ほか詳細な報告につきましては、後日改めて町長より行われるかと思いますが、地球温暖化の影響で、今後甚大な被害を及ぼすような災害が毎年のように発生するのではと危惧をいたしております。減災に向けた取り組みがますます重要であると再認識した次第でございます。

4日金曜日、開会日の本会議終了後、総合計画策定特別委員会を開催し、正副委員長選任を行い、委員長に山脇秀隆議員、副委員長に案浦兼敏議員が選出されたことをご報告を申し上げます。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手をされますよう、併せてお願いをいたします。なお、本日も、議場内の気温が上がるのが予想されておりますので、熱中症予防の観点から、皆さまにおかれましては、暫時上着をとってということで本会議を進めたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議席番号8番、田川正治議員。

(8番 田川正治君 登壇)

◎8番(田川正治君)

おはようございます。

議席番号8番、日本共産党、田川正治です。世界中に感染が広がっている新型コロナウイルスに感染された方々、地球温暖化による大型台風被害を受けられた皆さま方に厚くお見舞いを申し上げます。

さて、皆さん御存じのように、先日、安倍首相が政権を投げ出し、突然辞任いたしました。首相在任中の集団自衛権行使の閣議決定、安保法制戦争法の強行、2回にわたる消費税増税、新型コロナウイルスの感染拡大、対策の遅れ、アベノミクスの行き詰まりと破綻、このような安倍政権の国民いじめの政治に、国民の怒りと世論によって退陣に追い込まれました。内閣府が発表した今年4月から6月期の国内総生産が前期に比べ3割近くも落ち込み、戦後最大規模の国内総生産のマイナス。これは昨年10月からの消費税増税で弱体化していた日本経済にコロナ感染が追い打ちをかけ、経済を直撃しているということを浮き彫りにいたしております。日本の将来に向けた経済政策が根本から問われております。

今、国民の命と生活を守るため、そのために、すべての医療機関への経営支援、感染震源地の集中的なPCR検査などの公費負担、国からの地方自治体への財政支援、更に消費税の5%引き下げなど、国民の命を守ることを最優先する、このような根本的な政策の転換が急務になっております。以上を述べ、以下質問いたします。

まず最初に新型コロナウイルス感染症対策について、国や県の支援とあわせ、粕屋町民の切実な要望を取り上げたこれからの支援策、また今後コロナウイルスと共存する新しい生活様式の実体化、町民の声を受けとめ、安心・安全な暮らしを確立していくため、町としての施策について質問をいたします。今から質問する内容については、日本共産党町議団といたしまして、町民アンケートを7月から行いました。その中に、多く要望、意見が上がったものを取り上げました。

1問目はPCR検査体制の増設のため、国に10兆円の予備費を使い責任を持つことや、福岡県に対して財政支援を求め、糟屋地区1市7町の自治体が粕屋医師会への財政支援を行い、町民が身近に検査できる体制を確立することが必要だと考えます。

町長の答弁を求めます。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

ご質問にお答えする前に、議長がお触れになりました昨日の台風10号に対する被

害を、若干ご説明を申し上げておきたいと思います。

被害そのものは、公園街路樹あたりの若干の倒木がございました。それと、避難所の避難者数のことについてでございますが、かすやドーム、サンレイク、こども館、中央小学校、この4か所を避難所として開放、開設いたしました。総数、一番最大の収容者数の実員でございますが、141組272名の避難者がお見えになりました。昨日の朝、午前中までで一番多い人数でございますが、その後台風が遠ざかると共に、それぞれ各自、避難所を帰られたという状況でございます。いずれも人的被害がなく、無事過ぎましたことを、この場でご報告いたしたいと思います。

それでは、ご質問にお答えします。まずPCR検査、この増設でございますが、御存じのように、粕屋医師会と1市7町で構成します糟屋地区の協議会の中で協議をいたしまして、5月12日の日から粕屋医師会によりPCR検査センターが設置されております。設置当初の予定の検査数よりも、非常に多い検査が実施されております。ただ実数につきましては、公表はされておられません。ただ、保健所と連携をとりながら、この検査を行っておるところでございます。

やり方としましては、それぞれの住民の方々が、かかりつけ医、そしてまたその他の医療機関で高熱等の診察を受けられたときに、医師からPCR検査が必要というふうに判断がされました場合には、医療機関からセンターに予約をする流れになっております。また、検査が身近に受けられるようになった分、非常に件数が増えてきていると思われます。PCR検査センターは、粕屋医師会の医師が、各医療機関の運営をしながら実施されておりますので、これ以上の検査の大幅な増加は、それぞれの医療機関の患者さんの受け入れ、通常の受け入れ等にも影響してくると思われます。新型コロナウイルス感染症やその他様々な病気、これは当然でございますが、地域医療を確保する意味でも、PCR検査センターの検査数の増幅というのは、これは慎重な検討が必要と思われます。

今後も県と医師会と連携しながら、この検査体制の充実にも取り組んでいきたいと思っております。また、福岡県も今9月議会で、これまでよりも早くPCR検査の結果が判明する機器の配備、これに要する費用も計上してあるそうでございます。

こういった今後の増加を見据えたところで、県、医療機関とも密接に協議を行いまして、今後のコロナ対策に備えたいと思っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

新聞マスコミでも、国会でも話になっておる世田谷区の取り組みがあるわけです。

世田谷モデルということで、国に先駆けて、PCR 検査の拡充を行ってきております。世田谷区では、社会的基盤を維持する社会的検査ということで、区のほうで独自に財源も持ち、そして民間からの寄附などを集めてこの検査を行っていくということを実施していくということでやっております。9月中旬からは、介護施設や保育所、幼稚園、特別養護老人ホーム、このような人たちのために、職員を対象にして無料でPCR検査を行うということなどを行ってるんですね。

それともう1つは、先日報道もされておりました長崎県の取り組みです。長崎県医師会、長崎大学、長崎病院大学の協力のもとで、かかりつけ医の判断でPCR検査を受けられる取り組みが、8月12日から始まっています。これは、長崎医師会が長崎県長崎市、佐世保市から行政検査の委託を受ける集合契約を結んだことで、医療機関がPCR検査を感染法に基づく行政検査として保険診療で行うことができると。ですから、検査費用は公費負担になって、初診料のみであれば千円程度の患者負担、検査費用の患者負担はないということなんです。これは今、先ほど、9月議会の県議会の話がされましたけど、県がこの関係のところの地域の医師会との連携のもとで、関係の自治体の財政支援があれば、検査体制ができる可能性として、この長崎の取り組みなどもあると思います。このような取り組みも含めて、私は、今までも粕屋医師会のほうからも、いろんな財政支援の問題とか、防護服とかの支援などの要望があったりして、それに応えるということで、町、自治体の関係が行ってきたということはあるわけですね。

私はこの糟屋地区、このような1市7町の粕屋医師会と自治体が一体となって、県に財政支援も要請して取り組むという方向性を検討してもらいたいというふうに思います。これは本来的に言えば国が責任持たなきゃいけない問題です。ですが、安倍首相の行ったコロナ対策の遅れということについて御存じのように、結局は自粛はさせるけど賠償はしないということで財政は出さない。で予備費は10兆円も持っているけど何に使うかという目的は、はっきり国会で、臨時国会開いて行うということをしなない。

このようなもとのですので、私は県規模で、9月にこういう方向を県議会で示していくならば、是非検討していただきたいというふうに思うんですが、町長、どうぞ。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私が先ほど申し上げましたPCR検査センターでございますが、これは医師会と市町長会で協議した、そして協議した後、設立したものでございます。従いまして、検査される被検査者、対象になられる方につきましては、公

費負担を原則に今検討しております。医師会と検討しております。

また、議員がご指摘の、県・国に要望、これはもうもちろん様々な形で、コロナ対策の経費につきまして、県・国の支援を、今現在も行っておるところでございます。

当然ながら今後のこの検査対象の経費につきましても、要望を重ねていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

PCR 検査が、世界的にも遅れてる。日本は一番遅れてる。このように言われてる。ニューヨークとかアメリカも含め幾つかヨーロッパの関係でも。そういう全町民といますか市民ちゅうか、中心に必要な人たちが PCR 検査を受けるということによって、この検査のコロナウイルスの拡大を防ぐという方向、取り組んで成功してるんですよ。日本はそれをやらない状況があるというのが1番の問題点なんです、それを今言いました自治体ごとに取り組むということも含めてやってることなんです。

そういう点で言えば、私はその検査をやれば感染の状況がどうなるのかという問題が言われます。検査をやらなければ、感染はどんどん広がる。これはこのコロナウイルスの1番の感染力の問題として言われてるんですよ。だから今から今後も、このコロナウイルスとの共生ということも含めた、新しい生活様式と言われるような問題も含めてありますけど、そういう点では、私は本格的に県でできる、また、それぞれの関係の自治体、医師会で取り組み方向、やって検査能力を増やす、体制を強化する。このことをこの糟屋地区の中での町民に対して、安心、そして安全いう方向を、私は早く確立すべきじゃないかというふうに思うんです。

そういう点も含めて、是非積極的に取り組みをしていただきたいというふうに思うんですが、再度町長の答弁を。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

検査される対象の方々、その拡大というのは、これは専門家、医療機関の方々でも様々な意見が分かれております。一方では医療機関がパンクするんじゃないかろうかと、崩壊に繋がるんじゃないかという危惧もあります。一方では、今議員がご指摘のように、すべての住民・国民が検査すれば、抑え込めるというのはあるかと思えます。

これは、国のレベルでの大きな話でございますが、少なくとも粕屋町におきましては、できる限りの例えば発熱された方々、非常に不安を持たれる方につきましては、遠慮なく医療機関にご相談いただいで検査をしていただくということで、今は対応しておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

このコロナウイルスの検査能力含めて、感染をいかに閉じ込めるかという。拡大しないように、そして早く終息するという方向。願ってるというのは、国民、私たちみんなの思いです。そのためにはこれを優先することを施策に盛り込むことこそ、今からの国、自治体の、我々議会としての責任でもあるというふうに思うんです。その立場から、是非今後、更に引き続き取り組みを広めていくために努力も共にしていくという立場で取り組みたいと思います。

次に、2問目の質問に入ります。2問目は、今、質問と答弁の中でも話があったことなんですが、町民の中には、このPCR検査をして、本当に安心して自分は生活を送りたいということで、身近なところで検査を受けたいということと併せて、どういうふうに今この感染が広がっておるのか。この福岡県とか、糟屋郡とかいうのは分かる。しかし、粕屋町とかいうのは分からない。というようなことなど、これは糟屋地区だけじゃなくて、全国的に言われてるんですね。この情報が分からない。どういうふうになるのかということも含めてあるわけです。

そこで、糟屋郡内の各自治体ごとの感染情報、これを町民に開示する。発熱したときに、昼間や夜間、どこの病院の診察してくれるのか。今言われた、かかりつけ医ということも出たんですけど。こういうのは今まで、いろいろ心配として、町民の中の声として、また私たちがアンケートとった中には、かなりありました。そういう点では、県に対してこの保健所の感染とか、PCR検査した内容についての実態の報告、開示ですね。

これを求めていくことが大事だと思うんですが、この点について町長の答弁を。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

福岡県では、基本的に市や郡までの単位での新型コロナウイルス感染者の発生状況を公表することとなっております。一方では、クラスターが発生した場合には、会社名あるいは施設名まで公表するというふうになっております。

町のほうとしましても、最初の公表の時点から県のほうとの協議を行っております。

す。そのときの県の指導は、個人情報保護の観点、これは人権への配慮ということ
を最優先にしたいということで郡までの発表をしておるということでございます。
町のほうに、これ最初のいろいろ要望がございました。何で町のほうで対応できん
のかと。町それぞれの発表、今、公的な発表では、例えば男女とか年齢とか、職業
まで全部の郡単位での発表がございしますが、それをそれぞれの町にした場合、粕屋
町は今4万8千人の町村では非常に大きな町でございますが、郡の中、糟屋郡の中
だけではなく県内全部見てみると、やはり小さな町もございします。それぞれの町が
発表してしまうと小さな町まで発表しなくちゃいけなくなるということで、個人を
特定できる確率が非常に高くなるかと思ひます。

これは私の1つの推測なんですけど、そういった最終的、究極的なその人権への配
慮を県全体で行ってあるというふうに思われているところでございします。ちなみに、
これは昨日は発表ございませんでしたが、糟屋郡内では250名、累計250名の陽性の
患者が確認されています。糟屋郡内7町の人口約23万3千人だろうと思ひます。率
にしますと、0.1%の陽性確率ということでございします。そのことからしますと、
やはりいずれの町でも、もう今は0.1%の患者さんがおられるぐらいの危機感をも
って、この予防に当たっていきたいと思っておるところでございします。

従いまして、個人個人を特定するんじゃない、全体的には非常に感染が広がって
いるという観点から、それ以上の発表はされてないというふうに私も、理解してお
るところでございします。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

町長が言われる人権の問題というのは確かにあります。しかし、この問題につい
てコロナ差別のほうの問題だと言われてるんですよ。コロナにかかった人達の親
戚や家族とかそういう人達周辺がね、いろんなその仕事とか、それとか例えば、保
育園とか幼稚園とか学校とかいろんなところでのね、集団で子どもを迎えに行く
とかいうところにね、いろんな形での、なんて言いますか、不快感を持つようなね、
対応があると。子どもの間にもね。というようなことさえ、今、これは全国的に言わ
れてると。こういう状況のほうの問題なんです。これのほうが人権問題なんです
よ。私はその名前をみんな出せということやないんです。

特定されたところの粕屋町が10人とかね、いうところ。こういうことはね、当然
出すべきだと思います。それは何でかって言ったら、県が管理してる、そして政令
市、それとか市、一般市が保健所があるところということになっております。そこ
は分かるんですよ。しかし、糟屋郡は県の保健所の中での管轄ということで郡全体

の数しか出さないというやり方をやられてるんですね。このことについては、県は公表することについては、必ずしも開示を拒否することを考えてはいないというふうに、先日共産党の県会議員などですね。このことについての質問、話の中でそういう答弁してます。ですから、当然やってもいい数として、では何でかと言いますと、これは今問題になってきておるのは、私たちの一番身近な福岡市。福岡市の感染率はすごいんですよ。全国4番目。4番目だったと思うんですね。結局、10.4%が陽性です。福岡県は6.5%。東京都の5自治体と愛知県に次いで7番目なんです。福岡市の。だからこの福岡市都市圏として粕屋町から通勤に行く、で、福岡市から来ることも含めて、もう1つの一帯の、そういう地域になってるといえるんですよ。そういう点で言えば、感染震源地の集中的な検査、例えば中州歓楽街とかね、これは新宿とか、やってるんです。歌舞伎町ですかね。こういうことなども含めてやらないかんわけですよ。しかし、私は少なくともこういう一体となった糟屋地域都市圏の福岡市周辺のところは、本格的にこのPCR検査センターの確立を含めて、強化して増やしていかないと。私は今から先のことも含めて心配があります。

そういう点で言えば、私は今、問題提起もいたしましたこういう情報開示の問題、また、PCR検査体制の問題。これについては本格的に関係のところ、また、県とか国に対して、特に国の10兆円のお金をこういうものに使うということも含めて、強力に行っていくという。またそういう点では、全国知事会も10兆円のお金の中からもっとあれを増やせと。臨時交付金ですかね。いうことを要望してるんですよ。今の9月末ですかね、までに交付金の自治体から国に実施計画を提出するというふうになっておるということを聞いております。そういう点で言えば、この状況のもとで、全国知事会が5千億円不足すると。いろんなこの事業をやっていくにはね。だから、そういうことで、国も一体となってという点では、地方自治体の役割というのは今ほんとに必要な時期になってるんじゃないかというふうに思っております。

それともう一つ関連して、この話で説明をしておきたいのは、この臨時交付金は、PCR検査の拡充、医療機関や児童福祉施設職員への慰労金、上下水道料金や給食費の減免、公共施設使用料、公営住宅の家賃、こういうふうなのに幅広く使えるということになってるんですね。

そういう点では今度も、この臨時給付金の実施計画定数に際しても、そういう方向での検討を是非盛り込んでやっていくようにしてもらいたい、それについて町長の答弁は。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員、最後のご質問は通告には入ってませんが。

◎8番（田川正治君）

関連するんです。答弁できなかった答えんでいい。できたらしてください。

◎議長（鞭馬直澄君）

執行部、答弁できますか。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

地方創生臨時交付金の使途につきましては、議会の開会、冒頭の私の挨拶の中で、資料もお配りして、今現在の事業の一覧をお示ししたところでございます。

議員がご指摘のように様々な形で、支援をしておるところでございます。住民に対してもそうですし、医療機関に対してもそうでございます。企業に対して、そしてまた中小企業の方々に対しても幅広く、この臨時交付金を活用して支援をしていくということでございます。

なお、更に今10兆円の予備費の関係がございましたが、これは知事会のほうの情報も私ども町村会のほうでも、町長会、市町長会のほうでもこれは討議をしております。今後もこの10兆円の使い方につきましても、要望を強くしていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

それで3問目ですね。町内での感染者拡大を防ぐために、町民対象にPCR検査や抗原検査の費用に対して、町の負担を行うことについての質問です。

これは財源問題も含めてあるわけですが、自治体でそれを取り組むということが全国的にも行われて、千葉県松戸市というところは、65歳以上の高齢者施設の職員を対象に新型コロナウイルスの抗原検査費用を希望者1人一回、5千円補助する。こういうことなど含めて医療機関とか含め、自動PCR検査装置を導入したところにもこの7割の、上限1,200円補助するというふうなことなどあります。北九州でも5億円の予算を計上して、そういうものに使っていくための方向を示していくということになっておりますけど。

この感染者拡大を防ぐためにも、こういう検査費用についての町の公費負担についての見解を町長に求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど1番目のときに、若干お話ししましたけども、今現在、例えば発熱等症状がある方々については、かかりつけ医、あるいは医療機関のほうにご相談をしてい

ただいて、PCR 検査センターのほうに紹介し、御案内してると。そういったときの検査対象については、公費負担、それぞれの市町村で負担するというふうに今協議を整えておるところでございます。ただ、何の症状もないという方についての、多分議員がそういったお話を紹介されたと思いますが、これにつきましては医療機関との協議が必要でございます。それによりまして、非常に患者数、陽性者が増えた場合の受け入れをどうするか。これは総合的な問題でございますので、1つの町では判断できない部分、でまた県との協議も必要になってくるかと思っております。実際、町内の大きな救急指定病院でもクラスターが発生したような、こういった状況も生まれるかもしれません。

従いまして、慎重に取り扱う必要があるかとは思いますが、繰り返す申し上げますが、今のPCR 検査センターについてのそれぞれの検査された方々の費用につきましては、公費負担をすることで検討しておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

これは各種施設で感染者は発生しても、行政検査や保険の対象にならなかったというようなことなどが今まではあるわけですが、こういう場合に入居者や患者、職員へのPCR 検査を行うことについての支援です。これも同じように、千葉県松戸市の3人以上の感染者が出た特別養護老人ホーム、居住系の高齢者施設で、行政検査や保険の対象にならなかった人たちに、全額負担して行ったということはあります。

そういう点で言えば、施設で今からこういう状況を防いでいくためにも必要な施策だと思うんですが、町長の答弁を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、陽性患者が出た場合につきましては、濃厚接触者が保険を、保険証が認定し、非常にこれは非常に広範囲で認定されております。そういった方々を一斉に、保健所のほうで検査をされてあります。

またその際には、市町村にも要請がありまして、例えば場所の提供、あるいはその検査の補助等につきましても保健所と協議をしながら、スムーズに幅広い方々に対する検査を行っているところで、今現在支障はないと思われま。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎ 8 番（田川正治君）

はい、では5問目よろしいですか。5問目は、公共料金の徴収免除の要求が出ております。これも、今までもいろんな公共料金の値下げと申しますか、引き下げと申すことの要望が強かったわけですが、今回特に志免町では、水道料金の免除ということで行ったということを知っております。また給食費なども全県的にもこの免除を行うというようなことなど取り組まれております。

この点について、まず上下水道についての料金の免除についての内容について答弁求めます。はい。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

ただ今議員から言われましたように、ほかの自治体の中では、国からの交付金を活用して水道料金の減免を実施している自治体もございます。

話にも出ましたように、近隣で志免町等も行ったというふうな情報は、その時点で町としても確認はしております。水道事業は、公営企業でありますので水道の料金、これを原資として収支計画を立て運営を行っております。当町におきましては、現在人口の増加に伴いまして、配水の基幹管路の再構築、それから災害に備えた配水池の増設、老朽化した施設の更新、安定した水の供給を図るために、必要な事業に取り組んでおるところでございます。安全で安心な水道事業を継続しながら、事業運営費用と水道料金のバランスを考えますと、水道事業会計から直接料金を減免することは難しいのではないかと申す判断を行っております。

あと水道料金の場合は、在宅者が増えるからというようなことで減免をと申すことを考えられたようですが、水道料金は個人だけではなくて企業等も関わってきます。それと粕屋町におきましては、1つの大きな行政区の中で、井戸のみで利用してお申すという区域もございますので、全体の公平性を考えますと、ほかの対策のほうが有効ではないかと申すようなことで、水道料金の減免には至っていないという現状でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎ 8 番（田川正治君）

志免町は、事業所も含めて免除したというふうに確かなってるんですね。それで水道会計じゃなくて、先ほど言われました交付金を使ってやったんですね。先取りしたという話です。志免町がね。だから、補正予算で出てくる前に3月議会で決めて、そして後でそれを行ったというふうに聞いております。

ですから水道企業会計の問題については今、部長が言われた点は、それとしてありますけど、交付金の活用も含めて、こういう時期だからこそ必要じゃないかというところで提案してるんですが、その点について再度説明を。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

確か企業会計から直接ということではないということ、そうであれば一般会計のほうから企業会計のほうに支出をして活用する。減免については、一般会計のほうで補うという形がとられるかと思えます。

ただ先ほど説明させていただきましたように、利用状況というのが異なるっていうようなことと、あと井戸だけで行われておる住民の方に対しては、減免措置のメリットが発生しないというようなことで、うちの場合で言いますとサンライフ区が井戸を使用しておりますので、そういったところのバランスが悪いというようなこともありまして、水道料金の減免には至ってないという状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

コロナの問題というのは被害についてということですからね。それについて、交付金を使ってということになりますので、井戸を使ってるところということだけを特定するということがなくて、それ以外のところはいろんなこのコロナ問題での負担が増えるという点から見ても、公共料金でそういう負担軽減できるところは、是非検討するということが今後も要請をしておきたいと思えます。

次に学校給食についてです。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員、きりがいいようですので、ここで一旦休憩をとらせていただきたいと思います。給食(5)、ごめんなさい、すみませんここまでどうぞ。

◎8番（田川正治君）

ということで、学校給食の免除についての質問をいたします。答弁求めますが、学校給食は県内で5自治体今実施をしております。学校は休校になっておるということで、それを含めてですけど、このコロナの時期に給食の分を免除しようということで行われてるわけですが、粕屋町においての検討された件について説明をお願いします。はい。

◎議長（鞭馬直澄君）

中原給食センター所長。

◎給食センター所長（中原一雄君）

近隣自治体でも様々な形で、コロナ禍の影響による保護者様への負担軽減のための支援が行われており、給食費の支援もその1つと思われます。粕屋町では、保護者様から負担していただいた学校給食費につきましては、給食材料費のみで、その他の経費としては一切徴収しておりません。運営費及び設備費等につきましては、すべて町が負担しております。

従って、給食材料費のみである学校給食費につきましては、保護者様に負担していただきます。減免については難しいものと考えております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

それは今までも給食の会計問題についての説明を受けてきてるんですが、今回の場合は臨時交付金も含めて使えるということから、これを使って給食費のほうの経費に充てるということを検討してもらおうということを趣旨として、質問してるわけです。

今言われた点も含めてありますので、今後これからのこの交付金の活用について、そういうふうに検討をしていただきたいと思いますが、教育長お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

田川議員はよく学校教育の中で給食費のことを質問されますけど、今回地方創生臨時交付金の使い方につきましては、各担当部署、それから町長も含めて、どういうふうにして子どもたちの支援ができるかということについては、十分時間をかけてまいりました。その中に当然、給食費の使い方についても吟味しております。夏休みにこれだけ出校させて給食を出す、それを出すのか出さないのかということでも検討もやってまいりました。

今回0歳から18歳までのクオカード（QUOカード）の対応。あれも1万円ということもございます。こういったものも含めながら、やっていってどちらが子どもたちにとっていいのか。で、給食費につきましては、就学援助のほうにもこれは該当しておりますので、私たちは全部の子どもたちにどうプラスになるか、そして学校の、後でまた質問があるかと思いますが、学校のコロナ感染対策について、全子どもたちにどういうふうな支援ができるかということを最優先に考えておりますので、給食費だけのことをちょっと問題にされると、ちょっとじゃあそれだけやればいい

のかということになっていきますので、総合的に考えた結果でございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

これは総合的に考えて、どこに重点を置いて、交付金を使うかということだと思
うんですが、それは分かります。ただ、そういう要求が、給食費についての負担軽
減がコロナ休業というときに必要だという要望も出てますので、そういう点も含め
て今後またそういう事態になったときには、検討してもらいたい。

それともう1つは、就学援助の補填について今説明ありました。私もこれは機会
あれば聞いてみたいなと思ったんですが。就学援助を受けてる人は、生活保護費の
給食費から返さなくていいということで、準要保護者、いわゆる生活保護以外の就
学援助を受けてる人たちに、適用できるということになってるんですが、これはどう
いう対応されました。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

就学援助の中でもいろんな、ここをこういう家庭にはここまでの援助、こういう
方にはここまでの援助、というのがあります。従って、就学援助を受けてある方が
全員給食費の援助を受けてるかって言ったらそうではありません。

だから、そういった一つ一つの項目をチェックしながらさせていただいておりま
すので、ちょっと一概には答えにくいかと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

準要保護者の人たちに給食費の免除について、いろいろあっても、したのかとい
うことを聞いている。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

はい、該当者にはしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員、よろしいですか。

それでは、ここで10分ほど休憩をとります。

始まりを10時25分とします。

暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時16分)

(再開 午前10時25分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

田川議員。

◎8番（田川正治君）

2項目めになりますが、の1問目です。保育所、幼稚園、小・中学校、学童保育所などの施設は3密状態になっております。これらの施設の増設や分散登校、保育士や教職員などの増員が必要だと考えます。将来を担う子どもたちの、コロナ感染を防ぐための施策の緊急性を求められますが、具体的な対策が、検討されておりますか。

今からそれぞれ保育所、幼稚園、小・中学校、学童保育についての具体的な対策について、答弁をそれぞれ求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

まず、保育所、幼稚園のコロナ感染を防ぐ具体的な対策ということでございます。まず、登園前に保護者の方と園児に対しまして、検温、それから健康観察を実施していただきまして、体調が悪い場合には、園には、休んでいただくというふうな、園に連絡をいただいております。園児の検温を忘れて登園された場合でも、登園時に検温を実施しております。

園内での対策といたしましては、使用した教材、遊具を各クラスで使用した後は、必ず消毒を実施し、また給食のときにおきましては、園児と園児の間にパーテーションを設置いたしまして、飛沫による感染を防ぐ対策を行っております。その他、保育士のマスクの着用、全員の手洗い、手指消毒を徹底するなど、様々な感染防止と感染拡大防止対策を現在実施いたしております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

学校教育課といたしましては、コロナ感染を防ぐ施策としての施設の増設は、教職員の負担増や、分散登校に関しましても授業の遅れ等も発生して、また保護者に

も負担がかかりますので、現在はちょっと難しいと考えております。

教職員の増員ですが、県にコロナ対策に対する負担軽減のための補助事業といたしまして、市町村立学校指導員等配置事業補助金の交付を申請しております。内示を受けております。現在、先生方や、町費の学校支援員によりまして、施設、備品等の消毒を行っておりますが、町費の学校支援員は、現在若干名の欠員が生じております。それでこの補助金等を活用いたしまして、増員を目指していきたいと思っております。それと後、学校教育課の今までのと言いますか、具体的な対策といたしましては、今現在は、各学童保育所には網戸や、空気清浄機等設置して、後、学童保育所や小・中学校の水道の蛇口をレバーハンドルに交換すると共に、小・中学校に赤外線カメラ温度測定システムを導入の準備をちょうど今しているところであります。

後、学校で、現在行っている具体的な対策としましては、各小学校でホームページも立ち上げまして、外部との連絡体制の強化も図っております。また、日常的に状況に応じたマスクの着用や窓を開けての換気を実施し、給食は前を向いて対面では行わない等をしてしております。これからも登校前の健康観察票の記入の徹底や、石鹸での手洗い、人と人との距離を1 mから2 m保つ等、注意喚起に努めるように指導してまいります。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

保育所の件ですけど、お母さんたちが、保護者の人たちは、預けるの差し控える。というようなことがあると。ということなども、コロナの症状が出たときに、家に見れる条件がある人と、というようなことなどの話をされているのですが、受け取り方ではその方が、仕事を休めない。というようなことなどで言われておったのもありますけど、そういうことでの支障というのは、特別報告があっておりませんか。

◎議長（鞭馬直澄君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

はい。特にそのあたりでは支障は、こちらのほうには聞いておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

それと、学童保育の問題でちょっと聞きます。学童保育については民間に包括委

託の関係で、この期間に先生たちが足らなくなった。指導員の人たちが足らなくなったと、というようなことなどを聞きました。

話に聞くと4割位は継続しないで、辞めた人たちもおったというようなことも聞いておりますけど、そのことに対して、そのことによるそういう学童に対する受け入れが、このできないということが増えるという状況になったのではないかと危惧するんですが、その点について質問。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

学童教育に関しまして指導員さんは、確かに途中で辞められる方もいらっしゃいますけど、その都度、また募集をして、今回も4月以降に新たな指導員さんが入っておりますので、一つ対応としては、辞められたらまた補充という形で、今のところはそれで何とかやってきております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

ちょっと時間がないので、次に行きたいと思います。

次は、全国一斉休校による、学習の遅れや授業時間数の不足、夏休みの短縮や修学旅行の3密状況回避のための学校行事について。教育委員会や校長会などでの検討されたかどうかについて、内容について説明を求めます。

教育長に答弁を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

全国一斉休校による学習の遅れや授業時間数の不足、夏休み期間の短縮や修学旅行など3密、すみません。回答します。

コロナウイルス感染対策に関しましては、教育委員会臨時校長会を随時開催し、協議はしております。全国一斉休校による、学習の遅れや授業時間数の不足に関しましては、幾つかの学校行事等を中止することによりまして、対応しております。夏休み期間の短縮につきましては、教育委員会、校長会との協議の上、短縮期間を決定いたしました。修学旅行での対策といたしましては、補正予算でも計上しておりますが、バスの台数増や宿泊先でのホテルでも密にならないように、食事時間を分散したり、部屋割りを少人数で行う等、3密状態の回避の対策を行っております。以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

一番の問題なのは、3年生の卒業生の場合は、限られた時間ということでの対応になると思いますが、3年生以外の子どもたちについての対応について、授業日数とか、今後、1年2年かけての授業の在り方とかというようなことが、文科省のほうでの話も計画も提案されてるということを聞きます。

実際、その3年生以外の子どもたち、生徒に対する授業時間の対応についてですけど、先日、ある先生から聞いたのは、授業時間はそれぞれ学校によって決めてるようなことのように受け取った、説明を聞いたんです。これは学校長が決めるのか、先生たちそれぞれが決めるのかという問題もあります。

そういう点については、3年生以外の子どもたちの授業の計画の在り方についての考え方を、説明を求めます。教育長。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

授業時数というのは、学習指導要領という法的にこれは裏づけがございますので、年間通して何時間というのが決められております。これの実際の計画については、学校長のほうにこれは委任されておりますので、学校長が年間通してこの時期までには、何を何時間かけてやるということはあっております。

今、議員おっしゃるように、中学3年生だから、特に授業数を増やしているということはありません。全部同じようにやっております。現在、中学校はそれぞれこの夏休み頑張ってくださいまして、追いついております。ですからマイナスはございません。小学校はやっぱり小学校1年生のやっぱ体力等も考えると、どうしてもやっぱ、先生たちの負担、子どもの負担というものをかけられませんので、少しマイナス時間がございます。これだけ夏休みがありましたけど。これはまた、どなたか質問が議員のほうあったかと思いますが、ただの1週間分ぐらいの遅れですので、これは2学期中にまた、ちょっとフェスタ等の行事ができない関係上、その準備の時間が授業に充てられますので、大体そこで授業は、取り戻すことができます。従って次年度に送るということがございません。

ちょっと追加でございますが、この夏休みの間にやっぱり体育の授業とか、音楽の授業とかっていうのは、なかなかできませんでした。これを今度はやっぱり2学期に、集中的にちょっと取り組んでいく必要があるのかなということで、そういった工夫は、各学校がやっております。従って、議員がおっしゃるように、同じ進み

方はございません。学校統一して、例えば算数の教科書で何ページまでを4つの小学校は、今週は終わらせるっていうのはございません。それぞれが違います。

年間通して、最終的にすべてが終わるといのは決まっておりますので、ゴールは一緒でございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

時間の配分が間違えました。3問目行きます。

コロナウイルス感染を前提した、オンラインの授業実施のための教室の広さや机の間隔など、安全安心な教育環境整備について質問いたします。今心配なのは、オンラインをタブレットですね。タブレットを教室で使うということで、12月からということで進められている中で、コロナ感染問題が起きてるわけですね。教室が実際40人学級では狭い。

2m間隔開けるといことも、文科省からの指導があつてるといこともありますが、この点についても含めてどういうふうに検討されて、話が行われているのか、説明できる分については報告をお願いします。教育長に。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

現在進めております、タブレット端末の導入及びネットワーク工事により、オンライン授業を実施します。

タブレットは、A4サイズ程で、立て向きにも横向きにも置くことができます。各児童・生徒の机の上で使用できますので、タブレットを使い、不要なものを机の引き出しに直すことで、机の上もすっきりして、学習がしやすくなると思われま。安心安全な教育環境の整備としましては、これからも教室では窓を開けて換気を行い、マスクの着用や机と机の間隔をできるだけ開けます。

新型コロナウイルス対策を考慮しながら、オンライン授業を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

そしたら、最後に病院や看護施設、介護施設、障がい者施設など、新型コロナウ

ウイルス感染症の影響で、施設利用などが減少していると、というようなことが言われております。このことについての、経営的危機があるということで、国に対する補償ということも含めた要望も出ておる訳ですけど。

この点についてそれぞれの施設での状況について、掴んだ上での対策について、報告できる分については説明をお願いします。はい。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは、私が冒頭お配りしています一覧表の中にございますが、各医療機関に対する支援は、粕屋町のこの財政規模、粕屋町の力としてできる分を行っておるところでございます。これは議員御存じのことと思います。併せてと言いますか、もともと県・国のほうで、それぞれの医療機関の従事者に対しての支援金も既に決定され、もう交付はされておるものと思っております。また、一方では、これは介護施設、病院だけではなくて、保健所の経営と言いますか、保健所の人的な疲弊と言いますか。それと、物質的にも非常に困ってあるということでございますので、これは、糟屋地区内で県と協議しながら、人員を出せる部分、出せる町については、保健所の応援をしようということで今、人選も含めて検討しておるところでございます。

粕屋町からは1名を来年の3月までの分で、全期間じゃございませんが、交代制若しくはその部分的に支援を行うということで、様々な形で医療機関、そして保健所等の支援を行っておるところでございます。

併せて障がい者施設、介護施設につきましても、物質的あるいは金銭的にも応援をしておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

そうしたら、2番目ですが、町独自で国民健康保険の申請減免条例を制定して、コロナ感染防止の休業などによる所得減少に対する、減収に対する支援について答弁を求めます。

これは、今までも何度か国民健康保険の問題についても、質問もしてきましたけど、関連してそれについての説明を求めます。部長ですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

粕屋町では、現在、国の財政支援の基準に基づきまして、粕屋町国民健康保険税

減免取扱要綱を改正しまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、又は給与収入の減少が見込まれ、一定の基準を満たす世帯について、国民健康保険税の減免を行っております。

町独自で更に支援を拡大することとなりますと、その財源を一般会計からの繰入れに頼らざるを得ないこととなりますので、税負担の公平性、また世代間、保険者間の負担の公平性の観点から考えまして、慎重な検討が必要であると思っておりますので、現段階では、町独自というのは考えておりません。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

これは、町の財政は必要だということではなくて、コロナ感染の問題で減免をしたところには、国からの支援があるというのが述べられてるんですね。報告、そういう趣旨ですから、条例を今あるコロナ感染、今ある条例じゃなくて、コロナ感染による影響が起きた場合に、例えば、300万以下の場合には全額免除とか、1千万の場合は2割減免とか。という割合は、昨年、前年度の収入によってそれに比較して減収、免除額が決まるというものがあるんですね。

それを適用してという意味での減免制度。負担軽減しなくてということなんですが、それについては何か検討されましたか。

◎議長（鞭馬直澄君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

先ほど国の基準、財政基準でっていうことでお話ししたと思うんですけど、そこから議員さんが言われている分を減免の要綱のほうですけど、制定して減免を行っているっていうことでございます。

（8番 田川正治君 挙手）

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員、もう持ち時間終わってますので。いや、持ち時間が終わりましたんで、はい。ここで田川議員の一般質問は、終了といたします。お疲れ様でした。

（8番 田川正治君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

執行部の答弁者の方の入れ替えがございますので、5分程休憩をして、次の再開を10時50分といたしたいと思っております。

暫時休憩とします。

(休憩 午前10時44分)

(再開 午前10時50分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議席番号12番、八尋源治議員。

(12番 八尋源治君 登壇)

◎12番（八尋源治君）

おはようございます。

議席番号12番、八尋です。最初に執行部のほうにお願いですけども、一括して質問いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、昨今の新型コロナウイルス感染拡大を受け、いまだ完全終息にはほど遠い状況にあります。国民は、様々な生活、社会活動を制限され、それに伴い経済は低迷し、悪化の一途を辿っているようです。今回のような不測の事態に対応するためにも、常に幅広い支援ができる行政として、粕屋町では、経済財政力を身につける政治を目指すことが必要不可欠だと思います。

私は、昨年12月議会で、未来に繋ぐまちづくりについて質問いたしました。粕屋町の経済財政効果に向けての起爆剤になればと思い提案いたしました。完全には理解されていないように感じております。町長のまちづくりに対する思いはよく分かりますが、我が町の目指すところは、福岡市の東副都心になることだと思っております。都市計画法が施行されてから半世紀になります。当時と今とでは、町も大きく変貌いたしております。今こそ、未来に向けた施策を積極的に取り入れるべきです。粕屋町の福祉向上を目的とし、安心・安全で豊かなまちを目指すために、また、経済及び財政力を備えるためにも、再度提案させていただきます。

まず、住宅地域の高さ制限の変更及び撤廃について。住宅地域の高さ制限は、地域に合った施策を講じるべきであると思っております。行政が一様な高さ制限を定めることは、町民に対し、所得の上限を規制することになり、なおかつ、経済効果をも抑制しております。土地の高度利用を促進することによって、町民と粕屋町に経済効果をもたらし、更に、人口増にも繋がります。行政のトップは常に、政治家としての感性が必要であると私は考えます。また、用途地域の建ぺい率や容積率に関しては、地域に合ったゆとりのある未来志向での実施をするべきであります。未来に向けての都市づくりを実施している福岡市を参考に、見直しを図るべきではないでしょうか。

粕屋町では、用途地域ごとの率が単純なパーセンテージの数値のみで表記されているわけです。福岡市では、用途地域ごとに、10段階程度の数値で分類されていま

す。この施策の意味するところを、是非ご理解いただきたいと思います。このような施策に取り組んだ福岡市は現在、ビジネス発信地として注目され、全国開業率一位となりました。今後、ほかの市町村を参考にそれ以上の施策を図ることで、財政豊かな選ばれるまちになるわけです。また、現在の粕屋町の現状を見ますと、地域コミュニケーションの希薄が更に進行しているのではないかと懸念いたしております。

町長は、水辺を中心とした公園づくりをしてこられたと、先の12月議会で発言されましたが、更に、井戸端会議という場、という意味を理解された上で、その現代版の実現をされることを提案いたします。未来を見据えた政治政策が必要です。

以上、お尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町は、北部九州の九州でいう大都市、福岡市に隣接しその東側のまさに東副都心の位置的にはあると思います。実際、福岡市が先進都市としてこの九州をリードしているということはもう間違いないことでございます。

福岡市が市制を施行され、都市計画決定を大正12年に旧都市計画法施行都市の指定を受けた後、大正14年に都市計画決定がされた後、その後、大野城、春日市、志免町、そして粕屋町の3市2町一帯の都市区域として、これは粕屋町は具体的には昭和42年に福岡都市計画区域に編入を行い、それから都市計画が始まっております。

冒頭言いましたように、位置的には粕屋町が福岡市のベッドタウンとして、非常に栄えてきたというふうな議論は、これは議論を待たずに事実だと思っております。更にその上で、住宅化だけではなくて、粕屋町だけでも独自の財源を持ち、独自の政策をできるように、これからの都市の在り方について私は考えております。

まさに議員がおっしゃる部分と共通する部分がございますが、更なる発展をするためには、都市計画の見直しが必要というふうになっておりますけれども、具体的な様々な制限制約がございます。

その辺も含めて、担当部長のほうからお答え申し上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

議員のほうのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

粕屋町が選ばれるまちとして今後発展していき、経済効果も期待できるまちを進めていくと。こういったものに関しましては、都市計画マスタープラン、これの将

来都市像を目指したまちづくりを進めていくと、こういったことが必要であろうというふうに考えております。現在都市計画マスタープランの見直しを行っておりますが、その一つといたしまして、便利な場所へ人口を集中し、ゆとりある空間、これは建ぺい容積にもかかわってくるかと思いますが、魅力ある町並みの形成が重要であるというふうに考えておりますし、特に町の中心市街地であります長者原駅から原町駅にかけての周辺、こちらに関しましては、にぎわいと都市機能の充実を図る観点から、高度利用、こちらのほうを検討すべきではないかというふうに位置づけております。

まちづくりの方針の中の長者原駅、原町駅周辺の中心の土地の高度利用を誘導することで、市街地の人口密度を高め、利用施設等の立地促進を図り、豊かな暮らしとにぎわいの拠点形成を目指す、こういった内容で都市計画マスタープランのほうでは、盛り込む予定としております。駅周辺の高度利用こちらにつきましては、将来のまちづくりに向けて検討すべきということで、町としても十分認識をしておるところでございます。また、先ほどから言われております福岡市、こちらに関しましては、高度利用につきましても4種類の高度利用の設定がされておりますし、都市部から郊外部に向けて段階的に低密度となる高さの制限、こういったことの工夫もされておるようです。都市計画区域の面積、こちら、粕屋町の20倍とあって、かなり差があります。

先進地であります福岡市の取り組みについても、今後検討しながら経済効果が期待できる、まちづくりに繋がるようなマスタープランの作成を進めていきたいと考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

八尋議員。

◎12番（八尋源治君）

今の答弁で、未来に繋ぐまちづくりに真剣に取り組んである姿勢の答弁をいただきました。しかし、答弁じゃなくて結果を出す方向に、法のもとで粛々とやっていただきたいなというのを申し添えいたします。それでは、次の質問に入らせていただきます。

町長は、役所内に市制に向けた職員による市制塾を平成30年に設置されておられますが、いつまでに結論を示されるのでしょうか。先般、山脇議員が質問されましたが、再度お尋ねいたします。今後の選択肢として、このまま町政を継続されるのか、単独市制か、または近隣との合併を模索されるのか。その方向性を1日も早く示すことが、リーダーとしての責務であると思っております。町長が決断されたら、行政・政治・町民が一丸となって目標に向かい、邁進していくはずですよ。

町の将来は粕屋町のすべての人々でつくり上げていくものです。

以上、お尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

平成30年の10月に、若手職員を中心に、市制塾を私自身の提案によって設置をしております。この研究会でございますが、市制にかかわる事項について、様々な観点から調査研究を行うことを目的としており、今現在、発足以来13回の会議を開催しております。いずれ、この研究成果につきましては、議員の皆さまにもご報告する場を持ちたいと思っております。合併につきましては、合併じゃない市制ですね、市制につきましては、これいずれも今までの質問でもお答えしておりますけども、住民の総意だと私は思っております。

人口5万人がその市制を施行するための最低条件、基本的な要件でございますが、人口5万人は国勢調査による人口でございます。今年が国勢調査2020の国勢調査の年でございますが、当然5万人にはなりません。今現在、住基人口で4万8千人を若干超えている状況でございます。最短でも2025年、5年後の国勢調査で5万人を超えるのではなかろうかと思っております。ただ人口が5万人を超えただけでは、市制にすぐは移れません。ちょっと申し上げますと、単独市制を目指すのであれば、当然町議会の議決が必要です。そして知事への申請、県議会の議決、最終的には総務大臣への届け出を出して、官報で告示というふうな時間的にもかかるわけですが、今までの市制施行をされた団体を検討しますと、やはり5万人を超えた段階から2年程度の期間は必要であると思えます。

この人口5万人を超えること、これが現実的に考えられるという時には、具体的には住民基本台帳の人口が5万人を超えた段階になろうかと思っておりますが、現在の予想では2023年以降、3年後だろうと思うんですけども、このときに私が、町長の任期にあるかどうか分かりませんが、首長としての考えは、そのときにはお示しをしなくちゃいけないだろうと思っております。そして、町民の皆さまに、現在市制塾は調査研究している内容から、市制に関するメリットデメリット。特にこれが非常に大事なんですけども、市制施行に係る費用そして新しい市の名称、これが町民の皆さまが非常に関心を示されておることだと思っておりますが、こういったものを様々な情報提供を行い、将来の選択肢についてご理解をいただくための説明を十分に行った上で、住民の意向調査を実施し、その結果によって民意を酌み取る必要があるかと思っております。

国際社会では、持続可能な社会構築に向けた取り組み、いわゆるSDGsの取り組

みが広がりを見せております。国からは、SDGsを原動力とした地方創生が示されておりますが、本町におきましても、この人口5万人を超えても、持続可能なまちづくりを成長する足腰、基礎体力づくりを今の時点で行う必要があると。そのときに、市制を施行しても大丈夫なそういった体力づくりを今からしていきたいと思っております。

具体的には、もう先輩達が申し上げておりますように、商工業の立地並びに誘致、そういったことを推進することにより、合わせてよりよい住環境、住民の皆さまが住める環境を提供できる総合的な都市政策を大胆に行っていく必要があろうと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

八尋議員。

◎12番（八尋源治君）

様々な答弁をいただきましたけども、大事なことは、いつまでに方向性を決めるかなんです。それはやはり、町長として、粕屋町の歴史文化、過去を踏まえた中で、あらゆるデータの中で分析しますと先が見えるんですよ。しかし、そういうデータがなかったら先が見えないんです。しかし、それが100%というのは絶対ありません。あり得ません。結果出してね。しかし、100%に行くように決断すれば、行くように努力する。これが人間であり政治家だと思います。以上、申し添えて次の質問に入ります。

都市計画道路において、線引きをされ50年を経過しておりますが、いまだに未着工の路線がかなり存在しています。当時と今では、地域環境も大きく様変わりしている中、関係地権者は先が見えない現状で、かなりの苦痛を強いられているはずで、この状況での地権者の経済的損失、図り知れないものと思われま。都市計画道路の線引きに関わっておられる地権者の方々は、粕屋町の発展のために、長年辛抱されている状況です。

粕屋町憲章に、太陽と緑のまちづくりとあります。この意味は、行政や政治は、すべての町民に平等に日の当たる政策の実現を目的としたものと考えます。現状を踏まえて申し上げれば、粕屋町発展のために、今後もその関係者だけを犠牲にするのはいかなるものかと考えております。政策的にもいろいろな対応策と投資が必要だと思います。

この実情を踏まえた中で、速やかに政治家としての施策対応されるよう努力を惜しまず。粛々と前に進んでいただくことを希望いたします。

以上をお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

議員の申されるように、都市計画道路すべて整備をしていきたいと思いますが、なかなか難しいところがございます。今、都市間、地域間を結ぶ広域の交通道路網として都市計画道路がございます。粕屋町の都市計画道路は、以前にも、小池議員とか聞かれたこともありますけど、14路線あります。その多くは、昭和40年代に都市計画決定されたものがございます。都市計画道路の整備については、これまで国や県に対して協力をお願いして整備を進められた、国道201号線、箱崎ふ頭・粕屋線や都市高速4号線、これ福岡粕屋線ですね。県道607号線、千代粕屋線などがございます。また、町単独で行った蒲田・長者原線等がございますけど、当時の優先度を考え、整備を行ってきたところがございます。

これまでに延長として、1万4,027メートルが完成しております。現在、町内では、福岡東環状線や筑紫野古賀線バイパス建設が、都市計画道路の整備として進められております。新たな整備には、やはり事業費が必要となり、財源の確保、未整備区間の早期事業化を行うことが本当に難しい状況でございます。しかしながら、広域の交通道路網としての都市計画道路の貢献度、交通渋滞の解消とか、緊急輸送道路の役割、産業活動の発展など、今後の町の発展や経済効果を考えますと、未整備区間にあっては、事業化が早急に図られることが望まれております。しかしながら、まず現在事業中の箇所早期実現に向けて、関係機関と協力して整備促進に努めておりますが、未整備区間においても今後の町の発展や経済効果、優先度などを検証して、考えていきたいと思っております。

本当に議員が申されるように、すべてやっていきたいのはもう本当に重々承知しております。なかなか、やはり町単独としてやっていくのは本当に難しいところがございますので、できるところから本当に今、3路線やっておりますけど、それを完成した後にもまた考えていきたいというふうに考えております。

どうぞご理解よろしく願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

八尋議員。

◎12番（八尋源治君）

ご理解はよくできます。財源は、つくらないですね。それはね、道路を新設する場合に、費用とね、その沿線に対する経済効果。極端に言うたら、50年たって例えば300坪の土地だったら、10数億の経済効果があがってるんですよ。それに対しては、人が住むね、それには買い物もする。いろんなことすればもっと15億20億ぐらいのことになってくるわけですよ。ですから、財源じゃないんですよ。ちゃんと

した試算をして、そして、採算を考えて計画立てていかな。それには債権、借金にあわないかん。これが投資なんですよ。企業でも家でも何でもみんな投資するでしょ。投資のないところに絶対栄はありません。

そのための根拠となる試算を丁寧にやっていただきたいなということで、質問を閉じたいと思いますが。このようなことをちょっと資料等々見よったら、どうも行政の中に見直すべきなものがたくさんあるように感じました。それは、財政面に対する県のマイナス部分の見落とし、改善を今後各所管でやっていただきたいなど。

ただ、これとこれとこれとどうですかっていうこともいいと思いますけども、やはり担当所管が目を通して、自分自らが見出して、改善するっていう積極的なことに取り組んでいただきたいなと思って、見直ししていただけないでしょうかということをお願いして、私の一般質問を終わります。

(12番 八尋源治君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

はい。次に移りたいと思いますけども、執行部側の回答者の交替がございますので、再開を25分ということにいたしたいと思いますが。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

はい、これより暫時休憩といたします。

再開は11時25分でございます。

(休憩 午前11時16分)

(再開 午前11時25分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議席番号3番、案浦兼敏議員。

(3番 案浦兼敏君 登壇)

◎3番（案浦兼敏君）

議席番号3番、案浦兼敏です。一般通告書に従い質問いたします。

今回の質問は、1問目でコロナ対策について、2問目でボタ山の開発について、町長の考えをお伺いいたします。

まず1問目のコロナ対策に関する質問でございます。中国武漢市において発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中に感染拡大し、多くの人々が亡くなっております。亡くなられた方々のご冥福を、この場でお祈りいたします。我が国は、今年1月に感染が確認され、東京都や大阪府など、大都市を中心に急速な感染の拡大が見られたことから、国は4月7日に東京など7都府県に緊急事態宣言を

発出し、4月16日には、対象を全国に拡大いたしました。その後、国、県や医療機関の懸命な努力と国民の協力もありましてから、5月25日には緊急事態宣言が全国で解除されるなど、収束に向かうものと思っておりました。ところが7月に入ってから、また、全国的に感染が拡大し、現在、いわゆる第2波の感染拡大時期にあります。

福岡県は7月中旬以降、新規感染者及び感染経路不明者が増加し、病床稼働率が上昇したことなどから、8月5日に福岡コロナ警報を発動しております。今後、秋から冬にかけてインフルエンザの流行と共に、第3波の襲来があるとの予測もございます。このような中、8月5日に粕屋町の医療機関で、新型コロナウイルス感染者の陽性者が確認され、その後PCR検査の結果、病院内にクラスター、いわゆる感染者集団が発生したとの報道がありました。町民の皆さまから不安の声も聞きます。

そこで今回の事例について、お尋ねいたします。まず、町内の病院におけるクラスターの発生状況と町の対応についてであります。病院におけるクラスター発生時と現在の状況は。陽性者やクラスターが発生した場合、町への情報伝達はどこが行うのか。保健所なのか病院なのか。また今回、厚生労働省のクラスター班の派遣調査があったのかどうか。そして、町としてはどのような対応を行ったのか。

以上のことについてお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

町内で一番大きい病院で、本当残念ながらクラスターが発生いたしました。

ただ、クラスターの発生状況、細かい部分につきましては、後ほど所管のほうからご説明申し上げますけども、クラスターは全国的に至るところの病院、医療機関、あるいは施設でも発生をしております。特に医療機関につきましては、発熱外来あるいはそのコロナ感染者への検査、若しくはその治療にあたってあるという最前線でございます。非常に大きなリスクを抱えながら、何とかコロナを封じ込めるということで頑張っていたらというところで、町としても支援並びに応援のメッセージも先日送ったところでございます。

詳細につきましては、担当所管のほうからご報告申し上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

お答えいたします。

該当の病院が、まずいち早くホームページで公表されておりますように、8月の

5日の日に職員の方1名、それから8月6日に職員の方1名、計2名の感染が確認されました。それからその後も保健所の指導に基づきまして、PCR検査の追加実施を行われまして、8月31日時点で職員32名、患者さん39名、計71名の感染が確認されております。その後に9月1日時点で陽性確認された職員の皆さん、ほぼ復職されておまして、予約外来診療の一部、これは既に予約のある患者の診察とか外来のリハビリになりますけれども、それと検診センターを今現在再開をされておられます。

町の対応といたしましては、8月9日に県からクラスター発生の発表がありましたので、翌日10日に町のホームページで町民に向けて広報を行っております。クラスター発生の経緯や診療についてのお知らせ、それから冷静な行動や人権への配慮などについてのお願いを掲載いたしまして、26日の日に内容を更新いたしております。また、町内の該当病院の救急患者の受け入れが休止になったことによりまして、その間の救急医療体制について、消防署のほうに確認をとらせていただきましたところ、町内のほかの救急指定病院、それから近隣の篠栗町、その他福岡市の病院などに今現在搬送を行っております、救急医療体制は大きくは変わっておらず保たれているということで伺っております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

先ほどのご質問に補足をさせていただきます。

陽性者やクラスター発生の場合の町への報告はということでしたけれども、これにつきましては通常は町への報告は保健所からというふうになっております。クラスターに関しては、必ず保健所から報告というふうにはなっていないようなんですけれども、今回はいち早く病院のほうから町への報告があつてございます。

それからもう1点、厚生労働省のクラスター班の派遣とか調査とかがありましたかということでしたけれども、県のほうから感染症の専門医、それから専門の看護師が1回だけではなくて数回入られているそうです。もともと病院自体に感染症の専門の訓練を受けられた医師や看護師さんがいらっしゃるんですけれども、更に県のほうから来ていただきまして、気をつける点とか、更なる助言等を行っていただいているようでございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

今の答弁のように病院の職員の方もほとんどが復帰されたということで、ほぼ収束に向けたものと思ってから安心しております。病院のほうからもホームページも、第一報から第九報ですか、随時ホームページで状況を報告されてありますし、町のほうは8月26日のホームページだけという状況でございます。

それで、ここでちょっと疑問を持つんですけども、粕屋町は保健所を持たない、県とか政令市とか中核市は保健所を持っていますけども、こういう保健所を持たない町として、このような事態が発生した場合、どのようなことができるのか。

これについて、お答えをお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

確かに、粕屋町単独では保健所はございません。しかし、粕屋町に保健所はございます。従いまして、その地理的な条件といいますか、非常にその優位な条件でございますので、行くこともすぐ可能でございます。電話連絡等も担当所管のほうから密接にそういった手段を確保しておりますので、そのまま様々な情報提供、そしてまた指導につきましては、もうその都度仰いでおります。

従いまして、保健所のっていうか、県の指導をすぐ受け、そしてまたそれを適切に反映できるというような、環境にはございます。従いまして、保健所は単独に持たないけども、実際保健所と連動して活動しているということをご理解いただきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

粕屋町は保健所は持たないけども、粕屋町に県の保健所があるから、そこと密接な連携することによって対応できるということで、これはね、粕屋町に保健所があるっていうのは非常に大きな利点でありますし、そういう意味では町民の方もね、そういうことをなかなか県の保健所ですから私ども身近に感じたことないんですけども、これによって、対応がですね、速やかにできることを期待いたしております。

次に、今回、さっきありました70名以上の感染者のクラスターが発生したのは、PCR検査体制の不備という声も町民の方から聞きます。町長には、町民の生命と財産を守るという心構えをお持ちだと思います。

そこで、先ほども出ましたけども、粕屋医師会のPCR検査センターの検査能力がどの程度あるのか。週の回数とか一日あたりの検査件数、そして今回のクラスター

発生に対して十分対応できたのか。そして次に、もし十分でなければ、PCR 検査体制の充実を図る必要があるのではないか。

以上3点について答弁を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

まず、粕屋管内のPCRセンターの検査能力についてお答えいたしますが、現在粕屋管内すべての機関の検査能力、これは検体採取になりますけれども、公表はされておられませんけれども、粕屋医師会が実施していますPCRセンターにおいて、1日に可能な検体採取件数は、最大で50件でございます。医師会の先生方の努力によりまして、かなり件数を増やしていただいております。それで平均、検体採取の実施件数ですが、5月の12日から8月31日までの数字ですけれども、合計で486件。1日で平均出しますと10.6件。

次に、今回のクラスター発生に対しての十分な対応ができたのかというご質問ですけれども、現在PCR検査を実施する機関は帰国者接触者外来や地域外来検査センターなどがあり、その地域外来検査センターの1つが、この粕屋医師会のPCRセンターというふうな位置づけになります。県でも検査を行う機関が増えておりまして、8月3日時点で帰国者接触者外来が61か所、地域外来検査センターが19か所で、合わせて80か所となっております。今回の町内医療機関の検査がどこで行われたかは、よく認識しておりませんが、多くの医療従事者や患者さんを速やかに検査実施していることから、検査対応は十分にできているというふうに思っております。

以上です。

それから最後にPCR検査の充実ということですが、午前中に別の議員さんのご質問に対する答弁と重複するかと思っておりますけれども、現在無症状者や軽症者も多くみられておりますが、早期に発見することで、高齢者や重症化リスクの高い人に感染させないなど、PCR検査体制の強化は大変重要なことだと思っております。

しかしながら検査体制の充実には、医療機関、先生方の協力はもとより、地域の通常の医療体制への影響や陽性者の増加に伴う保健所業務の増加、陽性者の受け入れ先の増加、関連する様々な課題がありまして、すべての課題を県などの大きな枠組みで考えていく必要があるというふうに思っております。今後も県や医師会と連携しながら検査体制の充実には、町としても取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

粕屋医師会の検査能力は1日50件っておっしゃいましたけど、私も調べろうと思っ
てずっとしたら、宇美町のホームページの中で粕屋医師会のPCR検査について、
週3回で1日が12件ということで、これから見ると週で36件しかできんのかなって
いう感じがしましたけども。今、1日50件ということで週何回か分かりませんけれ
ども、週にすればどの程度できるのか。それと今回町内の病院のほうも、職員入れ
たら500人超すとかなんかね、聞いてますんで。全員がこういう殺到したら、とて
もね、対応できませんけれども。

これはほかの検査機関のほうに実際、粕屋保健所とかなんかもできるんですかね。
とか、ほかのところで検査されたのか、それについてちょっと再質問。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず粕屋医師会のPCR検査センター。これは当初、今、宇美町のご紹介されまし
たけれども、その程度でした、最初は。先ほどご質問にもお答えしましたように、
粕屋医師会のドクターの協力を得ながら、増やしていただいております。

従いまして今、1日50件。ただ曜日につきましては火曜水曜木曜、この週3回の
はずです。増やしているかどうか、ちょっと私は把握はしておりません。また、そ
のクラスターが発生した病院の検査は、先ほど言いましたので正確な情報はちょっ
と開示がされてませんので分かりませんが、その病院でも検査があつてははずです。

従いまして、病院、保健所、このPCR検査センターも含めたところで、全スタッ
フ500人の検査が終わったというふうに私も聞いております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に、学校現場では2学期がいよいよ始まりました。これまで様々なコロナ対策
を講じられてきており、大変なご苦労があらうかと思えます。そこで、9月2日の
西日本新聞に、世界の学校集団感染続出との記事がありました。また、先日、先生
方も懇談会がありましたけれども、その中で、もうフェイスシールドがもう使用
に耐えない状況になってきたとか、それとかまた、修学旅行で3密を避けるため
には、1クラスで2台のバスが必要で、予算要望しているなどの声も聞かれました。

そこで、学校現場でコロナ対策を講じる上で、どのような問題を抱えているのか。
また併せて、小・中学校の修学旅行はどうするのか、予定どおり実施するのか、ど

ういう点に注意しながら実施するのか。また、これらの問題に対して、今後どのような対応が必要と考えているのか。

以上について、教育長にお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

学校現場では、コロナ対策としまして、3月から5月までに臨時休校を行いました。それにより授業の遅れの問題等が発生しましたが、遅れを取り戻すために、夏季休暇の短縮や多人数で行われる学校行事、小学校のフェスタ、中学校合唱コンクール等の中止によって、対処ができてると思います。それとあと夏休みを短縮したことで、真夏の暑い時期に登校することによる、熱中症等の対策を考えなくちゃいけませんので、その対策といたしましても登校前の健康観察票の記入や、こまめな水分補給や、教室ではエアコンは常時稼働はしておりますが、もう定期的に窓を開けて換気等を行うように指導しております。

あと、小・中学校の修学旅行についてですが、今のところ郡内でも中止するというような話はありません。それで、町の小・中学校でも新型コロナウイルスの対応といたしまして、バスの中や観光地でのマスクの着用やホテルでの部屋食、入浴の人数制限等、いろいろ工夫を考えております。また、学校行事の中止によりまして、学校保護者、地域との交流の場が少なくなります。今後、行事によっては、学年ごとに開催したり、できれば人数制限をかけて、開催できることは何とか行いたいとは思っておりますが、コロナ収束までは現在予断を許さない状況でございます。

そして学校関係者のコロナ感染や、更なる感染者数の増加により、再び臨時休校になる場合に備えるため、ICT環境の整備とオンライン授業の実施を必要だと考えております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

それでは、今の答弁では、小・中学校の修学旅行は予定どおりやる計画、予定で理解していいんですね。いろいろ大変でしょうけど。やっぱりこうね、一生の思い出としてね、やっぱり卒業アルバムにしても何にも写真がないというかね、そういう状況は本当にかわいそうだと思うし。やっぱり少しでもですね、そういう思い出をね、何らかの形で残してあげたいなっていうことで、小・中学校についてバス代が倍かかりますけれども、それをね、予算つけて、修学旅行実施するということ

を聞いて安心いたしました。よろしくお願いいたします。

次に、これまでコロナ対策として様々な施策。町長がおっしゃったこの一覧表、今回の議会に配られましたけども、様々な施策が講じられてきております。

これらの予算総額、確かに予算総額これ見れば分かるんですけども、予算総額等財源内訳、国費・県費・町費か、そこら辺の状況はどうなってるのか、お尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

これまで、新型コロナウイルス感染症対策として、感染症予防のために消毒用アルコールあるいはマスクなどの購入、それから子育て世帯への支援、あるいは事業者の皆さまの支援と、様々な支援対策を行ったところでございます。

現在までのコロナ対策、総予算につきまして、57億2,241万8千円と資料のほうにも記載しております。この財源内訳でございますけれども、国庫支出金が特別定額給付金関係、その補助金が48億5,816万円。それから地方創生臨時交付金でございますけれども、こちらが4億5,024万4千円でございます。合計の55億2,982万6千円となっております。このほか、県の支出金が800万円。それから、町費で1億8,459万2千円。財源内訳はなっております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

ありがとうございました。全体が57億ほどで、そうですね55億ほどが国の補助金からってということですね。いずれにしても、1億8千万ほどは町費からね、継ぎ足して出してますので、今後これがね、だんだん後で効いてくるんじゃないかという気がします。

そこで、粕屋町議会は、全国町村議長会と連携して、今議会に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書（案）を今議会に上程しております。コロナ対策による予算の増大と、コロナの影響による税収の落ち込みは、町財政のひっ迫をもたらす、招きかねません。

そこで、国・県に対し、更なる財政支援を要望すると共に、町独自の新たな財源確保の手法を真剣に検討すべき時期に来てるんじゃないかと思います。

これについて町長の考えをお伺いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

国ばかり頼っては、ということだろうと思います。ただ、国のほうも先ほどのご質問、別の方のご質問ありましたが、予備費で10兆円というふうな財源確保をしております。これはやはり、日本国全体の新型コロナウイルス対策の非常に大きな原資だろうと思っております。それに加えて、それぞれの市町村で独自の政策、施策をする中で、やはり自分で独自の財源確保しなくちゃいけないという部分では、例えばふるさと納税で募金を募るっていうのもありますが、大きくやはり支援をお願いしますと。

コロナ対策に対する支援をお願いしますということにもうスポットを当てて、例えば粕屋町に縁のある方、あるいは糟屋地区全体で縁がある方について全国的に呼びかける、これはクラウドファンディングと言いますが、それを、今、実際現実的に検討しております。実施に向けては、私も力を注いで必ず実施したいと思っております。中身につきましては、例えば医療機関に対する支援を、行政だけでなく住民の皆さま、これはもう当然これはクラウドファンディングはそのふるさと納税とは違って見返りはございません。

全くの募金基金でございますので、それは町民の皆さま、そしてまた、広く町外の方々にも呼びかけて、募金を募るということで、今、具体的に検討している状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

ありがとうございました。財源確保について私も過去何回かいろいろしまして、クラウドファンディングね、ふるさと納税もありますけども、結構いろんな経費がかかりますので、やっぱりクラウドファンディングでそれを仕組みっていうかそういううまく職員の方が勉強してもらってから、そういうね、全員の支援しようという方々をうまく引き込めるような形で、クラウドファンディングなりが設定できればそれもいいんじゃないかということで前々からも言ってますけども、それも今検討してあるということを知りましてから安心いたしました。

次に、2問目のぼた山の開発に関する質問に移ります。私はこれまで3年半、国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会に所属し、また、粕屋町、志免町、須恵町で構成する国鉄志免炭鉱ボタ山開発推進協議会に出席してまいりましたけれども、協議会の予算決算に関する審議だけで、ぼた山開発についての方向性など、実体的な審議はほとんどありませんでした。

3町のぼた山開発推進協議会も、今年4月からは3町長の私的諮問機関として、3町長が計画する開発について、諮問があった場合に開催されることになりました。このためボタ山開発特別委員会も今議会で廃止の予定でございます。それだけに、3町長の責任は非常に重いと思います。そこで、これまでのぼた山開発についての検証と、今後のぼた山開発の方向性について、町長の考えをお伺いしたいと伺います。

国鉄志免炭鉱ボタ山全部28.4ha ございます。昭和61年7月に国鉄から地元3町、粕屋、志免、須恵の3町が1億円で購入しています。また3町の協議会は、昭和56年8月に設立され、その後民間の開発提案を受けての先進地視察や、ソフトバンクホークスのファーム誘致活動、協議会のプロジェクトチームによる自然活用型開発の基本構想の提案などもありましたが、いずれも実現せず今日まで至っております。また、敷地の一部は、現在民間企業や須恵町外二ヶ町清掃施設組合などに賃貸され、年間1千万円余りの収入はあります。また、ぼた山の災害防止対策積立金も、1億円余り積み立てられております。

そこで質問ですけれども、町がこれまでぼた山開発のために、投じた費用の総額と、ぼた山から得られた貸地料などの収益の総額はどうかお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

今議員が質問の中で、かなり内容的に詳しく述べられました。

確かに開発のために、検討はいろいろと行われてきております。ただ最終的には、実現に至っていないというふうな現状でございます。その中では、平成4年度以降地質調査、こういったものを実施し、第三セクター設立検討、ぼたの搬出検討、先進地視察、先ほど言いましたそういった費用がかかってきておるといふふうに思っております。

詳細な金額ということで資料といたしまして、議員もかかわっておられて先ほどの発言にもありましたが、まず平成22年度からの令和元年度までで、ぼた山開発協議会、こちらの総会資料を基であります内容について、答弁させていただきたいと思っております。開発にかかわる費用につきましてということで、質問の中でもございましたが、平成25年度ソフトバンクホークスの誘致、こちらの費用といたしまして約234万円がかかってきております。それから、平成26年度のぼた山自然活用型開発基本構想案策定業務というようなことで、約150万円が費用としてかかってきております。また先ほど議員のほうも内容的にも触れられましたが、借地を一部やっ

おりますので、その収入といたしまして年間1,014万3,524円。これは貸付の時期とかがありますのであれですが、平成22年度からの10年間の合計といたしましては、1億111万1,909円となっております。

町としてのちょっと個別の支出金額につきましては、現在ちょっと準備をしておりませんので、申し訳ありませんが、後ほど回答させていただきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に、先ほどありましたように、地質調査ですね。平成5年6月の協議会総会で、ぼた山地質調査等の報告があつてという記述がございましたけれども、このぼた山開発にあたって、地質調査等では何が問題となっているのか、そこについてお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

地質調査につきましては、平成5年3月当時、大学の教授を中心としたぼた山調査委員会、こちらのほうから3町に対しまして報告書が提出されております。報告書の内容といたしましては、堆積物がぼたであるため、硫酸塩地盤であると。こういったことで、膨潤性。膨らんだりするというような粘性土が含まれており、盤ぶくれ、こちらも地層的に膨らむようなことに繋がると思いますが、盤ぶくれ地盤となっている可能性があるかと。

ぼたの性質上、あと雨や地下水、こういったものの影響を受けることによって岩石の組成が、細粒化、粘性化することによって地盤沈下を招くこと。更には、開発工事期間中に乾燥による粉塵や濁水の発生、こういったことが予想されると。完成後の排水の水質悪化や地下水汚染など、環境への影響が懸念されること、こういった点が、問題として報告書のほうにあげられてきております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

様々な問題点をですね、ですからこれにあたって、開発にあたっては、多額の整地に多額の費用がかかるということが問題ってということですね。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員、ちょっとお待ちください。チャイムの間。

（チャイムの間待機）

◎議長（鞭馬直澄君）

はい、どうぞ。

◎3番（案浦兼敏君）

じゃあ、次に質問を移ります。次に、ぼた山開発については、今後、3町長主導で進められると思いますけども、その方向性について、3町長の考え方は一致しているのか。

また、3町長はどのような開発を望んでいるのか、お尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ここで、再度そのぼた山の今後の在り方について若干申し上げます。

従来からぼた山の開発、そして管理が一緒になっておりました。また、ぼた山協議会ということで、一括して総勢で話すということになりましたが、今年度からそれを分けております。ぼた山の開発の管理については、昨年度、3町長で協議を行いまして、法的根拠、その財産の所有そして管理に関するもの等の法的根拠と照らし合わせて、開発に対する協議会の規約、そして日常の管理のための管理計画及び共同執行規約、財産運用に関する具体的取り扱いのための財産管理規程。これを策定しまして、本年4月から運用を開始して切り分けておるところでございます。

今議員がご指摘の開発に関しての審議につきましては、先ほど申し上げましたように、多額の費用が見込まれることから、これは民間の活力を利用する、こういった開発案を検討していくことがやはり最優先になろうかと思っております。広く優秀な開発の案があれば、まずは3町長でその内容について審議をさせていただき、非常にいいものということになれば、各町の議会からのご意見なども参考として、速やかに対応できるように、今後もしていきたいと思っております。

このことにつきましては、3町の意味は統一してございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

要するに、民間のほうでも開発を前提として進めるということで、今のところ具体的なそういう3町長のほうで具体的なあれはないんですね。考え方はね、案っていうかね。それであれば、ちょっと次に、既に、ぼた山購入費1億円に相当する金額を基金で積み立てており、また毎年1千万円余りの貸付料が入っています。ぼた山整地費に金がかかるため、やっぱりどうしても今までこういう民間からの話があったけども、やはりぼた山の性質ということで、やっぱ多額の金がかかるとい

うことで、なかなかこう実現しなかったということでございますけども。

そういう状況であれば、町としては固定資産税とか法人税も、開発されれば入ってきますんで、土地のぼた山の土地の無償貸し付けとか無償譲渡によってから、その民間の開発の提案を募集してはどうかと考えますが、町長の考え方をお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

無償貸付無償譲渡、これは実際の手法だと思います。やはり、よりよい開発の提案があれば、その開発案をまずは吟味し、そして、その事業者にとって、この開発をするためにはこういった条件が必要だということは、協議の一つだろうと思っております。

いずれにせよ、そのぼた山がこの3町のちょうど真ん中にありまして、いずれ3町にとっても非常に有効な、住民にとって有効な、そしてまた有益な開発案であることが望ましいと思っております。この開発につきましては、非常に多額のお金がかかるということもございますが、今はコロナの関係で、非常に企業が憂っております。財政的にも非常に厳しい経営状況はあろうかと思っておりますし、そのリモートによる勤務形態等もありまして、なかなか企業が、従来のように動いていただけない状況がございます。

我々も、よりよい開発案があるように、いろんな手法を凝らしながら、今後の研究を進めてまいりたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かに無償貸付譲渡っていうのはね、だからこちらやっぱり提案するために、ある程度条件を手を挙げやすい条件整備はする必要があるために、そのためにこういうことをちょっと提案したわけでありまして、今後、状況は厳しい経済状況が厳しいと思うこともありましようけども、ただ3町にとって貴重な財産でございますし、子々孫々、子どもたち孫たちの世代もああよかったっていうような、そういう施設がね、できますことを祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

（3番 案浦兼敏君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

暫時休憩といたします。

再開を午後1時ちょうどいたします。

(休憩 午後12時06分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議席番号2番、井上正宏議員。

(2番 井上正宏君 登壇)

◎2番（井上正宏君）

こんにちは。議席番号2番、井上正宏です。通告書に従いまして一般質問します。午前中の同僚議員の一般質問と内容がかぶることもあるかも知れませんが、執行部の答弁をお聞きいたします。

最初に、都市計画マスタープラン（案）についてということですが、この案は、令和22年今から概ね20年後の粕屋町の将来像を描いておられますが、粕屋町の人口規模はどの位で考えてあるのかということと、また土地利用計画の中で予想人口をはめ込むために、今の市街化区域を拡大されるのかお聞きします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

都市計画のマスタープランは、市町村が定める都市計画の指針となるものでございます。まちづくりの整備、開発を計画する際の非常に考え方、方針というふうに位置づけられております。

現在取り組んでおります都市計画マスタープランの見直しでは、令和22年の将来推計人口を5万8千人と推定しております。予測人口をはめ込むために、今の市街化区域拡大を行うのかというご質問でございますが、人口増加を受けとめる質の高い居住空間の確保には、都市機能が整った便利なところに人口集約することが、持続可能なまちづくりということで、非常に大事な視点だと思います。そういった方針に沿って進められるべきだろうと思います。

既存の市街化区域内の低未利用地を、人口増加の受け皿とすることはもちろんのこと、本町にはJR福北ゆたか線、そして香椎線が走る駅が6つございます。この駅から近い範囲を中心に、居住空間の確保を考えることが重要でございます。現在策定を進めております都市計画マスタープランでは、中心拠点となるJR長者原駅から原町駅にかけての、JR福北ゆたか線沿線での土地の高度利用、これを誘導するという。そして、JR駅から概ね徒歩圏内での宅地化の検討。具体的には、現在市街化調整区域であります、酒殿駅周辺や伊賀駅周辺などの宅地化の検討、そ

して中心拠点の高度利用や駅からの徒歩圏内での宅地化の検討、そういったことを行いますが、更に宅地が不足する場合には、市街化区域に囲まれた市街化調整区域の土地利用を検討するなど、都市計画マスタープランの中では、人口増加を受けとめる質の高い居住空間の確保を方針としております。

そういったことで、予測人口を計測、その予測人口に合った将来の計画を考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

はい、20年後の人口ということで、約今から1万人の増加を見られてるということ、それに向けての様々な取り組みを今、答弁いただきました。このマスタープランの計画自体は、もう誠に素晴らしいものだということで、私も説明会の時にお聞きしたわけですけれども、もう町長もお分かりだと思いますけれども、現在の用途地域。現在の用途地域の状況の中では、当然いろんな形で努力とかされていく中で進めていく話だと思いますけれども、20年後は厳しいんじゃないかなという予想がありますが、町長にお伺いします。

20年後のこの都市構想の計画は、難しいものがあるんじゃないかと。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今お答えしたとおり、これはもうまさにプランで目標とすべきものでございます。従いまして、20年後、令和22年の将来推計人口5万8千人に向かって都市計画を作っているつもりでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

すみません、私の問いかけがちょっと分かりにくかったかも知れませんが、今の町長の答弁で理解はできましたけれども、まず優先的にできるところから。優先事業、いろんな様々な問題が今からも出てくるし、これ来年の1月に最終的に町民のほうには公表されるということで、策定委員会とか、更にまたいろんな委員会、更に議会のほうでも、説明をされるということですので、今後またいろんな意見が出てきますので、いろんな意見が出てくる中で、20年後。都市計画マスタープラン、こういう計画を立てられていることに、少しでも希望しまして、次の私の質問に移らせていただきます。

次の質問は、このマスタープラン（案）の中からのことですが、今回の都市計画マスタープラン。この案の中に、福岡空港から JR 長者原駅までの地下鉄延伸計画と都市計画道路千代粕屋線、県道607になります。原町から長者原、更に門松、この区間の見直しは、今回のこの構想案の中に入っているのでしょうか。町長、お伺いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

福岡空港から JR 長者原駅までの、地下鉄延伸計画というような観点でお答えさせていただきます。

マスタープランには、福岡都市圏を広域的な視点から圏域の都市計画の基本的な方針を定めます、県のほうが策定いたします、都市計画区域マスタープランという上位計画がございます。地域の視点から、市町村の都市計画の方針を定めるのは、市町村のマスタープランというのがあるんですが、そういった位置づけがございます。市町村の都市計画マスタープランを策定する際には、この上位計画であります県のマスタープランと計画の整合性を図りながら、調整をするということが必要となってきております。

ご質問の福岡空港から JR 長者原駅までの地下鉄延伸計画、こちらにつきましては、県が定める都市計画区域マスタープランのほうでは、現在は位置づけがされておられません。地下鉄延伸という事業は、広域で取り組むべき計画であると考えております。

現段階で、町のほうとしていたしましては、現在策定見直しを行っておるマスタープランにおきましては、福岡空港から JR の長者原駅までの地下鉄延伸計画というような位置づけは行っていない状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

福岡空港から JR 長者原駅までの答弁は理解、承知しましたが、この都市計画道路の千代から粕屋線の県道607号の見直しについての答弁もお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

都市計画マスタープランの中で、都市計画道路の見直しなどの方針を掲げる場合には、広域交通道路網や都市機能の強化としての役割、必要性がなくなった等、周

囲に整備された道路等によって渋滞の緩和が図られた、こういった諸条件、都市計画の貢献度がなくなったということが判断できれば、見直しの方針も考えられますが、井上議員が今ご質問されております都市計画道路、千代粕屋線の原町から長者原、門松間につきましては、貢献度を考えますと都市機能の強化としての道路網であり、渋滞緩和の役割、地域の土地利用、都市機能道路網でありますので、渋滞緩和の役割、地域の土地利用、環境改善などにも寄与するということが考えられますし、歩行者、自転車の通行、交通事故の軽減、そのほか災害時の緊急輸送道路としての役割なども様々な観点から総合的に考えますと、町の将来像には必要な道路網であるというふうに考えております。

現在見直し中の都市計画マスタープラン、現在素案の状態ではございますが、将来都市像である「暮らし続けたくなるまちかすや」を目指し、都市整備の方向性に基づいて4つの分野の中での1つであります、交通体系の中で、幹線道路、都市計画道路についての基本方針を掲げさせていただいております。都市計画道路の未整備路線については、整備の緊急性が高い道路として井尻粕屋線、現在整備が進められております、福岡東環状線や粕屋宇美線、筑紫野古賀線などを示しております。

整備が望まれる路線といたしまして、箱崎阿恵線や千代粕屋線などを示しており、費用対効果も考慮して進めていくこととしております。千代粕屋線も含め、都市計画道路は、町の将来に対して貢献度が高く、都市計画マスタープランでは望まれる道路網としての位置づけというふうにさせていただいております。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

はい。今回のこの2つの取り組みにつきましては、今後概ね20年間は町としての取り組みというのは考えてないということで、私のほうで認識させてもらっていいでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

20年後の将来像を見据えて、都市計画マスタープランは策定はされますが、社会情勢の変化や、10年後に対しては見直しを行うと、そういうふうなことも掲げておりますので、20年間何も変えないのかということではないかと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

今後更なる町の発展のためには、必要な取り組みではあると思いますので、これやっぱり1つの町だけでは当然難しいというのは、この場で言うことでもないと思いますけれども、いろんな形で国とか県とか他の市町村なんかも巻き込んでいただいて、大きな枠の中でいろんなことを考えていただきたいと、希望ですね。希望いたしまして、次の質問に移ります。

次は、都市計画マスタープラン（案）の中に、暮らしたくなるまち、住みたいまち、選ばれるまちづくりをする将来都市像を描いてありますが、そのためには、様々なアクションが考えられますが、粕屋町の行政のトップとしての町長のお考え、どのようなアクションを考えておられますか、お聞きします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町は非常に地理的、位置的にも恵まれた土地、位置にあるだろうと思っております。福岡インターチェンジは近い。そしてまたJRの駅は6つあり、縦横にJRが走ってるというようなこと、そういった都市機能が非常にその力として、都市力としてあるというふうにはもちろん認識しております。

ただ、住みたいまち、選ばれるまちは誰がするんでしょう。住民の方々が選び、そして住みたいまち、これを評価していただくということになります。行政のみでは、一方的に行政のみで進めるものではございません。住民、そしてまた行政、そして事業者の方々と協働で進めることが、非常に重要じゃなかろうかと思っております。

この都市計画マスタープランにつきましても、様々なまちづくり団体の方々のご意見も拝聴しながら、今素案を作り、進めておるところでございます。また重ねて総合計画の中でも、上位プランでございますけれども、総合計画の中でもシンポジウム等も行いながら、様々な世代、そして業態の方々からのご意見も伺いながら、この民意を我々が図りながら進めてまいりたいと思っております。

再度申し上げますけれども、行政のみではこれ進められません。住民の方々、そして事業者の方々のご意見を拝聴しながら、一緒に進めていくまちづくりの指針だと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

粕屋町行政のトップの町長のアクションということで、今、答弁いただきましたけれども、近年の人口の減少に伴い、高齢化が進む中で、人口の都市部への集中が

止まりません。

幸いなことに福岡市は九州からの人口が集中し、今後も都市部に比べ、人口が増加すると思われまます。その中で、福岡市に隣接している粕屋町。粕屋町も福岡市と同様に、他県から選ばれるまちにならなければいけません。当然、まず自主財源の確保はいうまでもありませんが、更なるアクションを先ほどと同じようなお話になると思いますけれども、やはりこれも、町単位だけでのことでいい方向に行くというのは、これ誰もが思ってませんと思えますけれども、近隣地域を巻き込んだり、県とか国とか、いろんな大都市圏を巻き込んだアクションを再三続けて、お話ししておりますけれども、やはり粕屋町のトップの、セールスマンとして、町長の政治力を発揮していただくことを希望しますが、町長お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

もちろんでございます。私自身がこの粕屋町の将来像を示しながら、幾つかの将来像いろいろあります。その中で、私がこれはどうだろうかというふうな案を示しながら、住民の方々のご意見を頂戴し、そしてこの町をみんなで協働してまちづくりを決定していくのが理想だと思います。今先ほどから申し上げておりますように、非常にその便利な、位置空間にある粕屋町の交通拠点を利用した都市機能の充実、そして集約的なまちづくりを進めながら、片一方では、産業基盤、産業需要に即した誘導を。土地利用の今後の在り方、これもお示ししながら都市整備の方向性を示していきたいと思っております。

今、井上議員からご提案がありましたように、広域的な繋がりを持って都市機能の充実を図ると。これは当然でございます。交通機関等の関係もございませうが、ただ、今粕屋町としての方針は、はっきり固めたところでやらないと、みんなでやって、なんですかね、総合力では高まりますけれども、様々な自治体の方向性はございませうが、バラバラな部分はございませう。それをなかなか集約するのは時間的、そして物理的に大きな問題がございませうので、まずは粕屋町としての今後の都市計画まちづくりの在り方を私自身がお示しして議論をしていただくというふうにご考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

今後も、様々なアクションの中で、その中から必ず相乗効果というものも出てまいると思えますので、当然、他の行政。他の行政に負けることなく、この粕屋町に暮

らしたくなるまち、また住みたいまち、更に選ばれるようなまちになるように期待しております。それでは、次の質問に移ります。

次の質問は、先ほどの質問と繋がるのではないかなと思いますがお聞きします。

都市計画マスタープラン（案）。地区構想の大川地区の整備構想の中で、福岡インターチェンジ周辺が重点項目ということで、説明会の時にお話聞いたときの資料に載ってありましたので、ちょっとその部分から一般質問したいと思いますけれども、福岡インターは、九州の交通の要ですが、この周辺。

インターチェンジといいますかね、あの辺りのインター周辺の土地利用計画を、どのように考えてありますか。

町長にお伺いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当所管のほうからお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

説明会にご参加していただきまして、ありがとうございました。

福岡インターチェンジは、やはり、先ほど議員からも言われましたように交通の要衝として、産業活動を支える重要な都市機能であると考えております。現在の福岡インターチェンジ周辺は、アジアに向けての発展する福岡都市圏のバックヤードとして物流施設など、本町産業活動の拠点となっております。そういったことを意識しまして、新たな都市計画マスタープランの中でも将来都市構造等を示す中では、博多湾等に向けて、アジアに繋がるような位置づけというふうなこともうたわさしていただいております。

広域的な役割に定めるための物流拠点などの重点を基本方針として掲げておりますし、福岡インターチェンジ周辺並びに国道201号線沿線などに集約して、土地利用の方針を工業・流通業務地域といったゾーニングを行っております。

また、物流工業などの産業系と、人々が生活を送る住宅市街地。住み分けをゾーニングすることによりまして、産業系の車両等が過度に住宅地に入らないような抑制を効果、こういったことも考えられるのではないかというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

福岡インター周辺では、もうここで私が今更いうわけでもありませんが、非常に調整区域。調整区域が多く道幅も狭いため、企業が出店したくてもできずに、これはもう太宰府インターとか、古賀インターの所にいろんな今から企業誘致とか、実際そういう話の中で何かこう進めてあるような、ほかの行政がですね。そういうお話聞くんですけれども、この調整区域をやっぱりどうしていくのかということも、考えていかななくてはいけないんじゃないかなと思います。福岡インターの近くで、工場を建てたいとか、何何をしたいとかということで、耳にも入ってきますけれども、調整区域ということではありますが、現在調整区域でも物流関係ですかね、物流関係なんかが、かなり進出してきてると思いますけれども、古賀インターとか、太宰府インターは、土地利用計画の中で、税収を上げるための企業を呼び込む整備が整いつつある現状ですが。

町長、福岡インター周辺にも同じような形で今後何かそういう、いい案とか、そういう施策があるとかいうのがございましたらお聞きしたいと思いますが。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほどから申し上げておりますように、私も今日ではなくて以前から申し上げておりますが、やはり福岡インターの近辺は、物流拠点。これは現状もそうですけれども、やはり企業の方々のお話を聞くと、非常に流通的に有利なとこだと、福岡のこの地区の中でも非常に有利なとこだということで、当然物流拠点としての誘致も働きかけも行ってまいりたいと思います。

そういった意味で、都市計画プラン上もそういったゾーニングをしておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

まずはできるところからということで希望いたしますが、町長は3月議会の中の施政方針で、新たに都市計画課の中に、企業立地政策対策事業費という予算を組込まれました。産業の振興、雇用の創出など、持続可能な財政基盤を確立する政治的公約も掲げられておられます。当然、様々な課題をクリアしなければいけないと思いますが、近隣の行政も土地利用計画の中で企業誘致がスタートしています。粕屋町は特に調整区域には厳しいと、町民の皆さまの声を聞きますが、粕屋町も遅れることなく、市街化区域、調整区域であっても、先ほどお話ししましたけれども、物流関係が進出してきている状況でもあります。福岡インター周辺の土地利用開発に

については、当然民間の活用、更に産業界のヒアリング、更に行政のいろんな手法で、知恵を出していただきまして、用途地域ではない市街化区域開発なども考えていただき、1日でも早い取り組みを希望いたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、コロナ禍における児童・生徒の学習の遅れ、行事の見直し、感染対策及び学童保育についてということで、教育長にお聞きしますが、コロナ禍の中で小・中学校は2学期がスタートしました。コロナ禍は下火になる様子もなく、また今後猛暑も予想され、コロナ感染対策や熱中症対策などで、学校現場は新生活様式の中で、頭を悩まされ続けられる日々が続いておりますが、それ以上に、不安を抱える保護者も少なくないとの声も耳にしております。

その中で、1番目の質問に入りますが、これはもう先ほど午前中に答弁いただいた部分もございますが、再度お聞きいたします。

3か月の大幅な授業の遅れをどう補っていかれますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。午前中の質問と回答と同じようになると思うんですけど、簡潔にお願いします。

◎学校教育課長（早川良一君）

それでは、ご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染防止のために、3月から5月までの臨時休校により授業の遅れが発生しました。その遅れを通常7月21日から8月31日までの夏季休業日を、今年度は8月8日から8月16日まで及び8月31日に短縮したことにより、あと学校行事。小学校のフェスタや中学校の合唱コンクール等を中止することによりまして、それに費やす事前の準備の時間を、通常の授業に充てることが可能になりまして、補うことができます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

はい、同じ答弁いただきましたけれども、当然この授業数。授業の遅れについては、1学期の休業期間、休み期間中ですね。そして、1学期のあと、行事ですね、行事の中止です。ほとんどこの1学期の遅れについては、夏休みの短縮と行事の中止で補えているということで、午前中の答弁で私自身、認識があるんですけども、これ教育長にお聞きしたいんですけども、授業の遅れは、もう当然今の答弁で保護者のほうも、安心されたんじゃないかなと思いますけれども。

この休校中の学力の遅れという面では、教育長はどう考えられておられますでし

ようか。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

2つあるかと思います。3月から休校になった分については、春休みの間に大体教科書が2月までに終わってましたので、復習のプリントあたりで学力の定着を目指したかと思いますが、4月5月の休校が新しい教科書を配っただけで、何もできませんでしたので、予習っていうわけにもいかんし、非常にこの辺は学校は苦勞されたようです。

実際、問題宿題のプリントを、郵送はお金がかかりますので、先生方が配達という形でポストイングしていただくとかいう苦勞をかけたんですが、そこで予習と前年度までの復習のプリント中心ですけれども、やっていただいたというところで5月の末から学校再開にたどりついて。何とか、今のところ客観的なテストはございませんけど、子どもたちも何か楽しく今授業のほう受けてる様子は私も聞いておりますし、見てきてもおります。

特に今心配はないかと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

コロナ禍での授業の遅れは取り戻しているということと、学力の面についても、今答弁いただきました。保護者の不安も取り除かれて、再度同じようなこと言いますけれども、やはり保護者がいつも私にお話される時には、もうそういうところが心配だということでよく耳にしておりましたので、再三同じような質問させていただいてますけれども、今後、このコロナ感染ということで、これもう終息はいつということもまだはっきり分かりませんし、今後再び休校になることもあると思いますけれども、次の準備もできているということで、認識してよろしいでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

残念ながらリモートのほうではなかなかちょっとこう、授業のほうができないんですけども。ただ、いろんなネット上、例えば福岡県の教育委員会、若しくは文科省あたりが動画配信チャンネルはちょっと名前出していいかどうか分かりませんが、そういったところにアクセスしてそういった単元の授業を見るということも、学校今積極的に紹介をさせていただいておるところでございます。

また万が一、休校措置を長期間とらなければならない場合に関しては、もう課題を郵送するというところで、ちょっと郵送費のお金もプールをさせていただいてるところでございます。それからいつでも1週間2週間位の休校でしたら、対応できるような課題は常に用意をしておいていただくようお願いはしております。

ただ議員今おっしゃるように、学力ということで、そういった知識面ばかりをちょっと重視するとやっぱ親御さんはどうしてもその辺に行くわけですけども、やはり子どもたちは、子ども同士交わったり、身近な大人である先生方と交わったりというところで、できるだけ休校しなくていいような、やっぱり感染対策を私たちは知恵を出し合いながらやっていきたいなど。

そういったところで

この4月5月に関しては特にですけども、各小・中学校がホームページを立ち上げていただきまして、これは前回までの休校とは大きく違って、いろんな情報発信が今各学校からなされております。休校になったとしてもホームページのほうにアクセスさえしていただければ、次の指示とか、例えばこういったところを頑張っねとか、ということが以前とは大きく違う。

そういったちょっと私は、努力を学校のほうがしていただいたことに、非常に感謝をしておるところでございます。

ちょっと蛇足ですが、以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

今、教育長に答弁いただきました。それでは次の質問に移らさせていただきます。

1学期は、入学式、体育大会、学習参観、部活動での大会、コンクールや地域での様々な行事が中止となり、2学期の行事もこのコロナ禍では中止やむなしとの声が教職員や保護者から聞こえてきますが、今後の学校行事。

今後の学校行事、2学期以降などの学校行事はどう考えてありますか。

教育長お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

はい。それではこれからの学校行事につきまして、現在回答できる範囲でお答えをいたします。

まず午前中もちょっと言いましたけど、修学旅行は小学校・中学校共に実施します。それであと研究発表会等は、10月に1校予定しておりますが、今年度、学校で

行わずにサンレイクで開催するようしております。それとあと、卒業式等は、今の段階ではこれは年末に協議しますので、ちょっと分からないところがあります。またその時のこの新型コロナウイルスの状況によって、予定が変更となることもありますので、いずれも、この新型コロナウイルス感染防止のため、密閉・密集・密接が重ならないように対策に努めることを指導していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

様々な学校行事の中止で、児童・生徒の育まれる力を何かこうことごとく失われている状況の中、行事がなくなった分、各小学校・中学校などで何か代りに絆づくりができるような取り組みなどを、学校現場のほうに考えていただきたいと思っております。次の質問に移ります。

次は、感染症対策。感染症対策では、どこの自治体よりも早く児童・生徒、教職員約5,400人に校内でのフェースシールドの着用や、9月中旬設置の学校登校際での体温検知機能付赤外線カメラの導入など、不安を抱えながら登校してくる生徒や保護者にできるだけ安心を与えるスピーディーな対策をとっていただき、現在のところ感染対策につきましては、順調に進んでいると見ていますが、次の質問となるんですけれども、小学校4校、中学校2校に対する感染症対策の指導方法は、統一されたマニュアルがありますか。

若しくは、あるとすればこれは教育委員会が策定されたものなのか、学校が策定されたのか。

教育長、お聞きいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

統一されたマニュアルが各学校にあるかというご質問ですけど、まず感染症対策のマニュアルは、このコロナ対策で最初っていうか、まず令和2年3月に、まず学校教育課のほうで作成したのを、まずは各学校に配付しました。そのあとに、文科省のほうから学校の衛生管理の観点から、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが令和2年5月に作成されております。

それでそのあと、2回位改正され、今、令和2年8月6日時点での最新の知見に基づき、作成したものがございます。それをベースにしまして、幾度も臨時校長会等を重ねて情報共有しました。そして現在、各学校でマニュアルを作成して感染症

対策に努めてあります。

ただ、母体としては、この文科省が出した衛生管理マニュアルを基に、各学校においてそれぞれ細かいところ、学校ごとで作ってますけどベースは、これが基になって、今各学校持っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

学校の役割は年々拡大、多様化してますが、今後もコロナ禍の中で、学校現場は振り回される状況も予想されます。1学期の経験を生かしていただき、児童・生徒たちには、このコロナ禍の時期ではありますが、心豊かな学びが保障されますように、特に、学校現場で児童・生徒たちの指導していただいております。教職員の仕事も、少し軽減も図っていただきたいと思います。

また、このコロナ禍の中での教育環境や、環境改善に努めていただきますことを希望いたしまして、次の質問に移ります。

これ最後の質問になりますが、学童保育の件になります。学童保育もコロナ禍での運営や、粕屋中央、仲原、粕屋西の学童保育3園が本年4月から民間の委託業者に変わりましたが、指導員の確保やその待遇、労働条件及び児童の保育状況など、各学童保育の運営実態を把握されて、改善はできていますでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

随時、学童保育の委託業者とは、学校教育課のほうで話し合いを重ねております。それで随時改善にも努めております。

学童保育所の指導員さんの確保や、その待遇、労働条件についてでございますが、今年度導入時に指導員全員の時給単価等の増額、及び責任者、副責任者には更に時給単価の増額を要望し、結果、増額にも至っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

学童保育関係には、今までもたびたび議場で質問させていただきました。3月議会での学童保育での質問を町長にお聞きした時に、4月から民間に委託しても、今までと学童保育の現状が変わること何もないと。また指導員の時給単価を上げるこ

とはしておりますと。人材という観点から、待遇の改善は、検討していくという答弁もいただいております。早川課長のお話しされたような流れが、進んでいってるんじゃないかなと思います。

コロナ禍での児童の対応は、今後民間。今回、コロナ禍で非常に大変だった時期、この時期は。この民間の委託の職員の方の協力とか、小・中学校の先生方の応援もあり、大変助かっておりますということで、学童の先生からお話を聞いております。

しかし、今年4月からの学童の待機児童、これは粕屋西には待機児童はいないということをお聞きしておりますが、あと3園では80名近い、学童保育の待機がおられますということで、当然マンモス学校でもありますので、今までもそういう待機児童については、いろんな対策を練ってきていただいておりますが、今後もやっぱりこの待機児童が減るような、今までとってきた対策もあるでしょうけれども、何かほかに考えられるような対策。

又学童保育に入れず、保護者が帰宅されるまで1人で留守番している児童の安心とか、安全面での対策も再度提案いたしまして、私の一般質問を終わります。

(2番 井上正宏君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

暫時休憩といたします。

再開を13時50分といたします。

(休憩 午後1時42分)

(再開 午後1時50分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議席番号5番、中野敏郎議員。

(5番 中野敏郎君 登壇)

◎5番（中野敏郎君）

議席番号5番、中野敏郎、一般質問通告書に従って、質問させていただきます。

本日は大きく3問なんですけど、私の思いとしては後の2問というのは一緒だなと。だから大きく2問。ただ、そういうことを含めて1問とあわせていったら、大きな1問で結構かな、なんていうふうな思いを持っています。というか、そういうふうな形でまとまって質問ができれば、よかったかな、なんていう大きな私の願いっちゃうかですね、そういうことでスタートさせていきたいと思っております。

本年度から開始された、業務委託による広報紙等の配布事業について、まず質問させていただきます。すいません。自治行政区を支援し、地域づくりや行政区との情報共有を密にして、連帯強化を推進という観点から質問させていただきます。

まず第1番目でございます。広報配布等の方法を今年度4月から変更されましたが、経緯についてお尋ねいたします。簡便で結構です。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細につきましては、担当のほうからまたご説明申し上げますが、数年来からこの問題は起こっております。

通常の行政業務の中で、区長さん、そしてまた組合長さんを初めとして、各区の役員の方々には、行政と住民とのパイプ役として本当にご苦勞をおかけしております。役員さんは変わるとはいえ、その度ごとに非常に地元住民の方々のお世話されながらも、様々なご意見を聴取され、区長さんを経由して、我々のもとに届け出いただいと、そういった意味で重要な役割を担っていただいております。その中でやはり、今の社会情勢の変化、共稼ぎ等のお勤めになってあったり、様々な社会情勢の変化の中で、通常の今まであったような業務ができなくなるっていうようなことも、数年前から声を届けていただいております。

それと、法律的なことも変更がありました。その辺のことにつきまして、詳細をご説明申し上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

粕屋町では、広報かすやなどをはじめまして、行政からの文書を全戸配布につきまして、従来御承知のとおり、各行政区に組合等の回覧でいただく文書と合わせまして、組合長さんに配布をお願いしておりました。しかしながら、組合長さんによる全戸配布につきましては、先ほど町長も言いましたように、世帯数がやはり増加しており、共働きなどの社会情勢の変化によって、いろいろ問題点が走っております。民間業者への委託をすることによって、そういうふうな改善点が解消されるということで、この委託に踏み切ったわけでございます。

この世帯数の増加等も手伝いまして、どうしてもこの配布日に、配布に日数を費やしまして、必要になりまして、住民の方々からはなかなかこの手元に物資が届かないといったご相談や、組合に加入されていない世帯の方々から、なぜ配付されないかというふうなご意見もいただきました。そこで、地方公務員法並びに地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月以降に施行されまして、それまで、特別職非常勤公務員として整理されてました区長様の位置づけが私人へと整理、見直されましたものを機会にしまして、行政区への依頼業務の見直しを行いました。

そこで、広報紙等の全戸配布文書につきまして、民間への業務委託と切り替えさせていただきます。なお、組合での回覧等につきましては、行政区からの発する文書などもありまして、また、日常的な区長様、並びに組長さん、それから各住民の方との相互関係の連絡機会ということも確保をしたいという点からも、すべての業務を民間委託ということは、なかなか好ましくないというご意見がございましたので、その点につきましては、従来どおり組長さんのほうへお願いするというふうな形で今進めてまいっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

本来はこの質問というのは、6月にすべきであったというか、6月議会が一般質問なかったので、私も3か月待ったというふうなところになるんですが、何でそうなったかといったら、単純に言えば私のところに4月、5月、6月、7月とこなかった。御存じの方あると思います。私の家、結構目立つ家でもありますが、なんで私のとこないんだろうか。事業者としてツリーハウスという名前がありますから、それでこないんだろうかとか思っております、もちろん議会だよりなんかも来ておりません。議会だよりなんかいつ来るか分かんないというかですね。だからチェックしようがないというふうなところもありますが、これは1回取り上げないといけないなという思いで今日を待っていたわけですが、早速2番の質問に入っていきたいと思います。

予想された問題点、今私がもう答えも言ったかもしれませんが、そういったところっていうのをもう箇条で結構ですので、どんなことを考えられてました。この変更されることによって。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

想定しました問題点といたしましては、長年やはり組合内でお願いしておりましたので、その中でいろいろなご事情に把握してやられたというところで、そういう点で民間事業者の配達に代わって、住宅地図になかなか載ってないとか。今議員さんおっしゃられましたように、ポストの位置が分からないとか、あるいは2世帯住宅などで、住宅自体がなかなかこう分離しとって分かりづらいとか、そういう点がまずあります。

またあと当面の間につきましては、これまで問題なく届いていたお宅への時間の差というか、配達の遅れというのも、考えられたかなというふうな点がございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

じゃあ、そういうふうなことを想定されておりますが、そういうふうな想定された問題に対して業者の方にとっていうんですかね、打ち合わせとかいうのは、月に何回とかそういうふうなことはやられておったわけでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

業者との打ち合わせにつきましては、中野議員さんの質問にもお宅の配達の間もございまして、いろんなどころから来てないとか、そういう形で実際ございまして、その点では常々この住宅の地図等の確認とか、そういうものは行っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

余りなんか回答になってないような気もするんですけど、例えばどの位、例えばそういうふうなクレームがあったちゅうか、きてないよというか、そういうデータももちろんとってあるんじゃないかなと思いますが、どの位ありますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

はい。件数については、届いてないっていうパターンでありましたり、逆にもう届けなくていいよというパターンでありましたり、例えば水に濡れてるから気を付けて欲しいとか、様々なパターンのお電話がございまして。

ちょっとそれをどういうふう集計するかが難しいんですけども、単純にお電話をいただいた、ご連絡をいただいた件数で言いますと、4月から始まって8月末までの5か月間で58件程となっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

私のほうは、これいかなんということ、部長のほうに7月の10日にもう私は宣言しました、その時。一般質問しますよと。そのあとですかね、8月の4日位に、私のところの回覧版に回ってきましたね。もう皆さんも見ていると思います。広報かすや届いていますか。届いていない場合は、粕屋町役場総務課まで電話、または

メールにてご連絡をお願いしますっていうふうな形で回覧もありました。

この結果はちょっと分かりますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

その回覧を見たからというところかどうか、ちょっと確認をしてない部分もございますのであれですけども、配達その文書を出しました後、8月中にご連絡をいただきました件数といいますのが、大体20件足らず位の件数という形になります。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

結局、第3番目の質問になってるのかなと思いますかね、そういうふうな問題に対してどう対応したかというふうなこと。まとめてあることがあったらまた後で言ってもらいたいんですが。こういうふうな形に書いてあって、その最後にこういうふうなこと書いてあるんですね。「お届けは御連絡を頂いた日以降の配達分からになります。ご了承ください。」って。ご了承くださいか。8月私のところこれがきました。分かりますよね。よかばい商品券5万円が6万円という、これが8月号の中にですよね。もちろん8月ですから、平和週間と、これが入ってからきて、これは直接もらったんですね。たまたま私が外で作業してたから、これいただいたんですが。じゃあですよ、8月まだもらってない人は、例えばこれはどうなるんでしょうか。

例えば、よかばいね。これ1万円なるぞって1万円プラスになるぞとかいうふうなこと、そういうことに対しての対応というのは何かされましたか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

はい、今議員がおっしゃってあるその分に限定しては、届いてないというご連絡等今まだいただいておりませんので、対応をこうしましたという実績はございません。先ほど言われましたようなことを書いておりますのは、なかなかこの期限が過ぎておったりですとか、あるいはもうチラシ等でも部数がなくてお配りできないというパターンもございますので、申し訳ないと思いながら書かせていただいております。お電話いただいた際は、例えば過去の分が必要ですかということは、お尋ねをしまして、必要であるということであればある分についてはお持ちをするという形の対応はさせていただいております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

その辺りは、ちょっと不十分じゃないかなとは思うんですよね。やっぱり要するに、広報も来てなかったらこれ分かんないですもんね、ほとんどインターネットもしないとかいうふうな形でしたらね。だからその辺りもう1回何か、もうこれ終わってますけどね、抽選も終わりましたけど。私だって、例えば4、5、6、7に大切なことがあったかもしれないですね。私は役場のあそこにポストにあったらそれからもらって帰るんですよね。だけど、家庭に配るのはこうやって挿入してあるんだったら別物になってきますよね。そういうところはやっぱり注意していただきたいなというふうなところで、今後っていうふうなところでの対応をよろしく願いしときます。私もこのときに、配るお姉さんと言ったほうがいいでしょうか、その方とたまたまお会いしてから、なんでうちに持ってこないかとかいうふうな話をしたら、怒ってはいないんですけどね。そしたら気づいてなかった、やっぱり気づかないっちゃうのが、それは私もよく分かるんですよ。

私も皆さん御存じのように、今まで1万部位とかを10何回町内配るんですよね。たら、毎回毎回発見できるんです。発見できるって言ったらおかしいですかね、発見するんです。ここにもまだ家があったと、そういうことが何回もあるんですよね。前回の選挙の時、私は町のすべての道路を通りましたやら言っていて、いろいろチラシ配りにひょっと、あらここにも道があった、ここにもあった。だから多分もって配達漏れは、4月、5月、6月起こるな、だんだんだけど減っていかなきゃいけない。だけどまだあってるかもしれないという思いがあります。それともう1つ言ったら、私は議会だよりをよく表紙を作ってるんで、すごく思うんですが、チラシ配ってたら同じポストにこれが入ってるんですよね、広報が。だけど、ポストに入る時はどうなってるかと。御存じだと思いますよね。やっぱり折り曲げられて入るんですよね。私は芸術性をすごく尊重してるなんていったら格好よすぎますが、何かちょっとがっかりするかなあという思いがある。随分皆さんのところに入ってる広報紙は、折り曲げられていると思います。私も目で見ましたからね。それが良い、悪い、できないと思いますよね。今までは回覧板の大きな袋で皆さんがきれいに配ってたから。そういうふうなところありますし、あの時総務委員会で堺課長のほうから報告あった時、やっぱりこれは見守りをするとかそういうふうなこともね、大切な要素あるから、それがなくなるのはね、どうかなというふうな思いというのを僕は発言したと思うんですが、そういうことを含めて、また後々これが関わってくると思いますので、第1問の3問分は終わっときたいと思います。

それでは自然災害対策について、2問目に行きます。

施政方針にある自然災害対策、脱炭素化社会の実現に向けての取り組みを問います。これはもうほとんどこの中からとった言葉でございます。施政方針からとった言葉でございます。

今、1番、今年度スタートした6月防災月間の総括はどうだったかというふうな形ですが、とりあえず答えていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今年、6月を防災月間と位置づけまして、今年度の目標としてやったわけですが、コロナの関係で、非常に不十分なスタートとなってしまいました。私自身も様々なことを企画しながら、企画を考えながら練りながら考えておったんですが、これは来年に残しておこうとは思っております。ただやはり、昨日の台風災害もあったように、やはり災害はいつどこで起こるか分かりません。そういった意味で住民の方々にも、防災を考えていただくきっかけにもなるように、6月以降についての防災月間はもう精力的に今後も取り組みたいと思っております。

この6月防災月間の総括はということで質問がございますので、所管のほうから詳しい説明は行います。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

今年度から新たに梅雨入り前の6月1日を防災の日、6月防災月間として町民の皆さまへ防災意識の向上を図るために取り組みを行っております。

主な取り組みといたしましては、ホームページや広報紙を活用しました、災害への備え、それから防災マップ、防災情報の取得等の防災知識の普及を目的とした特集記事の掲載、それから、庁舎のロビーでの非常持ち出し用の品物等の展示、あるいは防災マップの掲示等の配布を行ってまいりました。

取り組みの結果といたしましては、ホームページの特集記事や防災マップへのアクセス数の増加がっておりますので、ある程度の周知ができたかなというふうに思っております。また、電話による防災マップの取得方法や浸水想定区域の問い合わせも増加しております。そのようなことから、一定の効果が表れたものだというふうに考えております。

今後も継続的に、防災意識の向上を図る取り組みとして、コロナウイルス感染防止からの影響で、今年中止になりました講演会や研修会、防災訓練等の目的に沿っ

た取り組みを今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

町長が来年に残しておこうとおっしゃったところでは、これはと思いましたが、ちゃんと自分でフォローされたので、何と答えたもんかと思いましたが。

ただ何か昨日のというか一昨日の対応されて、私もフェイスブックで町長がですね、町長ですよ、ドームに並べられてる箱というか、パーテーションの世界。それが9列かけるの12列ですか。108並んでるのを見て、これは見とかないけないなと。言ってから、もうそそくさとドームに行きました。まさにこれが箱田町政だなあと。分かる方は結構でございますが。いや、そういうふうな思いを持ちました。そういうアピールというのは本当に必要なと。私もこれ議会だよりの表紙にこれなれたらいいな。ったら広報のほうとかち合まして、どうなるかというふうな不安も持っておるんですが、そういうふうなことを置いとくまして、やっぱりね、先に先にやっていくというところはですね、必要なというふうな思いを持ちましたので、是非とも。だからいろんなところで私たちはね、学んでやっていく。

次から次にもう手打っていかなきゃいけないなというふうなところでの、2番目の質問に入りたいと思いますが、令和2年7月豪雨から、我が町が学んだことはと。これ、先ほど町長とも話したんですが、先ほどの、昨日の台風10号の台風のこともこれね、含めてもらっても結構ですよって言いたかったんですが、もしそれも付加できるんだったらしてもらっても結構ですが、令和2年7月の豪雨による僕らの学んだことってというのは何かということをお願いしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まさにこの7月豪雨は、鮮明にまだ記憶の中にございます。やはり映像として目にしたものは、非常に忘れない、本当に心に留まる、留めるべきものだったろうと思います。

この河川の氾濫、そして浸水、そして内水の氾濫。様々な被害が今回7月豪雨でもたらされました。粕屋町は昔から災害が少ないなんていう、そのちょっと災害神話みたいなのがございますが、これはもう粕屋町でいつ起こっても不思議じゃないなと、まさにそう実感した次第でございます。こういったことを、やはり平常時から防災月間として住民の方々に訴えていきたいと思っております。

実はこの防災講演会、これが中止になったんですけども、災害の危険性、その対

策や効果の内容等も広く強く訴えかけたかった部分でございます。自助・共助の周知、そしてその啓発に関する講演とか掲示物等の内容的なもの、そして粕屋町は様々な機関、業種の方々と防災協定も結んでおります。今回、台風でもそれが役立った部分がございます。そしてまた、防災対策用品の展示。これは今、中野議員がおっしゃったように、パーテーションによる避難所の設営というのは粕屋町だけだったろうと思いますけども、その映像で見る限りはですね。

こういった防災対策用品も、今回掲示したのからもう一遍組み立てたら、なかなか元に戻らないんですよ。ですからそれを防災の啓発用品として、例えば保育所、学校、あるいはこども館とか、サンレイクあたりにも掲示しながら、見て、触って、体験してもらおう。これが避難所にこうやって避難することが今は快適とまで言いませんけども、安全・安心を担保できるんだよというようなことも体験していただきたいということで、そういった防災対策用品の掲示。そしてまた、通常ありますチラシ等の啓発物資の内容、こういったものを防災講演会を中心とした防災講習で今後も行っていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

ひょっとしたら職員の方も答えられるのかなとは思いましたが、じゃないんだ。私もそれで結構かと。町長がまとめてうまく言っていたいて、最初に言われたことが映像であって、映像に訴えられるというのを私たちもすごくやっぱり残ってしまう。で最後はそういうふうな映像が使えないからこそ、物を置いて、見て、触って、感性に訴える。そういうことは確かにいいかなというふうなことを思いました。

私はいろんなところでこの3番目の質問にも入っていくわけですが、今回思ったこと何かと。映像じゃないんですが、文字。新聞にあった流域治水という言葉にすごくひかかりました。流域治水。さっき誰かの質問の時に広域行政、広域とかありましたけどね。広域という考えも確かに1つあるんだけど、流域ということで、やっぱりやっていかなきゃいけないことは大いにあるなど。この粕屋町の成り立っているのは、仲原と大川の合併であるんでしょうが、やっぱりその仲原があつて大川があるというのは、それぞれが流域で1つの村、町を作っていくってわけですよ。それが一緒になってる。だから流域が違うんだけど、それぞれが上があり、下がある。上というのは、上流であり下流があるということですね。そういうところをやっぱり考えていかなきゃいけないなということをもう真剣に思いました。そういうふうなことに對して町はどういうふうなことをね、今現在やられてるのか。要するに流域でのいろんな対応ですね。

多々良川での対応とか、そういうふうなことがもしありましたら、もしじゃない、あるでしょうから。何かありましたら、3番の自治体の共助となる他自治体との連携参画ね、そういうことはどういったことがやられてるのでしょうかという質問をさせていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

他の自治体との連携につきましては、具体的な実際に協定とかそういうものはございませんけれども、現在は福岡県を中心といたしました、大規模氾濫協議会というふうな協議会がございますので、それに参加しております、その時点で情報交換や、あるいはその共有等を行っております。

今後も、災害等は激甚化いたしますので、広域避難、あるいは広域災害対応が必要となってくることが予想されますので、近隣自治体に限らず、当然ですけれども、福岡県や福岡管区气象台、それから消防関係、警察、自衛隊関係との連携の体制を、強化構築を図ってまいりたいというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

残念ながら話聞いてたら具体的なものっていうのが、まだまだ今からというふうなところですね。是非ともっていうか、ここの箱田町長と三浦町長とあるいは福岡市長と共有して、やっぱり扱わなきゃいけない、多々良川ありますよね。そういうふうな思いを何か一緒に勉強する、あるいは施策を練るとかね、そういうことが絶対必要かなと思います。今回の7月の豪雨の時には、例えば四国地建ですか。要するにね、国交省やらからポンプ車やら来てましたよね。これわざとってるんですが、ポンプ車必要かな。ただ消防自動車の引っ張るだけのあれじゃなくてとかね、これはまた別の機会に言えますので言いますが、そういうふうな連携っていうのをいろんなところにあったほうがいいんじゃないかなと。

私も先ほどの分、この流域治水というふうなことから図書館に行ったら、脱ダムの行方、今度川辺川ダム、あそこのダム、すごく揉めましたよね。もう五木村が破壊されるような形。皆さんも歴史的に知ってあるかと思います。この本を借りてから読んでいたら、緑の付箋貼ってますが、ここまで読んだんですね。で、すごい発見したんです。何かっていったら佐賀に素晴らしい先進地がある、でいって佐賀のほうに行きました。何かといったら、多久市に、佐賀県多久市。そこに牛津川っていうのがずっと流れていって、最後有明海に六角川っていう川になったんじゃない

かなと思いますが、牟田部っていうところに、集落のところに遊水地、遊ぶ水、皆さん好きでしょう。遊ぶ水、地ね。そういう空間を作ってあったんですね。もちろんそのどこで遊ぶかといった水が。田んぼですよ。そういうのを設定した、誰がしたかっていったら、国交省の武雄工事事務所じゃないかなと思うんですが。そこがされて、その現場を見に行くと。先ほどの映像というか、自分で見るのが1番やな。こんなのがあったらいいな。こんなことを私前も言ったんですよ。

嘉瀬川に昔、成富兵庫茂安という方がおられて、その方がそんなことをやっている。田んぼの中に水が入ったら汚れるからどうするか。彼は竹をいっぱい植えて、竹の間を水を通してきれいな水にするとかね、いろんなアイデアで余計にある水をよそに持っていこうと、こんな話を前もしました。帰ってきてから新聞読んでたら、実はもう佐賀県はもう1つ、その牛津川の下流域に何があるかといったら、羊糞で有名な町ですか。出てきません。ありがとうございます。小城のところにもやっぱり、そうやってか同じように、あの辺は平野が広いですからね。だからそういうふうにな水が溜まりやすいんで、もう1つ、今度計画するそうです。すごいよねっていうふうなことなんですよ、すごいよね。これはよそ様の話ですよ。じゃあうちの、この辺でどうなんだろうかと、で、前こんな質問したときは、当然、多々良川とあつちの猪野川やらみんな3つの川が集まるところ、絶対水が多くなるからさっきの2つのところも川がぶつかるところです。3つやら2つね。そこは絶対水が多なるから、あそこには野球場作りましたよね、スポーツ公園にして、あそこ低くして水を溜まる。もうそんな遊びが必要なんですよ。水を遊ばしとく。言葉悪いでしょうが置いておく。そんなことをやっぱり流域で考えましょうと。でないともう、私は防げないと思ってるんですよ。そういうふうな思います。

そうやって情報発信していったら、いろんなね友達が千歳川、これ北海道の話こんな話をここでしてもしょうがないけど、北海道の千歳川もやっぱり豊かな流れあるんでしょね。だけど大水も起こってくるから、いっぱい1つの川の中に4つ5つも遊水地ができてるんですよ。そういう先進地あるんだな。是非ともっていうかね、そういう考えの中でっていうんですか、今からやっていかなきゃいけないんじゃないかと。宮崎にも延岡に流れてくる川、北川でしたか。それが、大水になる時には霞堤とかいうね、昔からある、要するに霞のような形で水をそっちに引き込むんでしょかね。もちろん田んぼに行くんですが。当然田んぼと田んぼっていったら私農家やってないからあれですが、農家にもちゃんと補償ができるような形で災害がうまく収まるような作戦っていうんですかね、知恵を出さないと、この時代に取り残されるんじゃないかなというふうなことを思います。

私はここまでいろいろしゃべりましたが、箱田町長どうか、一言どうぞ。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

何ですかね。非常にその発想が大きくてとても単町では、対応できないようなことで、まさに広域的な対応、そして、市町村同士ではなくてこれは県・国を巻き込まないと、こういった大事業できないとは思いますが。

場所の関係、そしてまた農地の保全の関係、様々な問題点が生じてくると思いますが、昔からある先人の知恵っていうのは、やはり水を溜めるという発想は、まずこれが第一なことだと思います。それが今では、ダムも含めてそういった治水対策がなされておるものと思っております。

その一つとして都市部では、うちもしておりますが、地下ダム。こういったことも視野に入れながら、今後の治水対策を行ってまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

確かにそういう地下ダムというふうなね、有効なことによって、大分町の中が、洪水とかいろんな形の災害が起きなくなったというふうな事実は聞いております。

是非何か、大きな流域という形の対応というのをこれから考えていただきたいと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。35分たっておりますので、休憩を入れたいと思っております。

それでは、暫時休憩といたします。

再開を14時30分、5分間の休憩といたします。

（休憩 午後2時25分）

（再開 午後2時30分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

間が空いてる間に、4番というのが「脱炭素化の取り組みは」。

この流れが分からないというふうな、ちょうどいい質問を受けましたので、大いに私が思っているところは、もう単純ですね。気候上、気候変動というか、この地球温暖化によって、例えば大雨がというふうな要因が多いんじゃないかと。決定じゃないですけどね。そういうところを言われてますね。いろんなところでやっぱり脱

炭素化っていうふうなことで、町長が出された分というのは、もちろんバスの運行によってというふうなことでありますが、まだまだいろんなところでこういうことをやっていかなきゃ、いつまでも私たちは、次から次に大きなダムを作る、大きな貯水池を作る、大きな壁を作るとかしなきゃならないんじゃないかなと思いますが、そういったところでの思いというのを、お聞きしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

一市町村でできる、限られてる部分がございます。ただ、今中野議員が、まさにおっしゃったように、何ですか、長者原駅西に駐車場があって、それから先に車で行かれるよりもそちらに車を停めて、JRで通勤していただくと、それは1つの脱炭素社会への取り組みだろうと思います。それと、まさに今言われたように、町営のふれあいバスあたりを、それぞれ行かれるよりも1か所で、例えばイオンに行かれる時には、まとめてシャトルバスで行っていただける。それも本当に微力でありますけれども、1つの一助になるんじゃないかなろうかと思います。

これから先も、町として取り組めるものにつきましては、積極的に考えてまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

はい、小さなところからでも、少しずつでもっていうふうなところは、確かにあるかなと思っております。

私も最近というかGIGAスクール、あっちのほうありましてから、あそこで各学校に何十台ものっていうか、何百台ものタブレットが来る。あれ充電するのにどん位電気代要るんだろうか。そういうのは、後々出てくるかもしれないな。だけどそんなものを例えば太陽光発電。学校の屋上なんて一杯空いてるなとか、あれ前も言いましたね。ごみ焼却場跡地なんかどう利用できるのか、あそこにもそういうこともできるかも知れない。そういうふうな思いもあるし、いろんな発想がね、できるかなと思っておりますので、是非、私ももう台風が1番怖いです。1番、これ前もここで宣言しました。防ぎようのない、我が家はあばら家ですから。もう2日間かけてからね、いろんなものを飛ばないようにしました。片づけるのも1日かかります。もうそういうのを、何回も繰り返して、あんなふうに言われてたら、もうやっぱしなきゃしょうがないんですね。

あれだけ箱も一杯並べられた。ああ、多いよなと思いながら、やっぱり利用され

る。それぐらい不安だったって、そんなことっていうのは、ほんと精神的にもよくないかとは思いますが、是非、少しでもいいですから何かそういう改革とかいうふうなことを、やってもらいたいと思います。

せっかく持ってきましたので、ちょっとだけ言いますが、内山節という方が「時間についての十二章」ということで時間のことで、哲学的なことなんです。私そういう世界は得意じゃないんですけど、単純に言ったら私も思ったんですよね。この本読んでて別な発想で思ったんですよ。地球の歴史が何億年もありながら、その中で蓄積されたエネルギーを、今この何十年とかの中で使ってるから、太陽のエネルギーは、毎年毎年一緒なのに、それを何十年分を何億年分を、今使ってしまうよ。暑くなりますよね。こんなにいっぱいしゃべっても暑くなるんですから、まだまだいっぱいエネルギー使ったら、ほんと暑くなると思ってるんですよね。だからなるべくそういうふうな考え方、生き方っていうものを考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思って、2番目を終わりたいと思います。3番行きます。

新型コロナウイルス感染症の対応について、役場組織内での対応に向けた、臨機応変なる動きについて聞きたいと思います。同系の、同系のって言ったらおかしいですが、質問がいっぱいありますが、私はもう単純にね、聞いていきたいと思いますが。

1番、図書館長を社会教育課長が兼務することの意味は。これがコロナ対応かと。提出する時にも言われましたが、私にとって見たら大いに関係するな。辞令が出たのが4月1日ですね。なぜっていうか、こういうふうな形になったのかっていうふうなこと説明お願いしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

従来から図書館長さんについては、それぞれ識見豊富な方、経歴等も非常に優秀な方になってきていただいておりますが、急きょ前の館長がお辞めになるということをお聞きしまして、時間的余裕はないと、それが本当に大きな要因でございます。

また、今の社会教育課長が兼務しておりますが、彼はもともと歴史資料館2階にございますフォーラムの係の一員でございました。そういった意味で、経験上も豊富でございますので、窮余の一策で社会教育課長に兼務をさせておる状態でございますが、これは早く図書館長、専任の図書館長を決めていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎ 5 番（中野敏郎君）

そういうふうな事情というのは、よく分かりませんでしたので。なんにも何か報告もなかった。ただ、この辞令だけを見ただけだったんで。ただ、もう応募というふうな形ではされてあるんでしょうか。

その辺だけちょっと確認させてください。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今後の応募をしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎ 5 番（中野敏郎君）

ということは、新宅課長が、社会教育課長が今現在兼務してても、それは別に差しわりがないというふうな考えでそうされているというところですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今それこそ、この質問の中の部分に触れますけども、新型コロナウイルスの感染の関係で、図書館事業そのものもやはり、廃止したり縮小したりした部分が今年はございます。ただ、通常だったらいろいろな事業関係を企画し、また実施をしてまいります。

従いまして、今のまま兼務の形では、やはり満足できるような事業展開ができないだろうとは思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎ 5 番（中野敏郎君）

確かにそうだと思うんですね。単純に言えば、交流がない、なくなったんですね。社会教育なんて人と人の交流というか、交流というのがもうメインですからね。それができないから、あの課は暇だろうな。一般的に思われそうですが、そうじゃないというか。やっぱり、彼らもこの間の新型コロナウイルス対策の感染症の中では、社会教育に関する建物のいろんな設備を変えていくとか、そういう対応もされているとか。やっぱりここに一步上の知恵を出すというのも、特にそんなところというのが私にとってみたら図書館でもあるのかな。

私は閉まったんですね1回、なんで図書館閉めるんだって言ってたら、ちよっ

と位開けていただいて。ただまた、流行があったもんでからもう閉鎖っていうな形になって、今は1時間程度のというふうな形で、いっぱい図書館の本を借りれるっちゅうたら借りれるんですが、ただ、そういうところが、何らかの形で知恵を出してやっていくっていうのが、やっぱり図書館行政のね、やっぱりトップに立つ人の。新宅課長が足りないとか、どうのこうの言ってるわけじゃないんですよ。ほかの業務、社会教育というのが、やっぱり今大切なことで、でない、これっていうのはもうなくなるんですよ。こんなもの要らない。コロナがずっといくんやったら、なくなってしまふ。そうあっちゃいけない。なくなるものはなくなってしょうがないかもしれないけど、そうじゃないと私は思ってるんで、是非ともっていうんですかね。パワーあふれるような社会教育、あるいは図書館になってもらいたいために、1人の図書館長が来たことによってから、大いに変わることなんかもございますよね、今まででも。OBであった工藤部長ですか、あちらも図書館長やられましたが。あの方は自分の知り合いである下村さんっていうかね、宅老所を創建された方なんかを呼ばれて講演会やられて、こういうふうな人的な触れ合いから、繋がりから僕ら講演会聞けて、いろんなことを勉強できる。いろんなネットワークというのを広がっていく。コロナ対応に対しても、そういうふうな知恵っていうか、先人の知恵っていうのもいっぱいあるんじゃないかなというふうな思いっておりますので、是非とも、図書館長早めというふうなところで思っております。

そういうふうなことを含めての部長職の存在がどのような対応で生かされたのか。こういうふうな質問私前もしたような気がします。是非とも部長職が生まれた意味合いっていうのは、人間のいろんな移動が自由にできる、部内のっていうか。

そういうところが出たんですが、誇れるようなこういうことがあったからこそ、良かったというところを、出していただければ結構です、何もできなかったという事はもう何もしゃべれないんですから、どなた部長でもいいし、町長でもいいですよ。副町長でも結構です。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず私のほうから、今回、コロナウイルスの感染症の対応ということでのご質問ですが、これだけには留まりません。まず、コロナの関係は、様々な知見、知恵が必要でございました。年齢的な若い方から、もう本当にこの社会生活を担っていただいて、働いていただいている生産年齢の方々まで。そしてまた、業種的にも自営してある方、企業者の方々についても、いろんなその支援をする必要がございました。今現在もそれは続いておりますが、そういったものの対策、支援

を考えるに当たって、私自身の力では、もう到底すべてのものはできません。

従いまして、うちの職員の若い方の意見から、部長が中心となって、その部局で集約をしていただきました。課長はもちろんございますけども、課となると、なかなかその課の範囲だけでの、業務に関わってしまいます。従いまして、部長はその部局の中の1番のトップでございますので、課を越えた形で意見を集約すると。それをまた、幹部会議でみんなで議論し合いながら、この政策立案をしたわけでございます。

それに加えてまさに昨日の台風の関係、9号、10号と続けざまに九州地方に影響を非常に与えたわけですが、その対応につきましても、従来の、例えば課長を中心とした対策本部会議をいちいち招集は、なかなか物理的にも無理がございます。従いまして、部長を中心とした幹部で行う本部会議を、逐次招集しながら、その都度の対策を練ってまいりました。

その中で、今議員から私は称賛していただいたと思いますけれども、パーテーション等の発案も受けながら、そしてまた、その供給に関しての企業者さんとの協定も結ぶということで行っております。後は事業課の関係では、もう災害の対策は非常に人員が必要でございます。1つの課だけでは対応できません。従いまして、横におります山本部長を中心として、都市政策部の全員が課の業務に関係なく、それぞれ補完し合いながら助け合いながら対策を練って、これはもうほんと一晩中の対策でございました。対応しております。

そういったふうな、部長制の利点を今回非常に私も、体験したといいますか、実践できたと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

副町長からの答え、結構かと思います。私も昨日実は、一昨日ですね。ほんとドームに行ってから、その時は、部課長誰もいなかったんですね、主幹ぐらいか。いて、でもちゃんとこうやれてて、いろんなところ4か所行ったんだけど、すごいなこういうシステム化されて、きちんとやって動いてる、朝は皆さん作る班と、午後から12時位までですか、寝泊まりする者と。そういうことが本当に上手くやられてて、すごく何か組織が上手くいってるんだろうなと、いうふうな想像してましたので、この辺でちょっと言いたかった部分は、例えばの話、議会事務局に6月の議会がこうしないっていうふうな時に、議会事務局も袋入れか何かそういうことに駆りだすよ、とかそういうふうなことがあったり、そんな話もありましたので、そういう流れの中というので、どういうふうなシステムになってるのかな、なんていうふ

うな疑問も持ってたところがあったんです。それはもう置いときます。後11分しかありませんので。箱田町長に最後の締めをやっていただきたいと思いますので。

実は箱田町長が施政方針を出されたのは、今年の2月って書いてありますね。この施政方針の中に、町長が書かれた言葉は新型コロナウイルスによる、国内外の経済等への影響など、こういうふうな言葉が書いてあるだけだったんですよ。これ箱田町長の多分もってから、この当時というふうなことで。2月が何日だったかちゅうところも微妙なところで、その当時、コロナがどうだったかなというふうなところを見ていったりすると、2月の27日に安倍首相が、全国すべての小・中学校に臨時休校のことを言ったと。もっと前に作られてますもんね、もちろんですね。その言い訳がしなくてもいいよというか。ただ、それからこんなふうになりましたよね。

まだ、明日も明後日も皆さん質問されますから、ここにボンとした指針としてコロナ対応については、私はこう思うというところを、一言で結構です。2行か3行になるような言葉を欲しいということでございますので、それで長くしゃべらなくても結構ですので、是非ともバチッと押さえてください。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、中野議員がおっしゃるように、コロナによる国内経済への影響。これはまさに今、今日告示になりました自民党の総裁選である国レベルの話に触れた訳です。それによって、日本の経済に非常に大きな影響があるだろうと。結果的には30%も下がるような、経済影響がございました。ただ、これにつきましては、一町村の首長が言うのは、おこがましいんですけども、やはり国内の需要喚起。これが、今から先の日本経済を立て直すための一つの、もうエンジンにならざるを得ないと思います。そして、国内生産体制の確立、これを図るべきだろうとは思っております。

一方、翻りまして、粕屋町におけるコロナ対策。これは、今日の一般質問の冒頭にもお答えしておりますけども、やはり、国・県・市町村が連携しながら、コロナ対策をしなくちゃいけないんですけども、私が思うに、やはり医療機関への影響。これが様々な面で、すべて足かせになってるんですね。感染者が出た場合には、医療機関がパンクしてしまうと、もうこれは対策の打ちようがないと。薬が今ない状態です、ワクチンがない状態です。これができればいいんですけども、今のところ、やはり医療機関に対する支援とか協力とか、そういった体制を組むべきだろうと思います。その一環では、この冬、ダブルパンチとなるだろう、インフルエンザ

の流行。これやっばり抑えないと、医療機関の崩壊にも繋がるだろうということで、今、私の発言も一つ起因するんですが、この広域的に、このインフルエンザ対策をやろうかということで、検討、協議をしてる段階でございます。

ちょっとはつきりしたことは、今言えませんが、何とかその医療機関に対する支援を行ってまいりたいなと思っております。その他、今まで支援ができなかった方々に対する支援も、それを補完しながら、何とか薬ができるまで、ワクチンができ上がるまでの支援を繋いで行きたいなと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

確かに医療機関の崩壊っていうところが、大きなネックになってるかなと思います。町長、大きな流れの中で言われました。私は逆に言うたら、ちっちゃな単位というのが、大切でないかなというふうな思いも持っております。

何かっていったら、今日の1問から3問までの大きなまとめでいくと、私なんか今回のっていうか、7月の大洪水の時っていうんですか、球磨川の流域の人が、これラジオでたまたま聞いたんですけどね。私んところも水が侵食するよ、どうのこうので不安で、朝の4時位に近所のおばちゃんに、自分の知り合いに電話をした。電話をしたから、その人もそれから出ていった。何を言いたいか。共助という考えというのは、やっぱそういうものですよ。朝4時にでも電話をできる関係を作っているか。逆に言う、そういうところがやっばり、例えば広報紙であるとか、いろんな動きの中でないと、やっばり助けはできないだろうな。自助も大切だけど、共助も大切だし、もちろん公助。そういう中のやっばり共助っていうところで、そうやって言ってくれるような近隣を作っていくべきかなというふうなところを思っております。

このコロナ感染というか、この問題というのは、ある思想家っていうか世界的な思想家は、昔はキリスト教が、キリストがBC・ADって、これ何回も国会やらでも聞かれたと思います。ただ、今はビフォーコロナ、アフターコロナ。BC・ACというふうな言い方をすること、知っている方もいると思います。だけど私はそうでもないとも段々思ってきたんです。3か月たって何か余裕ができたとかそういうことじゃ全然ないんですけど、何かこういうことっていうのは、やっばり歴史に勉強しなきゃいけないなというふうなことを思ったんですよ。

何をもう1冊持ってきたかっていったら、史上最大のインフルエンザっていうふうなことで、皆さん御存じのようにスペイン風邪の話ですね。すごい厚い本でした、4千円もかかりました。よし6月議会これを読んで臨もうと思いました。一般質問

なくなりましたんで読みませんでした。ただ思いは一緒です。何がそうかと言ったら、私にとって見たらすごい何か共通項があるんですよね。共通項というか思いがある、何か。1918年8月から19年の7月、患者数が2,116万人、死者25万人。これ日本ですよ。19年が8月から、20年の4月までに241万人罹って12万人の死者。第3波が1920年8月から21年の7月、22万人で3,700人。合計すると、2,380万人で38万人の死者があった。致死率が1%、1.6%ですね。世界的に見たら相当な数、感染者数はどれだけあるんか。数えれない位のついでいうんですかね、コロナを比較してもついでいうんですか、莫大な人数な訳なんですけど。

何を言いたいかと言ったら、1920年という年は、私の父親が生まれた年なんですよね。ということは、20年生まれた頃、妊娠期も入れたら19年18年。そんな頃ついでいうのをすごい大変だったんだらうな。そうやって生まれてきて、祖母からスペイン風邪のこと聞いたかな、聞いてないかな、聞いたかも知れない、でも何にも覚えていない。うちの父からそんな話を聞いたか。ほとんど聞いてない。ちょうどそれが100年前なんです。人間というのは、100年も前のことついでいうのはね、ほとんどもう伝承していない、忘れてしまってるついでいうか。もう何年たったら私たち、コロナついでいうふうなこと、忘れてから昔と同じようなことをやるんじゃないかなついでいうかですね。ただ、言いたいことはついでいうか。だから社会体育も社会教育も1回まだまだやってくださいよ、今あるものを作つとってくださいよ、潰したら大変ですよ。だけど、その次かいつかまた、大きなものが来るかも知れないついでいうのは、皆さんも危惧してるかとは思われますね。ペストがあつたりいろんなことがあつたり。そういう不安を私達ずっと抱えてたら何しようもないですから。とりあえず今を生きなきゃいけない。そして、よりよい未来作るためについでいうんですかね。さっきの脱炭素であるとか、いろんなことをやっぱり町単位でやっていかなきゃ、誰がやるんだ。個人がやらなきゃ、どうなるんだついでいうふうなところを思っております。ウィズコロナとかアフターコロナとか、いろんな言い方ありますが、本当忘れ去られて、だけどそれを何か残しておかなきゃいけない。じゃあ何を残すか。やっぱりその中に残っているのは人間関係なんかだと、やっぱり人と人の交流。いろいろな対等の関係。先ほどのついでいうか、医療関係の人が差別されるとか、どうのこうのそんなことがあっちゃいけないような、世の中を構築するついでいうか、そんなふうな思いを持って最後にまとめて終わりたいと思っております。

すいません。後1分ありますが、町長1分どうぞ。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

やはり、今回のコロナは、人間力が試されてると思います。

まさに、その人と人との付き合い、人と人との関係性を大事にしないと。お互いに助け合いながら、このコロナを考えないと、一人一人の力では到底克服できません。医療関係、そしてまた学校関係、そして経済社会、経済の分野。様々な総合力を生かして、このコロナ対策をなすべきことだろう。

人間に試されている一つの課題だろうと私は思います。

(5番 中野敏郎君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

これにて、本日の「一般質問」を終結いたします。

お越しいただいております、傍聴者の皆さまにはお知らせをいたします。議会運営委員会における協議結果によりまして、本日5名をもちまして終了いたします。明日9日水曜日及び10日木曜日にも、それぞれ5名ずつの「一般質問」を実施予定でございます。お時間の都合がつかますれば、明日、明後日も引き続きお越しく下さいませよう、御案内を申し上げます。

以上にて、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時55分)

令和2年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和2年9月9日（水）

令和2年第3回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和2年9月9日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番	議席番号	6番	太田健策	議員
7番	議席番号	4番	安藤和寿	議員
8番	議席番号	9番	福永善之	議員
9番	議席番号	7番	川口晃	議員
10番	議席番号	13番	木村優子	議員

2. 出席議員（16名）

1番	末若憲治	9番	福永善之
2番	井上正宏	10番	久我純治
3番	案浦兼敏	11番	本田芳枝
4番	安藤和寿	12番	八尋源治
5番	中野敏郎	13番	木村優子
6番	太田健策	14番	山脇秀隆
7番	川口晃	15番	小池弘基
8番	田川正治	16番	鞭馬直澄

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 議会事務局主幹 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（15名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	山野勝寛
都市政策部長	山本浩	住民福祉部長	中小原浩臣
総務課長	堺哲弘	協働のまちづくり課長	豊福健司

学校教育課長 早川良一
地域振興課長 八尋哲男
子ども未来課長 神近秀敏
健康づくり課長 古賀みづほ

社会教育課長 新宅信久
道路環境整備課長 安松茂久
介護福祉課長 石川弘一

(開議 午前9時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

皆さま改めまして、おはようございます。

ただ今の出席議員数は16名全員でございます。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今から「一般質問」を行います。

議席番号6番、太田健策議員。

(6番 太田健策君 登壇)

◎6番（太田健策君）

おはようございます。6番、太田健策です。

通告書によりまして、質問をさせていただきます。

町長には、昨日からコロナ攻めで大変でしょうけど、コロナに負けないように、是非頑張ってくださいと思います。私もコロナ対策について少し質問させていただきまして、2番目は、旧焼却場の撤去について、3番目は、粕屋町の町営住宅長寿命化計画についてを質問させていただきます。

まず1番のコロナ対策についてですが、新型コロナ対策について、町長は、国難と言われております。国や県がいろんな対策をとられていますが、町の対策として、今後どう考えてあるのか聞かせていただきたいのと、今日から始まりましたGoToイート、その前にGoToトラベルというのが国によってやられていますが、それについての意見を、是非聞かせていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

新型コロナウイルス対策につきましては、第2波の収束傾向にはありますが、いずれ第3波、第4波というふうに、コロナに対する薬剤、あるいはそのワクチン等が開発されるまでは、コロナと共存しながら、この社会経済活動を行っていく必要があるかと思っております。

そういう中にありまして、昨日もお話ししましたが、今まで、粕屋町にできる限りの新型コロナウイルス対策、衛生面もそうですが、学校、あるいは経済、社会に対する支援等も行ってまいったところでございます。特に、最近は医療機関に対する支援といいますか、それが叫ばれております。確かにその医療機関が崩壊すれば、これはもう最後の牙城でございますので、これはもう本当に全力で支援して行って、

コロナ対策の最終的な解決に向けて、一緒に協力しながらやっていかなくちやいけないと思います。その中にありまして、昨日も申し上げましたが、インフルエンザ等の蔓延が叫ばれております。コロナとインフルエンザ、これ全く見分けがつかないような症状もございます。そういったことで、インフルエンザを今薬がありますので、ワクチン等の接種を行いながら、なるべくそのインフルエンザの患者を減らすということが叫ばれております。

そういった対策もこの粕屋町、そして糟屋地区でとっていかうということで、今、粕屋医師会との協議も行っているところでございます。併せて、今まで様々な子どもさん、あるいはその大学生等に支援を行ってまいりましたが、まだ、支援ができてない方々に対する支援策も今検討中でございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町長の考えを聞かせていただきましたが、GoTo トラベルについてお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

申し訳ありません。

GoTo トラベル、これはGoTo イートも始まりますが、確かに経済的な効果はやはりあるものと思います。ただ、この粕屋町にとっては、宿泊所もございません。従って、経済的なメリットは、粕屋町だけに限ってはないかと思いますが、全国的にはこれはやはり、今まで自粛生活でおられた国民・住民の方々が、少しでも外に出てストレスの発散もありましょう。

また、経済的な効果も若干期待できるという部分は、否定できないものと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

私は国がGoTo トラベル、GoTo イートをされておりますけど、粕屋町のどこの店に行ってもそのメリットが少ないっちゃんいかなんかということは感じております。だから何か、やはりお店をされておる皆さん方は、PCR 検査、抗原検査がどこかでしていただいて、やはり店に行きやすいような雰囲気を作っていただくと、また違う面でお店のほうも今後やる気が出て、頑張ろうという気になれるっちゃんいかな

と思いますが。

やはり、国難と言われておりますが、粕屋町にとっては町難でありますね、町の。だからその対象として、やはり町民に響くような対応をしていただきたいと思っております。

PCR 検査、抗原検査については、町長はどういうふうに、全く考えてあられないのか、何とか町で単独でもやりたいと思っておりますのか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

PCR 検査につきましては、今、粕屋医師会と協議して、発熱者あるいはその患者、病院、かかりつけ医のほうに来られた方については、PCR 検査も優先的にどんどんその検査をしておる状況です。

これは昨日お答えしたとおりですが、全体的な PCR 検査、これは一人一人の、一つ一つの経費が相当なもんです。2万3万かかると。やはり最小限の費用対効果もありますので、最小限の方々に、集中的に PCR 検査を行ってやるというのは、この自治体でも取り組むべきものと思っておりますが、1つの自治体で、なかなかその財政的なものがございますので、非常に困難な面がございます。

今は、そういった少しでも症状がある方、咳とか発熱とかある方につきましては、優先的に PCR 検査を行っている状況でございます。また、抗原検査、これは昨日もお答えしましたが、県のほうで短時間で結果が出るような機械の導入も行いまして、それを推進するということでございますので、この件につきましても、県と連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町長は今、PCR 検査、抗原検査について述べられましたけど、やはり我々もお店のほうに行ってやらないかと思っておりますけど、やはりコロナが怖くて行けないような状態であるけん、早くその状態を作ってやらないと、GoTo トラベル、GoTo イートをやっても、持ちこたえできる商店というのは少ないんじゃないかなと思っております。やっぱりこの辺でもしっかり考えていただいて、町民や商店の人たちのために、もう少しできることで頑張っていただければと思っております。

それから次に行きまして、2番目の。私は7年間ほど商工会の会長を努めていまして、それに伴ってやはり店をされている方、飲食店やスナック、カラオケ店な

ど、どうされるのかなということ、ちょくちょく行っておりますけど。家からは、「コロナになったらどげんするとね、あんた」って言うて怒られよりますけど。やはり、そういう役職になった責任として、皆さんがどういう環境で仕事をされてるのかということ、情報収集に行っておりますけど。

商店や町民が出て行っても出て行かれないというような状況を町としては、どういうふうな情報で収集されているのかということ、ちょっとお聞きします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員は長年、商工会の会長をしてあるということで、粕屋町の商工については非常にお詳しいと思います。そういった意味で、商工会の方々と協議は常にしております。

今、所管同士の係同士の話し合いはもちろんですけども、私自身も商工会の幹部の方とお会いして、情報収集には努めております。併せて、今まさに言われたように飲食店。飲食店が非常にその疲弊しました。特にコロナの蔓延する当初の頃は、もう軒並みその飲食店のお客さんが減ったという生の声を私は直接、飲食店の業界の会長の方とお会いして生の声を聞いて、もう切実なご相談を受けました。

そういったものを受けながら、まずは家賃補助。これは1番当初に行いましたが。それをやって、営業ができなくても、その家賃は発生します。お店を開けなくても家賃は発生しますので、まずはそれを支援しようということで行いました。その後御存じのように、応援事業として10万円の補助、これは持続化給付金に伴うものです。そしてまた、給付の対象とならないような事業者の方には5万円の、町独自の支援金を配布しておる途中でございます。また併せて、これも商工会といろいろ協議しながら、エール飯あるいはテイクアウトマルシェ、これはテイクアウト弁当の関係です。そして、プレミアム付商品券を手厚くするという事業。また、送ってうレシート事業と言いまして、レシートを集めてそれをもとに商品を町のほうで、町と商工会と協議しながら商品券を送るといような、消費喚起を促すような事業もしておるところでございます。

いずれも、様々な現場、生の声をお聞きしながら、事業の実現化をしたところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

今、町長が対策の方法いろいろ言われましたけど、家賃の補助なんていうのは、

やはりただ1回だけでしてやっても、本当にもらっても何もならんと。何もならんことないでしょうけど、あんまり効果がないねという皆さん方の意見なんですね。

「あと5万円もらっても、5万円もろうた位じゃ何の役に立つなー」って。電気代もガス代も水道代も払わないかんとに、そういうもう少しこの国、県がやりよる補助だけじゃなくして、町としてやはり今まで税金を取り立ててきた責任感からやはり、我々にもう少し温かい町独自の支援ができないのかというようなことを、やはり皆さん方、言われております。それで周りからもうだいぶ廃業をされてる方も多いということで、何とかして頑張っておりますけど。その辺の町から見えてくるような支援が是非、お願いしたいというようなことで、どこのお店に行ってもその苦情が出ております。

もう少しやはり商売をされておられる皆さん方に、そういう町が支援しよるちゅうなことが聞こえていくごと、見えてくるような施策を町長に今後、考えていただきたいと思っておりますが、いかがですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今後も今議員が言われたように商工会、あるいはその飲食店業界あたりの生の声をお聞きしながら、対策を考えていきたいと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

是非ともその生の声をしっかり受けとめていただいて、今日こうやって質問したということを皆さん方に報告をせないかんもんですから。是非ともよろしく願いいたします。

それと3番目に、町民や商工業者は今後、この新型コロナからどうやって守ってやろうという考え方が町長にありましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まだ議員おっしゃいますが、まだいまだに周知がちょっと図られてないような状況です。今4本ほどの支援事業を町が考えておりますが、まだ進行中でやはり周知をもう少し図って、隅々までこの支援事業が行き届くように行いたいと、まずはそう思っております。また、国のほう県のほうも、先ほど言われましたような家賃の補助につきましては、6か月間の持続化給付金の家賃版ということもしてあります。

その辺もどうも周知がされていないということで、今ある事業の周知を図るとともに、この業種別のガイドラインに沿った感染防止対策、これをとっていることを示す県製作のステッカー、これがございます。このステッカーを提示する店に5万円、複数の店だったら10万円というような助成金もございます。これすら、まだ徹底周知されていないというようなこともございますので、町としましては、町内のこういった事業者の方々に対して、啓発を行っていきたいと思っております。県議会のほうも、9月議会で様々な支援策も考えております。

町といたしましても、県議会の動向と一緒に確認しながら、そして連携をとりながら、今後の町内の飲食店に対する支援等も行っていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町長言われましたけど、お店に行くとき自分の持ち家でされてる方もおられますし、借家でされてる方もおられます。借家でされてある方は、やはりその設備を国からの補助金をもらうための設備をするとその金額では上がらないと。あと売り上げも、またそれによって半減してしまうということを言われております。また、自分の家でされる方は家賃が要りませんから、そういうしかし対策をすると、もうお客さんが座る場所もない、半分も座れないというような状況に今なっておりますので、やはりその辺はそういう場所を見ていただいて、どういうふうに指導したらいいのかということ、やはり保健所やら粕屋町商工会やらと話し合っ、そのほかの費用については別に負担をしてやるというようなことされないと。

この1年経ちますと、そういうお店も全部廃業してしまっ、粕屋町税収がね、ガタッと落ちてしまっ、コロナが終わったら税金の入ってくるのがなくなっしまったっというようなことに、繋がるっちゃないかなという心配もしております。だからやはり、誰かがそういうお店に行っ、お店がこういう方法でやったらいいですよというような指導を、是非やっば個人個人の自分たちが一生懸命しよるだけでそういう余裕がないんですね。やりたいと思っても。

やはり私が商工会の会長をしております時には、県の連合会に言うて、店を今景気が悪いから見てくれと。お店の造りが悪いのか、店の人の対応が悪いのかという、そういうことを見てもらっ、そこ連合会のほうから指導していただいて、そしてお客さんが入るようお願いをして、やりよった経験もありますので。

是非ともやはり町からのお金の援助ができないなら、そういう援助をしていただきたいと思っしております。

それについて何か意見がありましたら。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

貴重なご意見ありがとうございます。

参考にさせていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

よろしく、町の商工会じゃなく商工業者に幾らかでも力を与えていただいて、勇気を、店がやっていこうという勇気を与えていただきたいと思います、次の質問に移ります。

旧焼却場の撤去についてですが、令和3年に解体工事に着手すると聞いております。

詳しい計画が分かっていたら、報告をお願いしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

清掃センターの解体工事に伴う事前調査といたしまして、昨年度、議会等の報告してきておりますが、土壤汚染調査を実施しております。調査結果をもとに、現在解体工事設計の見直しを行っているところでございます。

解体工事につきましては、以前令和3年度以内での完了予定と説明しておりましたが、今回新たに発生しました工場等のアスベスト除去。それから土壤汚染対策等を行いながらの工事と。こういったことで、追加の工事が増えてきております。そういう関係もありまして解体工事期間が概ね24か月、2年余りかかるという予定に変わってきております。

現在解体工事の概ねの設計ができましたので、本9月議会のほうに補正予算のほうで解体工事費、及び解体工事に伴う施工管理費、こちらの変更を計上させていただきたいと。並びまして債務負担行為のほうも、上げさせていただきたいというふうに提案をさせてもらっております。補正予算のほうの議決を今議会だけで済ませれば、入札を行い、仮契約を締結し、12月の議会のほうに工事請負契約締結の議決を上程させていただきたいと思っております。解体工事に着手しまして、令和4年の12月完了を目標に、計画を今策定しておるところでございます。

また、地元説明会につきましては、請負業者と施工計画等の打ち合わせを行い、その後、令和3年の1月以降にできるだけ早い段階で説明会のほうをさせていただ

きたいというふうに考えておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

建設委員会のほうで2か月の調査のことを言われておりましたが、県のほうから今の朝日区、まだ井戸を使ってあるところがある、焼却場の下のほうの家の方が。その井戸水の調査をするということを聞いておりましたが、その件はどんなふうになっておりますかね。

まだ何の連絡も聞いてないということなんですが。

◎議長（鞭馬直澄君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

井戸水の件でお答えさせていただきます。

当初、井戸水は周辺の影響等考えて、県のほうが行うというふうにちょっと県のほうと協議をしておりましたが、今回は工事内容につきまして、中の土、汚染等をしているものの除去を考えております。その件で県のほうと協議しましたら、そこまで井戸の調査等は周囲のほうはしなくて、今の焼却場内に観測井戸を設けております。そちらのほうで対応というような形になると、今協議をしております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

課長、やっぱり変更になったらすぐお知らせしてやらないと。

井戸水を持ってある方のところには、調査がありますから、わざわざ言いに行つとるんですよ。こちらからこうやって問い合わせをしてね、初めてそういう変更があったという言われても、やはり、一旦言うた以上はそう何十軒もあるわけやないし、やはり安心させるためには長年ほたつとった焼却場であります。地下水はしみ込んで出る可能性もありますんで、調査を。大した調査にならんと思うんですが、そういうところには、ちゃんとと言うたことはしてやらないと。今後とも、約束事を守られなかったら、ころっとまた変えられるっていうことになったっちゃ、町民からの信頼関係がね、損ないますよ。是非ともそこら辺のことを、今日質問して今日初めてそういう言われ方をして、これやったら早く報告されて、この方向に変わりましたということで説明されないと。

言うていったものを何かいな、太田議員がこう言うてこらっしゃったが、この人

信用ならんねというようなことになっていってしまいますのでね。是非とも人の立場というのも考えられていただいでですよ、やはり事を起こしていただかんと。質問されて、そういう形で返答されて。それやったら町のほうからね、当初からこういうことになりましたけど、こう変更になりましたと文書を。井戸を持ってある方何軒もおられませんので是非ともね、そっちのほうから文書を持ってって、申し訳ありませんが、こうなりましたというようなことで言ってもらわんとね。立場ありませんよ。

是非ともそういう配慮をね、していただきますようお願いいたします。

よろしいですか、課長。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

町としては、直接的にはまだお知らせをする段階ではなかろうというようなことでお知らせをまだ行ってない状態でしたが、議員のほうから直接井戸の所有者のほうにお話をされていたということで、今お聞きしましたので、その経緯あたりは、担当部署と話を打ち合わせをさせていただいて住民の対応のほう、考えさせていただきたいと思います。

またそういった点についても、先ほど説明しました説明会等を通して住民の方に分かりやすいような説明内容にやっていきたいと思っておりますので、何かお気づきの点がありましたら、またお知らせ願いたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

特にうちは、朝日区は焼却場の真下にあるんですね。焼却場の真下に。真横にありますね、朝日区が。それでね、やはりみんな心配してるんですよ。崩される時はダイオキシンが発生すると。今環境問題がどこでも心配されてる時代ですから、そういうことについては、いちいち町民が文句言うていかんでも、ちゃんと町のほうからしてもらえるっちゃんないかなというふうに思ってる方が、町営住宅があそこずっと並んでおりますから、町営住宅に住んである方は、やはり町にお世話になっとなつちやから、あんま文句言うたらいかんねという遠慮の気持ちがあるんですよ。

あなた、そういうことは汲み取っていただいて、皆さんにどういう時期にどうやって説明会をしたいというようなことを、やはり早く連絡していただけると、住んでおる町民も安心して住まるっちゃんないかなと思っておりますので、その辺はよろしく、町のほうでご配慮していただきたいと思います。どうぞ。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

議員が今ご心配されておりますように、施設の中にダイオキシンであったり、アスベストであったり、こういったものがあるということで、それをあることを前提にした解体工事という対策が必要になってきておりますので、今回見直しを行っております。そういった関係で、工事費のほうもかなりの多額になってきております。

細かな工事内容については、先ほどお示ししましたように説明会等の中で、お話しさせていただきたいと思っております。何度もなりますが住民の方は、町営住宅で住まれているからどうか、そんな思いは町のほうにはございません。

すべて同じように、住民の方一人一人に対して対応させていただきたいと思っておりますので、その点ご理解のほうお願いしたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

よろしく、住民のほうにご配慮をお願いしたいと思っております。

それから旧焼却場を建設される時に、関係区とも町長ね、これは焼却場の協定書があるんですね。これは協定書が、朝日区と大隈区と長者原区と今の駕与丁区ということ協定を結ばれておりますね。

そことの協定の中で、崩す前に協定が、内容は完全に終わっとうかどうかっちゃうとは、確認されました。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

清掃センター建設が昭和52年になっております。その当時、大隈区、朝日区、長者原区、甲仲原区、操業時の注意事項、それから周辺の環境整備、健康診断の充実、被害が発生した場合の補償、こういった内容で協定書のほうを結んでおります。

協定内容の実行状況ということについてですが、周辺の道路・水路、こういったものの環境整備。それから、公民館建設などの施設整備はほとんど完了していると考えております。ほとんどということは全部ではないんですが、全部できなかった部分については、地元との協議の中で行わなかったというふうに考えております。

また今回の解体工事、こちらの地元対策といたしましては、関係行政区に先ほどから言っておりますように、解体工事の方法の報告を行ったり、施工時に生じた問題解決などを行っていきたいというふうなことで、行わさせていただきたいと思

ます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

この協定書の中に町長、一番にこれを作る前に、稼働する前に、町民の健康診断を無償で行うということが書いてあるんですね。しかしね、それがされてないんですよ、健康診断。それと、結局、朝日区の町営住宅の中にも、今まででももう何人もの死人が出てるんですよ。それとの影響があるっちゃんないかなという不安も抱えてある方もあって。1団地あたりが入り手がなくなっていくような状況になってしまっているんですね。やはり、町がやっぱ町民との信頼関係を取りつくるのは、こういうことがやはり守られていかないかと。そのための協定書です。

そのほかにも健康診断、何回かやりますというようなことも書いてありますが、前に何回か質問しましたが、健康センターで行って、健康診断してもらおうように言うておりますとかですね。そういうことになりましたが、そういうこの環境問題の健康とやはり普通の病気の健康診断というのは、ちょっとやはり違うんじゃないかなと思うんですね。やはり、町に対しての信頼関係がこういうとこでなくなっていくんですね。

何事についても、町はごまかしっちゃんないかな。ほったらかしっちゃんないかなというようなことでやはり書いてあることは、やっぱり間違えたら、申し訳なかったという謝りなっとあればいいけど、それをごまかしたような、ああ言うといったこう言うといったようなことで、逃げられると町民の信頼関係やけ、今度解体工事についても、町がそう言いよって提案してこないという。相談してもなんか町は、また嘘言うっちゃんなかろうかというような、不安を抱いてくるんですよ。

焼却場についても、こういう全部ほかの区との約束の中でも、健康診断するって書いてありますよ。それやなかったら、やっぱここですてなかったらしてなかったという詫びを、ぴしゃっとやっぱ入れて終わらせるというようなことをやらんと。ずーっとほったらかしで。これずっと言わないかんですよ、これ。町はこうやって、健康診断する言うてしとらんというようなことは。

そういう約束ごとっちゅうのを守っていかないと。何事も粕屋町として町の信頼が町民からもらえれません。言いましたら朝日区やけん、小さな部落やけん、どげんでもええくさというようなことかどうか分かりませんが、我々が朝日区に来た頃は、役員の皆さん方が町は朝日区をばかにしとると皆さん言われておりましたよ。まだそれがそのまま残ってっではないかなと。

いくら小さな部落、貧しい部落でも、やっぱり人間としては変わらんのですから。

同じ対応をしていただきたいと思います。と思っております。

町長どうですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

健康診断についてですが、こちらのほうでは、操業開始前の健康診断につきましては、昭和54年の4月に実施されておるといふふうに認識しております。

これは、以前の一般質問の中でも何度か、当時の担当部署のものがお答えしてきたことだと思います。受診内容といたしましては、診察、それから血圧それから血液、こういったものの検査を実施していると。ただしその後の、54年の4月以降の健診については、町の健康診断を受診してもらうというようお願いをしてきたというふうに思っております。これは地元とそういったところで、認識のそごがございましたらご確認をお願いしたいと思います。

先ほどから議員が言われておりますように町のほうは、朝日区だからどうか、そういった思いは全然持っておりません。すべて同じ町民の方で、事業をする清掃センターの近隣に住まわれてる方に対して、先ほど言いましたような、大隈区であったり、朝日区であったり、長者原区であったり、甲仲原区であったり、こういった方々と協定書等交わしてきたという状況でございますので、そこにそういった思いはございませんので、そういった点でご理解願いたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

そうやって山本部長が言われるなら、健康診断をされた証明を出していただいね、こうやってやっておりますよと。その当時、私らも住んどうし、今日来てある方も住んどったっちゃが。住んどって、受けてないんです。受けてないというかね、連絡を聞いてるんですからね。だから言いよんですから。是非ともそういうね、証拠となるものがあればね、出していただいて、それについては終わっとりますよということで報告してもらえば、この問題も決着するかなと思いますけど。口頭だけでは、やはり分かりませんもんね、これは。何でも言われますから、我々もなかったと言われようと、ならあった証拠があれば、これを我々が受けてなかったっちゃねということになりますので、是非ともそういうことがありましたら、その証拠となるものを出していただければ、いいかと思っております。

それと、私もずーっとこれ言うておりますけど、建設業、解体のほうにも携わとうせいか、駕与丁公民館の下に埋まっております産廃、ダイオキシンの入っとう

灰。あれはもうね、早く撤去して、のかしてやらないと一種ダイオキシンって一生消えないんですよ。その問題は、この解体して撤去する時には一緒に解決していただかんと。ずっと終わらないから、今でもそれ検査されておるでしょ。ダイオキシンの検査、ね。だから、一生消えないでも廃棄物の穴のところに埋めて検査だけして、涼しい顔で。検査する人はいいでしょ。住んどう人はその下のほうで水が流れていくとか、いつダイオキシンが出て、結果的に将来的に問題が起きた時にはどうすることもないんですから。

是非ともこの際ついでに処理していただいて、やはりきれいな町に、町長が言われるきれいなまちにさせていただくように、お願いしたいと思いますが、いかがですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど来、説明しておりますように、今の旧焼却場、これの解体がその汚染された土地、地面の処理に対して、非常にその当初の計画よりも莫大な経費の増加があるということで、今私も非常に頭悩ましておるところですが、まずはこれを。長年の懸案事項でございます。これを片づけていきたいと思えます。

議員がおっしゃる駕与丁公民館の近所の分につきましては、今も検査をしながら、注視してまいりたいと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

金銭的な問題もありますので、是非この問題は、先にでも解決していただくようにしていただきたいと思っております。

それと、焼却場が撤去されて跡地の利用、前、安河内町長があそこを中央公園にしようというようなことを言われておったんですね。

今その中央公園は、こういう何回も説明要らんとおもいますが、計画はなくなったのか。また、この後に計画として何かあるのかどうか。

そこ辺を報告をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

旧焼却場を除去した後の事業計画、これは全く今白紙でございます。

ただ、私も存じ上げてますが、公園化の話は当時プランとしてはございました。

正式決定されたものではございませんが、プランとしては非常にその夢のあるプランでございましたが。ちょうど真向かい側に町有地等、土地開発公社が所有してる土地もございます。

その辺の一体利用も鑑みながら、総合的に議会の方々とも協議しながら、今後の利用計画は進めてまいりたいと思いますが、今現在全くそれは白紙でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それでは、あの土地も、何か利用できるように計画を先でしていただきたいと思っています。それから粕屋町長寿命化...

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員、すみません。ちょっと長時間になっておりますので、一旦ここでですね、換気のため休憩をさせていただきたいと思います。

ただ今から暫時休憩といたします。

再開を10時25分といたします。よろしく申し上げます。

（休憩 午前10時18分）

（再開 午前10時25分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それでは3番目の質問に入ります。

平成25年に作成されました、粕屋町町営住宅長寿命化計画と今般、平成2年3月に計画されました計画書の中身は、違いがあるんですかね。同じもんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

お答えします。

平成25年に作成された粕屋町町営住宅長寿命化計画は、平成18年に制定された住生活基本法に基づきまして、町営住宅の効率的かつ円滑な更新を行うために長寿命化を図り、計画的な修繕に努め、長期的な活用を行うものとしております。

一方で所有する町営住宅を適正に維持管理することが、将来的に大きな財政負担となっております。そこで、平成28年に作成された粕屋町公営施設等総合管理計画及び国が示します公営住宅等長寿命化計画策定指針の改定を踏まえまして、計画期

間を現在の平成25年度から令和4年度、これを令和2年度から令和11年度ということにしております。それに伴いまして、人口・世帯数・住宅動向の推移等の再調査と現状の課題の整理、それから事業の実施方法、建て替え手法の検討を、今回の契約で行います。

また、長寿命化の改善を推進するために、今現在定期点検をしておりますけども、ほかに日常的な保守点検等が望ましい箇所については、重点的に修繕を行う予防保全的な管理、個別団地の実施計画策定に向けた事業の効果的効率的な継続的な推進体制の強化を、今回の計画書で図っておるものでございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

詳しく説明されましたけど、詳しくは聞いてないんですよ。

この内容がね、違ふとんのか正しいのかということをお願いだけの話ね。内容的なことを詳しく聞いたもんじゃないんですよ。中の内容が、一緒ですかと。

引き続き、この内容おおとるんですかというふうなことを聞いただけ。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

前回に作りました内容を更に吟味いたしまして、今回の契約書にしておりますので、内容としては全体的としてはもう、長寿命化ということで、同じような内容になります。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それが内容が、もう時間がないから詳しく言われませんが、長寿命化計画に対して朝日区団地の年限が、前んとは書き込まれとったんですけど、今度書き込まれてないんですよ、これ。こっちにはね。だから聞きよんですよ。そういうところでまたね、結局は朝日区は、町営住宅の建て替えの問題をごちゃごちゃにしていこつちやないかと、というような邪念を抱くんですね。さっきも言いましたとおり、嘘があるっちやないかなというふうなことが出てきておりますので、それをちょっと聞いただけですよ。

それから2番目の25年と令和2年、この一般所帯の変化は、どうなってますかと。現在の住宅確保要配慮者の世帯数は何戸ですか。またこの中に、今度の長寿命化

計画の中に、住宅セーフティーネットの充実を図るための支援の施策はどうなっていますかということをお聞きしたいんですが。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

まず、25年度の時の一般世帯数は1万8,386世帯でございました。令和2年、これ最新の8月末の一般世帯数になりますけれども、2万843世帯でございます。

それから続けてよろしいですか、住宅。

住宅確保要配慮者の世帯数ということですが、住宅確保要配慮者ということは、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、高校生相当以下の子どもを育成する世帯、その他住宅の確保に特に配慮を必要とする方ということ認識しております。世帯数につきましては、例えば65歳以上の高齢者は、町のほうで把握できますけれども、その世帯に支援される同居者などがおられるか、配慮が必要な方かどうかという、個別ケースというのがなかなか分かりかねます。対象世帯は具体的に特定することは、今現在ちょっとできておりません。把握できておりません。

ただし、これは推計になりますけれども令和2年に作成した、粕屋町町営住宅長寿命化計画に国立社会保障人口問題研究所が、これ発表しておるんですけども、日本の地域別将来推計人口のデータを基にいたしまして、国土交通省で示されたプログラムを用いて、粕屋町におきまして、将来の著しい困窮年収未満の世帯数の推計を算出した結果をこの計画書の中に掲載しておりますけれども、令和2年度は860世帯という推計となっております。

またセーフティなども続けてよろしいですか。はい。

住宅セーフティーネットの内容といたしましては、事業者、賃貸住宅を提供しようとするものが、都道府県に対しまして登録申請を行いまして、都道府県が登録手続を行います。その登録された情報を要配慮者等に情報提供いたしまして、利用するというような内容のものでございます。事業者にとりましては、国による改修費に対する補助等のメリットがあり、住宅確保要配慮者にとっては登録されている住宅の賃貸借、一方で所有する町営住宅を適正に維持管理することに将来的にも大きな、すいません住宅の失礼しました。失礼いたしました。この制度自体は、国が指導しております。都道府県が事業主体となって行うものでありまして、市町村の役割ということに関して申しますと、事業者や住宅確保要支援者に対する支援であろうというふうに考えております。

町民の方から町営住宅に関する窓口や電話でのお問い合わせの時に、住宅セーフティーネット制度に対する詳しい説明、それから福岡県庁の中に担当窓口がござい

ます。そこでセーフティーネット住宅情報提供システム、ホームページ、いろいろな情報を紹介をその時に行っておりますので、今後もそういった情報を継続して支援を行ってまいりたいというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

時間がないけんくさ、簡単にね、言うてもらわんとね。

それで、今町営住宅が183戸、そのうち168戸の入居で空き家が15戸となっております。その15戸も空いておるということは、ただ今言われました、セーフティ人との充実を図るための支援政策ていうとに当てはまらないと思うんですけど。

何で15戸も余らしとるとですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

簡単に言います。

15戸のうち、今年の6月に2戸募集をいたしまして入っております。それから甲仲原につきましては、今後バリアフリー工事を行いますので空けております。それとあとは、朝日につきましては、2戸分につきましては災害の時の緊急のということで2戸空けております。

それから残りの空き家につきましては、ちょっと大変古くなっておりますので、今回長寿命化の関係で建て替えとかいろいろな問題がありますので、またその改修費用あたりは結構かかりますので、あれを見て検討していきたいというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

もう急ぎますけど、朝日区の第一団地が、もう年限が過ぎとるんですね。

部長ね、年限が。この長寿命化計画ではですよ、建て替え事業の実施方針とか、民間の賃貸住宅の活用とか、それと居住者等の形成育成。合意の形成育成。建て替える時の。住んである方との合意図るための方法がこれに載ってあるんですよ。合意形成と。でも、年限が来たらん町営住宅のもう後も次々と出てくるんですね。

やはりここでもう年限が来たときには、もうこの合意形成の説明会を住民の方にじゃない、町営住宅の住人の方に説明会をしてね。どういう方法がいいかちゅうこと住んである方の気持ちを聞きとらないとね。町で方法を決めたとかいうような

ことで、勝手に出て行かないかんやらことになる、それこそお金もない、行くともないという人は、どんなふうにしたらいいかということは、簡単には結論が出らんとするんですよ。

部長はその計画を大体、今後どういうふうに住人に町営住宅の住民に説明されていかれるのか、ちょっとその辺をお聞きしたい。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

今言われましたように居住者の方、居住者だけじゃなくて、周りの朝日の方々も当然、工事とかが入れば関係していきますので、住民説明会につきましては、私もそれが1番大事だというふうに思っております。

ただ、今の時点では、いつするっていうのは申し上げられませんが、ある程度町のほうの方針が決まれば、速やかに。というか早めに区長さん等を通じながら、早めに住民説明会を開催したいというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町営住宅は、管理人がおりましてね。

3棟に分かれております管理人で運営しておられますから、区長さんに言うたっちゃ町営住宅のことは把握してなかったら、全く暇のいるばかりでね、どうしようもないですから。

早く第1団地は年限が来とるばってん、そういう打ち合わせをやりますので、心配しないで住んどってくださいっていうのはね、やっぱり町からの案内文とかなんか出していただかんと。この年限を計画をもう配ってるんですよ。是非とも心配されておる住民が、町が勝手に決めて出ていけと言われてたらどうするかいなという心配をされておりますので、是非とも部長はその辺に住んである方が安心できるようなことで方法で、今後、説明会等をやっていただきたいと思っております。

最後、お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

もう終わりましたので、時間超過しておりますので、お疲れ様でした。

（6番 太田健策君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

それではここで暫時休憩といたします。

再開を10時50分といたします。

(休憩 午前10時39分)

(再開 午前10時50分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議席番号4番、安藤和寿議員。

（4番 安藤和寿君 登壇）

◎4番（安藤和寿君）

議席番号4番、安藤和寿です。

通告書に従いまして、今回は2問質問させていただきます。

質問といたしましては、コロナ禍による感染対策について、児童・生徒の登下校交通安全対策でございます。では質問をさせていただきます。

初めに、1問目のコロナ禍による感染対策についての質問にあたり、この度の新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆さまに謹んで哀悼の意を表します。また、治療感染予防対策のためにご尽力されている医療従事者、関係者の皆さま方、園児・児童・生徒の安全な学習状況を確保するために、日々奮闘しておられる先生方をはじめ、教育関係者、保護者、地域の皆さま方に心から敬意を表しますと共に、現在困難な状況においても、日々頑張っている子どもたちに心からエールを送りたいと思います。

執行部におかれましては、町民の生命、健康、財産を守るために、様々な支援を迅速かつ素早い対応であると思っております。新型コロナウイルス感染症防止対策を初め、先日の台風10号接近に伴う安全対策として、ドーム、サンレイク、こども館、中央小学校、4か所に及ぶ自主避難場所の設営など、関係各課、及びすべての役場職員の皆さまにも敬意を表し、深く感謝申し上げたいと思います。先が見通せない状況ではありますが、新たな支援を講じていただきたく思います。

5月の1日に箱田町長宛てに、新型コロナウイルス感染症への緊急支援対策に関する要望ということも提出させていただいておりますけれども、現状、まだまだ支援が足りてないという、町民の方の様々な声を聞くこともあります。大変ではありますけれども、町長、執行部におかれましては、何とぞよろしくお願いいたします。

さて、今回のコロナ禍において学校現場での感染防止対策や、行動を共に考える機会であると考えます。昨日より、コロナ禍における質問が繰り返し同僚議員からもされている中ではありますが、担当所管でもあります教育行政にポイントを絞り、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止対策として、これまでに様々な感染防止対策を講じ

て来られました。粕屋町独自の対策も含め、現在、今後の更なる対策の強化も含めて、町長の見解をお伺いしたいと思います。

しかしながら先日同じ答弁等にもなるかと思えますけども、よろしく願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議会の皆さまのご支援をバネに、今後も我々執行部は、この新型コロナウイルス対策を速やかに実施し、そしてまた町民の皆さまの安全・安心の環境を作り上げたいとは思っております。

しかしながら、先ほども申しますように、第2波の収束状況には若干あるかなと思えますが、第3波第4波も来るといふような推測もされております。緊張感を持って、対策にあたっていきたく思っております。ただ、この対策の基本となるのは、もう前々からありますが、社会的距離、ソーシャルディスタンスと言いますが、今は何かフィジカルディスタンスと言いまして、物理的な距離をいうものらしいです。2mの距離を1mに緩和するようなこと、そしてまた、今日も新聞に載っておりましたけれども、観客数の増員。5千人を増やそうかというようなことも検討してあるようでございます。これはいずれも、社会経済活動と両立するような、今後の新型コロナウイルス対策をやっていくんだと。衛生管理を徹底しながらやっていくというふうな基本的な方針に沿った形の施策だろうと思っております。

今もう数か月たってしまいましたけれども、この間、コロナの感染が広がる原因、状況は何なのかというのは、だんだん見えてきているのじゃなかろうかと私は思っております。例えばマスク、あるいはそういった物理的距離について、やはりこれを遵守しないところにはクラスターが発生したり、というようなこともあっているようでございます。

そういったことを基本に、住民の方々にそれをお示ししながら、そしてまた今後も商工業、あるいはその様々な年代層の方々に支援を図っていきたくと、それは検討してまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

町長のほうからも答弁いただきまして、やはり新しい生活様式がもう変わっていく。今後、そのような実例の中で、対応していただければいけないという形になる

うかと思えます。

そういった中で2問目なんですけども、質問事項なんですけど、学校における感染対策といたしまして、今回、文部科学省、昨日も、同僚議員のほうからも衛生管理マニュアルということで、マニュアルのことが出ておりましたけれども。私も今回の質問にあたりまして、文部科学省から出てました衛生管理マニュアルですか。学校の新しい生活様式ということで、印刷させていただきました。この中身に関しましてはですね、70ページに及ぶ内容ということで1ページから70ページまで1回読ませていただいたんですけれども、かなりのハードルが高いなあというふうに思いました。民間企業宛てに出された、厚生労働省からの感染対策マニュアル等も拝見させていただきましたけれども、それと比べたらあれなんですけど、非常に学校での新しい生活様式の中のマニュアルが、非常にレベルが高いものと感じております。

そういった中で、学校における感染症対策について1番、小・中学校における子どもたちの感染対策に欠かせないものとは、ということでお尋ねしたいと思うんですけれども。議会の中でも、議会だよりというのを発行させていただいてますけれども、その中で1つでも多くの注意の喚起を促せるような形も、思っておりますので、教育長のほうにお尋ねしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

新型コロナウイルスの感染経路を絶つために、学習活動の節目や、場所が変わった場合の児童の手洗いとかが重要になると思います。また感染リスクを減らすために、早寝、早起き、朝食、適切な運動等、健康のための基本的な生活習慣を送ることで、体の抵抗力を高めることも必要だと思います。更に感染防止のために、自分たちで状況に応じてマスクを外したり、水分を補給したり、大きな声を控えたりする等の適切な行動、選択判断をすることも必要だと思います。更には、新型コロナの感染者や、医療従事者等への差別をしないための知識と態度を育てて、人権意識を高めることも必要であると思います。

これらのことを日常を通して、小・中学校のほうで指導のほうはしております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

ありがとうございます。

課長のほうから答弁いただきましたけれども、やはり基本的には、規則正しい生

活という形の部分で行動していくという形になるかというふうに感じました。

文部科学省のほうからもマニュアルでは、地域ごとの行動基準ということで、教育委員会は都道府県単位の緊急事態措置等を前提としつつも、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるのかを把握して、児童・生徒の学びを保障する観点からどのような対応が可能かというふうにうたっております。必要に応じて、地方自治体の首長とも相談し、地域ごとにきめ細かな対応することが必要ですということとなっております。9月3日の時点における、感染状況を踏まえてからの発行となっております。

2問目にアルコールの消毒、マスク、フェイスシールドという供給をされているかと思います。支障なく施されているのか。

特にアルコール消毒剤は、どの単位の量が必要とされているのか。

月間量、分かりましたら答弁のほうお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

まず、支障なく施されているかというご質問ですが、6月の補正予算でコロナウイルス感染症対策のための消耗品の増額等を行いまして、アルコール消毒液、マスク、手洗い石けん等購入しております。

現在、支障なく学校のほうには配布はしております。アルコールの、どの位の量が必要かということですが、これは各学校に一応調べております。小学校では、月に20から40ℓ。中学校では、月に30ℓから50ℓが必要ということです。

これは、学校教育課のほうで状況を見ながら取りまとめて、1回につき各学校に40ℓ分を現在配布をしているところでございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

数量のほうのご説明ありがとうございます。

それで、実際に手指用のアルコール消毒、これ今日持ってきたんですけども、大体これが500mlで売られてるものでございます。それで1回の消費に必要な量というのは、大体2mlということで、小さじの半分程度は必要であるというふうに言われております。そういった中で、500ml入りのアルコール消毒剤ですと、大体250回分と。1千mlの部分になりますと、大体500回分と。

9月議会の決算報告書の中で、6校の児童数を確認しましたところ、9,551名と

いうことで、大体1日に190ほどが児童・生徒数合計。失礼いたしました。大体、1人当たりに換算しますと、1回か2回3回がされるかと思えますけども、500mlで消費的には、先ほど言われた200位が必要であるのかなというふうには思います。

そういったところで、マスク、フェイスシールド等のあくまでもご家庭で準備して持ってこられる、準備して使用するマスク等につきましては、学校で忘れてきたとかいうところには、対応されてはいらっしゃるのでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

学校のほうにも、マスクを学校教育課のほうから配布をしております。

その部分で多めに配布しておるんで、もし忘れてきた生徒、児童がいる場合は、学校でそれぞれ渡していると思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

分かりました。

あとは3番目なんですけれども、学校で安全に学ぶ環境を作ることから、現状のような対策が施されているのか、ちょっと確認かた質問したいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

どのような対策が施されているかというご質問です。

座席の、まず配置をまずちょっと離したり、向き合う場所には時間や活動を、制限したりするなどして、可能な限りのソーシャルディスタンスをとれるようにしております。また、合唱とか、また大きな声を出す活動は制限したり、あと行事の精選をしております。

マスクは着用を基本としておりますが、状況に応じては外させてもいます。また、日常的には消毒を継続して行っております。

これらのことを、状況に応じて柔軟に行っているところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

学校の、再開しまして感染症拡大にならないようにということで、十分学校のほう配慮しながら、注意喚起しながらやってるわけですが、1番学校で気をつけてい

るのは、意識づけと新生活様式に関わる活動の習慣化というのを、ちょっと私のほうは校長のほうに指導をしております。

意識づけというのは結局何かというと、まず最初は何といっても感染源を絶つということで、発熱とか咳がある人は、少し学校のほうを登校を自粛をしていただくようお願いをしてるところが1つあります。それから、感染経路を絶つということで、結局飛沫、接触、そういったものの感染源を拡大にならないようにということで、今消毒の話されましたけど、学校のほうは今手洗いの徹底を特にやっただいております。最初の6月7月頃は、10分休みを15分ぐらい延ばしていただいて、全員が手洗いを30秒以上やるということの習慣化を指導していただいたというふうにお聞きをしております。

それから、消毒。これ現在も子どもたちが帰った後、消毒をしていただいております。こういったことで感染源を絶つということ。

そして3つ目が、体力を温存するということ。体力向上、今議員おっしゃるように、十分な睡眠、それから適度な運動、バランスのとれた食事というところの習慣化を、学校から保護者に対してもお願いをしていると。

そして何といっても学校教育は、3密が避けられない空間っていうか、そういった場所ですので、先日も1学期の終業式、2学期の始業式については、体育館に集めるのではなくて、放送でやっていただいております。それから昨日もお話ししましたように、音楽の授業とか、熱中症もちよっとありましたが、そういった授業の組替えもやっていただいているというところもございます。また、机の離すのはやっぱり教室のキャパがやっぱ開きますので、なかなかそこは難しゅうございますが、マスクの着用は徹底をさせて、距離がとれるんだったらマスクも外していいっていうのを、最近文科省も言い始めましたので。そういったところで人と話すときは極力マスクをして、飛沫感染にならないようにというところも気をつけているところでございます。

そういったことで、とにかく意識づけと、そういった手洗い、それから帰ったらうがいをするとか、いうことの行動の習慣化というのを指導しているところでございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

ありがとうございます。

それで、やはり登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合とか、マニュアルの

中でもあるんですけども、特に低学年の児童について、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校に留まることが必要なケースがあります。その場合、ほかの者との接触を可能な限り避けられるように、別室で待機させるなどの配慮をするというふうな形なんですけども。

現状4番目の質問になるんですが、保健所、医師会などとも連携から、養護教員ほか感染防止対策について。

保健室での細かな発熱など、感染が疑われる児童・生徒が一時帰宅する場所を確保することが必要と考えられますが、現状の対応はどのようなふうになっておりますでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

現状の対応ということですが、まず児童・生徒は、自宅で体温や健康状態を確認して、それを保護者がカードに記入します。従って、体調不良の子は、出席を控える形をまずとっております。それとまた、症状等がない場合も、例えば保護者や家族が濃厚接触者となった段階で、児童・生徒に出席を控えていただくように、文書でお知らせしております。

今議員のご質問の、保健室での詳細の発熱等感染が疑われる児童・生徒が一時待機する場所の確保のことでございます。これは小・中学校6校中、2校は保健室と別の部屋に、簡易ベッドやソファを設置しまして、そこに休ませております。で、保護者が迎えに来るというふうな手順をとっております。残りの4校は、保健室で対応しますが、逆に発熱以外の児童・生徒を別室での対応としたり、保健室に発熱以外の児童・生徒がいる場合は、できるだけもう距離をとって離れて、密にならないように気をつけて対処しているというふうに伺っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

マニュアルに応じた形の部分で対応していただいているというふうに、確認させていただきました。

そういった中でアルコール消毒剤等々、これ厚生労働省からの企業向けに感染対策として、こういった小さなペット容器に移し替えて持ち歩いての感染対策だとかも推進されてますんで、私常にこれ持ち歩いておるんですけども。そういった中で先ほどもありましたとおり、学校の中とは別に、粕屋町内の飲食店等々も、是非と

もアルコール消毒と、中には検温して店の中に入るお店も中にはありますけども。そういったところのほうを、指導等もお願いしたいという形の部分で、この質問を終わらせていただきます。

次に、児童・生徒の登下校交通安全対策にということ、平成2年2月、警視庁が全国の関連機関に発した、歩行者優先と正しい横断の徹底に向けた取り組みの強化ということで、道路交通法第38条に対して発信がありました。これは我が国における交通事故死者数を歩行中死者の割合を、欧米諸国に比べて非常に高いというところから発令がありました。

第3条の解説といたしましては、横断歩道に渡ろうとしてる人が絶対にいないという時以外は、渡ろうとする人が出てくるかもしれないと思って、いつでも止まれる速度で進まなければならないと。また実際に横断している人や横断しようとしている人がいたら、横断歩道の手前で一旦停止をしなければならない、と書いてあります。反則に関しましては、基礎点数2点、普通車に関しましては、9千円の罰金というふうな形になります。

これにつきまして、児童・生徒への展開等は行われたのかどうかを確認させていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。ただ今の質問の冒頭ですね、通告書には令和2年2月書かれておりますけども、発言が平成2年と…。

◎4番（安藤和寿君）

失礼しました。

◎議長（鞭馬直澄君）

これは令和2年に訂正ですね。

はい。早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

児童・生徒への展開ということですが、横断歩行者等妨害等の取り締まりを強化することにより、歩行者優先を徹底させると共に、その意識を根づかせ、横断中歩行者の死亡重傷事故の減少に効果を上げるものと考えておりますので、教育委員会では、教頭会等におきまして、歩行者の立場での横断歩道の渡り方。例えば左右の確認とか、車が停止するまではもう絶対渡らない等の注意喚起を行っているところでございます。また、横断歩道を渡る前後で車に対して、最近、お辞儀をするというような児童・生徒さんも増えてきておりますので、挨拶指導と併せてこういうことは啓発していきたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

お辞儀をするということで、ドライバーが一旦停止をしない理由とは、お互いの思いやりが大切ということでこれは2019年、昨年のJAFのほうから結果が発表されて、実際に歩道で止まった車両は2割弱ということで、福岡県におきましては、33.6%ということで、全国平均に直しますと17.1%という報告がございました。

そういった中で、2問目の質問なんですけれども、児童・生徒が登下校時において、道路を渡ろうとする行動から、車両を運転するドライバーが一旦停止をしている車両も、最近多く見かけております。中には片側車両の車両だけが停車して、反対車線の車両が通り過ぎていくという場面もよく見受けられるような粕屋町であります。

現状、粕屋町において、歩行者が横断時における事故の発生状況、信号機が付いているところ、基本的には付いてないところが、発生がありましたら、答弁のほうをお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

粕屋町町内における、歩行者関係の事故ということでございます。

公的な発表の中での数字でございます。粕屋町におけます、歩行者の横断歩道の横断中の事故の数字でございますけれども、平成31年中、令和元年でございますけれども、全体で20件ほど発生しているようでございます。そのうち、児童・生徒の関連するものは4件。その中でも横断歩道内での事故は、8件。中でも、児童・生徒に關係するものが1件という形で公的な発表の数字でございます。

以上で、状況報告でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

結構ちょっと多いなあということで、びっくりしたところです。

私も自宅から会社通勤をしておりますけれども、その間、仲原小学校前、あと十原の交差点から須恵のほうに向かっておりますけれども。その間、信号機が付いているところの部分は大丈夫なんですけれども、信号機が付いてないところに、やはり通勤途中と通学途中、遭遇することが多々あります。

その際には、私も気持ちよく止まるという形をとってますけれども、やはり、反対

方向については止まっていただけないというところの部分もあるので、私としてはちょっとスピードの超過で走行しているなというふうに関しましては、パッシングするような行動をとっているわけですが、そういったドライバーの行動も、やはり啓発していきたいなというふうな中において、啓発活動等も行っていくというふうに考えております。

あと3番目なんですけども、学校での交通安全指導等は、先ほどちょっと同じ形にはなろうかと思うんですけども、私が過去、小学校に行った時も、交通安全指導等も自転車講習会だとかそういったのが記憶があります。

そういった中で現状、コロナ禍の中ではあるんですけども、交通指導等々の教育はされていらっしゃるのか。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

交通安全指導等ですが、まず事故が、まず発生した学校等におきましては、その都度学校全体で児童・生徒に注意喚起を促して、また、各学級でも登下校中の安全について、交通ルールを守ることに關する指導を行っております。

あと、また新型のコロナウイルス感染対策と熱中症の心配のある中での、特に今年はそのような中での登下校についてですが、保護者へ協力依頼のメールで発信して、注意を促すように啓発しておるところでございます。

それとあの、今年、警察等の1年生の横断歩道の渡り方と、4年生の自転車の乗り方に関しては、ちょっと今回はコロナ対策も兼ねて警察からの指導というか、それは今年度は行っておりません。ただし、その各学校で担任の先生が、それぞれ児童・生徒にそれを教えております。今年はそのようなふうにしております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

学校だけの、そういった今回の取り組みだけではなくて、町としてもこれはまさに、先ほどパッシングというふうに言われましたが、交通ルールを広く住民の方々に啓発するのはもちろんでございます。

これホームページ等を通して、担当所管は協働のまちづくり課が交通指導を行っておりますが、それは当然のことでございます。併せて私のほうからも特に、小・中学校の近辺の横断歩道に關しての、そういった今回の道路交通法第38条の改正に伴う取り締まりの強化を特にしていただくように、私のほうからも要請を粕屋警察

署のほうにはしてまいりたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤議員。

◎4番（安藤和寿君）

町長のほうからも啓発活動ということで、答弁をいただきました。

過去ちょっと思い出していると、当時私も仲原小学校の当時、こういったことがあります。こういった教育っていうか、手を挙げて横断歩道を渡りましょうっていう、流行語がございました。再度繰り返す、手を挙げて横断歩道を渡りましょう、渡りましょう、マツザキマコトでございます。っていうのを、先生が何度か言ってらっしゃる。これは、この方は笑点、日曜日の5時半から。笑点の今の座布団運びの前の方が言われたことで。これだけで、横断歩道を渡る時は、手を挙げて渡った教育を受けたなというふうに思い出しましたけれども。中学になると、手を挙げて横断歩道を渡ると。手を挙げるとタクシーが止まるんだなというふうにも勉強させていただきましたけれども。

その中で啓発の中で、福岡県のほうも推奨されてますけども、こういったポスターのコンクール等々がっております。これは和歌山県のJA共済さんがされてるポスターなんですけども、このポスターによって、児童が描いてドライバーの意識も変わってくるんじゃないかなと思いますんで。

毎年、人権のポスターコンクールが行われておりますけども、そういった中で、交通安全対策に向けたポスターも、是非とも実施を行っていただきたいなというふうに要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

（4番 安藤和寿君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

しばらくお待ちください。

ちょうど半で、福永議員の質問が1時間あるということなんで半分というふうに、午前中半分ということも考えたんですけども。

午後の再開を今町長のほうに確認いたしまして、12時45分ということにさせていただきますので、ただ今から暫時休憩といたします。

再開を12時45分といたします。

（休憩 午前11時26分）

（再開 午後12時45分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議席番号9番、福永善之議員。

(9番 福永善之君 登壇)

◎9番（福永善之君）

はい。議席番号9番、福永善之です。通告書に従い一般質問を行います。

今回は2件、以前過去に質問してるやつの再確認、再質問ということでさせていただきます。

まず、可燃ごみ回収業者の随意契約について。

粕屋町は、可燃ごみの指定業者2社を長年に渡り、随意契約で委託しています。随契は、地方自治法上では例外に位置づけられているため、本件随契においては、競争原理が作用しておらず、行政コストの観点からも重大な問題があると思われま。まず、随契の妥当性について。納税者から見て、公正性・透明性・経済性が担保されているかを判断するために、毎年、仕様書を作成することが必要であり、作られていない現状について、町長より、検討するとの答弁がありました。

検討結果をお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当部局のほうからお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

これまで、一般廃棄物収集運搬業務の委託内容は、契約書の中でうたっております。

内容といたしましては、総則の中で、甲は乙に対して、一般廃棄物の収集運搬業務を委託して、乙はこれを受託すると。その2項の中では、乙は業務の重要性を認識し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他の関係法令を遵守し、廃棄物を安全に、かつ衛生的、能率的に業務を履行しなければならないという法的な遵守事項をうたっておりますし、第2条のほうでは、廃棄物の種類として粕屋町で発生する可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、これが対象ということであっております。なお3条においては、ごみの収集・運搬の方法をうたっております、可燃ごみについては委託区域全域になりますが、世帯ごとに週に2回収集運搬をします。そして町が指定する場所へ搬入すると。不燃ごみ、ペットボトルに関しましても、指定の不燃物置き場より、月に2回収集・運搬を行うと。そして指定された場所へ運搬すると。

このようなことで、もちろん委託料や委託期間もうたっておりますが、こういった内容に基づいて業務はこれまで進められてきておりました。

この内容をより明確にするため、町民の生活に伴って生じた一般廃棄物を適正に収集運搬し、町域の生活環境の保全を図ることを目的に、これまで行っておりました業務内容を明文化し、一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書、こちらのほうの作成を行っております。

作成いたしました仕様書につきましては、本年度契約時点においても使用しておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい。続きまして、既存業者の見積りが町の試算の約76%であり、妥当な金額と答弁されています。業者は仕様書を考慮することもなく、どのように金額を算出したのでしょうか。

お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

まず、ちょっと行き違いがあっておりますので、訂正させていただきたいと思いますが、可燃ごみ収集運搬に関する試算額と既存業者の見積りではなくて、これは平成9年度に覚書で締結した収集運搬手数料、1世帯当たり月額1,080円を適用した金額と比較したと。そうして比較した対象はそれでございます。令和元年度の契約額は試算額の約76%であると。

こういった答弁内容ですので、業者の見積額ということではございませんので、その点を訂正させていただきたいと思います。令和2年度の試算額としては3億7,700万余位ですが、契約額としては2億7,700万ということで、試算額の約73%というふうなことで、答えさせていただいております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、町は、仕様書から算出してない業者の算定額を妥当な金額と考えておられるか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

先ほども言いましたように、業者からの見積額ではございません。

町といたしましては、平成9年度に覚書で締結した収集運搬手数料、こちらを適用し、町が算出した額でありますので、契約行為に覚書を基づく、契約行為に基づく適正な処理というふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、町の資産に関し、積算根拠の情報開示請求を2019年10月10日付けでございましたが、同年10月24日付けで非開示決定がなされました。最高裁平成4年12月10日判決では、非開示の理由について、単に根拠規定を示すのみである場合は、理由付記としては十分でなく、違法であるとの判断をしています。

試算内容を記載した書類を、開示しなかった理由をお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

理由を付記していなかった点につきましては、付記していなかったという非開示理由は、その根拠がどの事由によることなど、表記がなく、この点については不十分であったというふうに考えております。

非開示の理由といたしましては、粕屋町情報公開条例第8条第5号、町、又は国等の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなる恐れのある。具体的には、福岡県が作成しております積算のための資料を、活用して試算のほうを行っておりますので、これらの金額が非公開となっているため、公開をしておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、町は随契の理由の1つに、自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられてないと答弁しています。しかし、随契を締結するべきとの裁判例はないし、無制限に随契が許容されるわけでもありません。随契を裁量逸脱すれば違法になるし、他の市町村では入札等の競争原理が導入されているところもあります。

既存の業者を入札に付していませんが、どのような方法で業者を募集したのかお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

一般廃棄物収集運搬を、業とするものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、こちらの第7条に基づいて、市町村長へ一般廃棄物収集運搬業許可申請書、こちらを提出いたしまして、許可を得る必要がございます。

現在の2業者につきましては、収集運搬業の許可を持っております。許可業者のみに委託しておりますので、現在募集等は行っていないところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい。続きまして、入札の募集に応じてきたのは、現在の2社のみということで、選定基準と理由をお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

入札ではございません。収集運搬の業務委託を行っていないため、公募等は行っておりません。また選定基準につきましては、先ほども申し上げましたが、一般廃棄物収集運搬を業とするもの、こちらは、その自治体へ一般廃棄物収集運搬業許可申請書、こちらを提出し、許可を得る必要がございます。

現在の2業者については、先ほどと同じ内容になるかもしれませんが、許可の受けている業者ということで業務を行っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、仕様書がなければ、新規業者が参入を検討することも不可能ですが、なぜ仕様書を作成してないのかお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

仕様書を作成していなかった理由ということですが、この点につきましては、先ほど冒頭の1番最初の質問の時に答えさせた内容と同じになってしまいますが、これまで一般廃棄物運搬業務の委託内容は、契約書の中で一定のものをうたって来ておりました。それに基づいて、業務を行っておりましたので、議員が言われまし

た時点で、そのところでの仕様書の作成が行われていなかったということでございます。

そして、より業務内容を明文化するということで、今年度より仕様書のほうの作成を行い、契約のほうに契約書のほうにも添付しておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、既存の業者とは、いつから随契をしているのか、またいつまで随契を続けられるか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

現在の2業者、こちらにつきましては、廃掃法の施行当時、昭和45年の12月から約50年間委託をしております。

現在、委託方法に関する調査研究を行っておりますが、すぐには結論が出ず、いつまでというような断言は、お答えできません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、金額の妥当性ということで質問します。

まず、平成9年11月26日付、古賀市プラス粕屋町含む7町と粕屋清掃事業協同組合による覚書は、1世帯当たりの単価1,134円と明記されております。この金額を平成10年4月から平成14年3月まで適用する旨明文化されています。

この単価は、どのように導かれたのかお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

平成9年11月26日付で、ごみ収集運搬手数料1,134円、これ税別でいうと、その当時で1,080円になりますが、平成5年度、こちらで税別で千円、6年度には1,025円、平成8年度には、1,065円と手数料の改定を行ってまいりました。

平成9年7月31日に平成10年度、翌年度に向けて手数料改定の陳情が提出されました。社会情勢とか料金は、公共性等を考慮して次年度については、据え置きたいというようなことを町としても業者のほうに伝え、その後組合からの人件費、法定福利費、このようなものをアップを理由に、料金改定の要望が強くありました。

再三、交渉を重ねた結果として、平成9年11月26日付の覚書の締結をしたということで、その際の決定した手数料が先ほど議員が述べられました。

1,134円ということになっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい。続きまして、平成16年度に粕屋清掃事業協同組合から町長宛てに提出された陳情書には、提出した日付が空白になっています。

町はこの陳情書を正式に受領したのか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

ただ今の陳情書、平成16年度のごみ収集運搬手数料に関する陳情ということで、こちらにつきましては、ご覧になった陳情書のほうに、日付が入ってなかったということでございます。

実際は、平成15年の11月27日に受理し、その当時の町長の決裁等は受けておりますので、公文書であるというふうに確認しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい。続きまして、この陳情書には業者が算出したコストの根拠が明記されていますが、通常は、発注者である町が仕様書を提示し、業者はその仕様書を基に費用を算出すると考えます。

発注者が仕様書を提出せず、業者がコスト計算した陳情書に金額が妥当であるとお考えですか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

当時、陳情書において1世帯当たりの要求金額として、税抜きで1,530円ということで提出されておりました。

提出後、具体的な交渉は行われておりません。そういったこともあって、この陳情書の内容について、業者とのやりとりが発生はしておりません。そういったこともあって、現在、1,080円の単価が適正ということで、元々の覚書の内容がありますので、契約を締結したものというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、覚書は平成14年3月まで適用されますが、それ以降なぜ仕様書を作成しなかったのか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

当時、平成9年11月26日付の覚書の収集運搬手数料、こちらは糟屋郡町村会、それと古賀市及び組合との間に決定されたものでございます。

そういったことから、町独自で仕様書の作成はその時点では行わず、契約書の中で、業務内容を明記することで業務の実効性を補完しておったというふうに判断しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、町は先ほど、約50年間随契で特定の業者、粕屋清掃協同組合の組合員と契約していますが、同組合の同業業者を選定しなければならないという理由はあるのですか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

現在の2収集運搬業者を選定しなければならない理由につきましては、先ほど随契の妥当性でも答弁しましたように、現在の2業者は一般廃棄物収集運搬業の許可を持っており、許可業者ということで選定を行っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、可燃ごみ袋は受益者負担の有料になっておりますが、1枚当たりの販売価格の算出した根拠をお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

可燃ごみ袋、こちらについては平成2年の9月から導入しております。

ごみ袋の販売単価の根拠につきましては、当時、平成2年当時、ごみ収集代金は1世帯当たり月470円の負担をしていただいております。年間で計算しますと、5,640円となります。ごみ袋の年間使用枚数は、1週間に2回ごみを出すとして、年52週ありますので、104枚が必要となります。

ごみ収集代金5,640円を年間枚数104枚で割りますと、1枚の単価が約55円となり、その当初の単価を基に、現在に至っておりますのでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、可燃ごみ袋1枚当たりの販売価格は、回収コストに紐づいているということで認識してよろしいですか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

直接紐づいているかということのご質問のようですが、当初も現在におきましても、回収コストに直接的に紐づいてはおりません。

ただ歳入予算のごみ袋の売却代金、こちらについては歳出のごみ収集事業、これを全額充当しておるということでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい。続きまして、緊急時の対応について質問いたします。

道路環境整備課長は、一般廃棄物の処理について、随契を採用している理由の1つに、緊急時に即応できると、答弁しております。

まず、既存業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が出た場合、その対応は町と業者の間で取り決めされているのか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

町といたしましては、収集運搬業者に対して、作業員の感染予防に万全を期すようお願いしておりますし、実際に収集業者の方々は緊張感を持って感染予防対策に取り組んでおります。その結果として、住民からのお礼の言葉であったり、そういったことをいただいておりますものだと思っております。

また廃棄物の収集運搬に関わる業者が、この可燃ごみとあと不燃ごみ、ペット等

を回収する業者がもう1社ありますので、3事業者になります。この3事業者とは、協議を行いまして、感染者が出た場合の支援について、取り決めを行っておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい。続きまして、今、2社と契約されておりますが、1社が機能不全になった場合、町はどのように対応するのかお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

先ほども言いましたが、町と業者との取り決め内容は、まずは町内で対応すべきだろうということがありますので、町内3業者で収集運搬業務を行っております業務員にコロナの感染が発生した場合には、収集業務に支障が生じる恐れがあるということで、判断された場合は、町が残りの2業者に応援要請をするようになっております。

詳細は、業者間で応援業務内容を調整、確認後、収集運搬を行うようになっております。

感染拡大防止のため、人員のみを派遣するのではなくて、業務の一部を応援業者のほうに請け負うという、こういった形での支援になるかと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

仕様書を作成する発注者である町は、2社に委託しています。回収ルート、回収場所を把握してるのかお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

町といたしまして、回収場所や収集ルートについては、把握をしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、感染者が出た場合、他の従業員もPCR検査を行い、陽性の場合には出勤停止などの措置が想定され、可燃ごみの回収が遅延するなどの影響が生じると

思われますが、対策は講じているのかお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

先ほどの説明の中でも重複するかとは思いますが、町、業者間で連携をとり、回収に支障がないよう対応していきたいというふうに考えております。通常の収集運搬ルートではなく、収集を行ったりとか、多少の遅延等は生じる可能性があるというふうには思っております。

また状況が悪化した場合は、収集時間の変更やごみ出し回数の縮小など、検討が必要であるというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、有事の時の回収マニュアルは作成されているのか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

具体的な回収マニュアルという形のものには、まだでき上がっておりません。

しかし、収集運搬業者と今後協議を重ねながら、策定に向けて検討はしていきたいというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、可燃ごみの回収が滞ることをあらかじめ回避するために、既存業者のみならず、新規業者にも門戸を開放し、複数社で改修を行い、リスクヘッジを行うべきと考えますが、町の考えをお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

回収が滞ることのないように、作業員の日ごろからの感染予防対策の徹底も重要であり、ごみを出す側の対策も作業員の感染防止に繋がり、収集運搬事業の継続していく上で重要になってきます。現在可燃ごみの収集業務におきましては、2業者で安定的な収集ができております。

有事の際には、ということで限定した間でございますが、不燃ごみの、先ほど言

いました収集業者も含めて、まずは、町内の業者による支援体制で対応をするべきではないかと考えておりますし、被害の拡大状況によりましては、廃棄物業者の組合等も設置されておりますので、公益の支援も視野に入れながら対応を行っていきたいと、このように考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、政府はリサイクル率の向上を目的に、プラごみの回収をプラスチック資源という新区分に市町村に要請する方針を発表されました。

これは令和2年7月19日付。2022年以降の開始を目指すようです。粕屋町は現在可燃ごみ袋にプラごみを混在して、可燃ごみとして処理をしておりますが、仮に分別が必要になれば、既存の回収業者2社体制で対応が可能でしょうか。

お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

政府から出されました、プラスチック資源循環施策の基本方針が示されたことは、町としても把握しております。

ただ、現時点では、プラスチック資源の新区分としての具体的な制度が固まっているわけがありません。そういったことから今の現時点では、2業者での対応と考えております。今後具体的な制度、こちらのほうが固まって来て、こういった方法、収集体制等が見直しが必要ということであれば、再資源化の方策の検討をしていきたいと思っております。

こういったものっていうのは、こういった方法で集めるか、そういったもっと収集運搬だけじゃないところでも検討の必要性が出てくる可能性はありますので、そういったところも含めたところでの検討が将来においては必要かと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、契約の見直しについて質問いたします。

まず、町長は一般廃棄物の回収に関して、随契だけでは今後はだめではないか、そのほかの方法を研究していきたいと答弁されています。

研究を行ったのか否か、研究を行った場合は研究結果の骨子をお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

骨子という回答にならないかもしれませんが、現在の状況というようなことでお答えさせていただきたいと思います。

現在の随意契約を見直すに当たりましては、まず、町民の日常生活によって発生した一般廃棄物を、粕屋町一般廃棄物処理計画、こちらに基づき、適正に収集運搬し、町域の保全を図ることを目的として、一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書、こちらのほうの作成を行わせていただきました。

これは町域の収集区域や、委託業務内容、事務引き継ぎ及び収集区域の収集量見込みなどを明確にすること、収集運搬業務内容が誰でも分かるようにしました。

また、他自治体の収集運搬業務委託における競争入札に関する要綱等が、粕屋町の実態に整合するかなど、随意契約以外の業務委託方法を検討しておく、現在しておるところでございます。

現在の2業者は、廃掃法の施行当時から約50年間委託をしておりますので、すぐに切りかえるということは、なかなか結論が出ないところではございますが、検討は今行っておるという状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

その検討の具体的なスケジュールがあればお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

状況っていうか、内容がまだ固まってきておりませんので、すぐには結論が出ないということで、いつまでということは申し上げられません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、既存業者の選定の妥当性について質問いたします。

まず、既存業者を選定したのは、過去の実績や道路網を熟知していることが理由である旨の答弁がありました。まず、衛生、美観、臭気、こういった問題への配慮とは何か。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

衛生、美観、臭気など問題への配慮につきましては、収集日の収集範囲を十分に把握し、取り残し、こちらの防止。それから袋が破れた場合、ごみの飛散、そういったものに対する片づけ、こういうことに取り組むために業者のほうは清掃道具等を、常に収集運搬車両のほうで準備しております。

集積所の清潔さへの配慮、及びパッカー車などへの積み込み時、こういった点につきましても、騒音等ができるだけ出ないように配慮をします。こういったことが先ほど言われました、衛生、美観、臭気など問題への配慮ということに当たるかと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい。続きまして、円滑な収集運搬とは何か具体的にお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

可燃ごみの収集開始時間は、収集日の午後9時から開始し、翌日の午前2時まで、クリーンパークわかすぎに搬入することが決められております。

限られた時間の中で、収集運搬することが求められておりますので、収集ルート
の把握、収集運搬に必要な車両の整備、こういったことが重要になってくるかと思
っております。このような対応ができるということが、円滑な収集運搬への対応を
しておるといふふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい。続きまして、それに耐えうるような設備とは何か、具体的にお答えくださ
い。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

設備といたしましては、まず車両かと思っております。パッカー車、それから平
積みのトラック、こういったものが設備に該当すると思います。もちろんこの車両
に関しては、通常の整備点検等も必要でありましょうし、作業に付随します。

先ほど言いましたような、掃除の道具であつたりとか、広く言いますと、職員の

健康管理。そういったことも、含まれてくるのかなと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、経験的な道路網とは何か、具体的にお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

先ほどの円滑な収集運搬というようなご質問の中と、ご質問の答えと同じような内容になってくるかと思いますが、収集運搬業務、こちらは限られた時間の中で完了する必要が求められます。

そういった中でも、安全で迅速な収集ルート、こちらを把握することによりまして、1番でもありました取り残しを防止したりとか、そういう作業をしながらも、ごみが散らかった場合には片づけたりとか、そういったことができるための経験的な道路網の把握というのが、必要かと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、仕様書の存在しないにもかかわらず、既存業者が町の考える重要な要素を満たしていると判断した、その判断基準はどのようなもんか具体的にお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

これまで仕様書という形をとっておりませんでした。それをより明確化するために今回、平成2年度の契約から、仕様書のほうを作成させていただいております。

2業者の判断基準といたしましては、一般廃棄物収集運搬業の許可業者、これがまず第一だと思っております。あとは、前に答弁いたしましたように収集運搬業務に際しまして、衛生、美観、臭気等の問題への配慮。迅速かつ円滑な収集運搬のための設備の保有。もちろん点検等も加わりますが、道路網の熟知、それから収集日や集積所の清潔さへの配慮。業務の継続的、安定的、本来町が行う内容の業務とありますので、この安定的で継続的というのは重要かとは思っておりますが、これらの遂行などを仕様書に記載いたしまして、それに基づいて判断しておるということでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。30分経過してますので、議場内換気のため、暫時休憩といたします。
再開を13時25分といたします。

（休憩 午後1時17分）

（再開 午後1時25分）

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

福永議員。

◎9番（福永善之君）

大きな2番目、ハラスメントについて。

町役場内では、マスコミ報道で公になったように、職員である女性がハラスメント被害に巻き込まれ、現在その後遺症により休職に追い込まれています。

まず、大きな2番からいきます。コンプライアンス委員会について質問します。

コンプライアンス委員会の結論は、委員会の調査・審議結果に応じ関係法令及び関係例規に基づいて、必要かつ適切な措置を講じます、とあります。

必要かつ適切な措置を講じます、とは、どのようなものですか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

コンプライアンス委員会の調査・審議結果により、改善のための対策や懲戒の必要性を認めた場合には、その事案に応じて口頭注意や人事異動、懲戒処分に向けた手続きなどを行うことを想定しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい。続きまして、コンプライアンス委員の中に、ハラスメントの加害者が含まれる場合、ハラスメント委員会の出した結論は有効だと判断されていますか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

ハラスメントの加害者として指摘されている者や、被害を訴えている本人、その近い利害関係者、例えば家族などでございますね。が、委員に含まれている場合は、その案件につき、調査・審議を行うメンバーからは除外しますので、委員会の

調査・審議の有効性については影響しないものと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、コンプライアンス委員会は、関係者から聞き取りをしておりますが、聞き取りをした担当者は、1人で対応されましたか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

聞き取りについては、委員の中から複数名で対応しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい。聞き取りをした担当者がハラスメントの加害者だった場合、聞き取り内容の信憑性を町としてどのように考えますか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

聞き取りは、すなわち委員会の調査でございますので、審議と同様に、本人や近しい利害関係者につきましては、実施するメンバーからは除外しています。

従いまして、聞き取り調査の信ぴょう性への影響は発生しないものと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい。続きまして、コンプライアンス委員会から関係者への聞き取り内容は、録音、または紙面にて残されていますか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

議事録のほうを作成しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、今年6月には、パワハラ防止対策を義務づける法律が施行されました。内容は、職場におけるパワハラ防止のため、事業主に相談体制の整備などの対策を義務づけ、相談したことによる不利益な取り扱いを禁じています。

聞き取りをした担当者は、公平・公正な対応されましたか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

コンプライアンス委員会は、要綱の第9条において関係者のプライバシーの保護、秘密の保持の徹底、関係者への不利益な取り扱いの禁止を掲げております。

また、公平・公正につきましても、調査・審議を行うにあたっての基本的な事項と考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、女性の体調が悪くなったのは、長い間、継続したハラスメントが原因の1つだと考えられますが、同委員会は、当時のハラスメントの被害を察知した上司やそのほかの職員に対し、ハラスメントの実態調査をなされましたか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

コンプライアンス委員会における聞き取り調査は、その事案の実態を調査・審議するために、必要な範囲で関係者の聞き取りを行っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい。続きまして、ご家族との面談について質問します。

6月10日に被害女性のお父様が役場に訪問され、副町長・総務部長・総務課長が対応されています。

まず、お父様の面会の目的がどのような内容だったのかお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

お父様の目的については、こちらでは分かりかねます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい、なぜ面会を承諾されたのか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

面談したいとのご要望がありましたので、面談をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい。3名の職員は、町として対応されたのか、それともコンプライアンス委員会委員として対応されたのか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

町として対応しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、面談の途中、総務課長の退席を副町長が促したようですが、なぜ退席の判断をされたのかお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

面談の内容に関わりますので、お答えはちょっとできません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

お父様は、今までハラスメントに至る経緯を、文書で副町長・総務部長に提出されております。

その中で、お2人はすべて聞いているわけではない、違っている場合もある、20年前のことなので証拠がないと対応できない、と発言されています。ご家族の主張とコンプライアンス委員会の結論に隔たりがあるように感じます。

コンプライアンス委員会は、きちんと調査し結論を導いたと考えられていますか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

コンプライアンス委員会は、発生した、又は発生が疑われるハラスメントに関する事案に関し、適正に調査・審議し、それにより健全な職場環境を確保することを目的に設置しております。事案によって食い違う主張がある場合など、関係者の誰かにとっては、その主張に合わない、沿わない結論となることは、必然的に起こり得るものと考えますが、特定の一方向に偏ることのないよう、公平・公正な目で調査・審議を行っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

すみません、きちんと調査して結論を導いたと考えておられるか、もう一度お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

きちんと調査・審議を行っていると思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、分限処分について質問いたします。

6月10日にお父様は、副町長・総務部長と面談を持たれています。副町長は、復職できるように考えているが、3年間の縛りがあります、と答えられています。

被害者が復職できるような体制。例えば、加害者と被害者が接見できないような人事配置など、具体的な方策を考えられていますか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

はい、一般論としてということですがございますけれども、休職している職員の復職に当たっては、まずはご本人の心身の健康が回復し、職務に従事できるようになることが前提でございます。

その上で、配置や勤務条件等の配慮が必要であれば、可能な範囲で検討をさせていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、同じように総務部長は、前向きに考慮、善処すると答えられています。一方で、当日には、分限処分督促の書類が自宅に送付されていたようです。その督促状には、6月15日までに返送する旨の記述があったようです。

長年に渡り受け続けたハラスメントにより、誰にも相談できず我慢してきた彼女に対し、分限処分をルールどおりに実施することが、前向きに考慮、善処することだとお考えですか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

分限や、懲戒の処分を行うにあたっては、粕屋町職員懲戒処分審査委員会に、まずは意見を聞いた上で判断することと、懲戒分限審査委員会に意見を聞いた上で判断することとなります。

また、3年間の休職による分限については、委員会に諮る前の段階において、復職の可能性の判断のため、医師による休職職員本人の健康状態等の確認を行う必要があるため、それに必要な文書等のやりとりを行わなければなりません。

復職可能性の確認や委員会の開催もなく、分限を決定することはございませんが、ルールに沿った適正な理由がなければ、分限処分をしないという判断はできないものと考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい。続きまして、町は本人に対し、復職の意向確認書の提出を求めています。

本人の主治医は、町が次の3つの要件を考慮すれば職場復帰は可能、と判断されています。1つ、職場環境の改善をすること。1つ、復職できる環境を整備すること。1つ、適切な対応と明確な説明をすること。本人も上記の3つの問題が解決すれば、復帰は可能だと考えています。

町は、今医師が述べた3点について、どのような対応をなされましたかお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

個別の対応内容は、申し訳ございませんがお答えできませんが、ハラスメントに関しては、御承知のとおり、健全な職場環境を確保することを目的に、ハラスメント防止に関する要綱を整備しております。その中で、相談員や委員会制度を唱えております。

また、分限に関しましても、前の質問でお答えしたとおり、ルールに沿ってしか判断できないというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

ルールに沿って、と言われましたが、本人に相談員のデータ。お名前、住所、氏名は伝えられましたか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

粕屋町のハラスメント防止に関する要綱で定められております相談員とか、コンプライアンス委員会がどのような形で行われるかっていうのは、全職員に周知をしております。

当然、本人にもお知らせはしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

本人にはどのような形でお知らせをしましたか。

いつ、どのような手段でお知らせをしましたか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

ご本人にいつ、どのような手段でっていうのは、個別の事案という形になりますので、控えさせていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

そこは大事なところじゃないですか。ルールどおり、要綱どおりというなら。本人

が苦情を訴えたい時に、相談員っていうのを設けているんでしょう、要綱の中に。大事なところじゃないですか、個別の事案って答えできないというのは。

相談員に相談して、相談員からコンプライアンス委員会に流れるという仕組みでしょう。それが、本人がいつ相談員のデータをとったかっていうのは分からない状態で、どうやってそれ先ほドルールと言いましたけど、公言できるんですか、お答えください。私、お答えいたしましょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

執行部お答えできます。

（許可のない発言あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

山田主幹、時計一回止めて。止まってる、はい。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

いつ、どのような形っていうのは、ちょっとここに資料がございませんので、後で福永議員のほうにお答えいたしたいと。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

あの、これって立場が自分の時考えてくださいよ。お金を得る手段というのは、そう簡単ではないんですよ。どこかの企業に就職するというのは。今、本人の一生がかかっているといっても過言ではないんですよ、過言では。

平成31年の4月に今ある要綱が改正されましたよね。その時に私の3月の一般質問では、町長のほうから改正された当時、全職員にメール配信しましたと。相談員の件を、令和1年10月に相談員とコンプライアンス委員会の委員のメンバーの入れ替えがっております。その時も、メール配信されたというふうに聞いております。

では、いつですね、その情報を彼女が受け取ったのか。総務課がいつそれを流したのかっていうのをお答えください。

（許可のない発言あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

時計止めて。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

はい、総務課からいかのようにして伝わったかということですね、すみません私のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

先ほど議員も申されましたように、コンプライアンス委員会がこの要綱が制定され立ち上がった当時、全職員について対して、メール等で周知はしておるところでございまして、同じくその当時、ご本人とお電話なり、メールなりでやりとりをしておりました時期があります。その内容につきまして、いつどのよう、何を話したっていうのは記録にもございませんし、ちょっと個別の内容に関わりますので、お答えはしているのは、ちょっとまずいのかなと思ってるんですけども、そういった中で、段階的に伝わっているということだけ申し上げておきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

そんなことでいいんですかねえ。彼女が受け取ったのは、何回となく、渡るですね、文書でも、総務課のほうに教えてください、教えてくださいと文書を送付したにも限らず、総務課のほうから返答がなかったと。令和2年7月にやっと、ほかの文書と同封された状態で送られてきたと。彼女はじゃあ被害があったことを誰に相談したんですか。相談員に相談するっていうことになってるんでしょう要綱では。逸脱してるじゃないですか。

違う人に相談してそれがコンプライアンス委員会に上がったということですか。

そういうことでよろしいんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

はい、委員会を開きました経緯につきましては、当時上司でありました、私のほうが文書を受け取り、私が相談員となって、相談員の1人のほうに相談をし、その情報が委員会のほうに上がって、委員会開催となったという形でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

第三者が代理人となって、相談員に相談するっていうことは明文化されてましたっけ、要綱の中に。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

はい。要綱の第5条2項になりますけども、職員はハラスメントが行われることを知った時は、次条に規定する相談員に相談するなど、主体的に問題の解決を図るように努めなければならないと規定されております。

これに基づいて相談をさしていただいております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、役場職員の潜在的な被害者について質問します。

今年1月の西日本新聞に掲載されたハラスメント記事に関して、今まで2通の匿名の手紙が私あてに郵送されています。また、被害女性のところにも同じようなことで、被害を受けている職員から連絡もあったようです。

町はハラスメントに関する要綱を制定し、その中で相談員制度を設けています。なぜ、被害を受けた役場職員は相談員に連絡せず、私あてに匿名の手紙送付したのか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

議員が言われるには、匿名であるということでございますし、手紙の内容も拝見しておりませんので、具体的な相談内容も承知しておりません。

手紙を出された方の意図を問われましても、現状ではお答えのしようがございません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい。相談員制度が機能しているとお考えですか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

適正に機能していると思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

町はハラスメントの要綱を策定しており、この要綱内の相談者、及びコンプライアンス委員会の人選に対し、被害者の視点に立って、相談しやすいものと考えられ

ていますか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

相談員の1人である総務課の庶務人事主幹は、本来、一般的に職場内の相談先でありますけど、人事部門であることや、年齢が上の主幹には相談しにくいという職員もいると思いますので、職員のほうの労働組合のほうから推薦によって、若手職員から男女1名ずつを相談員としております。

また、そもそも職員相手では相談しにくいという場合もありますので、外部相談員として、町内に事務所をかまえる弁護士の先生にも相談員となってもらっております。

相談体制は問題ないと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

はい。続きまして、民間の組織では、職場のヘルプラインとして、セクハラ・パワハラ・コンプライアンスに関する相談を社外の窓口で対応してるところもあります。

第三者による相談員制、及び同じようにコンプライアンス委員会制に変更することに関して、町の考えをお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

今議員が言われましたEAP、それがハラスメントに特化しておりまして、コンプライアンス委員会に直結した位置づけではございませんが、外部相談窓口として、人間関係の悩みなど、ハラスメントを含む職場内の困りごとを相談できる窓口でございます。

また、相談者本人希望すれば、EAPからコンプライアンス相談員を通して、委員会へと繋ぐことも可能でございます。コンプライアンス相談委員や、同委員会につきましても外部の弁護士を配置することで、第三者性を確保しておりますので、今のところ制度の変更とかは考えておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

今、EAP という単語が出てきましたので、先ほど飛ばしたところに戻らせていただきます。

まず、彼女からの SOS について質問いたします。

町は、職員とその家族の相談機関として、(株) ジャパン EAP システムズと契約しています。EAP とは、メンタルヘルス対策を含めた、企業と社員へのトータルサポートシステムのようです。社員と組織の両者のパフォーマンスの改善・向上を、最終的なゴールとした対応を行うのが、EAP の特徴のようです。

彼女は、EAP の担当者を通じて、総務課へ職場環境改善要望書を提出したようです。町が同社と契約した目的をお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

EAP との契約の目的でございますけれども、職員及びその家族の健康、心の健康を維持することは、職員が高い士気を持って、能力を十分発揮でき、住民に対して公務を効率的に提供できる職務生産性の向上に繋がりますので、職員同士による事業場内でのサポートに加えまして、専門的な知識や技能を有する外部の専門機関によるケアサポートを実施するために、EAP との契約を行っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

EAP の担当者が、総務課に改善を求めたようです。

彼女に対して、総務課はどのような対応をされましたか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

個別の対応内容につきましては、お答えできませんけれども、ハラスメント等の相談が総務課のほうに寄せられた場合には、その案件ごとの個別の事情を勘案しまして、プライバシー等にも配慮しながら、解決が図れるように努めております。

また、コンプライアンス委員の相談員の方に相談がされた場合、相談を受けた総務課職員がコンプライアンス委員会による調査、並びに審議が必要と判断した場合には、総務課職員が第三者の相談員となって、先ほど申しました、ハラスメントの防止に関する規程に沿って対応するようしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎ 9 番（福永善之君）

同社から総務課に対して、問題の解決に向けた対応はありましたか。お答えください。

◎ 議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎ 総務部長（山野勝寛君）

個別の対応内容はお答えできませんけれども、EAP への相談等がありました場合には、委託しております業務内容に従いまして、対応を図っております。

◎ 議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎ 9 番（福永善之君）

はい。では、1 番最後の質問に飛びます。

コンプライアンス委員会が出した結論と、本人や家族が主張していることに差異が見られます。事実関係を客観的にするためにも、第三者による調査機関を設置し、事実関係を明確にすべきと考えますが、町の考えをお答えください。

◎ 議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎ 総務部長（山野勝寛君）

ハラスメントの関係に限らず、町が委員会等を設置しまして、適正に審議して、その総意で結論を出したものであるというふうに考えております。

誰かが納得がいかない方がおられたからといいましても、先に出した結論を白紙撤回し、再審議するような方法は望ましくないというふうに考えております。

◎ 議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎ 9 番（福永善之君）

はい。これで私の一般質問を終わります。

（9 番 福永善之君 降壇）

◎ 議長（鞭馬直澄君）

それでは、ただ今から暫時休憩といたします。

再開を14時5分といたします。

（休憩 午後 1 時54分）

（再開 午後 2 時05分）

◎ 議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議席番号7番、川口晃議員。

(7番 川口 晃君 登壇)

◎7番（川口 晃君）

皆さんこんにちは。

議席番号7番、日本共産党の川口晃です。

コロナ感染症で亡くなられた方、それから療養中の方に対して、弔意とお見舞いを最初に申し上げて質問に入ります。

さて、コロナウイルス感染症は、第2波の感染と言われるほど広がり、世界でも日本でも恐ろしいほどの感染者数となりました。経済の打撃も大きく、昨日付の報道によりますと、GDPの4月から6月までの第1四半期の落ち込みも大きく、
-7.92%。年率で申しますと、-28.1%。リーマンショックを上回る落ち込みだそうです。安倍首相の辞任は健康上の問題もありますが、こうした背景があるんじゃないかと私は思います。最初に、コロナ禍のもとでの対策をどう進めるかということを進めます。

最初に、粕屋保健所関係の問題についてです。

福岡県が発表しているコロナの感染者の患者数は、町長も昨日おっしゃられたんですが、9月7日現在で4,829人で、そのうち糟屋郡7か町では250名、古賀市を含めると古賀市が17名でしたかね、粕屋保健所管内は、福岡市、北九州市に次いで感染者数は3番目に多い。昨日の同僚議員の質問で、いくつかの回答がありまして、非常にこれは参考になります。私はいくつか問題絞って質問したいと思います。

まず、粕屋保健所内でPCR検査を受けた受診者数、陽性者数とその比率、そのうちの重傷者数、それから軽症者数と、無症状者数は、そういう関係の数字が分かれば答えていただきたいと思いますが、町長お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

いずれもそういった数につきましては、粕屋の保健所、福祉事務所。保健所のほうからの発表、そしてまた、県の発表をデータとしております。

従いまして、粕屋町だけの数字はなかなか把握し切れない状況でございます。

詳細につきましては、担当のほうからご説明申し上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

詳細な情報をということですけども、ただ今町長が申したように、基本的には

県が発表している情報ということになります。

粕屋管内に居住地があります感染者のうち、これ古賀市を除いた糟屋郡内の感染者数、これは9月8日昨日現在、こちらのほうで調べた人数では249名。9月8日時点で249名ですけれども、県外で検査を受けられた方は、これには含まれておりません。

PCR検査の受診者数につきましては、現在様々な機関で検査が行われておりますので、保健所への報告は陽性者のみとなっていることから、受診者数の把握はちょっと難しい状況でございます。また、粕屋管内でのクラスターが発生した所につきましては、県の発表どおり通所介護施設1件、酒類の提供を行う飲食店が2件、医療機関は町内の、御存じのとおり町内の病院を含めた2件で、計クラスターにつきましては5件となります。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

私が一番知りたいのは、粕屋保健所管内での受診者数なんですが、その辺は大体の数は分かりませんか。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

粕屋管内の検査の受診者数ですけれども、そこだけの検査数が分かりませんが、昨日でしたか。部長のほうから申しあげましたように、PCRセンターだけの数でしたら分かります。すみません。

PCRセンターだけで、5月の12日の開設から8月末までに検査を受けられた数は486人でございます。そのほか、帰国者接触者外来で受けられた数が把握できておりません。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

今PCRセンターというのは、これはドライブスルーのことですか。違う、また他のほうのことですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

はい、粕屋医師会が行っております、ドライブスルー式のものでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

この2つの形がありますね。粕屋保健所管内とドライブスルーという医師会がや
ってる。

それで、ちょっとこの2つがどのように関係してるのか分かりませんが、ただも
う一度ドライブスルーで医師会をしている受診者数、さっき言われた486名かな。
それと感染者数、そういうのはわかりますか、感染者数。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

粕屋医師会が行ってありますPCRセンターにおいて、感染者数は公表しておりま
せんので分かりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

その辺がはっきりしないと、どれほど危機感があるのかっていうのがあまり私た
ちに認識的にされません。それでですね、どういうふうに質問していくかな。もう
1つ質問します。

感染者を隔離するベッド数。これは重症者とか軽症者とか、無症状者も含めるん
ですが。これは、粕屋保健所管内でどれだけ用意されているのでしょうか。

これ県がしてるんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

粕屋管内だけでは分からないんですが、県でよろしいでしょうか。

9月の4日現在、普通の病床と重症病床合わせましたら、490床ございます。稼
働率につきましては、病床の普通の病床の稼働率が45.7%、430床のうちの224床で
す。それから重症病床の稼働率につきましては、25%で60床のうちの15床というふ
うになっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

分かりました。次に移ります。

感染者数を明らかにすることは、各町の町民の公衆衛生の意識を高める上で、非常に大事で必要なことではないかと思えます。公衆衛生については憲法でも規定されています。町民の意識はその段階を要望しているんじゃないかと、私は思います。

各町別の感染者数を明らかにしていただきたいと思いますが、この辺はなかなか難しいのでしょうか、町長、お願いします。

大体の数でもいいですが、粕屋町の。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

昨日もお答えをしておりますが、県のほうからは公表は、控えるようにというふうになっています。

詳細につきましても、新聞報道と同じような内容しか、私どものほうには来ません。人権問題、あるいはいじめ問題に繋がるようなことが、例えば小さな町では起こりうる可能性が、非常に高いということが危惧されると思えます。粕屋町4万8千人の人口ですので市並みの人口はありますから、そういうことはないだろうというふうなことあると思えますが、それがやがて突き詰めていけば、もう全国、その糟屋地区区内で言えば、小さい町あたりは個別事象として特定される可能性が高いということも危惧される。

そういったことの観点から、県のほうは公表はしないようにというふうなことでの指導がございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

はい、次に移ります。PCR検査、それからコロナウイルスの抗体検査等についてです。

PCR検査についての動きですが、日本医師会の有識者会議や、超党派の医師国会議員の会も政府に対して、感染震源地のPCR検査の拡充を提言しました。厚労省は8月7日、事務連絡で県から面への検査対象を広げる方向を打ち出しました。18日には、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aで、感染リスクの高い医療施設とか高齢者施設等での定期的な検査に繋がる方向を示しています。

こういうQ&Aなんかは、粕屋町でこれ、文書として通達が来ておりますでしょうか、町長答弁をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

ほとんどQ&Aが、少し随分ちょっと日にちが遅れてまいりますので、まだ来ておりませんが、厚生省のホームページ等でこちらで確認はしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

そのことを確認して次に移ります。

一方、地方自治体のほうでも動きが始まりました。昨日、同僚の田川議員が紹介しました、東京都の世田谷区。これ新宿区に次いで2番目の感染者が多いところ。ここではアメリカのニューヨークのいつでも・どこでも・何度でも検査を行うという方式を進めようとしています。世田谷モデルと呼ばれる方法は、クラスター対策という今の点と線からの対策から、それを無症状の感染者が多数存在する感染震源地を明確にして、地域住民や働く人の全体を対象に網羅的に面での検査を行う。そして感染者を隔離し治療する。そういう方式だそうですが、世田谷はそこに進展していってます。現在の検査が360件で当面は600件に増やすと。これ一律ですね。それで最終的には2千件、3千件に検査を目指していくという指針です。いつでも・どこでも・何度でもの方式で検査を行い、感染者の早期発見、隔離、治療、そうして、撲滅していく方法です。極めて高度な方式だと思います。

それで、必要な問題はそれを進める機器の問題。検査数の増加に飛躍的に貢献するのが私は3月議会で提案しました、全自動PCR検査機です。これNHKの8月30日の放送でもこれ紹介されました。私は3月議会で紹介したPSS社、これちょっと固有名は言えませんが、全自動PCR検査機。これは2月から3月の感染大流行の時に、イタリアやフランスなどヨーロッパで大活躍し、フランス国からは、この会社に対して感謝状が渡されています。

この機器は、私調べましたら日本では8月3日に販売が開始されました。地元の松戸市が早速購入して、今PCR検査に踏み出しました。最大8検体向けが850万円、これは2時間で結果が出る。12検体向けが1,250万円、2時間40分で結果は出る。

1日では前者が32検体、8時間とします。後者が36検体位です。この会社では今、24検体同時にできるの開発中です。金額が大体2千万円位になるそうです。これは10人1組のプール方式、1検体に10人分もまとめて入れると。そうすると、これの10倍の検査が同時にできるんです。検査機は、調べましたら、日本ではノーベル賞で有名なあの会社、あそこも作ってる。何か北九州に何か●●とかなんかいう会社

があるらしいですけど、そこにそのデータ、どこが作ってるかというのは、一発で分かるらしいです。安いのは500万円位で購入できるそうです。

粕屋保健所事務所管内は人口が17、8万人、20万人位かな。それ位だそうですが、将来新たなウイルス感染症が発生することが、多くの関係者から報告されています。これは京大の総長であります日本学術会議の会長であります、ゴリラの研究やった山極さんですかね。あちらが、積極的にこのことを言ってるんですが、どこでこのウイルスが、未知のウイルスが、感染症を呼び起こすかっていうのは、もうきんきんな課題だそうですが、将来的な投資にも繋がるんじゃないでしょうか。

早急に購入したらどうでしょうかというのが私の提案です。

町長、回答をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

専門的なご紹介ありがとうございます。

町のほうとしても、様々な機械、機器の導入状況も調べはしております。

これは県が8月11日に発表しました、TMA 検査方法の導入というのがございます。一部太宰府にあります、環境保健研究所に導入されて、1日の検査料が450件に増大したと。で、PCRよりも判定に1時間半程度多くかかりますけれども、対応する人員が減らせるというようなこともございます。また、私のほうから昨日も申し上げましたが、県が9月補正に計上しております、抗原定量検査。これが、検査能力は1日500件ということで、全体的には現状2,400件から4千件への増大が図られるということで、時間的にも30分程度で分かるというようなこともございます。そういったことを、だんだん広がりはしております。

これはいずれにせよ保健所の管轄の医療事務でございますので、これは県のほうにも、もっと増やしていただくように働きかけを強く行っていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員

◎7番（川口 晃君）

全自動検査機が普及しますと、看護師さんも医者も、それから、患者も助かります。だからこれは、日本が世界に誇る機器ですけどね、積極的に活用してコロナウイルスの撲滅に貢献していただきたいというふうに思います。それでは次に移ります。

感染対策上、小・中学校での少人数学級、教育をどう進めるかの問題です。

少人数学級編制の教育に関して質問します。いくつもあるんですけど、17日に閣

議決定された経済財政運営と改革の基本方針、これは骨太方針と言われる。そこでは少人数による、きめ細かな指導体制の計画的な整備について、関係者間で丁寧に検討するという一文が盛り込まれました。続きまして、文部科学省の今後の初等・中等教育のあり方について議論している中央教育審議会の特別部会ですが、その中間まとめ、これ骨子案が公表されました。中身は、身体的距離の確保に向けて、教室等の実態に応じて少人数編成を可能とするなど、新時代の教室環境に応じた指導体制や必要な施設・設備の整備を図ると明記しております。そして、今年度中に文科省に答申する予定だということです。特別支援学校については、設置基準の策定が求められるという一文も入れられました。7月20日、これは、萩生田文科相が主催する教育再生実行委員会というのがあるんですが、そこでは、萩生田文科相が少人数学級を私は目指すべきだと個人的に思っていると、こういう発言、これ議事録に記載されているそうです。

この実行委員会では、新たな感染症が起きた時に普通教室の平均面積64㎡。これはとてもではないけれども、40人学級は無理だと発言し、学級編制の見直しの必要性に踏み込んだそうです。皆さん御存じのように7月3日には全国知事会、全国市長会、全国町村会、地方3団体も、少人数学級について今後の教育活動には、少人数学級が必要だということは要望されております。これは箱田町長も御存じだと思います。実際の行動も始まりました。福岡市の高島市長の会見でも報じられたんですが、福岡市は来年度、全校の全学年で35人以下学級にするために新たに計308教室が必要として、特別教室の改修やプレハブ校舎の設置などを進めるそうです。予算金額としては、4億5,930万円が9月議会に補正予算として上程されていきます。

西村教育長、少人数学級については、政府機関それから民間の教育者たちも、重大な関心を持たれ、政府の答申にも盛り込まれようとしています。お隣の福岡市ではもう始まりました。

どのような感想をお持ちでしょうか、感想をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

実際問題、私たちは教員の服務監督権はございますし、また学校の設置は粕屋町になっておりますが、実際なかなかそういった福岡市のような思い切った施策は取りにくくございます。ただうらやましいなと思ってるのは正直なところですよ。

今おっしゃったように、たしか7月の末ですかね。全国知事会が文科省のほうに少人数の実施をと。萩生田文科大臣は今年は無理だけど、来年に向けてということ、これを検討していくということをはっきりおっしゃっていただきましたので、

おそらく教育界は変わってくるだろうというふうに思っております。

私もそれを見守りながら、また学級の支援員を、またその分人数が要りますので、教員の、そのところもまた頑張っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

実際は、町長のほうに権限があると思いますので、町長一言お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

課題が山積しております。確かに35人学級、これはもう本当に理想と思います。

これはそういったところを目指した、教育施設の充実は私も常に念頭に置きながら、今後の検討課題とさせていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

それでは次に移ります。

西小学校校区に新設の中学校の建設。これは私は大胆に要望することです。

西村教育長、早川学校教育課長は、小・中学校の変遷の歴史などに興味がありますか。こっからスタートします。

これは、私が持ってるこれは、20年ほど前に柚須区の古老から託された資料の中にあつたのを、私が繋ぎ合わせたものです。そして編集したのですが、雑多な資料や中世時代からの資料が混ざっていましたが、すごいものを発見しました。それは、柚須小学校の校札です、学校の校門にぶら下がってる校札。ちゃんと写真がある。これは全国でも珍しいものです。明治5年に学制が発布され、全国では明治6年ごろから小学校が建ち始め、柚須小学校が明治7年に誕生します。記事では柚須小学校のように、新築された学校が郡内でも数少なく、明治8年文部省年報、その中には新築校舎と報告されています。函崎小学校、箱崎小学校の箱が函館の函になっております。ショウザン小学校、これはどこか分かりませんが障子岳のほうかなとも考えられる。それから柚須小学校。それから、いすゞ小学校。いすゞは確か、久山の五十鈴じゃないかと思うんですが、などの11だけであつたと記述されています。柚須区はこれほど子どもたちの教育に、熱心な地区であつたと言えると思います。

それ以来、村々の合併が幾度も行われ、柚須小学校はなくなり、あっちこっちの小学校に通学していくことになるんです。明治時代の終わる頃には多分、今の仲原小学校が生まれていたということは推定できます。それ以来、須恵川の西側に小学校や中学校が建設されませんでした。元来、歴史的に見ても、柚須区や乙仲原西区の生徒が遠い、仲原小学校や仲原中学校に通学しました。片道約3kmの距離、一番遠い児童は、4km近く歩くことになります。現在でも、柚須駅の近くのマンションに住まわれている子どもたちとか、福岡市の博多区に挟まれたようにある、飛び地のようにある御手洗の子どもたち、現在は少し近くなりましたけど、それでも3km歩くかなってというのはあります。

柚須区の研修には、西小学校の校長先生と粕屋中学校の校長先生が隔年で学校の児童とか、先生の感ずるテーマで講演をしていただいています。そういう関係で気軽に校長先生と話す機会がしばしばあります。西村教育長もよく御存じだろう数名の校長先生から、西小学校校区は子どもが相当増えるでしょうから、粕屋中学校は一杯になります。もう1つ中学校建設を要望してくださいと、それ全員言われていました。重たい教科書を持ち、部活の道具を持って通学するのは大変です。粕中の校長先生たちは、夕方、夜道を帰る部活の生徒たちの安全面、教育的配慮も考えたのでしょ。

柚須区や乙仲原西区や、他の区の子どもたちの人数はちょっと把握していませんけど、まだまだ子どもたちが増えていくんじゃないかならうかと思えます。酒殿のほうでも、今からどんどんこう住居が建築されていくので、そちらのほうからも増えていきます。私が調べたら、平成29年が740名、今、令和1年で令和2年はちょっと分かりませんが、706名で若干減ったんですね。しかし、今後増えていくことは確実です。

少人数学級編成の際には、今の校舎では教室は全く足りません。小学生や中学生が大変多い西小学校校区に中学校を建設していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

西村教育長の答弁を、再度お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

建てていただきたいなとは思いますが、やはり敷地の問題等が僕はあるかと思っています。

どこに建てるかとかで場所もありましようけど、まず土地ですね。あると思いますので、確かに欲しいことは欲しゅうございます。

◎7番（川口 晃君）

それでは、次の大きな問題の二つ目、洪水時被害を最小限におさえるための具体的な措置。それについて話を進めていきます。

3月に、その前にちょっと、今年配付されました粕屋町の防災マップがあります。これは西小学校関係の防災マップですね。一目見ていただくと、びっくりすることですね。もう、ピンク。もう乙仲西、柚須、西小校区の全体がもうピンクです。危険地帯ですね。これから話します。

この洪水浸水想定区域は、9時間で674mm降水した状況での想定だというふうになっています。単純に考えますと、1時間当たり大体75mm雨が降ることになります。この状況は、表現的にはバケツをひっくり返した状況の降り方ということができると思います。今年の7月だったですか、熊本県の人吉市とか芦別町、それから八代市のように想定以上の降雨がありました。それから10号台風では、一昨日の記事だったか報道だったか、宮崎県の間地では、500mm降ったと。で、ある特定の地域は、1日で900mm降ったそうです。

この9時間で674mmの降水とか、気象状況ですと、どのような状況でしょうかね。これマップ作られた方、ちょっと説明してください。

分かりますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

すみません、ちょっと詳しい資料を持ち合わせておりませんが、先ほど議員がおっしゃいましたように、バケツをひっくり返したような、息苦しくなるような降雨量であったとっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

気象状況といいますと、今回の10号台風が、こう、来たような状況だと想定すると思いますけど。想定外のことを予想してあるというふうに思うんですけど。その想定外のこと現実今起きているということが、認識しとかなくちゃいけないんじゃないかというふうに私は思います。それで、次に移ります。

西小学校エリア内における避難場所の問題です。この防災マップによりますと、須恵川から西側はすべてがピンク地域です。防災の司令塔であります、扇にあります粕屋中部消防署西出張所は、特に濃いピンクです。いざとなったら機能しません。ここです、この地域ね。それはこういうふうになってます。マップの説明によりま

すと、濃いピンクは最大浸水深さが5.0m未満、薄いピンクが3.0m未満、最大でこの水位まで水が押し寄せると想定しています。普通の住居では大体二階まで浸水します。この薄いピンクでもね。もう逃げるところは屋根以外ありません。

10年ほど前の大雨の時の私の経験によりますと、マンションでも雨樋から雨水が落ちなくなります。二階三階の廊下が水浸しになってる。家の中に浸水しないように、土のうをマンションに運び上げた。そういう状況もあります。マンションに避難しようとしても、エレベーターも使用できません。機械室が水浸しです。非常階段を利用する以外ありません。上が上がって行く人たちというのは、もう若い人位で、高齢者とか障がい者の人たちはもう上がれません。どの位の人が避難できるか。少数だと思います。

西小学校校区には、公的な施設は柚須文化センターと西保育所しかありません。西保育所は平屋、柚須文化センターは二階建てですが、標高がこれ海拔だと思いますが4.4m、乙仲原西公民館は標高4.5m、恐らく二階も浸水する。柚須区は1,796世帯、3,830人。乙仲原西区、1,565世帯、3,702人。合計しますと、世帯数を合わせると3,361世帯、人口が7,532人。この内5分の1、4分の1程度は避難できるような施設が、私は必要じゃないかと思うんです。しかも、1か所にぼんと作ったら駄目です。分散した形で作らないと、逃げ場所がありません。

そこで考えられる方法が、私は3つほど考えたんですが、1つは、令和5年から始まる、柚須文化センターの改修に併せての大規模な改修です。例えば3、4階建てに改修するような考え方。これは1つ。2番目は3、4階建ての新たな中学校を建設するという方法です。ここにひっかかってくるんですよ、問題は。3つ目ののは、扇橋、貝田の消防出張所の大規模化。しかもこれは移転しなくちゃいけません。あそこは司令塔は一発で崩れます。先ほども言いましたが、西小学校校区、特に須恵川から西側、公的な施設が全くない状態です。

便利で住みやすい地域です。まだまだ家は建ち、人口は増えるでしょう。今後の重要な課題として、検討されたらどうでしょうか。

箱田町長の考え方を聞きたいと思います。金は掛かります。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今は一般的にも、垂直避難というのが叫ばれております。

粕屋町だけではなくて、やはり平たんな土地については、水がなかなか引かないということもございまして、この垂直避難が叫ばれております。その中であっても、粕屋町。今、防災マップでお示しのとおり、作った時点でもあ然と確かにしました。

これはやはり、高いところを作る必要があるなというふうなことは、私も考えておりますが、まさにお金が必要とところでございますが、これは防災施設の建設については、これはもうの国土強靱化の関係で、非常に国も手厚く今考えておるところでございます。

この辺は、国・県とも協議しながら、この公民館そのものがどうかっていうことじゃなくて、別に高所避難所についての検討はしていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

もう一つ考えてほしい課題があります。

7月の豪雨の時の久留米市とか大牟田市は、内水面氾濫で大水害となりました。同様に、須恵川水系も宇美川水系も福岡市の東区の前田のところのポンプ場と、それから南里水路の最下流、これ綿打川と表現したらいいと思いますが、宇美川に流れるところ、要するに管松小学校のところに大きなポンプ場があります。そこで、水門を閉じて、宇美川に汲み上げていくというふうに思います。

10年前の大水害の時は、これ大潮と重なって東区の前田のほうから、前田の土手が漏水しました。そして、柚須駅の西側のほうから水が溢れてきました。宇美川水系がやられたと思います。つまり、前田の人たちは、柚須の文化センターに逃げてきました。昔から、柚須に逃げていけば安全だと、いうふうに言われているので来ましたということでした。要するに、これはさっき言いました二つのポンプ場の容量が、あれで足りるのかどうか。

九州池田講堂のところに大きな駐車場があるんですけど、そこは80cm以上水かさが上がります。だからその勢いできますので、とてもじゃないけどどうしようもありません。ポンプ場の容量があれで足りるのか。例えば、ほかに何らかの方法があるのかどうか。

福岡市側とここを十分打ち合わせて検討していただきたいと思っております。

箱田町長、お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

その辺の協議につきましては、その事務方のほうから回答します。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

今、議員さんから言われておる施設につきましては、福岡市が管理しておる施設になってくるかと思えます。それで、これは詳しく施設の内容とかはこちらのほうでは、現状の中では把握はできておりませんので、詳しいことは言われませんが。その時点で、こういった対策をするには、強度といたしまして、何年間の分の何年に一度の雨を想定するとか、そういうことがもともと掲げられておりましたが、ここ近年は、やはりその降る容量が増えたというようなことで、必要とされる強度が変わってきております。そういったことでいきますと、議員が今言われましたようなことでの、強度の大丈夫かというような疑問が出てきたのではないかというふうに私のほうも推測はできます。

ただ、他自治体の施設ですので、うちのほうからそれをどう扱うかとかいう協議は、かなり難しい内容にはなってくるかと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

福岡市側とコネクションがありまして、私が区長の時に、柚須の文化センターを松田の一時避難場所をお願いしたいと、向こう側から要求してきたんですよ。それで、柚須の人たちだけでも一杯なのに何でそこまで面倒見られないかとかということで、そういうちょっと話を断った事情があります。だから、お互い話し合えば、いろいろな方法が見つけ出せるんじゃないかというふうに思いますので、この辺はよろしく検討をお願いします。それでは、ちょっとオーバーしますが、最後の質問をいたします。

これ阿恵区側からの須恵川に流入する水路の構造です。写真を持ってきてますので、もう山本部長は、この前資料を渡してるので御存じだと思います。須恵川です。水門が2つあります。一つは、門があります。一つは、門がありません。だから、水かさが、須恵川の水かさが多くないと、これからどんどんどん流れていきます。ところが、須恵川の水が増水します。逆流するんじゃないかというふうに思います。私は、田んぼに水を仕掛ける時に、これの反対側に機械がありますので、いつもここを見て、どうしてこういう構造になってるのかっていうのが、不思議で不思議でたまりませんでした。どうして県はこういう構造にしたのか、もう疑問に疑問でたまりません。

もう一つは、これが裏側の写真です。裏側の写真。そして、ここの水門から50m位のところに、これは田んぼの水が流れてくる水。田んぼの余った水が、これが土手から大体1m30か40位の高さになります、ここのところが。ところが、須恵川の水が増水しますと、今度はここから地域の中に流れていく。これも常識でそう判断

できるんですけど。こういう構造になっています。分かるでしょ。これの上に、吉武副町長が言われたパタン水門があるんですね。そういう関係がある。

それで、この土手の水門が2つあるっていうのは、これは県の問題だから、仮設の問題やないけど。

山本部長、なんか答えられることがあったら教えてください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

このご指摘の箇所につきましては、今年の5月頃ご指摘を受けましたので、現地の確認も私も行いまして、片側の水門のほうには堰がついておりますけど、片側はもう完全なオープン状態と。で、オープン状態のほうは若干、河川に入る高さが上がっております。そしてその後、梅雨時期とかも付近の管理、そういったことについて見ております。

指摘の箇所、自在王のすぐ下の須恵川に流れ込んでいる水路の部分ということで。逆流して阿恵地内に冠水すると、阿恵地内が冠水するというような状況であれば、恐らく阿恵地内のほうの内水のほうが、もう溢れている状況になっているんじゃないかというふうに推測されます。

これについては日常的な管理の中では、阿恵地内の中に冠水の原因となります、巻き上げの堰とか板堰とかありますので、そちらの水路のほうの状態を町のほうとしては管理しながら、雨の予報に合わせて堰を倒すとか、そういった対応をしております。また、自在王の下の堰にあたりますけど砂子田堰。こちらのほうが、本年度撤去されるというような内容のことも伺っておりますので、こちらの下流側の堰が撤去されることは、ここの部分に対しては危険性が下がるというふうな要因には、繋がっていくのではないかと考えております。

この形状にどうしてなったかというのは、私も過去の何て言ったらいいですか。職員の方とか、ちょっと聞いてみたりとか、いろいろちょっと動いてはみましたがど今のところ、どういう経緯でこの形になったかっていう、確固たる確認はとれておりません。

申し訳ございません。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

この構造は、想定外の雨が降りますと、必ず逆流する装置に逆に働いていると思います。従って、県側に問い合わせて、こんなよう分からんような水門、何で作っ

たかということで、こっちも蓋してもらったらいいんですよ。そういうことを私は思うんです。そうすると、水門をつければね、こっちも水門をつけば、そういうことはないでしょう。だけん1番いい方法は、ここにこっちも水門をつけて、須恵川の水が増大したら、閉じるということが一番だと思います。

県のほうにも要望してください、そういうふうに。

以上です。最後に回答をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

何の回答です。

◎7番（川口 晃君）

今のことを、県に要望して。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

県のほうと協議をいたします。

◎7番（川口 晃君）

私の質問はこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

（7番 川口 晃君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

ここで暫時休憩といたします。

再開を15時5分といたします。

（休憩 午後2時54分）

（再開 午後3時05分）

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号13番、木村優子議員。

（13番 木村優子君 登壇）

◎13番（木村優子君）

議席番号13番、木村優子です。

本日最後の質問となりました。お疲れだと思いますが、最後までどうぞよろしくお願ひいたします。

質問に入る前に、この度の台風9号、10号で被害に遭われた方に対し、お見舞いを申し上げます。また、今なお猛威を振るっている新型コロナウイルスによって、お亡くなりになられました方々の、ご冥福をお祈りいたしますと同時に、現在、治

療を受けていらっしゃる方々の、1日も早い回復を祈っております。また、医療、介護の現場で奮闘されている方々、そして役場職員を初めとする、いろいろな現場で働いていらっしゃる方々に感謝を申し上げたいと思います。それでは、通告書に従って質問をいたします。

1問目の質問です。医療的ケアを必要とする子どもに対する支援ということで、質問をしていきたいと思います。

まず、医療的ケアを簡単に説明したいと思います。医療的ケアとは、たんの吸引や管を使った栄養注入など、日常的な暮らしを維持するのに必要な医療行為であります。親を除けば、医師や看護師のほか、一定の研修を受けたヘルパーや教員らにしか認められておりません。近年は、気管切開や胃ろうなどの手術を受けて、必要になる子どもが増えてきているようであります。さて、医療的ケア児の支援団体、Wingsの調査によりますと、新型コロナウイルスに感染した親は、日常的に専門のケアがいる子どもをどこに預けたらよいのか、保護者の86.4%の方が、預け先に不安を感じていることが分かったそうであります。厚生労働省の平成30年度の調査によると、こうした子どもは全国で約2万人いるようであります。福岡県は800人ということで、いらっしゃるようでございます。

基礎疾患があつて、感染すれば重症化の恐れが強く、感染した親が自宅で療養すると子の命に関わります。ほぼ24時間、看護する親もおり、親不在時の対策が課題となっております。私はコロナウイルスが流行る前に、町民の方から、医療的ケア児に関してもろもろのご相談を受けて、原課のほうに相談に行かせていただきました。粕屋町だけでなく、全国的にも課題であろうかと思っておりました。また、今回のコロナウイルスによって、更なる課題が出てきていると感じましたので、以下、質問をして参りたいと思います。

先ほども述べましたが、気管を切開して喉にチューブが入っていたり、人工呼吸器を使っていたりしても、自由に歩き回れる子どもが増えております。たんの吸引など、医療的ケアが必要なため、保育所や学校に通うことができないという、子どもさんがいるようであります。こういったお子さんの中には、障害者手帳を発行してもらいたいと願っても、チューブで呼吸状態が安定しているなどの理由で認められず、障がい福祉サービスを受けられないといったようなことがあるようでございます。自宅でもヘルパーの支援すら受けられず、なかなか受け入れてもらえる事業所がなかったりするというのが現状のようです。

ここで質問に入っていきます、①の質問です。

粕屋町で医療的ケアが必要な子どもさんがどれぐらいいるのか、手帳がない方もいらっしゃることを考えて、把握ができているのかをお聞きしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

はい、木村議員の医療的ケア児に対する援助ということですが、住民福祉部、三課がこれに関連しておりますので、それぞれの課長よりお答えさせたいので、よろしいでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

はい、1番目の医療的ケアが必要な子どもがどれぐらいいるかというご質問でございますが、介護福祉課ですべての医療的ケア児を把握している訳ではございませんが、現在、障がい福祉サービスの利用等により、把握している数は7名でございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

今課長もおっしゃられました、やはり手帳がない方は、把握ができていないのが現状なのかなという気がしております。

それでは②です。在宅などで医療ケア児が受けられるサービスには、どのようなものがあるのか。また、手帳がない方は、どうかということをお聞きしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

はい、在宅で受けられるサービスですが、まず考え方としていたしまして、対象児童につきましては、障害者手帳の有無だけではなく、障がいに認定される病気の有無によっても、できるサービスが異なって参ります。障がいに認定された場合に利用できるサービスといたしましては、居宅介護、医療訪問型児童発達支援、日常生活用具購入助成がございます。これに加えまして、障がいに認定されなくても、利用できるサービスといたしましては、医療保険のサービスになりますが、訪問診療、訪問介護サービスがございます。

参考までですが、在宅サービスではございませんが、障がいに認定された場合で、在宅サービス以外のサービスといたしましては、児童発達支援、放課後等デイサー

ビス、保育所等訪問支援、日中一時支援、障がい児学童のびのびルーム等がご利用ができます。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

はい、今課長にお答えいただいたんですけど、ちょっと先でも質問させていただこうかと思いますが、③に行きます。

今回のコロナウイルスに関して、先に、冒頭に私が申しましたように、相談とか、不安の声などの相談があったかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

今回の新型コロナウイルスの影響による、不安の声や相談については、直接具体的な声や相談については、あっておりません。しかしながら、医療的ケアが必要な児童の保護者からすると、重症化する恐れから人一倍心配されてあるというふうに考えております。

新型コロナウイルス対策としては、医療的ケア児には、国や県が優先的にアルコール綿等の衛生用品を配布しておりますので、そういった支援の情報を町のホームページにアップしての周知、相談があった場合の対応等を考えております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

はい、周知のほう、どうぞよろしく願いいたします。

訪問看護ということで先ほど出たんですけども、この訪問看護の時間が限られていて、身内を頼れない方もいらっしゃるのが現状です。またこのような時ですから、医療機関も受け入れを制限しているという現状がございます。

④でございます。もし、親がコロナウイルスに感染した場合、町として医療的ケア児に対する支援は、何か考えているのか。もし、粕屋町独自で厳しいのであれば、郡で協力をして、受け入れ先の確保をしてはと考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

親が新型コロナウイルスに感染した場合の対応でございますが、国から通知が
出されており、その中には、基本的に当該児童の検査結果が陰性であったり、検査対
象とならない場合は、自宅で待機していただくか、保護者に代わり親族等に、児童
の養育や健康管理をお願いすることとなっております。その際には、当該児童に発
熱があった場合は、かかりつけ医や、県の帰国者接触者外来に相談すること。また、
在宅生活する上での支援といたしましては、訪問看護や、居宅介護等必要なサービ
スが利用できること等に留意していただくこととなります。また、養育が可能な親
族がおられない場合につきましては、障がい児入所施設等における短期入所。児童
相談所による一時保護、また、医療機関の受け入れ体制といたしましては、親の入
院先での入院。障がい者病棟がある医療機関への入院、医療的ケア児の主治医であ
ります、小児の診療を行う医療機関への入院等が考えられます。

医療機関の受け入れ体制につきましては、福岡県が新型コロナウイルス感染症に
係る、調整本部等と連携を行い、医療的ケア児の受入体制について調整するとなっ
ております。従いまして、町といたしましては、そういったケースの相談対応や、
短期入所利用の際の受入先や児童相談所によります、一時預かりの調整等の支援を
行うことというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

今の答弁ですと、もうそこまで考えてできると、例えば今相談があった場合、す
ぐできるような体制だというふうに理解して大丈夫ですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

先ほど申しましたとおり、そういう体制を取るように考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

分かりました。受入先の問題は、医療的ケア児のみならず、介護を必要としてい
る高齢者の方も含まれてくると思いますので、併せて、今考えていると言うか、も
うできてるということでございますので、対策のほうはお願いしておきたいという
ふうに思っております。

それでは、日常的支援の充実を求めてということで、以下質問をして参ります。

⑤になります。乳幼児健診などで、すべての子どもさんの把握ができていますが、医療的ケア児に対する情報が子ども未来課や介護福祉課、学校教育課などどのように共有をしているのか、ということをお聞かせください。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

はい、健康づくり課で医療的ケア児を最初に把握をしますのは、出産後の医療機関からの退院連絡票によるものがほとんどになります。

産婦人科や総合病院から、母親や子どもの退院時に連絡をいただくことが多く、直接カンファレンスを持つケースも多い状況です。そのほかにも、新生児訪問や乳幼児健診、訪問看護の情報提供書などにより状況把握を行っておりますが、情報共有については、主に子ども未来課や介護福祉課との間で行うことが多く、必要時に各課の資料を用いて行っているような状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

はい、では6番です。ケアを必要とする子どもさんに対して、1つのノートみたいなもので確実に引き継ぎをしていってほしいというふうに思っているんですが、そのようなことを既に行っているのか、ということをお聞きしたいのと、先ほど健康づくり課、子ども未来課、介護福祉課ということで●●●も持っているということでしたが、学校に上がる時ですね。

ここは重要になってくるのかなというふうに考えるもので、こういったノート。1つのノートみたいなもので、確実に情報を送っていくという体制をどのように考えていらっしゃるかを、お聞かせ願いたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

ご質問にお答えさせていただきます。

引き継ぎノートっていうものは、現時点ではございませんが、ケアが必要な子どもに対する情報共有、及び他課の引き継ぎにつきましては、必要時に各課の資料にて、関係課に情報提供を行っております。また本年度、関係機関の情報共有や協議の場といたしまして、医療的ケア児支援関係機関会議を開催する予定ですので、そこで情報共有や、課題対策支援等について協議していきたいと考えております。

木村議員の言われるノートについての情報共有の方法について、この会議の場で

1つの案として、協議していければというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

ありがとうございます。

学校に上がる時が1つ、いろいろ考えるべき時なんじゃなかろうかということで、ノートっていうのが1つ大事になってくるのかなと思ひまして、提案というか、どういうふうになっているかを今聞かせていただいたところでございます。それではちょっと続けていきます。

さて、受けられるケアの1つの訪問看護についてであります。訪問看護は、看護師が自宅を訪れ、主治医の指示に従って看護を提供し、療養生活を支援します。医療的ケア児は、医療保険が適用され、重症児であれば、自治体側の様々な自己負担軽減制度もあります。実態調査によりますと、毎月、時々の利用者は83.1%、ただし医療保険では1回の利用時間が、在宅で複数の種類の医療ケアが必要な子どもでも、90分から120分に限られているようであります。

そこで県は、訪問看護料1時間当たり上限7,500円を、県と医療ケア児が居住する市町村が2分の1ずつ負担をし、訪問看護ステーションなど、事業者側に支払って看護師を自宅に派遣してもらう制度を、昨年より開始をしているようであります。1日最大8時間、年間6日間までの利用可能として利用者の自己負担は、1割と想定をしております。このうち、県の60市町村の過半数が検討に入る意向を示しているということで、伺っておりました。都道府県レベルでは、鹿児島が重傷者など限定して実施をしているようであります。医療的ケア児に門戸を広げるのは、東京に続いて2例目というふうに言われていると、お聞きしております。

ここで質問の⑦になりますが、今説明をした県の補助について、粕屋町として検討しているのかということで、申請状況をお聞かせください。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

木村議員さんがおっしゃっておられますのは、昨年度始まった、福岡県の訪問看護士派遣補助についてと思われませんが、これは県でいう、医療的ケア児在宅レスパイト事業補助金のことを、言われてあると思います。

この補助金については、今後、町としても検討すべきものと考えております。

先ほどご説明申し上げました、医療的ケア児支援関係機関会議において、この問

題について詳細を協議させていただいて、実施の有無ができるかどうかを、判断してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

今後検討ということ、まだ、じゃあ手を挙げていない状況と、いうふうな判断でよろしいですか。県のほうには、まだ申請していない、手を挙げていないということ、よろしいですか。すいません。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

現時点では、手は挙げておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

ちょっと急いでね、していただけたらいいかなと思っておりますので、是非ともよろしく願いいたします。

重症心身障がい児だけでなく、運動機能が高くても医療的ケアが必要な児童が、増えていると先ほどからも申しておりますが、国は2016年に児童福祉法を改正し、こうした子どもに適切な支援を行うため、医療や福祉、教育など関係機関の連携促進を、各自治体の努力義務としております。厚生労働省は17年度、医療ケアが必要な子どもが保育所などに通えるよう、看護師の派遣などを支援するモデル事業にも着手。文部科学省は医療的ケアの子どもの通学に際し、親が付き添いを強いられる例がなお少なくないことから、看護師の学校への配置、拡充について検討を進めているようであります。

ここからの質問は、教育現場での対応ということで質問をして参りたいと思えます。⑧です。まず、保育の現場においてです。

医療的ケア児の受け入れは、どうなっているのかということで、町立及び町内の私立保育所や幼稚園、子ども園などの受入状況についてお聞かせ願いたいのと、また問題点も併せてお願いいたします。問題点があればお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

はい、町内の保育所・幼稚園での認定こども園含めまして、医療的ケア児の受入状況と課題ということでお答えをさせていただきたいと思います。

町内の保育所・幼稚園・認定こども園で医療的ケアが必要なお子様の受け入れは、現在のところはございません。また、医療的ケアが必要なお子様を受け入れる場合の条件として、子ども子育て支援法第19条第1項第2号または第3号に掲げる、小学校就学前の就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると認められた児童の方になります。

課題といたしましては、受け入れる園に先ほど議員も言われましたとおり、特定研修を修了した、認定特定行為業務従事者である保育士や看護師、准看護師、保健師、または助産師を配置し、医療的ケアに従事させる必要があることと、医療的ケア児の保育を行う保育士の加配を確保することが、課題になると考えられております。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

保育所に通っていると、途中から医療的ケア児になることはございます。そういった例もあって、いろいろこう話を聞いたりしてるんですけども、そういった時に、私立・町立問わず、そのまま受け入れていただけるような体制づくりというのは、確実にできているのか。

実際ちょっと聞いたところでは、厳しい面があったりということで伺っておりますので、そのところを、町立・私立等も問わず確実にその園で過ごせるようにできないかなという願いも1つ、私の中ではあります。ですので、今課長が答弁していただきましたが、今はないということで問題がないかもしれませんが、今後、考えられることで途中からなるということも考慮しながら、早目に対応をしていただきたいと、いうふうに考えるんですけどいかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

議員が言われますとおり、お子様が途中で医療的ケアが必要になるということも、確かに考えられると思います。現在のところ、いらっしゃらないということなんですけども、先ほど申しました特定研修を受けた者、また、看護師等の配置についてというのが、どうしても問題にはなってまいります。それで、公立保育所・幼稚園にしましては、今のところちょっと配置等はございません。ただ、私立の保育園にしましては、常勤・非常勤はございますが、大体どこの園でも、1名、看護師等を常

勤か非常勤かで、配置はしておりますので、もしそのようなことが発生すれば、こちらの園とまた看護師さん、また担当のお医者様と協議をしながら、こちらのほうも考えていきたいとは思っております。

また、先ほど言われました補助の関係なんですけれども、厚生労働省のほうで、医療的ケア児保育支援モデル事業というのが打ち出しております。もし、そういう方が入園するとか、そういうふうなお話があれば、是非このモデル事業を使いまして、その子が確実に保育園のほうで保育が受けられるような体制を、今後はとっていききたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

それでは、小・中学校の状況をお聞きしたいと思います。

お願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

小・中学校の状況でございます。

先ほど、議員が医療的ケアとしての人工呼吸器の吸引、それと後導尿、後気管支等、それについての医療的ケアが必要な子どもは、現在2名いらっしゃいます。

それで問題点としては、先ほど議員が、確かにおっしゃられたとおり、保護者がやはり学校に付き添って、対応に当たっております。それが、やはり保護者が常時学校にいて、保護者の負担が増えているということが、一番の課題だと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

今も課長がおっしゃっていただいているんですけど、学校においては保護者が付き添って登校して、学校がある間は保護者が一緒に子どもといて、そして一緒に下校して帰るというのが現状だというふうに聞いております。

子どもも低学年のうちはまだいいとしても、成長するにつれて保護者が常に学校にいるという環境は、どうなのかなということで、教育長も領いてくださっているんですけども、実際、母親が付き添っていることが多いかと思いますが、働きたくても働くことができない状況が発生しております。

今、福岡県の特別支援学校では、看護師を配置しているために、保護者の付き添

いは要らないというふうに聞いております。医療的ケア児は、特別支援学校に通うことができないということがあるということでございますので、通常校区内の学校に通うというふうになっていると思いますが、これで間違いないでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

はい、おっしゃるとおりでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

学校に学校看護師を配置しているということで、大阪府の豊中市をご紹介したいんですが、豊中市は、障がいのある子どもも、ない子どもも共に学び、共に育つ教育というのを進めておりまして、医療的ケアの必要な子どもには主治医、保護者、教員と連携しながら、看護師も支援を行っております。

こういった支援を粕屋町でも行ってほしいと、いうふうに私は考えるんですが、ここは財政面もございますし、町長にお伺いしたいと思います。

お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

学校看護師の配置を、どう考えてるかということでございます。

2年度の当初予算に、この予算計上を考えましたけれども、看護師の勤務時間、そして夏の勤務がないなど、非常にその全体的な待遇面で、そういった問題があるということで実現できませんでした。

しかしながら、医療的ケア児に対しての支援につきましては、教育の保障、学校教育の充実、そして児童・生徒の自立を支えること、保護者の負担軽減、学校看護師の配置が、必要になってくると思いますので、今後、大きな検討課題にさせていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

これも粕屋町だけではなくって、人数的なもの、看護師の配置の状況とか、なかなか難しいところもあると思うので、郡部。

広域で検討してみるというのも、1つの手なんではないのかなというふうに考え

るんですけども、ここを含めて、町長いかがですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

広域行政の1つの選択肢だろうとは思いますが。

確かに物理的に少ないという、そしてまた待遇面でも、単町ではなかなか難しいという面がございます。

それも含めて検討させていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

これは保護者の切なる願いであります。

国の補助については、看護師を雇うのに国が半分、保護者が半分ということで費用を払うことで可能というようなことを、ちょっとお聞きしたんですけども、費用面だけでなく、かなりの負担を強いられているという点も考慮していただいて、今後検討に入っていただければというふうに思います。

それでは⑨番になりますが、学童での受け入れはできないということで聞いております。

現状の説明をお願いできればと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

学童では現在、学童指導員が保育を行っております。

医療に関する専門的な知識は、持っておりません。そのため、医療的ケアを必要とする児童の受け入れでもその対応が、現状できません。それで保育が厳しい状況でございます。

看護師の配置もこの学童においては、今のところちょっと考えておりません。

そういう状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

医療的ケア児は、障害者手帳がないということで、放課後デイサービスを受けることができないということですね。学童での預かりができない現状が、今課長もおっしゃられましたけど、粕屋町にあります。このことによって、保護者は子どもが

学校に上がると同時に、仕事を辞めざるを得ない状況が発生するということであります。

勤め先に理解があつて、環境を整えたいいんでしょうけれども、実際難しいことのほうが多いようです。女性の活躍をと、よく言われますが、このような身近な環境が整っていないことから、まだまだだなというふうに感じますし、また残念に思うと同時に、できるところからの改善をと思う次第です。

個人的に介護福祉課に、ご相談に行きました。今回は社協が行っている、のびのびルームにて受け入れができたというふうに聞いておりますが、学校看護師を我が町で導入できたならば、学童にもその分、学校看護師が学童にも行けるようなシステムであったりとか、県の分でも先ほどから申しますが、訪問看護師、レスパイトケアの分は、学校に派遣するとか、いろいろなところで利用するということが県の補助の分ができるようでありますので、短い時間ですけれども、町として、じゃどうしていくのかっていうところをまた考えながら、こういったものを含めて、今後の粕屋町としての施策を私は、今回町長にちょっとお伺いをもう一回したいと思います。

お願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員がおっしゃるように、様々な問題本当にございます。

私自身も知らなかった部分も相当ございます。その辺を本当にお困りの医療的ケア児をお持ちの保護者の方々の身になって、これは本当に誠実に検討してまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

それでは、2問目の質問に入っていきたいと思います。

図書館の充実に向けてということで質問をしてまいりたいと思います。ちょっと順番が前後するんですけども、1番は1番最後に回さしていただきまして、②のほうから質問をして参りたいと思います。

新型コロナウイルスによる自粛で、粕屋町がとった図書館の対策っていうのを、どういうものだったのかということと、また利用状況はどうだったのかをお聞きいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

はい、それでは質問にお答えをいたします。

感染症対策として図書館が行った措置について、段階的に説明を行います。3月1日から24日まで休館措置をとりました。この分は、電話予約を受け付けて、エントランスでの貸し出しを実施をいたしております。3月25日から4月の8日までは、館内滞在30分の利用制限を設けて対応をいたしております。4月9日から5月18日までは、政府の緊急事態宣言を受けて、完全に休館措置をとっております。

5月19日から6月30日までは、館内の滞在時間を30分制限で利用を開始を始め、5月19日の開館は、糟屋地区内で最初の開館ということになっております。開館中は、2時間ごとに定期消毒や換気を行いまして、カウンター周りのフェイスガードやソーシャルディスタンスラインの設置等を図り、更に7月1日から館内の滞在時間を1時間以内ということに延長して、現在に至っております。また、7月から感染症対策のために参加人数の制限を設けておりますが、図書館ボランティアの団体の皆さまのご協力をいただきながら、おはなし会などのイベント再開をいたしております。

利用状況につきましては、入館者につきましては、やはり各月とも、前年比で50%前後で推移している状況でございます。ただコロナ対策として、貸出冊数を今まで10冊、上限を10冊と定めていたものを15冊に上限幅を広げさせていただいて、貸出冊数自体は、前年と比べて85%から90%、各月の貸出冊数というふうになっております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

冊数が増えたということですみません、貸出期間に関してはいかがですか。

大体2週間だと思っておりますけど、この貸出期間。一人が借りて行って持って帰って返すまでの期間っていうのは変更なしでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

はい、貸出期間については変えておりません。はい。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎ 13番（木村優子君）

ちょっともろもろ今話してもらったんですけど、この新型コロナウイルスによって考えられる、今後の新たな図書館の在り方と課題は何かってということで、新宅課長が考えられていることを、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

はい。木村議員もいろいろお考えあるでしょうが、私のほうからちょっと3点に絞って、お答えをさせていただきます。

1つは、今1時間の館内利用時間ということで、これを付随して各種イベント講座も、1時間で今開催をしています。通常時間での、開館にいつ踏み切るかというのが、今後の課題であろうかと思いますが、まだ地区内においても30分制限をかけているところもある中で、うちは1時間の利用時間というのは、早めに設定をさせていただきました。だから県内の感染状況とか、今後の推移の見きわめながら、判断を行ってまいりたいというふうに考えております。

2番目です。来館者、図書司書がより安心して利用できるように、コロナ対策として、本の消毒機械を取り入れる図書館が多くなってまいりました。今後導入に向けて、ちょっと前向きにこれは検討すべき事項かなというふうに考えております。

3点目です。自宅で読書できるように、今電子書籍を取り入れる図書館も増えてきたというふうに報道でも大きく取り上げられております。この導入に当たっては、いろいろ様々な問題がございますけれども、そういったことも、今後慎重に判断する必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎ 13番（木村優子君）

はい、今の3つに絞って聞かせていただいたんですけど、私も今2番目におっしゃった消毒。本の消毒に関する事で、ちょっと本の消毒で、本が感染源になりそうで怖いというふうな、そういうふうな記事をちょっと見かけまして、借り手側はどんなことに気をつければいいのかということで、日本図書協会によると、本を読む前と読んだ後に手を洗う。読んでる時に顔を触らないってということが大切、ということを書いてありました。

図書館側としましては、本をフィルムコーティングすることで、うちは前から多分やってると思ってますので。アルコール消毒が、できるようになるということで

あります。また、紫外線消毒っていうことで消毒器っていうのが、恐らくこういうことになるのかなと思ったんですけども、こういうのも検討されているということで、質問しようかなと思ってたんですけど、お答えいただいたので、検討のほどよろしくお願ひいたします。

いろいろなことがあって作業がすごく加わって、大変になってくるのではないかと思います。図書館における、新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインというのが、日本図書協会のほうで作成されているのを拝見させていただきました。この中で、書架などで閲覧した資料を直接書架に戻さず、返却代に置くように求めるとか、そういった注意喚起をする、徹底するなど、利用者に協力をさせていただく内容も、多くなるのではなかろうかというふうに思いました。

また、今後の利用者の数によるのかなというふうに思いますけれども、密を避けるために、利用者の制限だったりとか、完全オンライン予約制の導入っていうようなことは、現在考えていらっしゃるでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

予約制、密を避けるためにオンラインについては、今図書司書のほうとも話はしております。

それは先ほどの電子書籍も含めた形の中で、司書のほうと話はしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

外出自粛の生活で自宅で読書をと、図書館に期待を寄せている方も多いと思います。

利用者の状況と、今後についていろいろとお聞きをした訳ですけども、今までも利用者が減っているっていう、図書館の状況があると思います。社会基盤としての図書館の役割を継続的に果たすように、努力が求められているのかなというふうに思います。先ほど飛ばしていきましましたので、①番のほうに戻りましてこれが最後の質問になります。

平成28年の3月議会において、コロナが流行る前でございましたが、質問させていただいた読書通帳についてということで、再度質問をしていきたいと思ひます。

子どもの意欲を、読書意欲をかき立てると導入する自治体が増えておりました、読書通帳について我が町でも導入してはというふうに考えて質問をさせていただきました。振り返って再度説明をいたしますと、読書通帳というのは、図書館システ

ムと連携した ATM 風の専用機に読書通帳を入れると借りた日や書名、作者名などが印字される仕組みです。図書の本も記帳できたり、金額にして幾ら分の本を読んだというような記録も残せるものもあるようです。通帳の大きさは、実際の預金通帳とほぼ同じサイズで IC タグが取り付けられており、専用機で登録をした後、使うことができるということになっております。

1 通当たりの発行費用が数百円ほどかかりますが、導入している図書館の多くでは、銀行や書店、地元企業にスポンサーとなってもらって、通帳に企業名を入れているところもあるようです。こうした取り組みをすることで、子どもたちに通帳を無料で配布しているところもあるようでありました。

28年に質問した時に併せて提案した、雑誌スポンサー制度を開始していただいておりますが、わずかにういたこの財源を、この通帳の代金に充てることのできるのではというふうに考えて、この時提案をさせていただいたところです。今コロナ渦で利用者も減って対策の必要な時かと思っております。

費用面とかありますが、地元企業とかいろんな方々と一緒になって、図書館もまた盛り上げていくことができたらというふうに考えまして、再度この質問をさせていただきますが、新宅課長におかれましては、現在図書館の館長もされていらっしゃるということで、図書館の現場を見て、現在どのように考えていらっしゃるのか、進捗状況をお伺いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

木村議員のほうには、以前読書通帳のご質問をいただきました。

それで昨年なんですけど、まず図書司書・スタッフに聞くと、やっぱり読書通帳を实际見たことのあるスタッフもおれば、ちょっとイメージがわからないというスタッフもおりましたので、昨年5月に読書通帳制度の共通理解と導入に向けた課題を確認するために、月1回の休館日を利用して、全スタッフを導入している福智町の図書館に研修に、視察研修を行っております。また、図書館の運営に関し様々なご意見をいただき、図書館協議会にも、委員の皆さま方にも同じ福智町の図書館に訪れていただきまして、導入経緯とか実際の機器の操作状況を、実験をさせていただいております。委員の方から、若い人たちが足を運びたくなる雰囲気づくりは、見習うところがあるなどのご意見をいただいたところでございます。

読書通帳の導入によりまして、議員申されますように、今までの読書傾向を更に倍加するという、読書が楽しみが増すというメリットがございますので、今導入するに当たっての費用積算を、うちのほうで行っているという状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

木村議員。

◎13番（木村優子君）

期待して待ちたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

（13番 木村優子君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

これにて予定いたしておりました、本日の「一般質問」を終結いたします。

議会運営委員会における協議結果によりまして、本日は5名をもって終了いたします。

明日10日木曜日にも、5名の「一般質問」を実施いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後3時46分）

令和2年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和2年9月10日（木）

令和2年第3回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和2年9月10日（木）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

11番	議席番号	14番	山 脇 秀 隆	議員
12番	議席番号	10番	久 我 純 治	議員
13番	議席番号	1番	末 若 憲 治	議員
14番	議席番号	15番	小 池 弘 基	議員
15番	議席番号	11番	本 田 芳 枝	議員

2. 出席議員（15名）

1番	末 若 憲 治	9番	福 永 善 之
2番	井 上 正 宏	10番	久 我 純 治
3番	案 浦 兼 敏	11番	本 田 芳 枝
4番	安 藤 和 寿	12番	八 尋 源 治
5番	中 野 敏 郎	14番	山 脇 秀 隆
6番	太 田 健 策	15番	小 池 弘 基
7番	川 口 晃	16番	鞭 馬 直 澄
8番	田 川 正 治		

3. 欠席議員（1名）

13番 木 村 優 子

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（14名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	吉 武 信 一
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	山 野 勝 寛
都市政策部長	山 本 浩	住 民 福 祉 部 長	中 小 原 浩 臣

総務課長	堺 哲 弘	協働のまちづくり課長	豊 福 健 司
学校教育課長	早 川 良 一	社会教育課長	新 宅 信 久
都市計画課長	田 代 久 嗣	道路環境整備課長	安 松 茂 久
介護福祉課長	石 川 弘 一	健康づくり課長	古 賀 みづほ

(開議 午前9時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

おはようございます。

本日、議席番号13番、木村優子議員から家庭の事情のため、欠席届が提出されております。

ただ今の出席議員数は、15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては質問者は、会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、また答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう、併せてお願いを申し上げます。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

◎14番（山脇秀隆君）

それでは、早速質問に入らせていただきます。

14番、山脇秀隆でございます。通告書に従い質問いたします。

今回は、通告書の1番から3番まで一括して質問をして、最後に、4番目の質問をしますので、よろしくお願いいたします。

まず、質問に先立ちまして、昨日も木村優子議員のほうから、お見舞いのお話がありましたけど、私のほうからもさせていただきたいと思っております。

7月に起きました九州各地で被害をもたらした令和2年7月豪雨災害により、また台風9号とかつて経験したことのない巨大な台風10号が、九州西側を縦断し、各地に被害をもたらしております。これから被害の実態が明らかになるとは思いますが、被災され、また亡くなられた方にお見舞いを申し上げますと共に、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。そして、今なお続く新型コロナウイルスの早期収束を祈念いたします。

それでは、質問に入ります。日本では、現在蔓延するコロナウイルスで、人と人との繋がりを分断することを余儀なくされ、経済社会活動や文化芸術・スポーツ活動など、様々な分野で制約を受けているのが現状であります。本年3月に、粕屋町

の芸術文化推進基本計画が策定され、10年間で芸術文化振興の成果を上げることを目指しておりますが、コロナ禍で、基本計画の目標達成自体が厳しいものとなっております。5年での中間見直しも行われますが、早急な手だてを行う必要があります。そこで、取り巻く環境の実態を把握し、PDCAのサイクルを早め、行政支援を行うことが求められていることから、質問をいたします。

まず、芸術文化発信の拠点であるサンレイクかすやの、コロナ禍における施設整備対策を聞きます。コロナ禍における3密を避ける対策として、換気を小まめに行うことが重要だと言われております。サンレイクかすやで機械式換気が行えるのは、さくらホール舞台、多目的ホール、音楽室、リハーサル室であり、研修室や会議室は各教室に窓があり、換気は容易であります。これまでは、空調を必要とする空調機に、利用する場合に空調使用料金が発生してございましたが、換気を必要とするコロナ感染対策では空調換気がセットされ、この空調機は年がら年中ということになります。ダンスや和太鼓、合唱のサークル等では、密を避ける必要性から、人数の制限により開催の日数を増加し、使用料金が低い、より広い施設に変更を余儀なくされております。その結果、使用料負担も大きなものとなっております。

次に、各種文化芸術団体の活動の状況とそれらへの支援を聞きます。大小文化芸術団体の運営は、コロナ禍では、文化芸術活動の在り方の変更を余儀なくされ、団体の財政状況はこれまで以上に厳しいと聞きます。そして、少子化も相まって、サークル活動の参加減少もあり、指導者の講師謝礼も払えない状況があると聞きます。芸術文化維持には、更に追い打ちをかけるコロナ対策による団体の疲弊を避けなければならないものと考えます。

3番目に、毎年、サンレイクでは自主事業を行っておりますが、開園の中止や変更など、事業自体の実施が厳しいと思われれます。現況と対策を聞きます。

サンレイクは貸館制をとっているもので、半年前からの申込受付を行って運営をしております。このコロナ禍で、館からのお断りや借りてからのキャンセルが相次いでおり、その使用料の減額は、400万円を超えると聞きます。また、自主事業においても開催中止を余儀なくされ、文化芸術の推進を大きく遅らせております。

3月に予算計上した、自主事業に費やす予算を使いやすくするために、融通性を持たせることが求められます。

以上、3点を一括して聞きます。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

ご質問に各項目お答えをさせていただきます。

まず1番目のご質問ですが、利用制限によって空調機種の利用料金の負担増に繋がるとおられるというご質問ですが、8月までは、多目的室、音楽室、リハーサル室も利用を見合わせていただいておりますが、9月より一般に開放を開始いたしております。利用団体の方々とも協議をさせていただく中で、山脇議員ご指摘のように、利用人数の制限をかけている中では、時間の延長、あるいは分散利用をお願いしなくてはなりません。

私どもも、利用される方の試算を行わせていただきました。そうすると負担がやっぱり議員ご指摘の増加してしまう実情がございます。そこで、冷暖房期・通常期を問わず、コロナ禍を安全・安心にご利用いただくために、9月より収束が見込まれる当分の間、空調機の使用料につきましては、行政側で負担をさせていただくこととしております。これは、機械換気を行っている部屋は、冷暖房期・通常期にかかわらず、強制的に運転をお願いしなくてはならないということがございますので、ほかの部屋との不公平感を無くすために感染防止上の観点から、こういう措置を9月より実施をさせていただきます。

それと、2番目よろしいでしょうか。

2番目でサンレイクをご利用いただいているサークルの団体の総数は、文化協会39団体、登録サークル45団体、定期利用一般サークル12団体で、計96団体にご利用をいただいております。このうち正式に解散した団体ございまして1団体、解散を考えられてる団体が1団体、活動を休止している団体が5団体ございます。また、人数が減少している団体が16団体あって、このほか音楽室や多目的室、リハーサル室ですね、練習場所が確保できなかつたり、利用制限人数の関係で課題を抱えておられる団体が10団体ほどおられます。

今現在は、部屋利用に際しての消毒機材の貸し出しのほか、器具を使われる文化団体に関しましては、文化協会を通じて消毒資器材の配布を行っております。

それと3点目ですが、サンレイクかすやでは、例年8つの文化事業、24の自主講座を企画し多くの参加をいただいております。今年度は、コロナ禍の関係で未定としているものもありますが、今のところ自主事業は開催をしておりません。

議員のご指摘のとおり自主事業につきましては、サークル活動における会員減少や団体の活動を休止してる団体数などもお答えをさせていただきましたが、サンレイクのほうと下半期に向けて「文化芸術応援プロジェクト」と題して、コロナ禍にあってもこれ以上活動を衰退させないよう、3つの取り組みを実施したいということで考えております。

1つ目は、サークル団体指導者を集めたワークショップを開催し、ご意見を基にした自主事業の企画、立案、実施、活動の場に繋げていきたい。

2番目は勧誘ができなかったという声が多く聞かれました。これは、新学期あるいは新学年に在宅を余儀なくされたことで、勧誘活動ができなかったということを多くの団体からお聞きいたしております。この声に基づいてウェブ配信によるサークル活動紹介を創設していきたいというふうに考えております。

3番目ですが、活動自粛を余儀なくされた児童や生徒など、学校を含む成果発表の場をより多く開催できるように目指していきたいなど、多くの団体や学校と協働しながら、ガイドライン実施要綱を作成しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

料金体系で、通常期と空調期があり、空調換気セットにより、団体の負担が多いということで、今、町のほうからは、当分の間、空調換気の使用料を負担する予定というふうに答弁されました。

これはポストコロナっていうのは私の今回のテーマなんで、アフター、ビフォーという形がありますが、ポストコロナっていうのは、また違った意味がそこにあるんですね。ちょっとより深いものになってるんですけど。そのポストコロナの時代に対して、今後その当分の間っていうふうに決めてしまうと、なかなか今後の芸術活動に制約がやっぱり出てくる。いつまでやるんだとかいう、不安感もありますしね。運営自体にもそこを考えていかなきゃいけないという状況もありますので、この当分の間っていうのではなくて、今後っていうふうにしていけたらなっていう。それは館の運営等もありますんで、関係団体とまたその辺を協議していただいて、ちょっとやっぱりいいほうに進めていっていったらなというふうに思いますんで。その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

文化芸術の次代を担う人材の育成における取り組みや推進っていうので、この基本計画にも示されておりますが、コロナ禍により、ことごとく実施できない状況、今できてないっていうお話もありました。大小文化芸術団体の指導者に対して、また困窮する団体に対して、町独自の文化芸術活動支援事業を考えられないかと。先ほど応援プロジェクトっていうふうな形で、これはそれに変わるのかなと思いましたが。この辺の推進をしっかりとやっていただいて、できれば、文化芸術持続化給付金みたいな形で、支援することもできないのかなというふうにちょっと思いますけど。この辺はちょっと支援事業に予算のかかることなんで、ちょっと町長のほうからその辺、芸術文化振興推進のための、指導者とか団体における推進事業として、

何かできないかなというふうにソフトじゃなくて、ハード面でどうかなとちょっと考えておりますが。

その辺ちょっとお考えないですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、このコロナ禍にありまして、非常にその活動が制限されているということで、その結果、そういう活動計画も立てられないような状態であろうと思います。

ただ、議員おっしゃるようにポストコロナ、要するにアフターコロナ。その時に、やはりこうだんだん立ち上がっていく際には、そういった支援は必要だろうと私は思っております。

ただ、今のこのサークル、あるいは文化団体文化芸術団体の在り方も含めて、いろいろ検討しながら、今後、調査研究してまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

96団体というお話がございました。

96団体に、大したというとまたおかしな話になりますけれども、その団体で今まで講師謝礼という形で出していた部分もあると思うんですね。だから、そういった面ではそんなにかかるお話じゃないんで、何とかその辺は、第二次補正でっていうか、今後またそういった支援が国のほうからあるかもしれませんので、そういった折には、ちょっとやっぱ頭の隅に置いていただいて検討していただきたいというふうに思っております。

先ほど自主事業のお話もございました。今、実際行われてないという中止をしているということで、この辺は予算の計上しておりました。私は今回、予算に計上してあるので決まったものに使うというのが予算の原則でしょうが、融通性を持たしてやっぱり現場で判断できるような、そういった仕組みが要るのかなというふうに思っております。というわけで、ガイドラインを明確にしてやればどうかなというふうに考えております。

例えば、吹奏楽団の発表会を今までは個別に団体でやってたんですけれども、それを自主事業として承認をし、その判断をこの作ったガイドラインで公平・公正が保てるように明確にした上で、自主事業として実施するっていう考えであります。

今求められることは、ポストコロナを見据えた素早い対応でございますので、この辺の融通性を利かせることができるかどうかを、ちょっと考えを聞きたいなと思

います。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

今、例で吹奏楽のお話が出ましたけども、実は8月でしたか。8月の最初にブラスフェス、実は学校と共同して開催するようにはしておりました。ただ、県内の感染状況がちょっと急速に伸びた関係がございまして、止めたというか中止をせざるをえなかった経緯がございまして。

それで山脇議員ご指摘のように、今後は、やっぱり各団体からご意見をいただいた中で、それを自主事業、皆さんが参加できるような状況で自主事業を開催していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

やはり議会から見ると予算の使い方っていうのは、意外に厳しいものがあって、目的に沿った予算の使い方をしないとクレームが出るっていうか、意見があります。なので、ここにやっぱりガイドラインをしっかりと作って、公平・公正を保たして、第三者から見ても、それは適当だよっていうふうにやっぱりしていただかないと問題があります。この辺の自主事業のガイドライン作成が可能かどうかは現場の、ここでいうと何ですかね、運営委託業者ですかね。と、打ち合わせをしていただいて、しっかりと作っていけるかどうか、部分でしっかりと策定していただけたらなというふうに思いますので、それは要請しておきます。

先ほどもウェブで配信というお話もございました。コロナ禍での文化芸術の発信方法で、リモート演奏会や録画したものをネット配信している団体もあります。

ネット配信設備の需要が高まっておりますが、サンレイクにはそのネット環境というのがないというふうにお聞きしておりますので、今後このネット環境の施設整備をどのように考えているか、それをお聞かせください。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

山脇議員のご質問が出た後に、サンレイクのほうとも打ち合わせをさせていただきました。

今ネット環境、各部屋にそういったケーブルといいますか、そういうのがないので今、それがどれ位かかるものか、できたら、各部屋にそういったネット環境を、

こしらえていきたいというふうに思っていますので、今試算のほうをサンレイクのほうに依頼しているところです。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

舞台も基本的には、よくカメラを設置して撮られる方も多くいらっしゃると思います。特に舞台関係での今後、幼稚園とか保育園とかいろんな中学校の合唱コンクールとか、みんな手前みそでやってるんですね。そういうのが一元的に大舞台でしっかりしたものが撮れるような、やっぱ設備ってというのが、今後必要じゃないかなというふうに思っております。芸術文化振興の意味でも今後そういう手だては、やっぱりしっかりしていかなきゃいけないと思いますので、その辺は要請しておきたいと思います。

それでは最後に、最後の4番目の質問に移ります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の第二期版が策定され、令和2年度から5年間の目標と方針を示して、これですね、これが策定されました。粕屋町将来人口展望では、2040年の粕屋町の人口を5万8千人と、国立社会保障人口問題研究所の推計した5万4千人を大きく上回っております。2024年には5万人を超えたとし、市制に向かうと考えます。

市になれば、文化芸術の振興の位置づけは、更に重要になってまいります。文化施設の整備はもちろん、運営自体も専門家を交えた財団の必要性も出てまいります。

市制に向けた町の文化芸術推進の在り方を聞きます。

これは町長ですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

市制を見据えた社会基盤づくり、その1つがやはりこういった文化芸術活動もそうだろうと思います。ハード面ばかりではなくて、ソフト面の成熟度、やはり市になるための必要条件だろうと私も認識をしております。文化芸術企業や保有している芸術活動は、地域の経済にも大きく影響を与えることは、もうこの町、今現在の粕屋町にとっても非常に有益なことであろうと考えております。

企業と連携、協議、協働しながら、地域の振興に繋げていく。これも、こういったことも全国的には、市町村で取り組んであるところがございます。また、これらの地域経済の波及効果を長期的な視点で展望しながら、まちづくりに生かすというこういった認識も、非常に重要なことだろうと思います。例えば、企業誘致するこ

とによって地域文化の振興、次世代育成とまちづくり、そして地域と企業との関係づくりや、これは非常に大事なんですよ、雇用の創出、これにも繋がると思います。

企業の特性を生かした、新しい地域づくりや地域ブランドの創出、これがこういった現実的な文化的な視点での企業の誘致にも、1つの効果として表れると思います。10年間を計画期間と決めました、粕屋町文化芸術推進基本計画に、6つの柱を掲げております。この6つの柱、長くなりますので省略しますが、この柱のいずれにも大きな力、下支えになると思います。

将来の人口増加や市制を見据える点で、重要な1つの方策として、今後検討してまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

町長の選挙公約にも、将来の市制施行を見据えた基盤づくりと、まさにこの芸術文化振興もその基盤づくりだろうというふうに思っております。

住みやすい町、住みたいと言われる町ってよく言われると思いますが、企業誘致の場合でも、昨日の話、同僚議員の話、答弁の中でも、そのインターそばを企業誘致してゾーニングするという形をしてましたよね。で、このゾーニングのやっぱり範囲っていうのを、やっぱり明確にはしなきゃいけないと思うんですが。それが表立っていってしまうとですね、どうしてもそこに住みたいとか、住みたいなと思えるっていうか、その辺がこうなかなか工場地帯とか、製造業がいっぱいあるとかいう町はやっぱりなかなかみんな敬遠をしてしまうような流れにはなろうとは思ってますよね。そういった意味で、今町長もいみじくも言われましたように、この芸術文化っていうのが1つのブランドというのも役に立つと。住みたいと思えるまちになると、いうふうなお話もしていただきましたんで、その辺はしっかりこの芸術文化振興の意味合いも含めて、やっぱり企業誘致っていう流れの中で、その辺をちょっと考えていただきたいなというふうに思っております。

総合戦略では、人材の育成や関係人口を考え、人の流入を図って住みやすい町を目指しております。芸術文化推進は、粕屋町のグレードを上げ総合戦略の理にかなっております。町長は将来を見据えた財源の確保に企業の誘致ということで、よく言われておりますが、企業には様々な業種があります。粕屋町の産業構造は、事業所数と作業員数が多い順で、卸売小売業、運輸郵便業、製造業と続き、これらの業種が利益を多く生み出しております。どうしても企業誘致を考えた時には、こうしたデータから考えてしまうかもしれませんが、文化芸術に特化した企業誘致も可能ではないかと。

今、町長も言われましたように、可能ではないかというふうに思います。粕屋町は空港からも近く、全国どこからでもアクセスが可能であり、世界中からでも不可能な距離ではありません。例えば漫画・アニメは、今や世界的な需要を生み出し2兆円産業にもなってます。アニメーション制作会社など、地方でも十分にやっているといます。自然がまだ残り、交通の要衝でもある粕屋町の立地条件は、最高の場所となります。要するに、ああいう仕事っていうのは1日で仕上げなきゃいけない。1日で持っていかなきゃいけないっていうのがありますが、交通の利便性がいいために空港が傍であるし、すぐ現場に持っていけるっていう状況もありますんで。非常に東京の中で、今東京集中してる一極集中。その中で仕事をして、交通渋滞であるとか、いろんな状況で1時間2時間やっぱりかかってしまうんですね。

そういう意味からしても全然、地方においても粕屋町においても、全然問題なく仕事が運営できるという状況にもありますので、また、福岡市なんかは特にゲーム機器の制作会社とか、そういうのも結構ありますから。そういうことも踏まえて、やはり利便性を生かした、芸術文化施設をやっぱり何とか関連するそういった企業を誘致するっていうのは、私は大事ではなかろうかというふうに思いますので。

もう一度町長のご意見を聞きたい、ご意見を聞きたいと思います。

今の件に関して。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

アニメとおっしゃいましたけど、これは確かに芸術の1つでございます。

アニメ文化、これ隣町といいますか太宰府さんでも、鬼滅の刃というような、その人気のアニメを利用した、まちづくりを今展開を始めろうとしております。

粕屋町も、例外ではないと思うんですね。例えば万葉集で歌われてます、歌碑もございます。そういったことで、昔の方々の歴史的な人物を題材としたような展開もできます。まさに空港が近いという利便性を生かして、東京の企業も持ってこれるようなことも可能かなと私も思います。どこどこにっていうのは、ちょっとはつきり、まだありませんけども、やはりそういった立地条件があるところが、粕屋町も非常に多いと思うんですよ。それはアニメっていうことだけではなくて、これIT企業、ICT企業にも通じるものだろうと思います。アニメそういったグラフィックは当然、先進のAIとか、ITを使ったようなツールを持って作らなくちゃいけないと。これ今はもう、現代文化の中では芸術の1つだろうと思います。

また加えて、企業の方々の進出された企業だけではなくて、既存の企業の方々にもそういった粕屋町の文化芸術が発展していけば、それに協賛していただく。どん

どんその芸術活動にファンディングをしていただくというようなことも可能かなと思います。

当然、粕屋町もそういった芸術文化の習熟度、熟度が高くなければ、なかなかそういった資力も集まってこないと思いますけども、そういった側面もございまして、この辺は重要事項として検討してまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

アニメーションの制作会社というのは、例えばっていうことでお話をしましたので、今言われたようなICT関係ですか、そういう関係でも、十分ではないかなというふうに思います。

ただ、昨日からもゾーニングっていう話やっぱりしてますよね。企業誘致にしても、場所を決めてゾーニングでその商業地域だとか住宅地域であるとか、ゾーニングした都市計画づくりを今後やっていきたいというふうなことは言われておりますんで。私はそのこういった芸術文化振興の部分は、ここにサンレイクありますね。ここ拠点としてここに、この辺あたりを集約して、そういった企業誘致っていうのもやっぱり考えていったほうがいいのではないかな。やっぱり場所を選びますんでね。やっぱり自然豊かな駕与丁公園がある、その水面に、もしそういう企業があれば、非常に目立って非常にいいと思いますし、利便性もすごくありますから、そういった意味では考え方をちょっと一新をしていただいて、そういうのもいいのではないかなというふうに思っております。

時代は大きく変わろうとしています。多くの経済学者や歴史人類学者は、ポストコロナの時代は、産業革命から始まった世界均一化を目指したグローバルリズムの考え方から、自国国民主義のナショナリズムへと回帰していくと、将来予測しております。これはNHKでも、ちょっと放送されてたんですけども海外の有名な方で、コロナ感染が広がるとか、トランプ大統領がとおるとか、そういったことを予想したっていうか。予言じゃないですけど、こういった歴史学的に見ても、そういうふうになっていくよっていうのを発信した人が、そういったことを言ってるってことで取り上げられておりました。

既成概念や常識が劇的に変わる、パラダイムシフトが起きると言われております。これまでの常識や前例の踏襲にとらわれず、ポストコロナを乗り切る施策が求められます。持続可能なまちの将来を、大きく考え直す機会だと思っております。

こうした展望に立って、将来のまちの在り方を模索していくことが求められておりますということで、私の一般質問を終わりたいと思います。

(14番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

はい。ここで議場内換気のため、暫時休憩といたします。

再開を10時10分といたします。

(休憩 午前10時02分)

(再開 午前10時10分)

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号10番、久我純治議員。

(10番 久我純治君 登壇)

◎10番（久我純治君）

議席番号10番、久我純治、通告書に従いまして質問します。

新型コロナウイルス感染症対策は、1市7町での対応について質問します。また、通告書のとおり、ほかのことも質問します。

粕屋医師会は1市7町の要望を受け、PCR検査センター（地域外来検査センター）を5月12日より設置し、かかりつけ医及び医療機関からの紹介患者を対象にして、自分自身からの判断での受診はできないとのこと。誰もが口にはできないことですが、心配で受診したいものです。医師会に要望はできないものでしょうか。今は1日に週3回で40人ほどの検査をしているということです。

糟屋郡1市7町は検査する機械自体が1台もなく、1市7町の住民は、20数万人にとっては不安になっております。この機械エクモという機械は、1億円位するそうです。このエクモを稼働するためには、医師と別に数人のスタッフがいるそうですが、エクモの製造元は●●●という会社だそうです。社内にこの機械を使用できるようにする研修所があるそうです。京都産業大学では、●●●●●の唾液で検査する機械を購入するそうです。これも生徒のためだそうです。これから先からこそ、1市7町が一丸となって粕屋医師会を支援することではないでしょうか。

オーバーな言い方をするかも知れませんが、行政は住民の命を守る義務があると思います。安心して安全な市やまちづくりをやらなければならないと思います。1本の矢ではなく8本の矢で、市町村それぞれ1億円位は支援金を出すべきだと思います。今のコロナ対策だけでなく、これから先、何が起こるか分かりません。幸いにも糟屋郡医師会長は、粕屋町の住民です。

是非、箱田町長を先頭に医師会に対する対策を考えてほしいものです。

よろしく申し上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋医師会の会長さん、粕屋町の方ですが、当然粕屋医師会とは密接に協議をしております。ただ、我々は医師会のほうに、こうしろああしろとはできないんですね。やはりドクターは、ご自分の医療機関を持ってあります。従って、その医療機関には、雇用してある看護師さん、あるいは検査技師さんなどスタッフがおられて、そちらのほうの生活もあるわけです。ですから、本来の自分たちの生業としてあります医療そのものを、若干でも犠牲でもしてもいいから、今粕屋 PCR 検査を、PCR 検査センターを、運営を、本当にもう一生懸命していただいております。そのことを、我々糟屋地区の市町長会でも、今支援をしておるところなんです。

今議員がおっしゃるように、1日の検査量、これは50人です。最大50人の検査ができるように、これは多分県内でも非常に稀なケースと思います。保健所が基本的にはしますけども、やはり医師会と地区の市町長会が一緒になって、そういった検査機関を設けているというのは、稀なことだと思います。検査の設備、あるいは施設が限られてるんですね。

今ドライブスルー方式で、なるべく医師にも感染リスクがかからないように、そういった検査体制を組んでおります。これは基本なんですよ。あとその検査の例えばキットとか、そういったものも不足も若干あるんです。総合的に考えても、幾らそのお金を積んでも、ものとか場所とか、そういったものがないということがありますので、お金の問題だけでなく、総合的に医師会と調整しながら今、何とか増やすことも含めて、そして支援することも含めて協議をしておりますので、その辺はご理解をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

1市7町合わせると、市でいうと、福岡県内で3番目ぐらいの市の規模になります。国や県に頼るのもいいでしょうが、やはり自分たちの住む場所は、自分たち自身で命を守らなければならないと思います。

私は町1つでしようとする、資金面にすぐうちあたります。さっきから言うように1本の矢でなく8本の矢です。地球温暖化により、これから先どんなウイルスの感染症が起こるか分かりません。今は新型コロナ感染症のことばかりですが、各市町、エクモのプロジェクトチームを作ってもらったらというような提案、また、糟屋郡において感染症の病棟は、古賀にあるとこだけと聞いております。そんなふうな要望するためにも、やはり資金が必要と思うんですね。

だから是非、そんなほうの要望で、してくださいっていうんじゃなくて、やはり糟屋郡のみんなの住民の命を守るためにも、やっぱり施設がないと言われるのも医師会なんですよ。これがない、あれがないと言われるから。そのためにも、やっぱりもう1市7町挙げて、これはこれから先、大事と思うんですよ。

今は収束しかけていると思うけど、粕屋町の中の人口の一人一人が、やっぱり心配で心配でたまらんとですよ、今。ただ、今病院とか、今日も●●●●のことで出てましたけど、その前●●●とかいろいろ出てますけど、やはり戦々恐々なんですよ、みんなが。色がついてないから。色がついときゃどこにおるって分かるんですけど。だから私言ってるんですよ。

だから、確かに、町長がおっしゃるように、医師会のどうのこうのという、あれができないかもしれんけど、やっぱ1市7町挙げて、やっぱこんなふうにまちづくりをやりたいというようなことを要望すれば、やっぱり医師会との密の計算をしてあるかも知れませんが、今からまた動くと思うんですよ。

どんなふうですか。動かんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今お答えしましたように、医師会とは本当にもう協議をしてるんですよ。

もう密接な関係でやっております。それぞれ医師会の立場、できる部分できない部分がございます。我々がしてくれという部分も、なかなか受けとめていただいて。ほんと精一杯やっていただいている状況です。

また、併せて粕屋町には、本当に残念ながら感染者が出ましたけども、大きな救急指定病院がございます。そちらとも協議しながらコロナの感染の関係のものも、その東医療センターだけではなくて、県内いろいろ数を増やして、県が音頭とっていただいているんですが、増やしてその陽性の患者を受け入れてる、受け入れてもらってるような状況もございます。はい。

例えば無症状の方については、ホテル等がありますけれども、中等症以上の方についての受け入れとか、非常に感染リスクが高いんですね、医療機関としては。病院が例えば今回もありましたけれども、数週間も本来の医療業務ができない。医療業務ができないだけではなくて、救急の医療体制も、ほころぶようなことにも繋がりますので、この辺も糟屋地区の市町長会としても支援をしながらやっていきます。

今後、それはやっていきます。

そういった協議もしておりますので、何もしてないということじゃございませんので、それはご理解をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。先ほどから、固有の企業名とか、病院名を控えてください。

はい、久我議員。

◎10番（久我純治君）

医師会の会長さんと私もよく話すんですけど、要するにやはり、いろんな出してほしいということが多いんですよ、聞きよったら。やっぱり看護婦さんが検査に対する時の結局日当も大変らしいんですよ。検査するところの、当番でいく看護師さんとか医者に対しての金額ですよ。それなんかも大変ってことを言われました。ただ私思うには、私もいろんなことを始めるんですが、同じこと考えよったら、それを何ですかね。それしか見えんとですよ。ところが、ほかのところから意見を聞くと簡単に解決することがあるんですよ。だから今、町長おっしゃったように、病院関係は大変に苦勞してあると分かってるんですよ。だから1市7町あれば結局、プロジェクトチーム作って、各町からでも行かせればいいと思うんですよ、町に組んで。

その予算のために、私が言うようなその資金を支援をしてほしいって言ってるんですよ。ただ、医師会にしたらすべて金がかかりますと言われてます、よく何でも。ただ、今言うように粕屋町だけではできんかもしれんから、やっぱり、結局広範囲でやって、各やっぱ粕屋町なら粕屋町のどっかにそんなプロジェクトチームが1つあれば、8つあればですよ。何かあった時、有利な時グルッと輪番制でも廻ってもできることやないですか。

ただ、医師会は言わっしゃったようにお金かかります。大変ですって言う、それは分かってます。私もよう分かります。だけどやっぱそんなふうのアイデアを、ちょっと言ってもらえないかと私思うんですよ。医師会は医師会なりの、そのやおいかんということをよく言われます。だけどやり方。だから、いくら出しますからこんなものを考えはできんとですかねっていうような提案は、やっぱりできないんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

そういった金銭面の支援も今やっています。

それはもう医師会と協議してますので、それはほんとにご心配なく、お願いしたいと思います。そしてまた、根本的には医師会でも、福岡県の保健部局、ここで言いますと粕屋保健所がこの地域の中核となってコロナ対策をやってるんですよ。やはり1つの拠点がないと、なかなかその統一的なコロナ対策できませんので、それ

はやってます。それに対しての支援も、この糟屋地区内での協議も今進んでおる状況でございます。

全くやってないということではございませんので、ご心配なく。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

支援してあることはよく聞いております。

中身を聞いておりますけど、ただこんなふうの発想がなかったもんだから、できればやっぱ自分たちの場所は自分たちで守っていかないかなあという発想から私こんな提案させてもらってるんですが、やはりその医師会でできないことも多いと思うんですよね。だから私こんな質問やりました。

2番目の地域医療間連携、また地域医療崩壊防止の対策について、問います。地域医療とは、私は以前から言っておりましたが、話し合うことにあると思います。町長自身はおありかと思いますが、現場の人たちの話し合いが私は聞いたことありませんが、どんなふうでしょうか。

現場との話し合いです、看護課と介護課とか医師会と話し合いとか、そんなふうのことなんです。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

それは私が答えるよりも現場の課長のほうがいいと思いますので、お答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

はい。医療の関係のところとは先ほど町長が申しましたよう、保健所が中心になって、ちゃんとう会がありますので、定期的にいろんなこととお話し合いをしながらさせていただいております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

帳面上そうなっておると思って、私もあちこちよく聞くんですが、やはりどうしても医師会さんとはという、何か知らん隔たりがあるんですよね、いつもが。だから思うことあんまり言えないって聞くんですよ。だから逆に保健所を通じなくてもいい

いし、粕屋町の医師会でもあろうし、そんな人との定期的な話し合いとか。持って
いってお互いのことですから、そうすると会うたびにやっぱり言いよけば、やっ
ぱこんなこと言うたらいかんじゃなくて、言えるごとなるんですよ、やっぱり。
それを私言うんですよ。だからここの病院に対して、こんなこと言いたいなとかい
うとか、それはみんな住民の人の声なんですよ、いつもが。そんなことを私、今望
んでるんですよ、いつも。だから、行政として話し合いっっちゃうのはよく聞きます。

ただし、お互いに言われるのはどっか溝があるんですよ、いつも。だから、そ
この溝をなくすために回数を増やしてでも、やっぱり常時話しておけば、やはり、あ
そこはこげん言いよるちゅうのが分かる。お互いの気持ちが分かると思うんですよ
ね。だから私はそこを言ってるんですよ。

保健所を通じて以外はほかにできませんか。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

保健所を通じてだけではなくて、町と医師会との話し合いというのも年に数回も
っておりますし、すごい恵まれたことに、町内に医師会の会長さんもいらっしゃい
ますので、何かあればいろんなことをご相談させていただいたり、ご助言をいただ
いたりということはしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

それで安心と言いませんけど、とにかくそんなしてあるなら、まだ詰めてやって
ってください。そしていろんなことを、やはり病院によっては、いろいろ風評被
害もあることですから。

ただ、町長に聞きたいんですが、この地域医療崩壊防止になるような対策は何か
ありますか、難しいでしょうけど。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まずは、早くこの救急医療体制が元通りになるように、努力しなくちゃいけない
と思います。実際、今動き出しています。

一部従来からありました健康診断とか、止めておりました外来の一部はもう開始
されております。幸いに病院も、それから以降の感染者が出ておりませんので、順
調に回復に向かっておると思います。

これは本当にこの粕屋町だけではなくて、糟屋地区自体の救急医療体制の崩壊に繋がりますので、これは、私、粕屋町の町長だけではなくて、全体的にコロナの支援体制は考えておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

●●●も大変でしょうけど、名前出しましたけど、とにかく医療体制ちゅうのは大変でしょうけど、やっぱり2,400件年間の受け入れてる病院でしたから、それはもう私も日に、いろいろ苦情も聞いております。それは分かりますけど、町でできることをやってやってください、お願いします。

3番目に妊婦に対してのPCR検査の費用の助成できないのか、検査と費用の検査の助成はできないのかって質問します。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

6月の定例議会の閉会時に、私のほうからそういったことを申し上げました。

連携、協働事業として、医師会と協議しながらやりたいというふうに思いましたが、その後すぐ県のほうが、妊婦に対してのPCR検査をします。これは国の指針でございます。県がそれを受けて、その準備をしておるところでございます。

これはダブることになりますので、町としてはその時点で取りやめを考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

もう、それ言われると申し訳ないんですよ。

PCR検査がですね、これは安いところで1万円だそうですよね。高いところで4万かかるらしいんですよ。そして、やはり粕屋町は子どもの出生率が1番いいっちゃうことで、これ自慢の種なんですけど。

やはり、これから先、安心して安全で住まれるまちを作るためには、やはり県がします、国がしますとおっしゃったけど、町としても何かほかに考えがありましたら、もう県がする国がするからということやらで、ほかに何か助成するようなことないですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

PCR 検査の関係ですよね、今ご質問は。

PCR 検査に関しましては、県のほうに、また最近また尋ねております。どうなってるのかと。今医師会と本当に協議の真っ最中で、実施に向かって、指導してあるということですので、私自身はもう県のほうがするという事になれば、もう大々的にやります。

完全無料化の方向で今検討してありますので、それは町としても、もうダブるようなことになって色分けはできませんので、そこはもう県のほうの動向を待ちたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

無料化ならいいんですけど、半分負担とか、いろいろ県・国もやりますよね。

だからその時は無料化になったら、それでもう一番いいんですけど、ただそれを期待するんですけども。ただ、やはり妊婦さんの多い町としては、やはり無料化でやっぱり自分がかかっているかかったらんがやっぱり心配してあるんですよね、よく。ただ、今現在は発表される人は、どんな人かかっとうという中身はせんで年齢別はよくしてますよね。何歳から何歳までかかりましたとか、内容的に妊婦さんがどうのこうのという一言も言いませんよね。もう言わんでいいとかもしれんけど、やはり心配なのはそこなんですよ。妊婦さんたちがよく言われるのは、私たちかかったらんっちゃろうかって言われるけど、それこそ今言うように熱が出て、かかりつけの病院に行っていかなとかかれないから、最初に言ったようにやっぱり地元で検査されればそれが一番いいじゃないかと思いつつ、私もずっとこの質問させてもらったんですが。国のほうで、その全額無料でさせてくれるっていうのやったらもうそれにこしたことはありませんから、これ以上言いません。

4番目。町としての今後の合併拡大防止は、感染防止は、すいません。

いろいろと、町として今やってきていることは多いです。ドーム、サンレイクかすや、図書館、こども館とか入場制限そのほかに、ほかに何か考えると思いますが、入場制限のほかに私たち、特に音楽室を利用しているのですが、3密の代表的な場所だと思います。窓がなく狭く、1回に12人までと決まっております。私たち太鼓やダンス、コーラス等、いろんな制限を受けて練習する場もありません。

サンレイク側からも、今後のことを考えてほしいということがよく話出ますが、今後町のほうで何か感染防止とともに、考えありましたらお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

サンレイクかすやの関係でよろしいですね。

では、担当課のほうからお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

今、音楽室の件を言われたと思いますが、確かに音楽室は窓がない空間ということで、今サンレイクのほうで各団体のほうと協議をさせていただいて、分散できるところは分散型で、さくらホールのステージを使っていたりするような対策を今講じております。

音楽室自体が、やっぱり太鼓にすれば激しく動いて、ものすごく呼吸が上がるということもあります。で、声楽についても、やっぱり大きな、大声を出すことで感染のリスクが高まってしまいますので、そこら辺は今、サンレイクのスタッフのほうと各団体と協議をさせていただいて、分散できるところは分散をしていただくというような対策を、今のところ講じております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

音楽室のほうを私たちは使えないということで、サンレイクの舞台のほうを月1回って言っと思ったんですけど。これはこれも話し合いで保証できませんと言われたんですよ。そうするといよいよもって練習するところ全然ないんですよ。ただ、親はコロナが怖いから集団するところを止めてくださいって言うんです。ところが40何人おる子どもたちは、やっぱりもうどっかで練習したいんですよ。それかといって昔はあそこの駕与丁公園の球場の右側にちょっと広場がありますよね、何かあのバーベキューしていいような。あそこを使っいいようなことも昔は当時ですよ、話出たんですけど。雨が降ったらだめ、持ち込みが難しいちゅうことですね、今んともう、とにかく八方塞がりなんですよ。

ところがもううちは、もう4月からずっと練習してないんですよ、今。子どもたち家出られんから家でイライラしてるらしいんですけど、どうかしてって子どもが言うんですけど、親はやっぱり拡散防止のために、やっぱりしたらいかんちゅうことで止めるんですけどね。できれば場所が欲しいんですよ。屋根のついた場所がところがないんですよ。だからやっぱり、サンレイクとしてはこのコロナだけじゃなくて、もともと音楽室はやかましいと言われてるんですよ。多目的ホールで何かあ

る時もやかましいと言われるし、サンレイクのさくらホールを使うときは使用しないでくださいとか。だからもともとサンレイク自体が、どっかにやってくださいって言われてるんですよね、今現在は。そやけん拡散してこうして、こまめに分けてされるところはいいんですけど、うちなんか最低15人か20人の演奏なんですよ。そしたら分けてやりにくいんですよ。それは私たちだけじゃなくて、ダンスのほうもヒップホップもやっぱり言ってるんですよ。コーラスもそう、まとまって言うから。だからできたらそんな会場を何とか作ってください、言うてくださいますって要望が出てるんですよ、逆に言うと。

だからそれは大変でしょうけど、今後どんなふうな考え、このコロナが続かんとけばいいんですよ私も。続いていった場合には、どんなふうな対策があるとよろかと思って、ちょっと聞きたいんですが。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

質問の骨子としては、町としての今後の感染防止、拡大防止対策で、今は施設の拡充のことを多分求められておるといふふうに認識しておりますが、施設の件でございますので、今軽々にこの場ですぐ建てられますということは申し上げられませんが、

久我議員のほうからそういうご要望をいただいたということで、うちのほうでそれができるかどうかは、今日三役もここにお見えになられておりますので、そこら辺は、話しながら今後の感染対策に繋げていきたいというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

よろしくをお願いします。

それとこれは別かもしれませんが、今各大学生関係での実習を感染拡大防止のために、受け入れないというようなこと言っておりますよね。

我が町ではどんなふうになってるのでしょうか。

拡散防止のために、結局実習生を学校にいれんやないですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員、通告書には書いておりませんが、

町としての今後の感染拡大防止の質問の中で、町としてでしょう。

外部の話じゃないでしょ。

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

通告書とはちょっと違うかなと思いましたが、学校のことですのでお答えをいたします。

教育実習生の受け入れの件ですよね、はい。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長、ちょっとお待ちください。はっきりと質問を明確におっしゃってください。答えるほうも答えられないと思いますので、今後よろしく願います。

西村教育長、どうぞ。

◎教育長（西村久朝君）

学校によっては、お断りしてるところもございます。

大学側と再度交渉しまして、今のところは断っているところよりも、受け入れているところが多いというふうに私は聞いております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

それで安心しました。

では次に、粕屋町の感染状況の把握はいつもできないのかっていうことですが、今感染状況は、新聞とかテレビとかで都道府県、市までは言いますが、みんなそれで足元のことが一番大切だと考えております。

糟屋郡とすれば広い範囲で何らかの方法はないのでしょうか。

それによってまた対策の方法もできると思いますが、先ほどから言われる、町長の答弁の分かりますけど、もう一度申し訳ないんですが、願います。

◎議長（鞭馬直澄君）

分かるのであれば、省略してほしいんですけど。どうしても再度回答は必要でしょうか。

それでは、箱田町長、簡潔に願います。

◎町長（箱田 彰君）

これは、昨日までの一般質問にもお答えしております。

249名の糟屋郡での陽性の患者が確認されております。糟屋郡では23万数千人の人口でございます。0.1%強の感染率だろうと思いますが、そういったことは、粕屋町がどうのこうの、隣町がどうのこうのじゃなくて、糟屋郡内全体でもこれだけの数があるということで、感染症対策に何ら変更はございません。

非常に感染が多いということの事実は変わりませんので、感染症対策についてはこれからも真剣に、全力を挙げて施策を講じていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

そうするとやはりもう県から言われるように、郡はもう内容的に町までおろさないっちゅうことですよね。郡までおろしてきてるから、各町にはおろさないっちゅうことですから、その各町私が言うような把握はできないということですよ。

各町の郡は出てくるけど。各町におたくは何人ですよとか、それができないんですよって言いよつたい。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長、もう数回この質問が出てますので、簡潔にお願いします。

◎町長（箱田 彰君）

一般質問の回答でお答えしておりますが、これは人権の関係、そして個人情報の保護の関係から、県のほうからも、それ以上の発表はないというふうになってます。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

はい。では先へ進みます。医療従事者に対する誹謗中傷に対する問題を問います。

現在の世の中では、便利になった携帯電話がありますが、便利とは裏腹に厄介なもので、相手の顔を見ずに、SNSで誹謗中傷することが多いです。私の知っている医療従事者の1人ですが、病院に感染者が出たことによって、本人がかかっているなくても本人でなく家族全体が何か悪いように言われて、肩身の狭い思いをしている人がおります。SNSにかかって来るそうですが、ある人は職場を辞めた人もおるそうです。

このようなことがあってないと思いますが、個人の問題かもしれませんが、町として、このようなことに対策は何か考えてある。

国のほうも何か新聞紙上では考えるようなこと言ってますけど、町としてはどんな考え、もしありましたら。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今後のことではなくて、今現在もこの人権の問題、そしてまた個人情報の保護の観点から、そういうことはないよというふうな啓発はもう再三行っております。

チラシとかホームページあたりでも行っております。まさに、医療現場の方々が非常に困っております。これクラスターが発生しても、その病院の名前を伏せたり

とか、あるいはもう病院自体の発表をしなかったらこれはないんです、本当に。今やりますよね、医療現場で。何とか病院が、何とか病院の関係者について、まさにその家族の方々、また通学している小・中学校に行ってる子どもさんまでの誹謗中傷がされてる。これは情報があるからです。でも今逆に情報を出してくださいと、先ほどの質問でも言われましたが、相反することなんですね。だから我々としては、現状、これを皆さんの住民の方々、国民の方々の心情に訴えて、あなたのことでもあるんですよ。

人権の侵害とか、あるいは個人情報の観点から、そういった誹謗中傷することは、やがて自分のこと、分かりませんか。その方がまた、コロナにかかれるかも分からない。全く目に見えない状態です。ですから、人のことじゃなくて自分のこととしてとらえて、そういった誹謗中傷をしないようにという啓発は、今もやっておりますけども、これからも精力的にやっていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

大変でしょうけど、その今啓発をまた更にやってほしいと思います。

今医療の人がみんな困ってよく電話があるんですよ。どうしたらいいっちゃろうとかと言われるけど、私自身どうしようっちゅうこともないですけど、町長の今の答弁であったように、啓発運動に力を注いでやってください。

これで私の質問を終わります。

（10番 久我純治君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

議場換気のため、暫時休憩いたします。

再開を10時50分といたします。

（休憩 午前10時44分）

（再開 午前10時50分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議席番号1番、末若憲治議員。

（1番 末若憲治君 登壇）

◎1番（末若憲治君）

議席番号1番、末若憲治。

一般通告書に従って、質問をさせていただきたいと思います。

一般質問もアフターコロナにまで及びますが、今現在、まだ新型コロナウイルス

感染症で苦しんでいらっしゃる方もいらっしゃる中、そのアフターコロナにまで質問が及びますが、やはり今必要なのは、新型コロナ、目先のこの対策、これも必要だというのは私も十分に承知をしておりますし、医療現場で今闘っていらっしゃる方いらっしゃる中で、アフターコロナの質問するっていうのがどうなのかなというのもありますが、先を見据えた政策というのが必要になってくると思いますので、私はその観点からご質問をさせていただきたいと思います。また、1問目、ウィズコロナに対するご質問をさせていただくようにしておりますが、今回12人の方がご質問をされましたし、新型コロナウイルス対策は、臨時議会等も開かれ、様々な形でもうご説明をお受けしております。

このウィズコロナに関しては、私もちょっと割愛をさせていただいて、ここで述べたかったのがどうしても私2点ございますので、この点についてちょっとご質問を進めていきたいなというふうに思っておりますので、ちょっとご了承いただければなと思います。

まず、先ほども申したとおり、ウィズコロナに関しては、かなりの数の支援だったりとか、公共施設の空調のことだったりとか、様々な形で町としても取り組んでいただいていると思いますが。私が今回ここで述べたいのは、厚生労働省が出してるCOCOAというアプリ（新型コロナウイルス接触確認アプリ）ですね。こちらのほうをちょっと私は、今回ここで質問させていただきたいなというふうに思っておりますので、そのことについて、まず質問をさせていただきたいと思います。

議長、すみません。一般質問のお時間ではございますが、私の質問にちょっと皆さんにちょっと答えていただきたいんですけど。

1点、皆さんにちょっと質問をしてもよろしいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

どうということですか。

◎1番（末若憲治君）

COCOAというアプリを、携帯に入れていらっしゃるかをちょっと皆さんに聞きたいんですけど。

◎議長（鞭馬直澄君）

お諮りいたします。

今、末若議員から、COCOAを使用してるかどうかの皆さんにお聞きしたいということでございますが、この件、異議ございませんか。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

よろしいですか、ということですので、簡単をお願いします。

◎ 1 番（末若憲治君）

執行部の皆さまもすみません、ご協力いただければと思います。

このCOCOAというアプリ、濃厚接触者と判断ができるアプリでございます。感染確認をするアプリでございますが、皆さんの携帯のスマホに入れてらっしゃるという方、ちょっと手を挙げていただいてもよろしいですか。

（挙手あり）

◎ 1 番（末若憲治君）

知らない人もいらっしゃる。はい、すみません、ありがとうございます。私がぱっと見た中で今7名ぐらいだったと思うんですけども。今、後ろでもちょっと声が上がりましたが、知らない方のために、ちょっともう一度私簡単にですけど、ちょっと説明します。

COCOAというアプリは、町長ちょっと例を出させていただきます。私と町長が同じアプリを入れている。そしたらBluetoothで繋がるんですけども、15分で1mの間隔で、私と町長が接触すると、町長ですいません、感染していただきます。感染したとしますね。そうすると私のほうに、あなたは濃厚接触をしてる可能性がありますよというふうな連絡がきます。そうするとPCR検査に次に繋がっていくってというようなアプリになるんですけど。

様々な形でこのPCR検査、それは皆さん町民の方が受ければ一番いいと思います。何回も受けないといけなくなってしまうんですけど。ただその前の事前段階で、このCOCOAというアプリがあるんですね。だからこれをやっぱり町として、もっともっとう周知していく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

私の、まずこのCOCOAの質問1点目は、7月の30日だったと思うんですけど、ホームページのほうにCOCOAを活用しようということで1つ書いてあったと思います。

それ以外に町民の方に周知されたことありましたら、ちょっと教えていただければと思うんですけど。

◎ 議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎ 町長（箱田 彰君）

衛生関係ですので、担当所管のほうからお答えします。

◎ 議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎ 健康づくり課長（古賀みづほ君）

広報で載せていたことがあります。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

広報とホームページのほうで、活用しましょうということで書いてありました。

しかしながら、ここに何十人といらっしゃるんですが、活用された方は7名と。この場でも7名ということで、やっぱりこう町民の方にその周知をしているのはもう間違いないと思うんです。広報だと、どちらかというとプッシュ型の情報になるんですかね、ホームページだとプル型。どちらかというと引き出すような情報発信になってるかと思うんですけど。

この点が私ちょっと不十分かなというふうに思っていて。やっぱりプッシュ型で情報を出していく必要がやっぱりあるなと思って。これ最後の質問にも繋がってくるんですけども。それとあと1点、この付加価値をつけていくことも、やっぱりこう町民の方にアプリを入れていただける1つのキーワードというか、1つの視点になるのかなと思ひまして。私この一般質問で言おうと思ったら、ちょうど高島市長が言っていただいたみたいで。福岡市のほうではこのアプリを入れると、インフルエンザのワクチンを受けられるような助成がつくような形の発表がございました。ちょっと詳しい中身の詳細は見ておりませんが、もうちょっとプッシュ型の告知周知をしていくこと。と、プラスアルファ、やっぱり付加価値をつけて、肺炎球菌なんか、町でも助成していただけてますけども、受けてらっしゃらない方もいると思うので、いろんな形で付加価値はつけていけると思うんですね。

とにかくこのCOCOAを、町民が1人でも多く入れていただくこと、これはもうウィズコロナで、結構いい対応策なんじゃないかなというふうに私は思っています。

町長にちょっとお伺いしたいと思ひますけれども、このCOCOAについて、全町民が入れる位のお気持ちで取り組まれるっていうのはどうですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私も手を挙げたように、これは自己防衛と思うんですよ。

だから自己防衛をする、その発想をやっぱり住民の方々に持っていただきたい。そういう観点から、積極的な宣伝といいますか、啓発は行ってまいりたいと思ひます。ただ、皆さんCOCOAがどういったものかっていうのすら知らないということは、やはり、スマートフォンの使い方についても含めたところの戦略が必要かなと思ひます。一番いいのは、やはり例えばテレビとかラジオとか、そういったメディア媒体での宣伝をしていただきたいというふうに、これは県のほうにも強く私も要望して

まいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

そうですね、やっぱりそもそも、そのスマートフォンの使い方からってということにもなってくると、ちょっとお時間掛かりますけども。やっぱりスマホの活用とかになると、やっぱりシニアの方がやっぱりどうしてもちょっとこう、まだ分からないという部分があると思うので、そのシニアクラブとの連携を図りながら、当然そのスマホの使い方、このアプリの入れ方みたいなのも、やっぱり行政からもどんどんやっていただきたいと思いますし。もう思い切ってプレスリリースして、粕屋町はこのCOCOA全員入れますよ、入れましょうよ。何かこう、どんどんどんどんメディアも県も周りも、何か動かしていけるようなことになるのかなというふうにちょっと答弁を聞いて思ったので、どんどんこのアプリをとにかくCOCOAを全員入れるんだという位の気持ちで取り組んでいただけると、私はありがたいなというふうに思います。

また、このウィズコロナでやっぱり粕屋町の財源っていうのには、当然限りがあります。国が県がやってくれてる支援、多々あると思うんですけど、それに関して、やっぱり町ができればいいんですけどそこまでできない。国や県レベルの支援は当然できないと思います。なのでやっぱり町民の皆さん、事業所も個人もそうですけれども、その支援を最大限受けていただくっていうのも、町が取り組んでいただきたいというふうに私は思ってます。

国や県の支援、その一覧というのは議会だよりのほうで同僚議員のほうが、議会だよりで作っていただいていると思うんですけど。町では、多分私の知る限りでは、ちょっと作っていただけてないように思いますが。

国と県の支援について、町が何かこう告知っていうか、ホームページではされています。ただ、一覧なり何か積極的な取り組みをされてるかというのを、お伺いしたいんですけど。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

既に終わったようなこともございますので、これちょっと整理して、アフターコロナ・ウィズコロナと、2つ並べて言いますけれども、そういった中では、今続いている支援がどういうもんがあるのかっていうのを整理して、広報にも載せていきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

是非、やっぱりその昨日でしたかね、国と県の支援なりに、周知がやっぱり足りないというふうに町長の言葉もあったと思うんですけど、せっかく受けられる支援を情報不足で町民の方が受けられないというのは非常にもったいないことだと思いますので、これもやっぱりどのところよりもこの支援を、国と県の支援を町が受けられるように、何とか協力をいただきたいなというふうに思っております。

それ以外のウィズコロナに関しては、かなり質問なり出てましたので、次の質問にいかしていただきたいと思います。

次は、アフターコロナなんですね。こちらのほうもちょっと重複するところがあると思いますけども、ちょっと重要に私が感じるところをお話をさせていただきたいと思いますが。

アフターコロナの時代が必ずやってくると。先ほどはポストコロナですか。若干ニュアンス、内容等は違いますけれども、今後、ワクチンの開発や治療薬が、開発がもう急がれている中で、そう遠くない未来にこのアフターコロナの時代は、既にやってきているのか。今後やってくるのかっていうところありますけども、そのアフターコロナに対する。まず、やっぱり私がここで何を問いたいかというと、やっぱりこのピンチをそのままピンチで終わってしまうのではなく、やっぱりこのピンチをチャンスに変える施策を、これもう早めに取り組んでいく必要があるというふうな趣旨の質問です。

やっぱり1番に手を挙げて1番に取り組んで、一生懸命に取り組んだところにやっぱり結果が出てくると思うんですね。

そういったのも踏まえて、アフターコロナに対する町長の考えというのを、ちょっと伺いたいんですけども。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

コロナが社会生活を変えてしまう。これは先ほどの議員の質問内容にもありましたけれども、新しい生活様式と言いますが、これは生活様式というよりも新しい生き方を変えていくんじゃないかと。これは社会活動あるいは経済活動に対しても同じと思います。

具体的に言いますと、例えばリモートで仕事もできるんじゃないか。会社に行かなくても結構仕事ができるよねとか、あるいは学校、極端な例で言いますと、学校

に ICT がすべて入ってしまっていて皆さんが習熟されれば、いや、そんな学校に行かなくてもある程度の授業は進捗状況は見えるよね、というような再確認もできてくるんじゃないかならうかと思えます。

当然そういった ICT も含めた設備、あるいはその人的な配置も必要になってくると思えますけども、非常にこれからの新しいイノベーションっていう観点から言うと、コロナがそういう機会を与えてくれたと私は思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

アフターコロナに対する町長の考え、しっかり持ってらっしゃるとは思いますが。私はちょっとそこの企業誘致だったりとか、この町を元気にする方向性っていうのに質問のほうを向けていきたいと思うんですけども。

再三に渡り、町長も企業誘致の必要性というか、企業誘致をやっていくんだっていうことをお言葉にされてらっしゃいますけれども。先ほども答弁のほうにありましたように、リモートワークだったりとかっていうことで、今までの会社の働き方というのも変わってくる。やっぱりなおさら、東京の一都集中型の形が、やっぱり全国に分散していこうというふうな形を大いにとってくると思われれます。そういった中でいち早くこの町として、もうそこに目をつけて取り組んでいく。

これがやっぱりどうしても2番手、3番手、むしろ10番手位になると、よそがどんどんどんどんその視点から、企業に対してプレゼンをしていくことになっていきますので、いち早く企業が今大変なときではありますけれども、このピンチだからこそ、それをチャンスに変える。この企業誘致だったりとかもそうだと思うですし。

今、国際金融機関なんかも福岡、大阪に香港のことですかね。が、ちょっと若干あって、福岡とか大阪に国際金融機関も誘致というか、していこうというような動きが国のほうでもあると思うんですけども。福岡市のほうは、いち早く国際金融機関を福岡市に招こうというようなお話を、手を挙げられてましたけれども。粕屋町も先ほど来出てますけども、空港から近い、駅もある、インターもある。ここをハブにして、いろんな形で発展を遂げていくことが、まだまだ可能だと思います。

やっぱりインバウンドもよく叫ばれているとか、それこそ菅官房長官ですかね、結構力を入れてやってらっしゃると思うんですけど。インバウンドに関する国の補助金なんかも結構あります。観光地がないけれども、ここ粕屋町をハブとして拠点として、様々な九州のところへのアクセスなどを十二分にできると思うんですね。

いろんな形の施策といたしますか、町が何とかこう動ける道というのが、まだまだ

いっぱい私はあると思います。そして何より、このコロナ時代、正直なところ、やっぱり町も疲弊っていうか、どうしてもやっぱり経済活動が停滞し、町が元気を失い町民も元気を失っていくっていうような、今この時代だと思うんですね。こういう時にこそやっぱり、もう思い切って検討していただいているとは思いますがけれども、いつまでももう誘致するぞ、ここやるぞっていう夢を語る。やっぱりそれって私たち政治家にとっても必要なことなんじゃないかなと。

町長をリーダーとするこの粕屋町の中で、夢を語り、皆さん町民の方のやっぱり希望の光になることも、私政治だと思うんですね。実現していく力こそが政治と言われますけれども、私はやっぱりこういう時だからこそ、あえて何かこう町民の道しるべになるような、もう思い切ってトップダウンでここやるんだ、ここに向けて全員でやるぞっていう、一致団結した動きが必要になってくるんじゃないかというふうに私は思います。

いろいろしゃべらせていただきましたけれども、そこらもへんも踏まえて町長、どうお考えでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

そのために今、都市計画課内にそういったチームを作って、だんだん肉付けをしてまいります。若干コロナの関係で出遅れた感がございます。

しかし、様々な知識、情報を仕入れながら、県、国あるいは民間機関とも協議を集中的に行いながら、実現化に図ってまいりたいと思います。私自身がトップセールスとなって、これは動いてまいります。

その時点で、はっきりした画が示されれば、その時点で私も大きくアナウンスをしたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

ありがとうございます。

余談ですけど私の名刺にも、天神まで、博多駅まで、空港までの粕屋町の距離関係なんかを入れてまして、名刺なんかでも私も少しでも粕屋町をPRできればいいなというふうに思ってます。

とにかく、やっぱり何度も申しますけれども、この厳しい時代だからこそやっぱりこう思い切って町長には大旗を振っていただいて、もう町が一丸となるような施策を示していただいて、取り組んでいければいいなというふうに思います。

最後、民間の方とのお話があったという、必要だということのお話がありましたけれども、いろんな形で民間の方のお知恵をもう既にいただいているとは思いますが、アフターコロナ、これからもっともっと粕屋町を強靱にしていくんだっていうようなプロジェクトを、やっぱり立ち上げられることとかもいいんじゃないかなというふうに私は思っています。当然、商工会の方だったりとか農業の方だったりとか、いつも最前線でお仕事をされていらっしゃる方と、やっぱりタッグを組んで。それぞれとはいろいろお話をされると思うんですよ。やっぱり商工会の方とも連携をとられながら、町長も当然進めていただいているとは思いますが。

国でいうと、分科会だったりとか今コロナの関係で、分科会とかいろいろお話が出てますけれども。町としてもなかなか最初こういう目的でやろうというよりも、自由な発想から、この町をとにかく元気にしていくんだ。この町をもっともっと発展させていくんだっていうような形の。何か委員会なんかも作ったらどうかというふうに、私はちょっと思っています。

そこら辺、個別に話を聞くよりも、何かそういうふうなのがいいんじゃないかなと思いますが。

ちょっと今の話でどうですか、町長。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは実は私、今年考えてたんですよ。

マスタープランの関係がございまして、例えば、町カフェとかシンポジウムあたりをどんどん開いてって、様々な業態の方々、あるいは年齢層の方々に集まっていたら、いろんな知恵・ご意見をちょうだいしながら、この町の自分が当事者となって、主体的にどうしたいんだという意見を聞きながら、一緒に協働して作り上げたいなと思っておりました。

ただ、これはそのマスタープランに限らず、これから先、やっぱり持続しながら毎年これやるべきことだと思います。どんどん時代、まさにコロナの関係で、こういったことで時代はどんどん変化しておりますけれども、毎年、今から先も継続しながらそういった意見の集約、あるいはその将来、粕屋町の将来を語る、この町の育成をみんなで語っていきこうというようなことを、そういった組織といいますか。集まりを作りながら、そしてまたうちのこの企業誘致と結びつけながら、今後そういった企画も考えていきたいと思っています。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

ありがとうございます。

是非、私たちもそうですけども、町民の皆さんがわくわくするようなまちづくりというのが、やっぱりこういう時期だからこそやりたいと。重ね重ね言いますが、もうなりますけども、やって行ってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。サウンディング型市場調査についてですけれども、今もう募集は終わられていると思いますが、粕屋町役場旧庁舎跡地の活用に係るサウンディング型市場調査を行っておられました。

私、ちょっとすいません勉強不足かも知れませんが、初めて目にしましたので、もうここ一括して、1番メリット・デメリットと、過去サウンディング調査を行ったことがあるのか、また今回実施することになった経緯、3番までちょっと一括してご回答いただければというふうに思いますが。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

サウンディング型市場調査についてお答えしたいと思います。

まず、サウンディング型市場調査のメリットということで、何点かご紹介したいと思います。今回は、旧庁舎跡地。今回は、土地利用に関するアイデアを専門的な知見も含めまして、広く募集することができることってというのが挙げられると思います。また、その事業に関する客観的な市場性を、把握することができることも挙げられます。加えて、行政内部だけで気づきにくい課題が業者のほうからの提案型で発見ができるようなことも、つけ加えられるような気がいたします。また、有望な事業・事業者を発掘できれば、その後の事業化を円滑に進められるという点もございます。そのような点を、低コストで享受することができるということが、メリットとして挙げられるような考えがあります。

それから反面、デメリットということでございますが、どうしても行政においては、予算確保ということが必要になってきます。そういう期間が必要になりますので、事業提案と行政とのスケジュール感がどうしてもこうマッチングが合わないようなことがあるような気がします。それと事業の早い段階から、やはり特定の事業者さんとの関わりがどうしても必要になってきますので、その点に関しましては、疑義が生じないように公平・透明性の確保に、当然ですが留意が必要というふうなことも申し上げられると思います。

また、事業者にとっては事業化に繋がらないと、当然低利益、あるいは利益がな

いという点で、事業のノウハウだけを提供していただくということも言えますので、そういった点がデメリットという形で挙げられるのかなというふうに思います。

あと、過去にサウンディング調査が行ったことがあるか、今回の経緯という形でございますけれども。過去においては、現在進行形でございますけれども、駕与丁公園に関しまして、活用方法のサウンディング型市場調査を現在行う予定という形で、進行形という形で今進んでおります。このほかは、実績は現在のほうはございません。

あと、この経緯につきましてでございますけれども、今回の旧庁舎跡地につきましては、当該地が御承知のとおり、町の中心地に位置しております。そして、かつて庁舎があったというところでございますので、町にとっては大変重要な土地でございますし、場所でもございます。一方、その周辺は都市化が進んでおりますし、地形や交通環境等からも、いかに活用すれば町や住民の皆さまにとって最適であるのか、判断が難しい場所となっておりますし、そこで先ほど数点メリットを申し上げましたけれども、専門的な知見も含めまして、多くの幅広い提案を受けることができる。客観的な市場性の把握、あるいは課題が期待できるということで、今回このサウンディング型市場調査を行うことといたした経緯でございます。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

ありがとうございます。

もうまさに今ちょっとご質問をしてきましたけれども、行政と民間がタッグを組んで、もうハイブリットのような形の提案じゃないかなと。

私、結構これいいなと思ったんですよね。嬉しいなと思って。こういうことをどんだんやっ行って行かれたほうがいいのかというふうに思ってまして。ただ、なんかいろいろサウンディング型市場調査っていう名前ではないかも知れませんが、当然町の公共施設だったりとか、いろんな形で民間の方のお知恵を聞いていかれるとは思うんですけれども。これは私がちょっと調べた感じなんですけど、何かその町有地とかそういう土地以外にも建物なんかにもこれあれなんですかね、サウンディング型市場調査とかができるんですか。建物の有効活用。例を出してあれなんですけど、例えば今、町営住宅の建て替え計画を実施されていらっしゃるんですけど、そういった中で、町有地以外にも活用できるのか。

これも4番と5番と一緒に構いませんので、町有地以外に活用できるのかっていうのをちょっと教えていただきたいんですけれども。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

一つの例と、ほかに活用できるかという、少し参考になるかならないか分かりませんが、他の自治体を見ますと、建物や公園などの改良の仕方とか、それから用途変更、あるいは未利用地の活用などハード面のほか、先ほど少し言葉に出ましたけれども、施設名のネーミングとか、あるいは課題が出ているいろいろなところで、運用面で課題が出ている制度とか、そういうものの改善提案とか。

そういうものにも、いろいろ活用できるのではないかなというふうには思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

私が調べたら、町有地だけなのかなと思ったら、そういうふうないろんな活用ができるということですね。

やはり当然、この今回の町有地に関するサウンディング調査の結果にもよると思うんですけども、今後もこういう形で当然民間の業者さん含めて、いろんな形でやっていくというような方向性を出してらっしゃるということで、間違いないですか。

今後も実施していく方向性にあるということですよ。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

一つの手段というふうに、とらえていただきたいと思います。

これがすべての方向性じゃございません。one of themとよく言いますが、様々な手法がございます。その一つでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

私は特に、やっぱりその民間の方とのタグを組んだ形でやっていくのがいいんじゃないかなというふうに思っていましたので、是非多く取り上げて、取り入れていただきたいなというふうに思います。では、この質問を終わらせていただいて。

次、最後の質問、こちらのほうは再質問になりますが、3月議会ですかね、このLINE公式アカウント。

やっぱり先ほども申したとおり、どうしても今ホームページの情報発信でいうと、

プル型ですよ。皆さんから拾いに来ていただかないといけない情報発信になっている。この公式アカウントに関しては、当然最初の登録っていうか、していただかないといけないんですけれども、それ以降は、どちらかといったらプッシュ型。

何かあればそれをお知らせする。防災無線、町内の放送なんかはプッシュ型にあたるのかなというふうに思いますけれども。この公式アカウント、そんなに私もあれから調べさせていただいたら、当然そのオプションをどんどんつけていけば費用が高額化していくことが予想されますけれども、ホームページを作るよりは、安価に抑えられるような、私はちょっと調べをしております。

実際あれから時間も経ちますし、次年度に向けて、今後また検討していただければなというふうに思ったので、ここで質問をさせていただきますけれども。

その後何かこのLINE公式アカウントについて、町として何か取り組まれたことがあれば教えていただきたいんですけれども。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっと専門的なことになりますので、協働のまちづくり課課長からお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

LINE公式アカウントの導入に関しましては、今現在、町のほうからの情報につきましては、SNS、フェイスブック、ツイッター等で情報発信を現在行っております。

LINEの公式アカウントの導入につきましても、他の自治体の導入状況を参考にしながら進めておるんですが、具体的な話としましては、LINE福岡株式会社との打ち合わせ等を、今月、具体的に具体化しております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

ありがとうございます。

やっぱりもう本当にこれまたスマホの話になってしまいますけれども、スマホを使ってらっしゃってLINEを使ってらっしゃらないという方が本当に少なくなってきた、何よりも今、当然、一般のお店なんかでもそうですけれども、一番広告の効

果があるんじゃないかというふうに言われてますので。

町としてもこの公式アカウント入れることによって、町民の方に広くやっぱりこう情報発信していくというのは、もう最大の今ツールになってるんじゃないかなというふうに私自身思ってますので。今月、打ち合わせをしていただけるということですので、是非ちょっと実現に向けて取り組んでいただければなというふうに思います。

以上、すべての項目終わりましたけれども、やっぱりこういう本当に国難と言える状況の中、再三に渡り言ってますけれども、今ここで僕たちが頑張っていけないと、やっぱり町民の皆さんもどんどん元気をなくしていくんじゃないかなというふうに思ってますので。様々な形で、民間とタッグを組み合わせながら、この町がよくなればいいなというふうに思っております。

最後になりますけれども、もう一度熱い気持ち、何かありますか、町長。もうないですか。是非、町長に話してもらいたいんですよ、私。すみませんちょっと、あのあれしますけど。何かこう元気の源に、何か、町長が町民の皆さんの源になってほしいというのがめっちゃ思ってますね。

ちょっと最後、熱い気持ちをカーンと話してもらえたら助かります。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

末若議員ほどの熱さは感じられないかもしれませんが、私も年齢なりに、非常に熱い気持ちを胸の中に秘めております。

町民の皆さん、本当に共に頑張っていきましょう。

お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

ありがとうございました。

これで一般質問を終わらせていただきたいと思います。

（1番 末若憲治君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

それではここで議場内換気のため、暫時休憩といたします。

再開を11時30分といたします。

（休憩 午前11時22分）

（再開 午前11時30分）

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号15番、小池弘基議員。

（15番 小池弘基君 登壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

小池議員。館内放送あつてますので、終わるまでは少々お待ちください。

それでは、小池議員、どうぞ。

◎15番（小池弘基君）

議席番号15番、小池弘基です。

私も、一般質問ということで、まずはこの一般質問ですけども、私を知る限りでは、議長を除く議員15名全員がこの一般質問を行うというのは、初めてじゃないかなと思っておりますし。全国的に見ても、これだけ議員全員が一般質問する議会というのも大変珍しいんじゃないかなと思っております。その中で、では質問に移りますけども、通告書でいきますと、1・2・3・4あるんですけども、順番を少し変更させていただきまして、2番のほうから先に質問させていただきたいと思っております。

まず、今回の質問は、九州大学農学部附属農場、通称原町農場が現在の場所に1921年農学部の付属施設として開設されました。早いもので、来年3月をもって100年の歴史に幕を閉じ、福岡市西区元岡地区に移転されます。それにより、23ha、約6万9,700坪の土地が残ることになります。まず、九州大学に対し100年もの長い間、粕屋町に、特に阿恵区、原町区、内橋2区の住民の方々と交流されましたことに関しまして、御礼申し上げたいと思っております。

この原町農場は、歴史的にも交通の要所でした。この土地が現在建設中の井尻粕屋線、通称福岡東環状線が完成すると、粕屋町の1等地に変わります。このような土地の利活用が、今後粕屋町の財政に大きな影響を与えるための質問と考えております。

では、2番目の質問ですけども、官衙遺跡の保存方法について、教育長に尋ねます。また、土地の取得に対する負担割合については、先日説明を受けておりますが、その後金銭的な話について何か情報がありましたら、併せて報告のほうをお願いいたします。

では教育長、お願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

所管の社会教育課の課長のほうから、お答えさせていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

お答えをさせていただきます。

官衙遺跡の保存方法についてということで、令和2年の3月の10日付けで、阿恵遺跡というふうに表現しておりましたけど、指定になりまして「阿恵官衙遺跡」と命名されまして、国史跡になっております。また、7月22日付けで、史跡を管理すべき地方公共団体として粕屋町の指定も行われておりますので、今後の保存対策の方向性について大まかな流れをお答えをいたします。

本年度と来年度の2か年で、「阿恵官衙遺跡保存活用計画」を策定をいたします。

この保存活用計画は、史跡を次世代に適切に保存していく方策の骨格と、町内や近隣地域に点在する文化財をどのように結びつけて活用していくか。学校教育や社会教育、観光や日常の利活用の方策など、保存管理、整備、活用に視点を置いて策定するものでございます。この計画の中で、公有化の方向性や史跡整備の方向性も示していただくこととなります。この保存活用で示された計画をもとに、令和4年度、順調にいきますと令和4年度から、今度は史跡整備計画及び基本設計へと歩を進めていくこととなります。

保存方法につきましては、史跡を保護することが大前提となりますので、保護盛土を施した上にどのような形で整備、表現を行っていくかは計画策定の中で論議をいただくことになると思います。引き続いて負担割合の件の、よろしいでしょうか。

今回、買い上げの対象となる面積、これは粕屋町が管理団体として指定された以上、粕屋町が買い上げを行うという形になります。約4.1haほどございますけれども、この土地の単価決定につきましては、文化庁からの国庫補助を受けてする関係上、不動産鑑定士等に委託した土地鑑定評価額を基に、積算をさせていただきます。

その予算につきましては、今年度費用計上しておりますので、今年度、その評価を行う予定にしております。だから今のところは、全体でいくらかかるかというのはまだ積算できていない状況でございます。

取得に関しましては、国の補助率が80%ございます。

これを複数年で取得する予定で、今のところは考えております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

小池議員。

◎15番（小池弘基君）

今回保存する約4.1ha。この金額は、今後、国のほうから定められるということでございますけども。

それ以外の土地も同じように、土地の鑑定士あたりで評価を出されるということでもよろしいのでしょうか。

その辺は、まだ分かっておりませんか。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

今回は、土地の鑑定士の部分は今回の史跡の部分に限って、うちのほうで進めようというふうに考えておりますので、ほかの部分についてはちょっとこれからの考え方になろうかと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

小池議員。

◎15番（小池弘基君）

この土地利用、全体の利用っていうのは、いろいろ考え方もあると思えますけども、今回の官衙遺跡の保存ということに関しましては、ある程度限られてるのかなと思ってます。私も、ここに今まで、総務常任委員会、その他で、全国的に遺跡関係、視察にお伺いしたりして勉強もさせていただいております。やっぱりいろんなところは、そういった同じような遺跡出てる箇所たくさんありまして、そこにやはりいろいろと保存して、いろんな全国の方から来ていただいて、というようなところもあるんですけども。いかんせん、なかなかお金を取ってやるというところはごく稀でございます、ほとんどが無料で行われてます。

それでそういったところは、基本的にもう1回見ると、大体2回3回来る方って非常に少のうございまして、いつの間にか草が生え、もうあとはお荷物になって大変な、結局、経費がかかると。まあランニングコストといいますか、固定経費がかかると言っても必ず言われるのは、もう中途半端なことをやめた方がいいですよ。それはそれできちっと保存なり、要はデータなりをきちっととって、あとはきちっと埋めて、あと、防災公園なり、そういった形の利活用が1番、いいんじゃないですかみたいな、話も聞いたりしておりますので、それも参考にさせていただければと思っております。

続きまして、今度3番目のほうに移りますけども、農地跡地に西小学校を移す考えや、小中一貫校の建設について、教育長にお尋ねしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

現在のところ西小学校を、九大跡地のほうに移すということは、全く考えてはおりません。

計画もしておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

小池議員。

◎15番（小池弘基君）

昨日、川口議員の中に、是非、中学校新設してほしいといった話も出ておりました。その中で教育長はね、あったらいいね、欲しいね、みたいな話はしておられましたけれども。これが具体的に建てるとなると、非常に費用的なものとか、粕屋町もそこまで財政的に裕福な町ではないと思います。それでなくても社会保障費、その他で、大変出費が増えてるっていう状況は、私も理解をしております。

しかしまず、やはり西小学校校区は非常に今人口も増えてきておりますし、子どもさんもそうです。教室、特に一般教室が足りないから、特別教室をまたそれを改造してっていうようなことで、大変苦勞をされてあります。だんだんと待機児童も、すみません、学童保育の施設なんかもまた増築したりということで、運動場がだんだんと狭くなったり。そういった中で、今回は本当に非常に一つのチャンスととらえて、やはりこれは文科省なりに、全国と違うんだと。粕屋町は人口も増えてます。当然、それに併せて子どもたちも増えてます。

それを今後、何年間、どれぐらいの比率で増えていくか、その辺の分析とかいったものもされてるんじゃないかなと思っております。その辺がやはり建てるにしても、それだけの投資をして、短期間で子どもがもう減っていった。そうなってくると建てた意味もまたなくなると言って、それを早いうちに判断しないと、子どもがどんどん増えていって学校の教室が足りなくなる。そんなときに校庭にテント張って授業をする、そういったことも現実的にできない話です。

だからそういった意味も含めまして、その辺の子どもたちの伸び、その辺の何か数字があれば、お答えしていただきたいと思いますけども。

お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

学校教育課長のほうから答えさせます。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

一応毎年、学校教育課のほうで、各小中学校の人口の伸びを試算しております。

それで現段階で、令和7年度まで試算しております。人口的には、令和2年度で今現在、西小学校で842名なんですけど、それが一応、令和7年度には1,026人というふうに予想して、そこまでは増加するというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

小池議員。

◎15番（小池弘基君）

今、西小学校の話ですけれども、中学校、西小学校校区だけって、非常に難しいかも分かりません。

粕屋中学校の状況といったものも、ある程度分かれば報告していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

子どもの数というのは、なかなか毎年入れ替えがありますので、あれなんです。今、なぜ令和7年までかっていうと、現在住民票のほうで子どもたちが出生をされた0歳から6歳までの人数、これがいわゆる小学校に7年後上がってくるということで、7年間のとは今データとしてあります。現在小学校が6年間在籍してる子どもたちが、そのあと1年ごとに3年間中学校生活過ごしますので、これもやっぱ同じく令和7年まででいいますと、現在今中学校両方とも720名とか700ちょいの人数なんですけど、最終的に7年後位には近くなります、というところまででちょっとこらえていただきたい。端数はちょっと分かりませんが。

ただ、ついでにというのはあれなんですけど、今子どもたちが増えてますが、特別支援学級の子どもたちもかなり増えてまして。西小学校が今16クラスだったですかね。これが例えば来年じゃあ、それが17クラス再来年は18クラスになるかという、それはそのときそのときで変わりますので、特別支援学級の数が全く読めないんですよ。それで今西小学校がああやって通常のクラスが半分に割って特別支援学級にしている。だからもう空き教室がない状態。これにまた子ども数が増えてきますので、普通学級をまた増設しないといけない。また特別支援学級もおそらくまた減ることはないでしょう。そうするとですね、校舎を増築っていうのは、なかなか難しいところが今西小学校にもありますし、粕屋中学校、校区にしてる粕屋中学校も本当にもう場所がありません。

それで長い長期・中期・短期の計画もそれぞれ立ててるわけなんですけど、今のと

ころ、増築を急いでしないといけないという状態までではない。しかし、中期的にはプレハブあたりで過ごす必要も、活用する必要があるのかなど。しかし、永遠にこれがまた10年20年30年位までやっぱり増加し続けることになる、私はやっぱりこれは別の場所に、例えば、西小を動かすか粕中を動かすか分かりませんが、やっぱりそういったところも考えていけないということ。

ちょっとここ数年間は、注視しないといけないのかなというところは考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

小池議員。

◎15番（小池弘基君）

確かにやはり子どもたちが、どれ位本当に伸びていくかっていうのは本当分らないところ。

先ほど教育長も言われましたように、特別支援学級というのは本当に今中央小学校もそうですし、本当に今増えてきております。だから、そういったことに関しては本当教室が足りなくなるというのがやっぱり現実じゃないかなど。そこで私は、今回、こういった質問させていただいたのは、学校を造るといった、そういった広い場所ってというのはほとんどないのが実情なんです。ところが、幸いにも今回、来年の1月2月で農学部が西区元岡に引っ越しされ、3月には全く誰もいない、ただの土地が残るわけです。だから、こういったときに、やはりせっかくこういったときだから、やはり町として国に対して、もう子どもたちも増える、特別支援学級も増える、クラスが普通教室も足りない、増築するにしても土地が運動場もない。こういったふうなことだから、もうすぐ隣です。もうそこに、新しくこの際、小学校、中学校、特に小中一貫校を建てて、昨日もいろいろと防災の関係で話がありましたように、やっぱり高い建物を建てて、そこにやはり西区のエリアの人たちが避難できるような、そういったふうな観点からも、やはりこれは前向きに検討する必要があるのではないかなと私は思っております。

その辺の話は、これはまた次、町長にお尋ねしたいんですけども。

やはり国に対して、やはりこう学校を建てたい、こういうふうな状況があるといったものを訴えて、土地をやはりそれなりの安い形で買って、そこに計画的に小学校中学校、それに広いグラウンドも整備して、それから後にでき上がりました西小学校を今度全部壊して更地にして、あれだけのまた広い一筆の土地ってというのは、なかなか粕屋町では手に入らない。福岡市もなかなか難しい。そうなったそういったものを民間に売却すると、かなりの利益が出てくるのかなということも、考えられるのではないかなと思いますけども。

町長そこらあたりのその考えはいかがですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

様々な視点から、考察する必要があるかと思えます。

小学校、中学校の今後の児童・生徒数の伸び。これは今、伸びだけがありましたけれども7年後となりましたが、その後のこともやはり推察しないといけない。人口減少は、間違いなく粕屋町にも起きてまいります。そういった費用対効果の点、そしてまた、防災面のこともありましょう。ただ、防災面は昨日の質問にもありましたように、やはり河川がある、それをまたいでいけるのかどうかという、そういった考察も必要です。高さの考察も必要でありましょう。また、例えば売却のことについても、もちろん否定はしませんけれども、本当にこの今の経済状況で、進出する企業あるのかどうか。河川の側ですよね。そういったことも地理的な要因もございます。

選択肢の1つであります。それを積極的に進めることは、やはりいろいろな総合的な観点から、研究し、結果を出したいと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

小池議員。

◎15番（小池弘基君）

粕屋町には、まだ開発公社が残っております。

やはりそこを、やはりこうフルに使って、せっかくやはりこうそういったこうなんでしょうか、私は、民間営業が長くて、どうやって利益を出すかどうやって売り上げ増やすかというところが、日ごろすぐそこに目が行くというところが習慣にはなってるんですけども。やはりこういった広い23haの土地が、4haが遺跡として保存しないとイケないとしても、かなりの土地が残る。だからこれを、ただ単に、じゃあどこかURなりどこかそういった、箱崎も六本松も今までは九大の土地は全部URのほうで手掛けて計画開発をしてきておられますけども、今後はどうなるか分かりません。でも、やはりそういったものを、やっぱり少しでも利益が出るんかが町のためになるといったようなことを考えて、やはり検討していただきたいなと思っております。

特にこういったチャンスは、ほんともう、うん。細切れになって何か建つてくるともう、後でこれ買っとけばよかったなという話はできなくなりますので、これからあと2年3年は今言ったように、これからほんとの保存の問題とかで、時が少しは稼げるんで。その中で、やっていただきたいと思えますし、子どもたちが7年後

どうなるか分かんない。

何十年後まで人口が増えるかどうか、分からないとおっしゃいますけども、粕屋町はまだ今、郡なんですね。これが、いずれ市になる。私はよく言っておりますけども、いずれ市になる時には東福岡市というネーミングも1つの候補ではないかと。そうなってくると土地企業誘致するときも、東福岡市というのは、やはり福岡市というのは全国区で有名ですので福岡市はあそこにある、その東側に隣接する市なんだなど。あそこには空港がすぐ近くにある、九州自動車道のインターがある、都市高速も中を通ってる。そういった、やはりこう立地面とかいうのがやはり企業側にもすぐ分かる。そういったふうなところ、やはりこれはどちらが先か分かりませんが、やはり7年後国勢調査で、人口が5万人を超えたということからのスタートしかありませんけれども、やはり市に持っていくということは、企業誘致に対しても、やはり市になるといろんな方がまた転入されてきたり。今もそうですけども、市街化の計画してる区域もどンドンとやはりこうまあいろいろ広げていったり、調整区域も市街化編入とかそういったふうなことをやっていながら、やはり人口を増やしていく。そういったふうなことも、町の体力、財政力をつけるためにも必要じゃないかなと思います。

だから、やはりこう7年後、それ以降も総務省もいろんなデータ分析してるはずですので、そういったところで、今後10年後20年後、粕屋町が今後市になって、それで、どれだけまた増えるのかといったところの調査研究もしていただければと思います。それでまた先ほど飛ばした1番にちょっと戻りたいんですけども。

1番は、農場跡地23haのうち、4ha、12,120坪ほどの官衙遺跡を保存しないといけません、残りの19ha、5万7,580坪あたり開発、これを土地の取得する考えがありますか。

起債を使ってでも買っていくといったような、その辺の考えがありますかといったところに繋がるわけですけども。

町長、最終的に買う、土地開発公社を利用して起債をしながらでも、何かこれから粕屋町のために必要な土地をかっていくというような考え、ありますでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

土地の取得を目標にするのは、私はどうかなと思うんです。

やはりこの農場跡地を粕屋町にとってどういうふうに関、活用していったらいいか、それがこれからの粕屋町の発展に繋がるような起爆剤になるような位置づけですね。都市マス、都市計画マスタープランでもありますけれども、福岡市への玄

関口にも当たります。

従って、そのためにはどのような方法があるかということ、今もう研究を實際してるところでございます。ただ、議員がご指摘のように、これからの文化財の発掘もでございます。そしてまた、この4.1haの阿恵官衙遺跡の取得についての土地鑑定評価に基づいた取得の交渉もでございますので、その経緯をいろいろ検討しながら、参考にさせていただきながら、今後の活用計画を考えてまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

小池議員。

◎15番（小池弘基君）

それでは最後の質問に移りますけど、粕屋町都市計画マスタープランにありますグリーン・トライアングル構想について尋ねます。

マスタープランによりますと、グリーン・トライアングルといった、こういったのが昔からありまして、これ昔からそうですけど、駕与丁公園、丸山とこの九大農場跡地といったところ、三角トライアングルじゃないですけども、ここに緑の公園、まちづくりといったような話が当初ございました。

これについて、今後、特に今、マスタープランの見直しの時期、あと、総合計画の後期5か年計画の見直しの時期のこのタイミングで、このグリーン・トライアングル構想といったものが今どのようになってるかをお聞きしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当所管でございます、都市計画課長のほうからご説明申し上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

グリーン・トライアングル。

こちらにつきましては今、小池議員さんがおっしゃいましたように、町のランドマークとなっております駕与丁公園、そして九大農場、原町農場、そして丸山を緑の拠点としてそれらを結んで、誰もがイメージできる構想を形成したものであります。平成24年度に完成いたしました阿恵大池公園も、町の西部の緑の拠点である原町農場の一角として整備が行われたものであります。

緑の拠点となる、原町農場跡地の構想につきましては、農場で発掘された国の史跡指定となった阿恵官衙遺跡は貴重な町の歴史資源でもあります。今後、本町の魅力を発信できる緑の拠点として、都市計画マスタープランでは、遺跡公園の整備を

図りますと、位置づけを現在上げているところがございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

小池議員。

◎15番（小池弘基君）

これからの計画になるかと思えますけども、やはり町民のやはり緑、特に西地区にはそういった公園が少ない。本当皆さんが集って、安らぐような場所といったものを当然必要だと思えます。計画をこれからしていただいて、できるだけ早い時期に、そういったふうな、もともとマスタープランに掲げてあることを一つ一つ実行しながら、粕屋町のまちづくり、邁進していただきたいなと思えます。

私は、あそこに何かドッグランできるような、犬の何か運動場といいますか、そういったのもあったらいいなとか、いろんなことを考えておりますけども。それはまた具体的な話になってきますので、そういった計画を今後も粛々と進めていっていただきたいと思えます。

最後、町長、このまちづくりのために、是非とも今後やっていただきたいと思いますが、一言何かございましたら、と思えますんで。

◎議長（鞭馬直澄君）

チャイムの終わった後をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

都市化していきますと、この粕屋町にあって、住民の方々の要望というのは、福岡市とは違うまちづくりをやっぱり希望してある方が多いです。

というのは、やはり緑が多くて、安らげる憩いの時間を持てるような暮らしをしたいという方が非常に多ございます。駕与丁公園を代表するように、粕屋町には非常に緑が多ございます。その意味では、グリーン・トライアングル構想の中で、位置づけられています九大農場跡地、これもやはりその部分で、粕屋町の西のほうのグリーン地帯をやはり保てるようなところの発想から、やはりしていきたいと思っております。

広く住民が憩えて、本当に豊かな時間、楽しい時間を過ごせるようなまちづくりに努めてまいりたいと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

小池議員。

◎15番（小池弘基君）

ちょうどお昼になりましたので、これで私の一般質問を終わります。

(15番 小池弘基君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、これで暫時休憩といたします。

再開を午後1時ちょうど、13時ちょうどといたします。

(休憩 午後12時02分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号11番、本田芳枝議員。

(11番 本田芳枝君 登壇)

◎11番（本田芳枝君）

こんにちは。それでは、議席番号11番、本田芳枝。

今から一般質問の通告書に従ってさせていただきます。

その前に申し上げたいことがあるんですけども。実は、今日いろんなことでコロナの件で、いろんな話題がここ3日間ございましたが、ほんとに感染者の方は大変だったろうし、医療関係者の方は、とてもきつい思いをされておられたんじゃないかと思います。

そうした中で、町内の病院にクラスターが発生したということが新聞記事に載りました。私はその病院をよく知っているのでびっくりいたしました。ただ、その病院は、ホームページでいろんなことを一般の皆さんに伝えておられました。現在まで10報ございます。それで私は安心して、その病院の様子を見守ることができました。9月1日に9報ですかね、そこでようやく予約診療と健診センターの業務を、再開することができるようになりましたと書いてありましたので、心からほっといたしました。そのあとのことを私は申し上げたくて、今ここ話題にしています。

それはその後、実は粕屋町の役場の職員の皆さんが、その病院に対して、応援メッセージを送っておられるんです。実は私町民として、何らかの形でその病院を応援したいと思ってはいたんですが、自分の立場上、それはとても難しいこともありましたので、どうしたものかなと思って、祈りながら毎日の様子を見ておりましたけれども。私が知ったのは9月3日、職員の皆さんの応援メッセージをバラの花束にして、大きなパネル、そしてバラを幾つも作って、病院に届けられたようでございます。私はその役場のやり方はね、ただ支援するとか、そういうお金、補助金を出すとか、そういう形ではなくて、そういうやり方をされた粕屋町役場の職員の皆さんに、心からお礼を申し上げたいと思います。その応援メッセージを見ることによって、本当に勇気付けられたのではないかというふうに私は推測いたしますし、コ

ロナがあったことで、粕屋町の役場と、それから病院関係者の間が非常に近まったというふうに思っております。健康づくり課の皆さんのお話を聞くと、あるいは図書館でもそうなんですけれども、その病院の職員のいろんな方が、講師となって町の講演会とかに来ておられます。本当に地域医療の要として頑張っておられたとかなので、今そういう形で収束ができていくということを心から安堵して、役場の皆さんのそういう行為に対して、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、始めます。質問事項は、暮らし続けたいくなるまち構想と歩道整備、ふれあいバスについてということで質問をさせていただきます。

その内容が「暮らし続けたいくなるまち。かすや。」は、今年度策定予定の都市計画マスタープランのスローガンとなっています。私が策定委員会を傍聴した時は、ちょうどこのスローガンをどうしようかという審議の真っ最中でした。句点が2つもあることで、文法的にどうなのかという意見に対して、転入してきた住民の方が、定住できる要素を少しでも増やしたいという強い思いを発表する、若い職員の熱心さを頼もしく思いました。結果的に、これがスローガンとして掲げられるようになるのではないかと思います。そういう意味で、正式に決まったわけではないのですが、紹介させてもらいました。

また、「安心と安全の町かすや」は町長の公約でもあります。昨年9月、12月の一般質問で町長の熱い思いを聞かせていただきました。共に、人口増を願い粕屋という郷土を愛する人が増え続ける。そんな願いを託した言葉のように思いますが、それでは、そのためのまちづくりはどうしたらいいのでしょうか。結論から申しますと、私は粕屋町の今後のまちづくりは、生活の質、クオリティ・オブ・ライフの視点が必要だと思っています。それにはバリアフリー化が必然、そして都市計画のマスタープランに、その考え方を導入できないかというふうに思っております。

人口を増やし、市になるためには、財政力が豊かでなければならない。税収をアップさせるために、企業誘致をするという考えをよく耳にしますが、今からのまちづくりは、そこに住んでいる住民が、いかに安心して快適に過ごせ、人生を楽しむことができるか、という視点が大事だと思います。そんな傾向が強くなれば、町は活気づき、おのずと人口も増えていきます。町を愛する人も増え、スローガンの「暮らし続けたいくなるまち。かすや。」の実現となります。それではまず、「移動の自由」というテーマを歩行者の立場から、クオリティ・オブ・ライフの考えに即して進めていきたいと思っております。

まず最初に、歩道整備の計画について。粕屋町の道路事情が悪く、特に歩道が狭く乳母車をするのが大変。また、通学路の整備も進んでいないという声をよく聞き

ますが、粕屋町の歩道整備計画はあるでしょうか。

町長お願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

「安心と安全の町かすや」、この実現化に当たっては、やはり安心して歩行者の方々が町中を行ける、歩道の整備が非常に重要、大きなテーマの1つでございます。

今現在の歩道整備の計画につきましては、詳細を担当所管のほうから申し上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

お答えさせていただきます。

具体的な歩道の整備計画というような、個別の計画的なものは、現在はございません。ただ、歩道の整備自体は、やはり路上における安全確保、その方策としては、有効な手段でありますし、安全なまちづくりの指標というようなことで、歩道の整備状況とかいうのは用いられてきておりますし、第5次の粕屋町総合計画後期計画、こちらにおいても、歩道の整備を進めるべく指標というような位置づけにもなっております。しかしながら、路上における安全確保が、歩道の整備だけで確立されるものでもございません。歩道の整備は、先ほど申したような有効な方策ではございますが、その反面、やはり用地の確保、それから施工上の制限、改修するにあたりましては民地等々の高さの調整とか、あと、費用的なこと、そういったこともございまして、大きな課題というふうには考えております。

現在粕屋町では、そういった課題を少しずつ整理できるところから整理し、例えば用地の取得が可能な情報がありますれば、用地取得に向けて、地権者の方と協議をさせていただいて、整備を進める。また、開発等でそういった状況の中で、歩道の設置が可能な場合は協議をさせていただくと、こういったことに向けて取り組みを行ってきております。そういった実際の整備につきましては、そういった折ごとに事業を行うことで、総延長を延ばしていくというようなことで取り組んでおるんですが、そのほか交通安全対策、それから幹線道路。幹線道路が整備される場合には、おのずと歩道も一緒にあわせて整備されていきます。歩道の整備以外では、運転マナーの向上であったり、住民の方、児童、見守り、こういったことが交通安全のほうに繋がっていくと思っておりますので、ハード、ソフト両面における、総合的な安全確保に努めることによって、移動の自由を求めていきたいというふうには

考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

とても立派なお答えをいただきましたが、具体性がないんですね。

私が今お聞きしますところ、それは従来ずっと今まで、そういうふうな考え方でなされてきて、その結果、うちの町は、例えばいろんなアンケートをとる時に、必ず1番に、歩道が狭い、あるいは歩きづらいといった町民の皆さんの声を、1番上のほうに挙げります。その対策を何とかしないといけない。いくら市になって、いくら財政が豊かでも、普通の町民の皆さんが歩きづらい町、あるいは道路が混雑している、いろんなものがそこにある、でそういうところではね、住民の皆さんは、この町に住むことに誇りが持てないんじゃないかなと、私は危惧しているところがあります。

それで、決算資料の中にいつも歩道整備、どの位したかという数字があります。

その数字を、もしよかったら出してもらいたいと思っているんですが。

◎議長（鞭馬直澄君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

歩道の整備ということで、決算書にあげています歩道の総延長でよろしいでしょうか。そしたら、過去5年前から答えさせていただきます。

平成27年度末につきましては、4万4,444.4mです。28年度末が4万4,520.1m。平成29年度末が4万4,918.3m。30年度末が4万5,460m。令和元年度末が4万5,324.5mというふうになっております。すみません。最後の平成30年度末から令和元年度末におきましては、136m減っております。これにつきましては、酒殿の土地区画整理事業に伴いまして、土井宇美線から酒殿駅に行く道が区画整理事業に編入されております。その分が整備はしておりますが、その分がマイナスということで、30年度から元年度につきましては、マイナス136mというふうな結果になっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私が調べたら、減ったり増えたり。でもその数字は非常に小さくて、なかなか整備がね、歩道の整備が進んでいないという現状があります。

それについて、町長はどのようなお考えをお持ちですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

数100mずつは、増えてるようでございます。

決して、その増えてないということじゃございません。ただ、先ほど所管のほう言いますように、歩道の設置につきましては、様々な課題がございます。具体的に言いますと、歩道を作るにあたって段差等ができますので、出入り口の問題、そしてまた、歩道を車道に増やすわけにはいきません。車道の確保がまず必要でございます。ですから、歩道を作るにあたっては、用地の交渉、並びに用地買収費等が要ります。

従いまして、それぞれ所管課に限らず、例えば、家が建つよとか、開発があるよというようなときには、それに伴って未整備の歩道がある場所については、積極的に働きかけを行い、歩道を作らせていただかせんか。もし言われるならば、町のほうにもそれを分けてくださいというようなことも、アンテナを高くして情報収集に努め、歩道の確保をできるだけやっておる現状でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ということは、開発がないと歩道は増えないという結果になりませんか。

それで、今現在、生活道路が非常に整備をされて、歩きやすいならいいですよ。狭くて、ものが横に出っ張ってたり、あるいは側溝のふたがもうガタガタになったり、非常に私は自転車でそういう所を通るので、あまりよろしくないですね。だから、もちろんその歩道を整備して、歩道の長さを増やすことも大事ですけども、今ある歩道を整備、あるいは交通の非常にトラックが多いところがあるんですよ、粕屋町は。通過地点なので、その辺の車の制限、簡単にはできないですよ。逆に制限されてたところをある程度解除するとか、時間制限をするとか、いろんな工夫をしていかなければ、歩道の整備はできない。

今のお2人のお話を聞くと、結局新しく作る歩道についてのお話でしたね。でも実際は、今ある歩道が、町道であり県道であるところの整備が、なかなか実は区によって差があるんです。行政の区長さんが、代々そういうことを気をつけておられる区はきちんと、自転車で動いてもスムーズにいきますが、そうじゃない区もあるんですね。そういうところは、もうガタガタで危ないです。いろんなところがあるので、やっぱり一貫して現在ある歩道の状況、それから今後の状況を計画的に進める必要が今、あるんじゃないかと。

粕屋町の歩道が非常によくはない状態は、粕屋町の弱点です、大きな。交通量が多いので、なかなか難しいこともあると思います。それから用地も高いので。だけれどもそれは、開発をすることを待っていてするのではなくて、逆に積極的にそれだからこそ、いろんな計画にそれを取り入れて進めていく。できること一つ一つでもいいから増やしていく。そういうことが町民の皆さんの安心に繋がるんです。だから私は、大きなお金をかけてくださいって言ってるわけじゃないんです。まず、例えば道路標識がもう薄れて分かりにくかったり、横断歩道もなかなかですよ、そういうところが結構あります。それをチェックしながら、いつもはつきりと明確に歩行者の皆さんに伝わるような形で、ある程度それはできていると思います。今朝も私が通ってくる時に、そういうところがありました。けれどもそれをきちんと計画的に定期的に。例えば水道はちゃんとするでしょ、もうあらかじめ。水道の整備ってというのは計画に入っています。ところが、今お話を聞くと、歩道の、現在ある歩道の整備っていうところは、あまりないような感じがいたします。新しいところは、今から作ればいいんですけど、今ある歩道をどう町民の皆さんが歩きやすいような状態にするか。交通量、信号の問題、そういったことをどう解決していくかっていうのは、今後の粕屋町のクオリティ・オブ・ライフという点で、それは障がいを持っての方だけではなくて、町民の皆さんすべてに対するいろんな町の施策としてやっていくことが安心感に繋がるし。粕屋町はよくやってくれてるなというふうに思いができれば、じゃあこの町のためにこれをしよう、あれをしようというふうな形になると思うので、その辺は今から力を入れていただきたいと思って今回取り上げました。

それで実は平成30年、内閣府の住みよい環境の基盤づくりの中に、都市計画などに、あるいはマスタープランにこの歩道整備を取り入れるという考え方を出してあります。市町村が都市計画の方針として策定する、市町村の都市計画に関する基本的な方針、市町村マスタープランの中に、まちづくりにおける高齢者や障がいのある人への配慮を積極的に位置づけ、都市計画に反映することもできると。それで全国の都市の再生を効率的に推進する観点から、地域の創意工夫を生かした個性あふれるまちづくりを実現するために、都市再生整備計画に基づく事業、つまり、都市再生整備計画事業に対して、社会資本整備総合交付金による支援を行っているというふうに書いてございました。だから、こういう支援を取り込もうと思えば、それは大変な計画も立てないし、その条件が要りますよね。その条件をするためには、日ごろの皆さんのチェック、あるいは計画、それに粛々と努めていく、あるいはそういう視点っていうのは大事なので、是非今回のマスタープランにそういう考え方をに入れてほしいと思って取り上げました。

町長、いかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

さも、町がやってないというようなことも、私ちょっとひっかかります。

やっていますよ。もう地元といろいろ協議しながら地元のご意見、実際使っている住民の方々が一番分かってあります。ですからそれは、区長さんを経由して、お話を聞きながら、歩道の改良も粛々と行っております。

私が先ほど言いましたのは、そういったプルじゃなくて受け身じゃなくて、職員が自ら当事者となって、あそこで開発あつてますよ、あそこ歩道入れたらいいですねっていうアイデアを広く職員からも拾い上げてます。ですから、それをつぶさに見て、アンテナを高くして情報収集し、積極的に歩道の整備もないところは歩道の整備もやっていますということ、その先のこと言っただけで、従前からあるような歩道の改良は、これも計画でももちろんありますので、やっております。

ですから、今議員がおっしゃられる利用される方々の身になって、これはもう私も公務員といえますか、官庁の基本的な姿勢でございますので、それは忘れることなく、今後も進めてまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

はい、どうぞ。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

先ほどお話がありまして、議員のほうから、実際に道がガタガタの場所があるとか、表示が消えているところがあるとかというご指摘がありましたんで。

そういった情報があれば教えていただきたいと思ひますし、道路環境整備課のほうでは、道路パトロールというようなことで、町内を4区画に分けて、道路のパトロールを毎月、毎月ちゅうか月に何回かな、4回かな、回るようにしておりますし。その際には、施設ごとに、日にちによっては夜間も回って照明を見たりとか、道路構造物のガードレールとかガードパイプとか、そういったのを特化して見て回る日であったりとか。そういうふうな観点で、現在道路パトロールのほうも取り組んでおりますので。また、もちろん区長さんあたりからの要望、こういったことに対しても随時、お答えしながら整備のほうは進めさせていただいております。

そういった点から、もしお気づきの点があったら教えたいということで、先ほど言われました都市再生事業、こういったものを活用しながら、現在酒殿駅であったり、長者原駅、こういったものの、駅周辺の整備に充てるといようなことで、町のほうは取り組んできておりますので。

その点も併せてご報告させていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私の言葉でね、町長がそれを切り返されることをなさいましたけど、そういうふうな姿勢で頑張っておられるということ、案外私が分かっていないということもあります。

ただ私は、自分が自転車に乗っていて、あるいは町民の声を皆さんの声を聞いて、それでいろんな生活をしていく中で思い、それをまた町民の皆さんも聞いたりもしています。それで今、きちんと整備をしているという。ただ、整備計画というのは何かあんまり前には出ませんし、あるいは計画がないということは予算もないということではないでしょうか。ほかの予算と一緒にひっくるめて、そういう予算化をしてあるのか。その辺はもう時間がね、あまりありませんので、今後の決算とか予算の状況の中で、歩道整備に関してのことを私は今から聞いていこうと思いますので、よろしく願いいたします。

次にまいります。ふれあいバスの大型商業施設・JR 駅への乗り入れの基本的なコンセプト、及び進捗状況について。

これを9月1日から大型商業施設にバスを乗り入れるようにされていますが、その内容についてお尋ねをします。

町長、いいですか、町長にお願いして。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当所管が住民福祉部になります。所管のほうからお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

平成29年度に、粕屋町町内巡回バス町民アンケートというのを行っております。

その結果、特に要望が多い内容として、土日祝日運行と大型商業施設への乗り入れというのが要望にございました。また、JR 長者原ロータリーへの乗り入れにつ

きましても、要望があつておりましたので、併せて検討を行い、実施するに至りました。

コンセプトといたしましては、高齢者等交通弱者の利便及び地域参加の促進を目的として、また、町民のニーズを基本として、様々な意見を十分に取り入れながら、ふれあいバスの運行に努めていきたいと。進捗状況、よろしいですか。まず平成31年4月に、ふれあいバスの土日祝日運行を開始いたしております。それと並行して大型商業施設と継続的に協議を行ってまいりまして、令和2年9月10日位前から乗り入れについて、合意をしております。それに伴い、多くの町民の方が大型商業施設を利用していただけるよう検討した結果、福祉センターがふれあいバスの四つのコースの発着地点となっておりますので、福祉センターと大型商業施設間を往復運行するワゴン車を導入しております。このことにより、ふれあいバスのすべてのコースでの利用ができることというふうになっております。また、大型商業施設から福祉センターに戻られてからの、ふれあいバスでの待ち時間をできるだけ短くしたいということなど考えまして、時刻表を全体的に見直しております。

今回、JR長者原駅ロータリーに対して、そこを以前から通っておる2コース。2コースについて、JRの乗り入れを行っております。更に地元から要望があつておりました長戸区、現在西鉄のバス停があるあそこに新規で要望がございましたので、新規でバス停を設置いたしております。

以上です。大型商業施設等の細かな数字等、要りますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

実は私、5日と6日に乗ってまいりました。

その時に、感想があるんですけども、だからなおさらこのシャトルバスの目的は何なのか。後で答えていただこうと思うんですけど、予算はどの位かけておられるのか。これは町民の要望が大きかったので、導入されたと思います。それで一応その目的が結局、福祉センターバスとシャトルバスが連動して、そしてできるだけ多くの方が自分の例えば車を使わないで歩いて行かれる方でも、車持っていない方が、その大型商業施設に行くために作られたものだと思っています。

多くの町民の方が喜んでおられますが、まだ1日からなのでね、実際乗られた方はそう多くないと思うんですけど。はっきり申し上げまして、私は乗り損ねた。私は原町なんです。原町から乗って、そして福祉センターまで行ったんですけど、そこが渋滞を大体いつもしてるみたいなんですけど、6、7分遅れたんですね。もっと遅れたかもしれない。ところが、そのバスの時間で9時25分に福祉センター

に着く、そしてシャトルバスは9時35分に出る。この間10分とってあるんですけど、この原町から回ったCコースですかね、その着いたのが、その直後だったんです。だから9時35分の後。だから乗れなかった。だからその次のに私は、1時間待たないといけなかったの、結局タクシーを使って大型商業施設に行つて。そして帰り1時間半ほどそこにいて、これにまた乗って帰ってきました。帰りはとてもスムーズでした。

最初の日がだめだったので、もう1つ最初の9時35分ので乗れるのがあるから、そのコース。しかもそのコースは、JR 駅長者原を通るので、長者原駅まで自転車で行って、そこから乗りました。行きはスムーズでした。帰りもスムーズですが、ただ実質福祉センターから大型商業施設まで7分位なんです。だから、私が思うのに、最初のCコースの分の発着が遅れるって最初から分かっているんだしたら、もう少し福祉センター発のバスを工夫ができないか。2つのコースがそれに乗るように確実に保障できないか。それからもう1つ、あとBとCコースも次の便に乗れるように、その時間が合わないんです。結局、シャトルバスを利用される方は、結局、大型商業施設に行きたいという目的が1つですよ。そしたら福祉センターふれあいバスから着実にシャトルバスに乗ることが大事。乗られることが大事ということの基本をもう少し明確にさせていただいて、お話を申し上げました。そしたらまだ途中だから、今から少しずつそれは検討して、変えていくというふうな話があったんですけど。

結局私が心配するのは、自分が乗れると思っていったら、もう行ってしまったと。自分が悪かったらしょうがないですよ、その時間に。だけど、福祉センターのバスで、繋いで次乗れるという、そういう流れがあるのに、そのとおりに沿って乗ったのに、それが乗れなかったっていうその失望感を、町民の皆さんが抱かれるのはちょっと怖いなっていうふうに思ったので、もう少し検討していただいてね、お願いしたいと思っています。

それで、この予算はどの位かかりましたか。それをちょっと教えてください。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

本田議員の質問にお答えさせていただきます。

予算につきましては、増えた分という形でよろしいんですかね。

人件費につきましては、運転手4名で土日祝日運行しておりますので、当然シフトを組み合わせながらやっております、プラス運行管理者を1名プラス置いております。あとそれ以上につきましては当然、ワゴン車に掛かる燃料費とあと運転手に対して

の適性検査等が掛かりますので、差額としては約1,400万ほど増額が掛かっております。これはあくまでも委託に係るものですので、これプラス、イオンモールのワゴン車のリース代とかが別途掛かっております。掛かっておりますので、それにつきましては、約160万ほど。

5年リースになりますので年額になりますけど、ほど費用は発生しております。以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

費用も結構多額になって、それででも町民の願いということで、頑張ってくださいと思っています。

それで、私は疑問に思ったのは2つあるんですけど、今度の新しいマスタープランにはコミュニティバスという言葉がないような気がして。前の分はコミュニティバスでっていうことあったんです。それで今回、この大型施設にいかれるにあたってのリースが5年ということだったので、5年間は今の状況でいかれるということで認識していいのかなど。

町長は随時、考えながら様子を見ながらやっていくというふうにおっしゃってましたが、その辺はいかがですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

お見込みのとおりでございます。

今回、初期投資をしておりますので、まずはその状況を見て、議員がおっしゃるようによりよい使い方ができるような変更も、今後考えてまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

この粕屋町のふれあいバスが、いろいろ課題はあるんですけども、費用に対する費用対効果をとってもいいと私は思っています。

よその町でコミュニティバスにして、非常に多額の費用をかけているんだけど、乗る人が少ないという状況も知っています。だから、今町長がこの状況でもう少しやれることを、やってみたいっていうふうに思われるんだったらそれはとてもいいことなので、私も今のコミュニティバスにするとかじゃなくて、今のふれあいバスを、町民がいかに有効に使えるかという方向性で、今後5年間位は様子を見さ

していただくかなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問にいいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

教育環境のどこですか。

それでは30分以上を過ぎてますので、ここで換気のため、暫時休憩といたします。

始まりを45分といたします。

（休憩 午後 1 時35分）

（再開 午後 1 時45分）

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

本田議員、どうぞ。

◎ 1 1 番（本田芳枝君）

はい、それでは続けて、教育環境の整備について申し上げます。

本年度 3 月に、粕屋町教育大綱が改定されました。それに沿っている 5 月には令和 2 年度、粕屋町教育行政の目標と、主要施策が発表されました。その中で新しく教育環境の整備に ICT の活用が加わりました。その内容は、児童・生徒が次世代の AI 技術等に対応できるように、多くの授業において ICT の活用を行う。小学校においては、プログラミング教育と関連させて、論理的な思考力を育成することを目指し、タブレットなどの授業を行うというものです。来年度から実際に始まる ICT 教育。粕屋町の教育委員会は今後、この事業をどのように展開させていくのでしょうか。その思いをお聞かせしていただきたく、1 の質問を用意いたしました。

ハード部分は既に準備が始まっていますが、最も大切なソフト部門での課題解決は、どのようにされるのでしょうか。また、教育環境整備ということで、以前より取り上げていた、学校施設のバリアフリー化についても、2 番で取り上げ、教育長にお尋ねします。

それでは、最初の ICT 教育について、教育長の思いを述べていただきたいと思いますが、その前に私は、令和元年の 3 月補正予算において指摘したことございます。それは GIGA スクール導入において、教育行政の施策に盛り込み、政策評価のシステムに、PDCA のサイクルに載せる取り組み。それから、先生方の研修、子どもたちの情報モラル教育などを支援する情報通信支援員の配置などを申し上げていましたが、少しずつ進めていただいているようでございますが、現在の状況、あるいは思いをお聞かせください。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

状況と思いと、どういうふうになったらいいか、よく分かりませんが。

今 Society5.0 というような言葉も、議員御存じかと思います。本当に情報教育を第4世代ではやってきたわけですが、5世代になってきますとそれをどう活用するのか、どう生活と密着させてよりよい生活を過ごしていくか、しかもどの子ども、どの人も。いわゆる SDGs の視点だろうと思いますけど、誰1人取り残さず、全員が幸せに、よりよく生きていく社会を目指していく。そのためには、どうしても ICT 教育力というのが必要になってきますし、そういった機器をやはり使いこなさないといけない。思いですので少ししゃべりますよ。

以前は、学校に来るといろんな道具があったので、子どもたちはそれが扱えるのがうれしくて学校に来ていた。ところが、現在は、家庭のほうにいろんな機器があるわけですよ。学校に来ると旧態依然の、例えばパソコンを使うとか。そういったことで、今家庭のほうにいろんな意味で進んでいる。それをやっぱり、学校教育負けてはいけないよねということで、まずやっぱり最先端の学校に、いろんなハード面を入れる。そしてやっぱりモラルは、やっぱり学校教育できちっとやっばやるべきだと、いうところで今議員がおっしゃるように、プログラミング学習も小学校のほうに入ってきましたし、情報モラルも以前から中学校小学校、それから親子で学ぶ情報教育、誹謗中傷、ネット上の。いろんなことを今取り組み、学校のほうでやっております。

これに向けて支援員は、やはりそこで学校の先生方に、こういったことが今問われてるんですよ、こういったことが今社会で要求されてますよっていう、やっばそういった情報も入れていただかないといけないし、先生方は、教科のプロではあるかもしれないけども、そういう ICT の最先端の技術はなかなか導入、学ぶ機会がございませんので、そういった方々から研修して学んでいくと。それをまた子どもたちに、1つの媒介として繋いでいくということは、僕大事だろうと思います。

それで今、どういう状態かという先日から話してますように、皆さん方からも予算のほう、可決していただきましたが、今年度中に全小・中学生に1台ずつタブレットが手元に行きます。各小・中学校に高速の Wi-Fi の環境整備をやります。そして今回の議会をお願いしてますように、ICT の支援員の配置についての人件費等についても、承認をお願いしたいということをしております。更にあと何でしたかね。情報教育と PDCA、これについては、今から授業のほうでどうやってやっていくかっていうのを、例えば担当者を集める、例えば教頭を集める、例えば校長たちの研修をする。これは以前、新しい、例えば教育方法が入ってきますと、例えば、LL 教室というのが昔ありました。これをどう授業で使ったらいいのかっていうこ

とを、いろんな学校が研究してそれをみんなが視察に行くとか。その次が今度パソコンが入った時も、パソコン教育をどう学校で位置づけるのか。ということで、またこれもいろんな研修会がありました。

今度はタブレットの世界になってきました。しかし、タブレットはこれまでと違って1人ずつ持ちますので、いろんなことができるわけです。無限の可能性が、僕あると思う。これをみんながそれぞれこんな使い方もあるよ、こんな使い方もあるということで、恐らく学校教育はこれが今度はメインになって、しかも紙がない。ペーパーレスの時代で、いろんな情報のやりとりも職員間でできる。校務支援システムもそうですけど、そういったことで僕は、いろんな可能性があると思います。

最後に一つだけちょっと申し上げますと、子どもたちにとっては、このタブレットが文具になります。はい、なので三角定規とかコンパスと同じように、水彩道具とか書道セット、あれと同じような形で常に身近において授業を受けていく、学んでいくと。ということで僕なっていくと思うから、とにかく僕も楽しみにしております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

いいですか。ほんとはよくしていただいて、今進んでるなと思いますが、私が指摘したというふうに申し上げてたのは、例えば今までパソコンを配置しました、あれしましたっていうけど、そのときはみんなすごく頑張って、それを何とか取り込もうと、電子黒板もそうですけども思うんですけど、しばらくすると、それが何となく中途半端に終わってたり、だからパソコンが古いのがあるっていうのはやっぱり使われてないからなんですよね。だから評価、きちんと評価をする。それ次に繋げる、で予算がとれるものは取る、とれないなら次の次にするとかいう、そういう流れが大事だろうと思うんですけど、是非このICT教育もそういうPDCAのサイクルに乗せていただけたら。そのためには、目的、それからその事業の内容っていうのをきちんと計画として上げて、それがこれとこれはできたけど、これはできてない、じゃ評価としてはこうだねっていうふうな形で、1年間終わるような流れを是非作っていただきたい。

これは歩道整備も同じなんです、私今からそれは言いますけれど、要するにやるのがたくさんあるでしょ。だからあれもしたいこれもしたい、しかしお金がない。じゃあどうすればいいんだっていうときにきちんと計画を立てておく。その計画に沿って少しずつ進んでいけば、されていると思いますよ。だけど、その流れがとて

も大切だということで、是非この ICT 教育には、それは取り入れて、幸い、今年、大綱にも入れていただいたし、今年目標と主要施策の中にも入れてくださっているの、多分それは評価としてつくので、次に繋げるかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

それで次に、粕屋町の小・中学校においては、7月に6つの学校のホームページができました。今まで学校の様子が個別に発信されたものです。保護者以外の町民は分からなかったんですけども、情報が共有できるようになり、私も楽しみに見えています。粕屋町の公式ホームページと併せて、子どもたちの ICT 教育に生きた教材として、とても有効なものになるのではないかと、そこに町長部局のほうから職員も配置されているようで、学校教育課の中にそういうことに詳しい。それで一段と粕屋町の ICT 教育は、進んでいくのではないかと。いうふうに思っていますが、ただ進むということがどういうことなのかというふうに思うときに、何かテーマがあったほうがいいというふうに私は思っているんです。

それで今、世界中で取り組んでおられる SDGs、それからそれを具現化した粕屋町のまち・ひと・しごと創生総合戦略、それから今度粕屋町の総合計画もすべて、SDGs に関連した流れをとっていますので、子どもたちが、その技術を身に付けあぐまでもツールですよ。そのツールを、そういうことを学ぶことに生かすという形で、そういうことを中心に進んでいかれたらどうかというふうに思っていますが、それを考えておられるのは存じ上げてますが、どう思われますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

SDGs っていうことが今出ましたので、2030年までに持続可能な開発目標ということで、これについては、ICT を使う使わん関係なしに、例えば理科の教育の中で、自然環境、例えば海とか水とか陸の環境とかいうことで、これは学んでおります。

その中で今回の台風の仕組みとかいうのを、やっぱり学ぶのは教科ございます。また、社会科のほうでは、人権に関するもの。または貧困に関するもの、またはそういった類い、いろんな教科とかまたがってきて、それをタイムリーにとか、例えば世界中のいろんな資料を、タブレットですぐ手元に集められるっていうのが僕は、これからの授業っていうか学びの中心になっていくのかなと。

だから、今回パソコンにそれぞれインストールするんじゃなくて、クラウド上でやっていきますよっていうのは、例えば、子どもたちにカラーの学習プリントは配りにくかったんですが、これをその繋ぐことによって、目の前にカラーで学習プリントがあるようなもんだと。かなり僕はそういったことで成果が上がってくると

思います。それで、結局なんやったとかいな。すいませんね。

だから、そういったいろんな教科の中でそういった観点は、今までもありましたけど、その資料とか考える根拠になるものが、すべて子どもたちの手元に瞬時で集められるようなものに今からなってくるので、私は本当に子どもたちが新しい学びっていうかな。

それが常にできるようになってくるんだらうと、いう思いがあります。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

はい。それでただ学校でするっていうだけじゃなくて町全体が、このSDGsの取り組みを子どもたちと一緒にやっていく、それがうちの町のまちづくりに繋がる。という流れもいいんじゃないかなと思って、何かそういうふうにならないかと思って、私今わくわくしているところなんですけど、多分そういうふうには、子どもたちのほうから言ってくるんじゃないかというふうに思っています。

それで今の先々代の文部科学省の大臣のようですが、柴山昌彦さんという人がGIGAスクールを導入したというふうにおっしゃってますが、端末や数多くの教育ツールを駆使すれば複雑な空間図形を分かりやすく指示したり、最新の研究内容を利用したりする高度な授業ができる。それでも一方、児童・生徒には、不登校や発達障がいを持つ子どももいると。それぞれが学習できる場所で、自分の理解度に合わせて授業を受けることが可能であろうというのを見つけた時に、あるいはほかの新聞記事か何か。特別支援教育にも、タブレットが生かせるというふうな内容を私、目にしたんです。

うちの町は本当にその支援が行き届いて、その希望者とても多い。だからもう、教室も満杯。だからああいう、今西小学校でいろんな取り組みをしておられるようですが、このタブレットをその教育ツールとして、そういうことにも生かせるような方向性をうちの町の特色として、やっていかれたらどうだろうかというふうにも思っています。

これあくまでも私の今の考えなので、何かあります。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

特別支援教育については、本当にもう10年近く前から、こういった小さなタブレット、小さなパソコンを使ってやりとりは、子どもとしてある先生はいらっしゃいました。

ただネットには繋がってませんが。だから、私はかなり進んでると思います。
ありがとうございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

はい。ということで今教育長の熱い思いを、語っていただきましたので、かなり、私も期待感が更に増してまいりました。次に行きます。

学校施設のバリアフリー化について。エレベーターの設置なんですけれども、時間があまりありませんので、実はこれ私、昨年の12月から、自分の課題として取り上げていますが、今現在、7月の20何日かに粕屋中学校のホームページに、工事中というのは上げておられたんで進んでるなっていうふうに思ったんですけど。

教育長にもお話ししましたが、今4つの学校にしか、その粕中を入れてあげられないので、その次のあと2校をどのようにするか計画を。立ててほしいというふうにお願いしていますが。

その件について今は、どういうふうを考えておられますでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

担当所管である、学校教育課の課長から答えさせたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

はい。それではお答えします。

それでまず、現在エレベーターは小学校2校、中学校に1校設置しております。

平成27年度に粕屋西小学校、で28年度に仲原小学校、で29年度に粕屋東中学校に設置し、今、おっしゃるとおり、粕屋中学校で今設置工事を行っております。議員が言われました、この中央小学校と、大川小学校につきましては、まず中央小学校は、ちょっとコロナで来年度からになりましたけど、4年間で行います。あの大規模改造工事の中で、設置する予定でございます。それとあと、大川小学校につきましては、令和6年度から予定しております大規模改修工事で設置予定なんですけど、必要に応じて単独工事とかあと、優先順位等をつけまして行うことも、そのときになって検討しなければならないとは思っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

はい。ということは平成6・7年位には、すべての小・中学校にエレベーターが設置できそうだと。ということは、これは子どもたちだけではなくて、避難所として学校の体育館を使うことも考えられていると思います。そういうときにも、エレベーターで上に上がるかどうかは、避難所とは関係ないかもしれませんが、おじいちゃんおばあちゃん、あるいは足の悪い方が学校に行かれるとき、あるいは学校の先生だっていつ事故に遭うか分からない。そういうときに、やっぱりエレベーターがあるっていうのはすごく心強い。

今回も4月に中学校に入学された方が、足を骨折をされたんです。でもそれは若いから早く治ったんですけど、実際その話を聞いてすごく喜んでおられました。それからボランティアの方で車椅子なんですけど、以前ボランティアをしてあって、脳梗塞なられたんですけど。このエレベーターがあれば、いつか私も学校にまた再びボランティアできるかもしれない、というふうにおっしゃっておられたので、学校でエレベーターをつける、あるいは学校のバリアフリー化っていうのはとても地域の皆さんに喜ばれる内容と思うので、今後もそういう方針なり、計画をきちんと定めてしていただけたらありがたい。

予算の関係がございまして、こればかりするわけにはいかないと思いますが、実は障がいを持っておられる方が、自分で声を上げるっていうのは非常に困難。これは、障がいをもった身でないと分からないと思うんですが、実は私もう大分前に鬱になったんです。議員なる前ですよ。そしたら、ものが頼めない。私は普通頼む人に、あるいは家族でも平気で頼めることが、そういう状況になると頼めないんです。余計なことを考えて、その時に初めて、たったそれだけでも思いましたから、障がいを持って生きておられる方が、私のためにこれをしてくださいっていうのが言いにくいわけです。だからそれを制度として、国全体が今、平成25年だったかな、障害者総合支援法ができて、いろんな流れがあって、だんだんしていくと思います。

だから、障がいのあるほうを何とかするんじゃなくて、それに合わせた社会の側をバリアをフリーにするという考えが世界的のようございまして。そういった流れの中で、粕屋町がエレベーターをいずれ6個も設置していただけるっていうのは非常にありがたいので、私は今喜んでおります。

ありがとうございました。

次に行きます、次は。いいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

どうぞ。

◎ 11 番（本田芳枝君）

すみません、その他の課題についてというところで、デジタルワイヤレス補聴援助システムに関することというふうに書いております。

これは、実は昨年から要望がございまして、私ども議員とそれから教師、先生方と話す機会が年に一度あるんですね。昨年、ある先生がこういう問題があるんですよって言われて持ってこられたんですけど、そんなに大変なことではないから、いずれ解決するだろうというふうに思っていたんです。ところが、今年私はその会に出席することができなかつたんですけど、同じような内容でこられたので、先生にちょっとお話を聞いた上で調べました。

それはもともと難聴の方は、障がいとして、障害者手帳を持っておられる方は、ちゃんと補助が本人は1割、国や県が9割負担であるんですけど、問題は中程度、軽度の難聴のお子さんなんです。で、町も県も国も、だんだん支援が手厚くなりまして、平成26年に、それから軽度・中度の難聴児のお子さんに補聴器を補助するという、要綱ができました。それを利用して、それは3分の2補助してもらえます。ところが、その時に流れがこの補聴器の流れが、FM型送信機とそれからデジタルワイヤレス送信機、それがロジャーっていうんですけど、そのロジャーのほうに移行しつつあって、FM型だったら、支援ができるんだけど、ロジャーのほうは難しいような内容があったんですね。

それで、その点について悩まれた保護者の方が私に來られて、その支援ができないか、そして学校でロジャーを学校の備品として扱うことができないか、という相談がございました。結果的に学校では、それが無理ということが分かりまして、私も納得をしたんです、ご家族の方もそう思っておられます。ただ、そこで非常に私は、感心いたしました、うちの流れのシステムを。だからそのことについて、ちょっと申し上げようと思います。

あるお子さんが未就学児のときに、耳が聞こえが悪くてお母様のおっしゃることはよく分かってなくて、暴れちゃいけないときに暴れたり、だからお母さんが自分の躰が悪いと思っておられたようですが、未就学児健診のときに、そのお子さんが軽度の難聴であるということが分かりました。それで勧められて補聴器を買い、それは補助があったと思います。小学校に行って通級学級、通常じゃなくて通級のほうに週1度、結局聞こえが悪いので、先生方に一度、1週間に1度そこに通って学ぶという。で聞いた話ですけど粕屋町は、通級学級が福岡県では2番目に多い。きちんと整備をされた学校のように。その通級の先生といろいろお話をして、ロジャーの件もいろんな情報もそこで入って、ロジャーっていうのは、送信型と受信型と2つがセットになってるんです。子どもさんのほうは難聴で耳にあてる、そして

先生がワイヤレスマイクのようなものをつけて、そのデジタルで声を直接その子どもさんのほうに届けられる。それで、小学校では1人の先生でよかったんですけど。

中学校では先生方が変わられるので、何とかそれを学校のほうで負担できないかという内容でございましたが、今そのお子さんがロジャーを補助では、買ってないんです、難聴は買われたけど。本来なら、支援があるはずなのにそれで県のほうに問い合わせたらちょっと県もすごくその確認するのに、時間がかかったということで、最終的に今そのロジャーのそのシステム、送受信のそれは、県が3分の2補助してくれるということになりました。それで私は、もう個人はそれでいいんじゃないかと思うんですけど、学校の先生方がその子どもに対して、非常に熱心にどうやったらその子が、きちんと学ぶことができるかということのを学校全体で考えてくださって、今それは子どもたちにとって、そういう支援の中で勉強ができてるということが、実は今回この調査によって分かりました。

それで粕屋町が、本当にそういう丁寧なところで先生方と町役場が一緒になって支援をしているということがよく分かりましたので、そのことも併せて報告しながら、今後更にそういった事を進めて、次から次といったら悪いんですけど、進めていい方向に行ってるなってすごくあの思いましたので、皆さんの努力を本当に感じております。

ただ物事は、なかなか一朝一夕にはいかないもので、こっちでいい部分があってこっちで先ほど歩道の件で私はちょっと怒らせたかなと思いますけど、そういうことでもありますのでね。なかなか難しいことありますけれども、粕屋町は着実にそういうことで、前に進んでいってるということを私はすごく感じておりますので、これからは議会と一緒に、皆さんと頑張っていこうというふうに思っております。

教育長いかがですか、町長、何かございましたらお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

教育長の分も一緒にお答えします。

はい、まさに今こういった、耳のご不自由な方、本当にハンディをお持ちになる方に対してスポットを当てる時代だろうと思います。答えを用意してましたら、すべて議員さんが今おっしゃられましたので、はい、まさにそのとおりをお伝えしようと思ってたんですよ、学校関係の現状、そしてまた、介護福祉課のほうで今そのロジャーに対する特例補装具給付費、そして補助もしております。

今後こういったことも、いろいろ研究しながら進めたいと思っております。

ありがとうございます。

(11番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

これにて3日間に渡りました、「一般質問」を終結いたします。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時11分)

令和2年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和2年9月28日（月）

令和2年第3回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

令和2年9月28日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

（追加）第1. 議案等の上程

（追加）第2. 議案等に対する質疑

（追加）第3. 議案等の委員会付託

第4. 委員長報告

第5. 委員長報告に対する質疑

第6. 討論

第7. 採決

（追加）第8. 国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会の廃止について

第9. 委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治

2番 井 上 正 宏

3番 案 浦 兼 敏

4番 安 藤 和 寿

5番 中 野 敏 郎

6番 太 田 健 策

7番 川 口 晃

8番 田 川 正 治

9番 福 永 善 之

10番 久 我 純 治

11番 本 田 芳 枝

12番 八 尋 源 治

13番 木 村 優 子

14番 山 脇 秀 隆

15番 小 池 弘 基

16番 鞭 馬 直 澄

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文

議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（13名）

町長	箱田 彰	副町長	吉武 信一
教育長	西村 久朝	総務部長	山野 勝寛
都市政策部長	山本 浩	住民福祉部長	中小原 浩臣
総務課長	堺 哲弘	経営政策課長	今泉 真次
協働のまちづくり課長	豊福 健司	学校教育課長	早川 良一
社会教育課長	新宅 信久	総合窓口課長	渋田 香奈子
子ども未来課長	神近 秀敏		

(開議 午前9時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

改めまして、皆さまおはようございます。

今定例会では、3日間に渡りまして15名の議員の皆さんが一般質問をされました。熱意ある有意義な質問と、執行部の答弁でありました。また、新型コロナウイルス感染状況は、福岡県の直近一週間の人口10万人当たりの感染者数は、0.6人前後に大きく下がっております。先の読めない状況であり、引き続き一人一人が感染防止に努めることが大事であります。

こういう状況であります。町内の2小学校は修学旅行を実施し、何事もなく無事に帰校されたと聞いております。児童の皆さんの楽しんでいる様子が、目に浮かんでおります。楽しい、よい思い出づくりができたことと思います。今後も残りすべての小・中学校で、修学旅行が計画をされております。生徒・児童の皆さんは、大変楽しみにされているようでございます。実施に向けましては、保護者の皆さんのご理解とご協力をいただいておりますこと、また、先生方におかれましては、計画から実施に至るまで、行程、現地調査、1校当たりのバスを4台から8台に倍増するなどの安全対応に大変なご尽力をされて実施いただいておりますことを感謝申し上げます。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日、町長から追加議案が1件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、「議案等の上程」とし、議案第96号を議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、追加日程第1、「議案等の上程」として、議案第96号を直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

追加日程第1、「議案等の上程」、議案第96号を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、本日提出されました議案等は1件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

それでは早速ですが、追加で提案させていただきます議案1件について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第96号は、「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について」でございます。

令和元年度一般会計決算の中で、総務課所管の町有地普通財産売払い申請による売却に関し、売却価格を決定する際の事務において、不適切な処理があったことが判明しました。このことについては、決算審査及び定期監査において、並びにその結果報告において、監査委員から厳しくご指摘を受けております。このご指摘を行政の責任者として真摯に受けとめ、町長及び副町長の給与を臨時に減額するよう、給与月額の特例を定めるものでございます。

具体的な内容としましては、令和2年10月から令和3年6月までに支給する、町長及び副町長の給料月額について、町長は20%、副町長は10%の減額措置をするものでございます。

以上で、追加する議案の提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

追加日程第2、「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

追加日程第3、「議案等の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日、追加で上程されました、議案第96号「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について」につきまして、総務常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案第96号につきましては、付託表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

それでは、ここで追加議案の審査を行いますので、暫時休憩といたします。

(休憩 午前9時36分)

(再開 午前11時25分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

ただ今、審査を行いました追加議案第96号の討論及び採決は、後ほど行います。

議案第74号及び議案第75号、いずれも「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」、以上、2議案を一括して議題といたします。

本案に対し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番（安藤和寿君）

議案74号及び議案75号を一括して報告させていただきます。なお、本案件につきましては、人事案件でありますので、審査の内容につきましては、割愛させていただきます。

議案第74号は「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして報告を行います。

平成23年10月から粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております、友野和憲氏の任期が、本年9月30日をもって満了となることについて、同氏を再度選任するため、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求められたものです。経歴につきましては、参考資料に載せてありますが、同氏は、長年不動産鑑定士として土地、家屋の評価に携われてこられた専門家であります。本委員に最適の方で、人格・識見共に優れた方です。

付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて原案どおり同意すべきと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第75号も同じく「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、報告を行います。

平成25年2月から粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております、満行貞夫氏の任期が、本年10月31日をもって満了となることについて、同氏を再度選任するため、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求められたものです。経歴につきましては、参考資料に載せてありますが、同氏は元粕屋

町の職員で、役場在職中は会計・財政部門、更に税務部門にも長年携わられており、本委員に最適の方で、人格・識見共に優れた方であります。

付託を受けました、総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて原案どおり同意すべきと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いをいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これらの議案は、人事案件につき、先例・申し合わせ事項により討論を省略し、これより議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第74号「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

続いて、議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第75号「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第76号「粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番(安藤和寿君)

議案第76号は、「粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、報告をいたします。

本議案は、本会議に提案しています、「粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」が令和3年4月1日に施行する予定としており、また、粕屋町私立幼稚園就園奨励費補助交付金交付に関する規則を廃止することから、当該条例及び規則を引用しています本条例について、所要の改正を行うものです。当委員会での審査では、所管からの説明において、個人番号と保育料の無償化の関連について、確認の質問をしました。

付託を受けました総務常任委員会におきまして慎重に審査した結果、全員賛成にて原案どおり可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第76号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第76号「粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第77号「粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第78号「粕屋町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第79号「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について」、議案第80号「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第81号「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、以上、5議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

（厚生常任委員会委員長 久我純治君 登壇）

◎10番（久我純治君）

では、77号から81号まで一括して報告します。

議案第77号は、「粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました厚生常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

福岡県重度障がい者医療費支給制度について、令和3年4月1日から制度改正が予定されており、県の条例・準則等の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。題名中「重度障害者医療費」を「重度障がい者医療費」の害の字を平仮名に変える。又、「粕屋町子ども医療の支給に関する条例」を「粕屋町子ども医療費の支給に関する条例」に改める。この条例は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る、重度障がい者医療費から適用する。町長は前項の規定にかかわらず、施行日の前においても、改正後の粕屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例第5条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して、重度障がい者医療証を交付することができます。

厚生常任委員会におきまして慎重審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第78号は、「粕屋町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました厚生常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

福岡県子ども医療費支給制度について、令和3年4月1日から、助成対象年齢を中学3年生までに引き上げる制度改正が予定されており、県の条例・準則等の一部が改正されました。これに伴い、当町においても、通院に係る医療費の助成対象年齢を、中学校3年生までに拡大するために、所要の規定の整備を行うものでございます。改正の概要といたしましては、中学生の通院に係る自己負担限度額を月1,600円とし、助成の拡大を行うものでございます。この条例は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の粕屋町子ども医療費の支給に関する条例第5条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる。

付託を受けました厚生常任委員会におきまして慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第79号は、「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました、厚生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

「成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、総務省の「印鑑登録証明事務処理要綱」が改正された。これに伴い、成年被後見人であっても所定の要件を満たした場合は、印鑑登録を行うことができるようにするため、所要の規定の整備を行うものでございます。

「粕屋町印鑑条例」の中の第2条第2項第2号を次のように改める。「意思能力を有しないものとして規則で定めるもの」で、「（前号に掲げる者を除く。）」改正の概要といたしましては、法定代理人が同行し、かつ、成年被後見人から印鑑登録の申請があるときには、その成年被後見人は意思能力を有する者として、印鑑の登録を受けることができるものとするものです。粕屋町での成年被後見人の数などの質問がありましたが、法務局の仕事なので分からないとのこと。なお、この規則は公布の日から施行します。

付託を受けました厚生常任委員会におきまして慎重審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第80号は「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました厚生常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

令和元年10月1日から子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。今回の改正は、この幼児教育・保育の無償化により、子ども・子育て支援法に基づく、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」が公布されたことに伴い、

これに関連する所要の規定の整備を行うものでございます。その他、改正法における文言の追加・修正や、条項ずれに伴う改正についても、運営基準府令の改正に従い、条例の一部改正を行う。この条例は、公布の日から施行し、改正後の粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の規定は、令和元年10月1日から適用する。今回の改正で、保護者の負担が変わらないのかというような意見もありました。

付託を受けました厚生常任委員会におきまして慎重審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第81号は、「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました厚生常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

児童福祉法に基づく、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、これに関する所要の規定の整備を行うものでございます。付託を受けました厚生常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。改正の趣旨としまして、児童福祉法に基づく、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、これに関する所要の規定の整備を行うものでございます。粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年条例第19号）、以下「条例」という。第7条は保育所等との連携、第17条は食事の提供の特例、第46条は連携施設に関する特例、附則第3は食事の提供の経過処置を定めており、これらは、基準省令に従い定めるものであることから、条例においても基準省令の改正に伴い、条例の一部改正を行うものであります。その他、改正法における文言の追加・修正に伴う改正についても、基準省令に従い、条例の一部改正を行うものでございます。この条例は、公布の日から施行します。

付託を受けました厚生常任委員会におきまして慎重審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（厚生常任委員会委員長 久我純治君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

議案第77号について、今説明を受けました。それで障害者の害の字を平仮名にす

るというのは、この問題は、以前からお話があったので、すぐ理解できたんですけれども。次の、子ども医療の支給に関する条例を、粕屋町子ども医療費の支給に関する条例というふうに改めると。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員、議案第78号にもう移ってます。

◎11番（本田芳枝君）

いえ、77号です。「費」を付けたのが深い意味があるのか、別になのか。あるいは拡充する意味があるのか、その辺が分からないので、次の議案とも関連しますので、ちょっとここで質問をさせていただくことにしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我委員長。答弁できますか。委員長に対する審査の経過と結果のみですので、内容についてでなければ、委員長回答してください。

久我委員長。

◎10番（久我純治君）

一応これは、要するに粕屋町独自でやってることじゃなくて、政令に従ってやっ
てることなんですよね。だから粕屋町独自でやってないから、そのとおりの、もう
降ろして、粕屋町が条例としてやっていることと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

よろしいですか、本田議員。

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

粕屋町子ども医療の支給に関する条例っていう条例は、すみません、私も調査不
足でいつできたのか分からないんですけれども。それを、子ども医療費の支給に関
する条例に改めるというふうに変更される理由が今の説明では、ちょっとよく分か
らないんです。

私が質問したのは、「費」を付けることによって拡充できるのか。たまたま文言
の訂正というか、つけ足しをちょうどいい機会だからこれでしょうっていうのに意
味があるのか、その辺がちょっと分からなかったものですから、お尋ねしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我委員長。

◎10番（久我純治君）

私どももその、どうのこうのちゅうんじゃなくて、今言ったように、概要は漢
字は平仮名につちゅうこと前から言うてありましたけど、これは医療ちゅうことだ
けやったけど、医療費に改めるといふことの文言だけで、私たちは、説明を受けて

おります。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員、いいですか。ここでの質疑は、委員長に対する審査の過程と結果ですので、そのものに対する質疑は、開会日に終了してしますので、ご理解をいただきたいと思います。

はい、本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

今の説明では、委員長が説明がなかったら、そのことに関して、質問はできないということになると思うんですね。委員長はあくまでも、この議案に対する全体の委員会での質疑の中で、それをされたと思うので、当然ここまで理解をされた上で、考えた上で、その報告をされていると思うので、報告になかったとしても、この議案に関することなので質疑ができると思います。それで、私はこの今の時期に申し上げた次第です。

◎議長（鞭馬直澄君）

議案に対する質疑については、開会日に「質疑はありませんか。」ということで、そこで終わっておりますので、ここでの委員長報告に対する質疑については、何度も申し上げますが、経過と結果に留め、議案の提出者である町に対して内容についての質疑することはできません。これは、会議規則第43条、町村議会の運営に関する基準94ということで明確になっておりますので、内容についての質疑は、もう終わってるということですので、ご理解ください。

はい、本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ということは、この件に関する疑問も、それから拡充かどうかという審議も、なされなかったということになりますね。それで、私も今の議長のお話は了解しまして、個人的に調査をさせていただくことにいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

ほかにございますか。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第77号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第77号「粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり、可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

これより、議案第78号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第78号「粕屋町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第79号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成のボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第79号「~~粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について~~」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。(285頁再開時参照)

◎議長（鞭馬直澄君）

これより、議案第80号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第80号「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり、可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

これより、議案81号の討論に入ります。

原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第81号「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

これから議案第82号からになりますが、ちょうど12時となっておりますので、お昼の休憩を挟むか、若しくは換気のための暫時休憩と、どちらかにしたいと思いますが。

(昼休憩を望む発言あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

お昼ですか、はい、分かりました。

それでは、暫時休憩といたします。

再開を13時ちょうどといたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

先ほど、議案第79号の採決結果のところ、議案名を誤って発言しておりましたので、訂正をさせていただきます。正しくは、「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決いたしました。」でございました。

大変失礼いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

議案第82号「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番（久我純治君）

議案第82号は、「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員による審査でございましたので、要点のみをご報告いたします。

歳入歳出それぞれ、6億4,726万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、217億3,511万9千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、地方交付税を1億1,533万3千円、県支出金を2,900万5千円、繰越金を5,284万7千円、町債を4億149万1千円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、子育て支援事業費を1,369万8千円、清掃センターの解体工事に着手するため、清掃センター保安管理事業費を3億4,936万円、農業振興事業費を2,609万8千円、小学校運営事業費を1,611万9千円、財政調整基金積立金を2億1,445万2千円増額し、小学校施設整備事業費を2,228万3千円減額するものでございます。

公務災害の状況説明とか、町営住宅火災保険の説明、防災無線の不具合での今の時代の対応とかありましたが、また、幼稚園の先生の退職説明など、いろいろな質問が出ました。

付託を受けました予算特別委員会におきましては、慎重審査の結果、全員賛成で原案どおりに可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

この議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第82号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

太田議員。

◎6番（太田健策君）

令和2年度の補正予算について、反対をいたします。

道路環境整備課所管の粕屋町清掃センター解体工事費についてということで、建設委員会のほうで説明を受けましたが、当初、平成25年度の設計時に2億6千万位かかるという報告で、今回の設計で、8億7千万かかりますという報告がありました。差額にして、約6億1千万増になります。普通、見積り作るのに6億ということ、これ8億7千万ということは3倍ですね。当初の2億6千万の見積りのときの3倍になります。3倍の内容を確かめたところ、アスベスト処理が1億、ダイオキシン処理が4億もかかるというような報告を受けてました。それで、当初の2億6千万っていうのは、どういう見積りをされたのかと。

まずもってもう少し2億6千万という金額を出されたっていうのは、清掃センターですからダイオキシンやらアスベストが入っとうちゅうことは、了解した上での見積りと私は思います。その中でそれが入ってなかったっていうことになりますと、いかにでたらめな積算の仕方をしたのかというようなことに考えます。それで、そういうでたらめの積算をされるところが、また今度は8億7千万もということになりますと、これもまた信用できないというようなことで、町民に対してどういう説明をしたらいいのか、戸惑ってしまいます。

それによって、今回、3億4,936万の工事費に対して反対をします。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第82号「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

議案第83号「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第84号「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第85号「令和2年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第86号「令和2年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」、以上特別会計4議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

議案第83号から86号まで、一括してご報告いたします。

議案第83号は「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員による審査でございましたので、要点のみをご報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,589万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、37億2,838万2千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税171万円を増額し、収支均衡を図るため、歳入欠かん補填収入を2,760万1千円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、諸支出金を5,780万3千円増額し、前年度繰上充用金を7,866万4千円、国民健康保険事業費納付金を504万9千円減額するものでございます。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第84号は、「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過と結果につきましては、議員全員によります審査でございましたので、要点のみをご報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,488万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5,521万2千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料を700万、繰越金を2,788万円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を3,488万円増額するものでございます。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第85号は「令和2年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございましたので、要点のみをご報告いたします。

今回は、保険事業勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億3,190万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億9,055万7千円とす

るものでございます。歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を105万4千円、支払基金交付金を393万円、前年度繰越金を1億2,517万6千円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、諸支出金を1億2,775万6千円、地域支援事業費を412万6千円増額するものでございます。

次に、介護サービス勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ115万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,585万6千円とするものでございます。歳入といたしましては、サービス収入を400万減額し、繰越金を258万円、一方、歳出といたしましては、サービス事業費を115万円減額するものであります。付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第86号は「令和2年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」でございます。付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございましたので、要点のみをご報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、150万2千円とするものでございます。歳入といたしましては、前年度繰越金を32万6千円増額し、歳出といたしましては、一般会計繰出金を32万6千円増額するものでございます。

付託を受けました予算特別委員会におきまして、慎重審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第83号の討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第83号「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第84号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって議案第84号「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第85号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第85号「令和2年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案86号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第86号「令和2年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

続きまして、議案第87号「備品購入契約の締結について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

（総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇）

◎4番（安藤和寿君）

議案第87号は、「備品購入契約の締結について」でございます。付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、ご報告いたします。

粕屋町乙仲原東区、乙仲原西区、阿恵区を管轄する第10分団の消防ポンプ自動車が、購入より19年を経過しており、老朽化及びポンプ性能が低下し、火災時に十分な消火活動ができない恐れがあり、支障があるため買替えを行うものです。この買替えを実施するに当たり、指名業者7社による指名競争入札を行いましたところ、株式会社九州防災センター 代表取締役 永江昭浩が、消費税を含む1,969万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議決を求められたものです。参考資料による入札価格、価格に対しての落札率は98.27%です。財源につきましては、防災・減災対策のための緊急防

災・減債事業債の起債で対応することになっております。

当委員会で、前回入札予定価格と一緒に、どのような設定で入札予定価格を出しているのかなどの質問が上がりました。当委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告して終わります。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第87号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

今回の決算特別委員会で私は質問しました。消防ポンプ車の放水実績は、と。決算報告では、平成30年度8件の火災が起こっております。内、消防団出動は0件でございました。令和元年度11件の火災、内、消防団出動は7件でした。実際の放水はゼロでございました。同じく決算報告では、粕屋南部消防組合分担金として4億4,200万円が報告されておりました。初日の本会議の中で一部事務組合の元年度決算についての報告もございました。南部消防組合は、歳出総額20億276万円との報告でございます。

消防ポンプ車が必要な理由。これから19年後、大体19年が目安と最近なっておりますが、使っているのだろうか。10年後活躍しているのだろうか。こういったことを私はずっと疑問に思っていました。今回の備品、消防ポンプ自動車購入契約の締結の中で、十分に消防活動ができないという理由がありました、説明がございました。また、消防ポンプ車の導入方針に基づいて、計画的にやっているとのこと。町内に15台もの消防ポンプ車が果たして必要なのか。十分に消防活動ができないということであれば、例えば、これまでもたびたび指摘されてきました団員の減少、あるいは日中団員がいなくて消防車が出動できない。そういうふうな最少人員2名集まることができるのか、そういった問題も今出てきているのではないかと考えております。

これから10年後、あるいは19年後、私たちはどのような災害というものを想定しているのか。今私たちが抱えてる災害というのは、いろんな分野で起こっておりま

す。先日の台風であろう、あるいは、毎年のように起こる大水、そういうふうなことに對して、対処できるのが果たして毎年のように買っている、購入している消防ポンプ車であろうかということ、私は疑問に思っております。私たちが消防団に對して何を期待しているのか。火災時の出動はもちろん、季節での夜警とか、災害時の人命救助、あるいは行方不明者の搜索活動、避難所の設営、あるいは各分団エリアでの避難所開設、いろんなことがあるかとは思いますが、こういった場合に、果たして消防ポンプ車が有用なのかということ、消防ポンプ車であっていいんだらうかというふうなことを思います。先日の人吉などの災害なんかでも、消防ポンプ車が広報活動をやっている。それが果たして適切な行動だらうか、いろんな疑問を私は思っております。

そんな中で、はしょりますが、今回、担当との話をさせていただきました。いろんな勉強さしていきました。そしたらその中で、国土強靱化地域計画というものを次年度策定がなされると聞きました。大切なことだと思っております。それ以上に、先週の木曜日に私たちは、第5次総合計画の後期基本計画（案）の報告を受けました。その中に後期5年間の重点プロジェクトっていうのが、新たに組み込まれているではありませんか。その安心・安全という分野の中に、防災・減災への取組みが掲げてありました。内容は防災月間、防災の日と災害時における感染症対策ということであります。私は、ここに国土強靱化計画、地域計画を基にした重点プロジェクトにすべきだと考えます。そのことは、持続的成長の分野にも繋がり、魅力・誇り向上の分野にも繋がるものと考えております。特に、消防団員が誇り高く活動できる、基本施策、基本計画が大切なのです。

団員が誇り高く、最適に活動できるような方針、装備、あるいは備品購入、訓練ができることを願い、そして200名近くの潜在能力ある集団を宝の持ち腐れにならないように、大いなる骨格ができることを願って、今回あえてこの反対討論といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第87号「備品購入契約の締結について」は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第88号は、開会日に採決を終えておりますので、次に、議案第89号「令和元年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長 安藤和寿君 登壇）

◎4番（安藤和寿君）

議案第89号は、「令和元年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」、付託を受けました決算特別委員会での審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、重点施策、要点のみご報告いたします。

令和元年度は、新たな元号のもと、新しい国づくり、まちづくりが始まり意義深い年。粕屋町の予算編成においては、平成29年度予算から導入した枠配分方式から、人口増に伴う必要経費の増額から、枠予算内での経常的な経費を補うことの限界、税制改革などへの対応や全庁的な視点で財源調整をするために、予算編成方式を積上方式による予算編成を行い、執行されました。令和元年度の町長の施策方針並びに基本計画に沿った執行か確認、予算どおりに執行されたかを入念にチェックし、次の年にその反省が生かされるように慎重に審査いたしました。

重点事業として、第5次粕屋町後期基本計画の策定に着手、第2期粕屋町まち・ひと・しごと創生総合の策定から、まず経営政策課所管の行財政改革推進事業であります。行政資源の有効活用から第5次粕屋町総合計画後期基本計画の策定、「太陽と緑のまち」、「協働でつくる安心のまち」をまちづくりの基本理念とし、まちの将来像を「心かよいあうスマイルシティかすや」と定め、町民、地域と行政が共に、新たな時代のまちづくりを推進していくために、後期基本計画の策定に向けて、総合計画審議会を設置し、有識者並びに公募による町民4名の16名で構成さ

れる総合計画審議会、また、第2期粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定から10名で構成される推進会議、持続可能な社会を形成するため、SDGsの考え方に基づいた戦略のブラッシュアップが行われていました。

審査において、議員の質問は、プライマリーバランス、地方債の元利償還額を除いた歳出と、地方債発行収入を除いた歳入のバランス状況の確認など、質問が上がりました。総務課所管の職員研修の実施状況、粕屋町単独研修参加延べ人数459人、予定現額に対し執行率75.5%であったことから、職員研修においては多くの参加を行い、職員のレベルアップに努めていただきたいとの意見など、次年度においては、適正に執行できるよう、更に多くの参加を期待いたします。

一般会計の決算額は、歳入総額149億3,262万7,665円、歳出総額144億8,902万4,725円で、歳入歳出差引額は、4億4,360万2,940円。この額には、次年度への繰越明許費、繰越財源9,075万5千円が含まれ、それを差し引いた実質収支額は3億5,284万7千円で、次年度へ繰越しとなり、一般会計の町債残高は、前年度より2億6,170万7千円減少し、99億8,399万6千円となり、基金残高は、前年度より1億3,565万6千円減少し、35億4,155万5千円となりました。主な歳入としましては、町税67億9,911万円、地方交付税9億485万円、国県支出金33億9,328万円。収支の状況については、歳入、前年度と比較して個人・法人町民税や固定資産税の増、その他、子ども・子育て支援臨時交付金の交付による増もありましたが、ふるさと納税については、1人当たり寄附額の減少により6,025万9千円の減少となりました。歳出については、前年度と比較して、正規職員数の増により、人件費が1億1,744万2千円(6.5%)の増、旧清掃センターの解体に向けた土壌汚染調査の実施などにより、物件費2億552万7千円(8.1%)の増となった一方で、普通建設事業費は、仲原小第1期大規模改造工事の実施による増加要因があったものの、昨年度実施の、保育所施設整備費補助事業の終了などの影響により、2億4,353万9千円(16.8%)の減少となりました。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、慎重に審査した結果、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことを、ご報告いたします。

(決算特別委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

この議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員により審査を行っております。よって質疑を省略し、これより議案第89号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

太田議員。

◎6番(太田健策君)

令和元年度の粕屋町一般会計歳入歳出の決算について、反対をいたします。

反対の理由といたしましては、町営住宅の敷金が会計課で管理されておると聞きました。その管理されて、その先はどうなってるのかということになると、介護福祉課のほうで担当しておりますということで、介護福祉課のほうに問い合わせしましたところ、それについては、何もされていないというような報告を受けました。それで、粕屋町の町営住宅管理条例を見ますと、敷金。「町長は、入居者から入居時における3か月分の家賃金額を敷金として徴収する。」とあります。「既定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。敷金については利子はつけない。」と。「町長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全な確実な方法で運用しなければならない。運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる入居者の共同の利便のために利用するものとする。また、町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用、畳替え、破損ガラスの取替え等軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は町の負担とする。」ということになっておりますが、町のこの会計報告には、敷金の内訳明細は何も上がっておりません。

管理条例でこうやって決められとるものが、なぜ上がってこないのか分かりませんので、私は、一般会計歳入歳出について、十分な決算がされてないということで、反対をいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

第80号議案「令和元年度粕屋町一般会計決算の認定について」、賛成の立場で討論いたします。

一般会計決算の総額は、歳入が149億3,262万7千円、歳出が144億8,902万5千円です。普通会計の実質収支は、3億5,318万4千円の黒字となり、経常収支比率は、昨年同様89.7%でした。決算特別委員会では、審査において、監査委員さんからの総務課所管の件については、この後96号の議案で審査があると思いますので、十分にそのことはそこで話し合いがなされると思います。結果、議会としての対応。だからそれを除いた、以外の事業に関してはきちんと説明があり、財政の状況は概ね良好、不認定とする事案はなかったので、認定することに賛成いたします。そうした中で、評価できることを2点と、指摘、今後の参考にしていただきたいこと1点を述べます。

評価できること、2点のうち1点目は、町税の収納率がアップして、糟屋郡1市7町でトップとなったこと。町民が喜んで納税してくれるまちづくりまでには、まだ課題が多いと思いますが、部・課を超えて、収納課と関係各課の徴収体制が、確立したことによる成果として高く評価いたします。2点目は、国民健康保険の住民福祉部上げての取組みについて。特定健診受診率の向上のために、受診対策に力を入れているのは、毎年ですが、従来とは違った一步進んだ、公務員の発想を超えた取組みの報告がありました。議会との視察を参考に、部内の連携が進んだものと認識しております。また別件では、町民からの陳情による町単独のおたふくワクチン接種も、予算に対して90%を上回る実績があったことを評価いたします。

最後に指摘。今後の取組みについての提案は、決算の数字が毎年同じ流れで、改善が進んでない事業について申し上げます。それは、先ほども委員長報告がありましたが、職員研修事業です。当初予算の数字を、年度末の3月補正で大幅に減額。それでも決算では、減額した金額の執行率75%という状況が続いています。昨年も指摘させていただきました。提案としては、働き方改革の研修を更に進めていただきたい。様々な要因があるでしょうが、残業時間が大幅に増えていることを危惧いたします。粕屋町の今後のために、全国レベルで粕屋町という自治体の方向性を探るために、研修を深めてほしいと考えております。

現在進行中の令和2年度も同じ流れにならないように指摘して、私の賛成の立場での討論は終わります。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第89号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第89号「令和元年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

た。

ここで場内換気のため、暫時休憩といたします。

再開を14時ちょうどといたします。

(休憩 午後 1 時47分)

(再開 午後 2 時00分)

◎議長（鞭馬直澄君）

再開します。

議案第90号「令和元年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第91号「令和元年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第92号「令和元年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第93号「令和元年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、以上、特別会計4議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤決算特別委員会委員長。

(決算特別委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番（安藤和寿君）

議案第90号から議案第93号まで、一括して報告させていただきます。本案件につきましても、議員全員での審査でございますので、結果のみご報告いたします。

初めに議案第90号「令和元年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、報告いたします。

令和元年度歳入歳出決算は、歳入総額35億9,545万9,551円、歳出総額35億9,679万4,778円で、歳入歳出差引額、133万5,227円のマイナスとなりましたが、歳出に平成30年度決算の赤字分への繰上充用金7,057万1千円が含まれているため、単年度の収支では、6,923万6千円の黒字となっています。また、医療費適正化対策として、特定健診、特定保健指導のほか、ジェネリック医薬品の普及促進を図り、削減効果額は約1,068万円の効果で、今後とも更に推進していくことを期待いたします。

以上、慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第91号「令和元年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

令和元年度歳入歳出決算は、歳入総額5億3,459万1,020円、歳出総額5億670万9,536円で、歳入歳出差引額2,788万1,484円が、次年度へ繰越しとなりました。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料4億245万7,430円で、歳出の主なものは、

後期高齢者医療広域連合納付金の4億9,124万3,917円であります。

以上、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第92号「令和元年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

令和元年度の決算は、保険事業勘定で、歳入総額24億4,301万7,106円、歳出総額23億1,784万1,006円で、歳入歳出差引額1億2,517万6,100円が次年度へ繰越しとなりました。歳入の主なものは、第1号被保険者保険料が5億6,277万8,654円、国・県・支払基金からの負担金及び交付金が13億6,430万8,849円、一般会計からの繰入金3億9,878万903円、繰越金が1億1,582万3,498円であります。歳出の主なものは、全体の87%を占める保険給付費が20億1,825万2,577円、総務費が7,299万8,544円、地域支援事業費が1億975万7,281円あります。

次に、介護サービス勘定で、歳入総額1,332万1,361円、歳出総額1,305万1,303円で、歳入歳出差引額27万58円が次年度へ繰越しとなりました。歳入については、ケアプラン作成によるサービス収入が1,220万7,375円、繰越金が111万3,986円で、歳出は総務費1,193万9,430円、サービス事業費111万1,873円あります。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第93号「令和元年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

令和元年度の決算は、歳入総額221万3,734円、歳出総額187万7,519円で、歳入歳出差引額33万6,215円が次年度へ繰越しとなりました。歳入の主なものは、貸付金の償還と繰越金であります。貸付金の償還につきましては、現年度分の償還率が100%、過年度分の償還率が1.9%で、歳出の主なものは、一般会計繰出金183万6千円です。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

(決算特別委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

これらの議案につきましても、委員長報告のとおり議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これから、議員第90号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎8番（田川正治君）

議案第90号、粕屋町国民健康保険特別会計決算認定について、反対討論を行います。

私は、この決算認定での反対をする点について、昨年の当初予算のときにも反対討論を行いました。それは、福岡県の単一化によって、国民健康保険の制度が、運営が変わるといふもとにおいて、県からのいわゆる歳入面と、町が上納する、県に上納する歳出面との関係においても不足する。いわゆる集めるお金が、県から来るお金、国から来る交付金などが少なくなることによる赤字決算になっていく。そういうこともある中で、それまで一般財政からの繰入れを行ってきた。増やしてでもこの国保会計を運営していくべきだと、粕屋町としていう点でした。

そういう点では、この構造的な国民健康保険の制度が変わったことによって、粕屋町としてどういうふうな、今後、この国保の運営の仕方、また国保料を徴収することなど、健診の問題とかも含めてありますけど、そういうのも、計画を立ててやっていくことがあっても、なかなか今のこの粕屋町の国民健康保険税が高いこととか、徴収率も96%位。実際に滞納している人たちも含めて、短期保険証が80人位いると。それで、今、96%で100%に収納率持っていくということになったら、160人位の世帯の人たちの保険料を回収しなければならない。そういう点も含めて、県からの保険料の徴収と検診率など含めて、標準保険料率に反映させたり、保険者努力支援制度によって、ペナルティーをかけるようなことなど含めて、ある中でなかなか町として、自治体としてこの運営が大変だというのはあるわけです。こういう中で、県が国が、一般財政からの繰入れをなくすようにというようなことなどで強力に指導してきているのがあるわけですね。一般財政の繰入れをしないで、このまま、この国保の運営をしているならば、当然その保険料を引き上げることにしか解決の道がない。というような方向をなりかねない、という問題があります。私は、県が示す標準保険料率であってもこれは、県は指導的目標ということですので、これを町の一般財政繰入れてからでも、保険料引き上げない方向を施策を行っているというようなことなど、是非、やっていくようにすべきだということです。

今までは、地方自治体で国保運営をやっていたわけで、それまでは一般財政の繰入れて、赤字、保険料を上げない。そのために赤字を生まないというようなことで、運営してきているわけですね。これが先ほど言いましたように、都道府県の運営になった途端にそういうことを止めさせるような運営の仕方、ということについて問題があるという立場なんです。もう1つは、保険料を今後引き下げていくということも含めて、どういうふうに引き下げるというのは、負担軽減のためにどういうふうにしていくかということも含めた処方箋が、町としても、この国保会計に運営していく上に方向性を持つというようなことも併せて、決算と、今後の国保運営も含め

た施策を示していくように、町として考えて、考慮して対応してほしいという立場なんです。

そういう点で、この一番初めに言いました、今年の当初予算の中で一般会計からの繰入れを行わない状況のもと、この決算の中では、そういう赤字解消とか、保険料を上げない、こういうことをどうやっていくかという点から今回の国保についての決算の認定に対して反対の立場です。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第90号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第90号「令和元年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第91号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎8番（田川正治君）

議案第91号、粕屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、反対討論。

これは、福岡県の後期高齢者医療連合の中で、福岡県連合の中での運営ということで、町でこの問題について、どうこの問題について、決算も含めですけど、予算

も含めやっていくかというのがあります。ただし、私たちが、この後期高齢者医療制度の制度そのものの問題と、それともう1つは、このまま上がり続ける後期高齢者の医療保険料について、どのように県の連合に対して問題を提起していくか、問題を上げていくかと。負担がかからない制度としてという点があります。そういう点では、全国知事会とか市町村会とか町長会もそうですけど、この後期高齢者医療制度に対しての負担が強まっている状況のもと、やっぱり公的支援も含めて、増やすべきだというようなことが、今言われ始めたんですね。当初は、保険料そのものを県で決めていく、ということだからということで推移するというのがありました。ただ、今県が持つての剰余金が163億円、そして基金が61億円あると。この基金をいかに、後期高齢者の保険料の負担軽減のために使わせるかという問題を、私たちは県に対しても、上げていくべきだということと考えております。この61億円のうちの14億円を使えば、1万円の引下げができるということなんですよ。

私たちが、この保険料が毎年上がっていくという状況で、片一方では年金は下がるという状況の中で、高齢者、75歳以上の後期高齢者の負担が強まっていくということについて、それについての保険料の軽減、負担軽減を求めていくということが必要だと思います。福岡県の昨年度は、8万2,043円、保険料になったんですね。それから、前年度比べたら2,320円増えたんです。当初のこの後期高齢者医療制度が始まったときから保険がかかると。負担がかかるというのは高齢者が増えるから、医療費が増えるからということが言われております。しかし、実際は高齢者が増えることによって、保険財政はなかなか運営できない位。支払いするほうですよ、支払いするほうの高齢者は負担かかるという状況が年々強まってきているという状況なんです。そういう点からも、私はこの後期高齢者の県の連合に対しても、連合議会での意見も上げているというのがあります。

日本共産党の議員もここに参加して、負担軽減のためのいろんな提案をしてるわけですけど。議会とか、町長も含めたメンバーでのこの広域連合議会、県のですよね。ここでそういう点も含めて、また町からもそういうこの負担軽減のための要求は、是非上げていくことが必要だということです。そういう点で、決算の問題と併せて、後期高齢者そのもののこの制度自体が、制度が始まってから言われ続けているのは、高齢者に負担をかける姥捨山と言われるような制度がまだ続いているという、そういう点からも元の老人保健制度に戻して、国からの補助も増やして、そして維持すべきだということから、この後期高齢者医療制度の決算に対して、反対意見としては以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第91号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって議案第91号「令和元年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

これより、議案第92号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第92号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第92号「令和元年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第93号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第93号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。
(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第93号「令和元年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

議案第94号「令和元年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、及び議案第95号「令和元年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、以上、企業会計2議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤決算特別委員会委員長。

(決算特別委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番（安藤和寿君）

それでは、決算特別委員会に付託を受けました議案94号、95号の審査と経過につきまして報告いたします。本案件につきましても、議員全員での審査でございましたので、結果のみご報告いたします。

議案第94号は、「令和元年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」であります。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和元年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書のとおり、自己資金へ2億6千万円、建設改良積立金へ1億8千万円を処分するものです。併せて、令和元年度粕屋町水道会計

決算は、配水管改良工事などを5か所行ったほか、粕屋浄水場中央監視操作盤ほか、更新工事などを行い、収益的収支につきましては、消費税を除く、事業利益9億8,309万2,396円、事業費用8億574万9,005円で、差引き1億7,734万3,391円の純利益を計上しています。

次に、資本的収支は消費税を含み、収入総額74万8千円、支出総額4億308万3,724円で、差引不足額4億233万5,724円につきましては、過年度分、損益勘定留保資金などで補填されるものであります。

決算特別委員会におきまして、慎重に審査しました結果、議員全員の賛成で原案可決及び認定すべきものと決しましたことを、ご報告いたします。

引き続き、議案第95号は、「令和元年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」であります。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和元年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書のとおり、自己資本金へ1億5千万円、減債積立金へ1億円処分するものです。併せて、令和元年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算は、事業収益12億9,468万8,211円、事業費用12億1,358万3,137円で、差引き8,110万5,074円の純利益を計上しています。

次に、資本的収支は消費税を含み、収入総額7億9,120万5,030円、支出総額9億9,524万3,673円で、差引不足額2億403万8,643円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填されるものでございます。

決算特別委員会におきまして、慎重に審査しました結果、議員全員の賛成で原案可決及び認定すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

(決算特別委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。よって質疑を省略し、これより議案第94号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第94号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決及び認定であります。本案は、委員長の

報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第94号「令和元年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

これより、議案第95号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第95号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第95号「令和元年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり、原案可決及び認定することに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

続きまして、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番（安藤和寿君）

諮問第3号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、付託を受けました、総務常任委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。なお、本案件につきましては、人事案件でありますので、意見の内容につきましては割愛させていただきます。

人権擁護委員の森紘氏の任期が、令和2年12月31日をもって満了することに伴い、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求められたものです。森氏の経歴につきましては、経歴書にありますように、社会教育委員や福岡人権擁護委員協会の会長や粕屋町社会福祉協議会の会長をされており、人格・識見共に優れ、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、賛成多数にて原案どおり推薦すべきと決しましたことをご報告し終わります。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は人事案件につき、申し合わせにより討論を省略し、これより諮問第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、適任であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、委員長の報告のとおり、適任と決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

続きまして、意見書案第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）」を議題といたします。

意見書案第1号につきましては、開会日に提出者の趣旨説明及び質疑を終了しております。よって、これより意見書案第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

ただ今可決されました、意見書の事後処理につきましては、議長にご一任願います。

◎議長（鞭馬直澄君）

続きまして、請願第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について」を議題といたします。請願第1号につきましては、開会日に請願者による趣旨説明及び質疑を終了しております。

よって、これより請願第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許可します。

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

請願書について反対討論させていただきます。

開会日に、請願者である江藤氏にわざわざ足を運んでいただいて、請願の趣旨の説明をいただきました。十分に理解をいたしましたし、私自身も子どもたちの豊かな学び、学習環境の充実の重要性というのは、十二分に理解をしているつもりであります。しかしながらこの請願では、国庫負担率を3分の1から2分の1に復元するという内容で、これではどうしてもちょっと拡充には繋がらないのではないかというふうに私は考えております。粕屋町は、全国的に見ても稀な状況のように子どもたちが、児童の数が増えてきております。当然、ハード面の整備が必要になってくるかと思えます。30人以下の学級を保とうとすると、ハード面の整備が必要だと思えます。そういった中で、一律に国に求めるとというのが、どうしてもやっぱりこう、児童が増えているところにスポットを当てて、支援を求めていくっていうことが、私は請願のほうにも書いてあります、教育の機会均等と水準の維持・向上に繋がるのではないかというふうに考えております。

しかしながら、最初にも述べましたとおり、請願者の思い、それは私も重要性は十二分に考えておりますので、今後請願に関しては、内容によって委員会付託をしていただいて、審査を行い、継続審査を行うこともそうするとできますので、よりブラッシュアップした形で、より高まった請願になるのではないかというふうに思っていますので、その点も皆さんにもう一度考えていただきたいというのを申し添えて、

私の反対討論とさせていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

前者は反対の意見を述べられましたが、もう時代は既に進んでおります。

去る9月24日金曜日、自民党教育再生実行委員会本部は、1クラス30人以下学級の少人数学級の実現に向けて、政府に義務教育標準法の改定を求める決議を採択し、同日、馳本部長らが、萩生田光一文科相に決議文を手渡しています。新型コロナウイルス対策で3密を回避し、パソコン端末の活用を進める観点から、きめ細かな指導の充実を図ることが不可欠だと指摘しています。少人数学級化は、段階的に進めることとして、2021年度の来年度の予算で財政措置を検討するよう要請しています。

また、必要な教員数は8万人から9万人程度で、自治体が計画的に人材や教室を確保できるよう政府に方策を示すこと。地方自治体がそうしていく方策、それを求めているそうです。公明党さんについても、同日24日、小・中学校の1クラスの定員を30人以下とすることを求める決議をまとめたという記事も発信されています。政府及び主要政党の足並みが、大体揃ったようです。少人数学級を進める段階にもう来ています。

約10万人に近い教員が必要ですが、現場では、非正規の先生方や一度は退職された先生方を呼び戻して、正規教員と同等の教育が行われています。元々、多くの非正規の先生方に頼って、小・中学校の教育が行われているのですから、定数が全く少ないのは当たり前です。2017年5月の文科省の調査によりますと、公立の教員数は小学校が40万9,665人、中学校が23万3,782人、合わせて64万3,447人となっていますが、更に少人数学級を進めるためには、自民党さんの政策では8万から9万の教員が必要なんです。概算でも6分の1、約15%の教職員定数の拡大はどうしても必要なんです。また、質の高い教育を進めるには、教員の身分を保障することが必要です。非正規の正規化が必要なんです。教職員定数を増やす必然性が、ここにも生まれています。

次に、それを維持する教育予算が必要です。義務教育費国庫負担分の予算の総枠は、もちろん増やさないと実行できません。もちろんこれが大事です。しかし、それだけでは地方自治体の持出し分、これは3分の2持ち出さなくちゃいけません。これは増大するばかりです。全国知事会や市長会、町村長会が要求したんだから、自分たちが負担せよ、それでは事は進みません。現在の政府負担、政府負担金を3分の1から2分の1に戻せば、6分の1の予算が新たに生まれます。地方自治体は、

それぞれそれを使って、非正規の正規化とか、正規・非正規職員の待遇改善とかができます。また、教職員の配置等に柔軟性が生まれてきます。

そういった意味で、ここに掲げている意見書は、政府が少人数学級を進めていく上で、大きな後押しとが、援護の役割を果たすものと思います。

以上において、私は賛成討論とします。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

小池議員。

◎15番（小池弘基君）

私は反対の立場で、討論させていただきたいと思います。

今回の請願につきましては、私も十分意義は理解してる。やはりこういった改善はする必要があるなと思っておりますけども、今回の趣旨説明の中に、計画的な教職員定数の改善を推進すること、義務教育国庫負担制度2分の1に復元することが求められています。今回、提出先が国、国会でありますので、本当にこの改善を求めていくということであれば、福岡県であるとか、また粕屋町議会だけではなくて、糟屋郡内の議会に対しても同じように、請願、意見書提出の為の請願といったものをやはり求めていくべきではないかなと思います。それと、提案の文言。説明の中にも、単純に3分の1を2分の1に復元するというだけでは、この請願者が議場において、意見を述べておられますように、やはり正規職員の比率が低い、もっと改善してほしい、そういったふうなものを、やはり組入れた内容にすべきではないかと。そういった意味では、今回ここで賛成するのではなく、やはりもう少し継続して文言のやはりこう、実際やるような修正案をもう少し慎重にやっていきたいと。

そう考えておりますので、私は今回、反対討論という形でさせていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

田川議員。

◎8番（田川正治君）

今は、子どもたちが1番今から私たちの明日、将来・未来を付託する、そういう大事な人たち、子どもたちですね。この教育環境をどう変えていくかというのが、今新型コロナウイルスの問題があって、学校の教室の広さの問題もあるし、2mあけるように文科省も言いよると。しかし、実際はどうかと。64㎡か、8×8で。それだけの中に40人が入ってる。30cm位しかもう空いてない。うちは今度はパソコ

ンのための端末も入れるということで、全国的にこれはそういう方向でのGIGAスクールの問題があって、取組んでいくということが言われてるんですよ。これと併せて、このコロナウイルスの問題をどう対応していくかというのが、私たちが子どもに対して、本当に議会でも、自治体としての取組む方向を持っていくべきだと思うんですよ。そのために、先ほど言われた教室、自民党の教育再生実行本部は、新型コロナウイルスから3密を回避すること。パソコン端末の活用などを進める観点から、1クラス30人以下の少人数学級の実現に向けて、教職員8万から9万程度必要だと、合意文書まとめた。これを萩生田文科相に提出したんですよ。それで財務当局、問題は財政どうするかという問題があります。だから、責任持ってこの内容を財務当局に真正面から突きつけて、要請していく。このように、結局担当している国の今の文科省の大臣含めて、自民党の文部科学関係の議員が、何としてもこれは今ねやらなければ、国際的にも遅れているこの教育環境が、改善できないというのがあるんですよ。

もう1つは、この資料で皆さんにお配りして、内容を見ても結局財源が一番少ないんですよ、OECDの中で。これが問題なんです。これは国が一番よく分かっている。2.7%、GDPに対して。平均が4%ですよ。高いところはコスタリカとか、そういう中南米の国などは6%、7%という近いところにはね。それだけ学費に、予算を振り向けているんです。これをやっていくことが、今必要だということの中において、全国知事会とか市長会、町村長会もこの新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言という点で、この教職員を確保する。そして、都道府県が現在3分の2出しているのを、国庫負担2分の1にする。このようなことも援助が必要だと。地方自治体に。そしたら、財源問題も含めて、責任を持った教育環境を作ることに結びついていくんですよ。それともう1つは、SDGs教育目標達成のアンケート、これ私も見てみました。そしたら、自民党から共産党まで全部ですね、野党も与党もないんです。すべての政党が、教育予算をOECD並みに、平均並みに増やすということをするべきだということで、全関係者が政党が賛成して、少人数実現をしていこうと。

少人数学級はですね。これは一番の問題は、やっぱり新型コロナウイルス対策ですよ。これから新しい生活様式、そして、新型コロナウイルスと共生する。そういう時代の中で、私たちだけの時代の問題じゃなくて、子どもたちが今後いろんなそういう条件のもとで危険にさらされないようにしていくことが必要だということで、それだけ関心も高まっているということだと思うんですよ。当然、全国の小学校の校長会、全日本の中学校校長会、高校校長会、特別支援学校校長会、私立学校の連合会名誉各会長は、このコロナ後の学校再開に向けて、どのような施策が必要かということで、萩生田文科相との話で、是非今こそ子どもたちに、そういう環

境づくり、少人数学級と、教職員に一人一人が、大事に子どもがされるようなそういう施策を必要だということも言われてるんですね。私はそういう点から言えば、去年までと一昨年までとは全く違う状況が、今この新型コロナウイルスの中で生まれてきてると。これを受け入れて、どう私たちがこの請願を国に対して求めていく。国もこの方向で今、安倍首相も国会で6月ですかね。私の日本共産党の田村参議員がね、そのことについてね。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員、発言が長きに渡ってますので、簡潔にまとめてください。

◎8番（田川正治君）

内容は全部すべて私の中には、そういう点で、今の時代の中でのね、この請願の内容を正面から私で受け止めて、採択していく必要があるということです。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

木村議員。

◎13番（木村優子君）

反対の立場で討論をさせていただきます。

現在、国で少人数学級の推進に向けて議論が進められていることを重々承知の上で、ここ今立たせていただいているんですが、この請願書の内容の1と2をじっくり見た時に、私が考えるところは、この中において重要、最重要課題及び複雑化している学校現場を考えると、教職員の仕事の煩雑さを無くすことが重要なのではないかとこのように考えております。

また、先生方が授業に専念できる環境を整えることが、大事なんではないのかなというふうに考えております。そのために、教師がやるべきことと、ほかの業者の方に委託できることの選別を明確にしておく必要があるのではないかとこのように考えます。そうすることで、先生がまた子どもと向き合うための時間の確保も、今現在課題となっているところが解消していくのではないのかなというふうに考えております。私は、医療的ケア児の受入体制であったり、学校現場において、もっと必要なことがあるのではというふうに考えております。

国庫負担割合制度の負担割合の復元に関してということで書かれてありましたが、2分の1に戻すと具体的に書かれていたんですけども、以前のように元に戻すことが、教育の機会均等と水準の維持・向上になるのかなというふうに疑問を感じておりましたので、以上の理由で反対とさせていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

すみません、私資料を忘れてきまして、今日は賛成討論しないところなんて思っておりましたが、しなくてもこれ当然流れていくんだろうな。1つだけ持ってきたんですが、2つだけですね。それは、7月の9日の新聞です。もうこのときに既に文部省は、30人学級検討、コロナ小・中3密対策。自民党のほうも先ほど言われたような話です。公明党の方もそういうふうな流れで、文科省に要求出していくというふうなことあって、こんな流れなんだから、当然こういうことが受入れられていくんだろうな。この2日か3日間位ずっと新聞記事過去のを見ていましたら、もうそういうことが当然な形で、いっぱい書いてある。読売でも書いてある、産経でも書いてある。あるいは福岡市は、もう自分たちの予算で30人学級目指してやっていくなんていうふうなことも書いてあるわけですね。そんな流れなんだから私は、今日こういうふうな賛成討論するまでもなく、なるんかなと思っておりました。

もう1つは25日ですか、4日ぐらいに裁判がございましたよね。天草のほうの先生が、超勤で、脳出血起こされてっていうふうなこともありました。あれで、やっぱり今までは100時間というのが1つの目安になってた超勤がですね、ただそれでも80時間でもそういうふうな裁判の流れになって、福岡高裁で逆転勝訴を先生がされるというふうな、そういう流れがあるのについていうか。今更反対されるなんて、私には考えられないっていうかですね。

そういう思いで、賛成討論をさせていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

反対の立場で討論いたします。

ここで問題なのは、この2分の1っていうのに復元をするっていうのが、私はどうもひっかかるんですね。これが、その理由が小泉政権下の三位一体改革の中で3分の1から2分の1になったと。これは悪い改革だったと。だから、これを戻すんだっていうふうにしかなんかどうして思えないんですね。拡充は分かります、当然そうです。30学級もそうです。認めます。これは正解なんです。ただ、このお金、国庫負担割合を変えるっていうことが、どういうことなのかと。

今、この資料の中にも、世界のOEDから見た教育費の割合を言っていましたけど、当然、日本もこれ全額負担補助でもいいんですよ、書き方としては。どうしてそこ

の2分の1にこだわるかが見えてこないんですね、今回。ここがどうも分かりにくい。ていうのが私の疑念なんですね。だから、そうではなくて、拡充を求めるのであれば、全額国が負担しろよと、それぐらいの意気込みで請願書が出てきてもいいのかなど。そして、どうも気になるのが、近隣町で出てないんですよ、同時に。私は同時にこういったものは、やってこそ初めて意味を持つもんだと。粕屋町だけが出してね、これがね、どういう意味があるのかっていうのも1つあります。県が負担割合の分を補填してますよね。本来であれば、粕屋町が補填しなきゃいけないものを県がやってるわけですから。国ではなく県に対して、あなた方頑張ってくださいね、国にそこから県から出してくださいねっていうのが、僕は本筋だろうと思うんですけど、県にも今回この請願出てない。これはどういうことなのかと。

本来であれば、足並みをそろえて一緒にやって戦っていかうっていうのが、私は本来の姿であるのかなと思いますので、粕屋町が勇み足をしてやるよりも、もう少し条件整備を整えて、みんなで一生懸命話し合って、そして国に要望していく、県に要望していくっていう、この流れのほうが私はいいのではないかなというふうな思いで、今回は再考を願うっていう意味で、今回の請願に反対、採択に反対いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

すみません、今皆さんの意見を聞きながら、私自身の考えを申し上げたいと思います。

粕屋町の視点から。粕屋町は教育予算をっていうか、本当によくかけてくださっていると思います。今日も、議長が先ほどおっしゃったように、修学旅行。これを躊躇する自治体も多分多いし、形を変えて実行するという自治体も多いんじゃないかなと思いますが、あえて最初の予定どおり修学旅行を子どもたちに楽しませてやりたい。私はいつも感謝したいのは、特別支援学級の充実、通級制度の充実、そうといったことの、本当に粕屋町は自治体としてかなり町雇用の職員を採用したり、ハード面でも本当に本来ならば、国がしなければならぬことを粕屋町がしているというのを私は、様子を見ながら本当に感謝しております。

教育は、国がしなければならぬ。それが段々減ってきて、2分の1が3分の1になるという、そういう状況の中で果たして私たちは、国の将来に責任を持てるのか。最近はそのことを強く感じています。2040年、2050年の日本の将来は今の子どもたちにかかっています。ところが今の子どもたちは、本当に親が疲弊しているこ

ともあって、先生方も大変な状況の中で、子どもたちは気持ちをだんだんだんだん狭めていってます。せめて先生だけでも国がきちんと雇用をする、そういった流れを、作るべきではないかというふうに思います。

3分の1がどうの、2分の1に復元するのはどうのとか言われますが、本当に大事なことは何なのか。教育を国がきちんとする、その一歩の手だてとしてこういう請願が出ている。そしたら、その請願に賛成しようではありませんか。

そう思って、私の賛成の立場の討論といたします。

普段から本当に、粕屋町の教育委員会の皆さん、ありがとうございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。本案を、原案どおり採択することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成少数であります。よって、請願第1号は不採択となりました。

◎議長（鞭馬直澄君）

続きまして、本日追加提案されました議案第96号「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

（総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇）

◎4番（安藤和寿君）

議案第96号は「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について」でございます。付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、報告を行います。

令和元年度一般会計決算の中で、総務課所管の町有地普通財産売払申請による売却に関し、売払価格を決定する際の事務において、不適切な処理があったことが判

明し、このことについて監査委員から指摘を受け、損失額の補填をするため、措置として、町長及び副町長の給与を臨時に減額するために、給与月額の特例を定めるものです。特例の概要としましては、令和2年10月から令和3年6月まで支給する町長の給料月額を20%、副町長の給料月額を10%減額措置とするものです。

付託を受けました総務常任委員会の審査において、普通財産の売払いにおいて売却ルールがあったのか、と不適切な処理において、職員の処分に関する質問など、現状の内容では、最良の判断とは言えないことの見解が上がりました。

審査の結果、賛成多数において継続審査とすることに決しましたことをご報告いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今、安藤総務常任委員会委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がっております。お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、本日追加の議事日程第8「国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会の廃止について」を議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、追加日程第8「国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会の廃止について」を直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

追加日程第8「国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会の廃止について」を議題いたします。

本件に関し、委員長の調査報告を求めます。

久我国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会委員長。

(国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会の廃止について。

本委員会に付議されました事件につきまして、調査を終了しましたので、粕屋町議会会議規則第77条の規定に基づき、別紙のとおり調査報告書を議長宛てに提出しております。

議員の皆さまにおきましては、先日の全員協議会の場において、お配りしておりますのでご覧ください。昭和55年12月25日、初めて本特別委員会が設置され、調査研究は始まったのです。思えば、3町が初めてまとまったプロジェクトチーム、ソフトバンクファーム誘致、自然活用型ボタ山公園のことが思い出されます。最後の本特別委員会が平成29年6月12日に始まりました。その中で、ボタ山開発の経緯、ボタ山の状況・現状、今後のスケジュール等を協議を行っていきました。その中で、ボタ山の火災、未来環境都市協議会などの話題がありました。

今後、ボタ山開発については、3町長が合意した開発計画を、3町長の私的諮問機関である国鉄志免炭鉱ボタ山開発推進協議会、委員は各町の正副議長を含む4名、計12名で構成し、協議し、答申することになりました。

従って、国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会において、ボタ山の開発計画を主体的に調査研究することが無くなったため、その目的を終えたものと考え、調査を終了するものです。

これもちまして、当委員会からの報告を終わります。

(国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、「国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会の廃止について」の討論に入ります。

まず、特別委員会廃止に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、特別委員会廃止に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、「国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会の廃止について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、調査終了であります。

委員長からの調査終了の報告をもって、国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会の廃止に賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって同特別委員会での調査は終了とし、国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会は、廃止をすることに決しました。

◎議長（鞭馬直澄君）

「委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査」を議題といたします。

先ほどの継続審査ですかね。はい、総務常任委員会での継続審査となりましたので、そのことを追加した書類を今から配付させていただきます。はい、総務常任委員会に追加となっております。よろしゅうございますか。

それでは、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の継続審査と特定事件調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び特定事件調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び特定事件調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

自席からではございますが、今議会の閉会を迎えるにあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

去る9月4日に招集をいたしました、今議会におきましては、令和元年度決算の認定議案や補正予算案など数多くの議案等の審議を賜り、活発なご議論を頂戴しな

がら、議案第96号を除く、すべての議案に可決、承認をいただきました。ありがとうございました。心から感謝を申し上げます。

去る9月16日に、新しく菅内閣が誕生いたしました。菅義偉総理大臣は、7年と8か月余りの間、激動する日本の内外情勢を安倍晋三内閣の中枢である、官房長官として乗り越えながら、経済などの国内情勢の変化に対応されてきました。中でも、ふるさと納税制度の発案、そして特に新元号「令和」の幕開けの時には、その象徴として脚光を浴びられました。新しい内閣は、「国民のために働く内閣」としてスタートを切りましたが、これから国難というべき新型コロナと共存しながら、社会経済活動を建て直し、強い日本を再生していかれる手腕を大いに期待すると共に、私自身もここに、改めて「町民のためにしっかり働く役場、粕屋町」となれるように、国や県と、なお一層の連携を図りながら、粕屋町の今後の発展に尽力していくことを強く決意しております。

町長に就任して、早くも2年が経過いたしました。残り半分の任期を折り返すにあたり、町民の皆さんに住みやすさと質の高い公共サービスの提供などを、今後も持続して行うため、そして、このことを何よりも実現していくための人材と、財源の確保が不可欠であろうと思われまます。そのためには、企業立地の推進を積極的に行うと同時に、優良企業の粕屋町からの流出阻止を行い、普遍的な財源の確保を行うこと。また、先見性のある人材の養成に尽力したいと思っております。

これからもこの町が発展し続けるために、私を先頭に職員すべてが、たゆまぬ努力を惜しまないことをお誓い申し上げます。どうか議会におかれましても、自治体経営の両輪として変わらぬご指導、そしてご協力を賜りますようお願いし、閉会に当たっての私の挨拶といたします。

本当に今日はありがとうございました。

◎議長（鞭馬直澄君）

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、令和2年第3回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって、令和2年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後3時19分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鞭 馬 直 澄

署名議員 太 田 健 策

署名議員 田 川 正 治